

## 新 旧 対 照 表

改正後	改正前
目 次	目 次
第1章 総則（略）	（同左）
第2章 事務計画（略）	
第3章 納税者管理に関する事務（略）	
第4章 諸申請等の処理事務（略）	
第5章 記帳指導及び青色申告事務等（略）	
第6章 申告書用紙及び決算書用紙の送付に関する事務 （中略）	（同左）
個⑥035-4-2 試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成27年分以降用）	（新設）
（中略）	（同左）
個⑥056 エネルギー環境賦課低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	個⑥055-1 （同左）
個⑥057 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成22年分以降用）	個⑥055-2 （同左）
個⑥058 沖縄の特定中小企業者の経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）	個⑥056 （同左）
個⑥059 沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（附表）	個⑥057 （同左）
個⑥060 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	（新設）
個⑥061 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	個⑥058 （同左）
個⑥061-1 特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	個⑥059 （同左）
個⑥062 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成26年分以降用）	個⑥060 （同左）
個⑥062-1 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成27年分以降用）	（新設）
個⑥063 国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る所得税額の特別控除に関する明細書	個⑥061 （同左）
個⑥064 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	個⑥062 （同左）
個⑥065 生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	個⑥063 （同左）
個⑥066 情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成22年分用）	個⑥064 （同左）
個⑥066-1 情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）	個⑥064-1 （同左）
個⑥066-2 情報基盤強化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額	個⑥064-2 （同左）

改正後	改正前
<p>に関する明細書（付表）  （廃止）  （廃止）  （中略）  個⑥072 債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費参入に関する明細書  （中略）  個⑥074 高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書  （廃止）  （中略）  個⑥077-5 福島再開投資等準備金に関する明細書  （中略）  個⑥109-5 平成 27 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書（損失申告用）付表（東日本大震災の被災者の方用）  （廃止）  （廃止）  （廃止）  （廃止）  （後略）</p>	<p>個⑥065 教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書  個⑥066 中小企業者の教育訓練費の額に係る所得税額の特別控除に関する明細書  （同左）  個⑥071-1 （同左）  （同左）  個⑥072 （同左）  個⑥074 改良優良賃貸住宅の特別償却に関する明細書  （同左）  （新設）  （同左）  （新設）    個⑥110 特定相続人の特別還付金請求書付表  個⑥111 特別還付金請求書付表  個⑥112 特別還付金の額の計算明細書（対象保険年金の最終支払年分が平成 15 年分以後の年分用）  個⑥113 特別還付金の額の計算明細書（対象保険年金の最終支払年分が平成 14 年分以前の年分用）  （同左）</p>



改正後

改正前

個④001 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書【表面】

個④001 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書【表面】

税務署受付印

平成\_\_年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求書

Header information form including tax office name, address, and taxpayer details.

平成\_\_年分所得税及び復興特別所得税について次のとおり更正の請求をします。

Request details form with fields for purpose of request, reasons, and date.

請求額の計算書(記載に当たっては、所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。)

Main calculation table with columns for tax amounts and request amounts, including various tax categories and adjustments.

※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「株式等の分離譲渡所得等」、「上場株式等の分離配当所得」、「先物取引の分離雑所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。

Form for tax payment details, including bank account information and payment method.

Administrative stamp and identification fields at the bottom of the page.

(署名押印) (電話番号)

税務署受付印

Header information form for the previous version, including date and stamp.

平成\_\_年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求書

Header information form for the previous version, including address and taxpayer details.

平成\_\_年分所得税及び復興特別所得税について次のとおり更正の請求をします。

Request details form for the previous version, including purpose and reasons.

請求額の計算書(記載に当たっては、所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。)

Main calculation table for the previous version, identical in structure to the current version.

※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「株式等の分離譲渡所得等」、「上場株式等の分離配当所得」、「先物取引の分離雑所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。

Form for tax payment details for the previous version, including bank account information.

(署名押印) (電話番号)

改正後

個④001 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書【裏面】

書き方

- この請求書は、国税通則法第23条又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する更正の請求をする場合（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第21条において、所得税法第152条及び第153条を準用する場合を含みます。以下同じです。）に提出するものです。
  - 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について、更正の請求ができる期間は法定申告期限から原則として5年です。  
なお、平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税については、更正の請求ができる期間は法定申告期限から1年です。
  - 更正の請求書には、取引の記録に基づき請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付しなければなりません。
  - この請求書の各欄は、次により記載してください。  
なお、(4)及び(5)の記載については、下の記載例を参照してください。
- 「個人番号」欄には、更正の請求をする方の個人番号（12桁）を記載します。
  - 「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄には、請求の目的となった申告又は処分の種類を、例えば、「平成〇〇年分確定申告」、「平成〇〇年分決定通知」などと記載します。
  - 「申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日」欄には、「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄に記載した申告の申告年月日又は処分の通知を受けた日を記載しますが、請求の理由が国税通則法第23条第2項又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する事実に基づく場合には、その請求の理由となった事実の生じた日を記載します。
  - 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等」欄には、更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考事項をできるだけ詳しく記載しますが、記載しきれない場合には、適宜別紙に記載して添付してください。
- 変動所得若しくは臨時所得のある方、分離課税とされる土地建物等の譲渡所得のある方、分離課税とされる株式等の譲渡所得等のある方又は分離課税とされる先物取引の雑所得等のある方は、それぞれ次の計算書用紙などを「請求額の計算書」の付表として使用し、例えば、「申告額又は処分の通知額」と「更正の請求額」とを二段書きにより記載するなどして更正の請求書に添付してください。
  - 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書
  - 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】
  - 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
  - 先物取引に係る雑所得等の金額の明細書
- 更正の請求書の提出に当たっては、請求をするご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となりますので、ご注意ください。  
詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。

【更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等】欄及び「添付した書類」欄の記載例】

これらの欄の記載に当たっては、例えば、次のように記載してください。

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	事業所得の金額について誤りがあった場合
添付した書類	事業所得の必要経費（地代家賃：事務所の賃借料）について12月分（200,000円）の経費計上漏れがあり、おこなった取引の詳細 事業所得の金額が過大となっていたため。 決算書（又は収支内訳書）、帳簿書類（地代家賃部分）、事務所の賃借料（12月分）を支払った領収書
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	医療費控除について控除額に誤りがあった場合
添付した書類	平成×年×月×日に長男が虫歯の治療を行った際に、□□病院（△△市××××）へ支払った医療費（〇〇〇円）について記載漏れがあり、医療費控除額が過少となっていたため。 添付書類：平成×年×月×日に□□病院へ支払った医療費の領収書（〇〇〇円）
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	社会保険料控除について控除額に誤りがあった場合
添付した書類	平成×年中に支払った国民年金保険料について記載漏れがあり、社会保険料控除額が過少となっていたため。 平成×年分の社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	扶養控除について控除額に誤りがあった場合
添付した書類	特定扶養親族に該当する子（国税太郎、平成×年×月×日生）について一般の控除対象扶養親族としており、扶養控除額が過少となっていたため。 ※ 控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要はありません。
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	住宅借入金等特別控除について控除額に誤りがあった場合
添付した書類	□□銀行からの借入金について控除額の計算に含めておらず、住宅借入金等特別控除額が過少となっていたため。 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書、□□銀行から交付を受けた住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

改正前

個④001 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書【裏面】

書き方

- この請求書は、国税通則法第23条又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する更正の請求をする場合（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第21条において、所得税法第152条及び第153条を準用する場合を含みます。以下同じです。）に提出するものです。
  - 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について、更正の請求ができる期間は法定申告期限から原則として5年です。  
なお、平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税については、更正の請求ができる期間は法定申告期限から1年です。
  - 更正の請求書には、取引の記録に基づき請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付しなければなりません。
  - この請求書の各欄は、次により記載してください。  
なお、(3)及び(4)の記載については、下の記載例を参照してください。
- 「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄には、請求の目的となった申告又は処分の種類を、例えば、「平成〇〇年分確定申告」、「平成〇〇年分決定通知」などと記載します。
  - 「申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日」欄には、「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄に記載した申告の申告年月日又は処分の通知を受けた日を記載しますが、請求の理由が国税通則法第23条第2項又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する事実に基づく場合には、その請求の理由となった事実の生じた日を記載します。
  - 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等」欄には、更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考事項をできるだけ詳しく記載しますが、記載しきれない場合には、適宜別紙に記載して添付してください。
- 「添付した書類」欄には、更正の請求書に添付した書類名を記載します。
  - 「請求額の計算書」の各欄の記載は、請求の目的となった年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。
  - 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、  
① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を、  
② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、  
記載してください。  
なお、還付される税金の受取りには、預貯金口座（納税管理人を指定している場合等を除き、ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。  
（注） ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記載してください。
  - 変動所得若しくは臨時所得のある方、分離課税とされる土地建物等の譲渡所得のある方、分離課税とされる株式等の譲渡所得等のある方又は分離課税とされる先物取引の雑所得等のある方は、それぞれ次の計算書用紙などを「請求額の計算書」の付表として使用し、例えば、「申告額又は処分の通知額」と「更正の請求額」とを二段書きにより記載するなどして更正の請求書に添付してください。  
① 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書  
② 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】  
③ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書  
④ 先物取引に係る雑所得等の金額の明細書
- 詳しくは、最寄りの税務署におたずねください。

【更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等】欄及び「添付した書類」欄の記載例】

これらの欄の記載に当たっては、例えば、次のように記載してください。

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	事業所得の金額について誤りがあった場合
添付した書類	事業所得の必要経費（地代家賃：事務所の賃借料）について12月分（200,000円）の経費計上漏れがあり、おこなった取引の詳細 事業所得の金額が過大となっていたため。 決算書（又は収支内訳書）、帳簿書類（地代家賃部分）、事務所の賃借料（12月分）を支払った領収書
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	医療費控除について控除額に誤りがあった場合
添付した書類	平成×年×月×日に長男が虫歯の治療を行った際に、□□病院（△△市××××）へ支払った医療費（〇〇〇円）について記載漏れがあり、医療費控除額が過少となっていたため。 添付書類：平成×年×月×日に□□病院へ支払った医療費の領収書（〇〇〇円）
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	社会保険料控除について控除額に誤りがあった場合
添付した書類	平成×年中に支払った国民年金保険料について記載漏れがあり、社会保険料控除額が過少となっていたため。 平成×年分の社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	扶養控除について控除額に誤りがあった場合
添付した書類	特定扶養親族に該当する子（国税太郎、平成×年×月×日生）について一般の控除対象扶養親族としており、扶養控除額が過少となっていたため。
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	住宅借入金等特別控除について控除額に誤りがあった場合
添付した書類	□□銀行からの借入金について控除額の計算に含めておらず、住宅借入金等特別控除額が過少となっていたため。 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書、□□銀行から交付を受けた住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

改正後

改正前

個④003 純損失の繰戻しによる所得税の還付請求書【表面】

個④003 純損失の繰戻しによる所得税の還付請求書【表面】

税務署受付印

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書

Header information form including tax office name, address, and taxpayer details.

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付について次のとおり請求します。

還付請求金額 (円) (The amount of the refund request)

Table with 4 columns: 純損失の金額の生じた年分, 年分, 請求の事由, 左の事実の生じた年月日, この純損失の金額について既に繰戻しによる還付を受けた事実の有無.

還付請求金額の計算書 (書き方は裏面に説明してあります。)

Main calculation table for the refund amount, divided into '平成' and '前年' sections with various income and loss categories.

○申告書と一緒に提出してください。(署名押印 (電話番号))

還付される税金の受取場所 (Where the tax refund will be received)

Administrative information form including date, stamp, and confirmation details.

税務署受付印

Header information form including date and stamp.

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書

Header information form including tax office name, address, and taxpayer details.

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付について次のとおり請求します。

還付請求金額 (円) (The amount of the refund request)

Table with 4 columns: 純損失の金額の生じた年分, 年分, 請求の事由, 左の事実の生じた年月日, この純損失の金額について既に繰戻しによる還付を受けた事実の有無.

還付請求金額の計算書 (書き方は裏面に説明してあります。)

Main calculation table for the refund amount, divided into '平成' and '前年' sections with various income and loss categories.

○申告書と一緒に提出してください。(署名押印 (電話番号))

還付される税金の受取場所 (Where the tax refund will be received)

改正後

改正前

個④003 純損失の繰戻しによる所得税の還付請求書【裏面】

個④003 純損失の繰戻しによる所得税の還付請求書【裏面】

書 き 方

書 き 方

- 1 この請求書は、本年において生じた純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付の請求をする場合に提出するものです。
- 2 この請求書は、繰戻しを行う純損失の金額が生じた年分の確定申告書とともに確定申告期限までに提出してください。
- 3 この請求書の各欄は、次のように書いてください。
- (1) 「平成 年分の純損失の金額」①～⑥欄の各欄は、次のように書いてください。
- イ 「平成 年分の純損失の金額」欄  
空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。
- ロ 「A 純損失の金額」①～③欄の各欄  
純損失の金額の内訳を書きます。  
この場合、事業の廃止などの特別な事由により、その前年分に生じた純損失の金額を前々年分に繰戻しをしようとする方で、既にその一部を繰戻した金額があるとき、又は廃止などした年分の所得金額から控除した金額があるときは、これらの金額を差し引いた残りの純損失の金額を書きます。
- ハ 「B Aのうち前年分に繰戻す金額」④～⑥欄の各欄「A 純損失の金額」①～③欄の純損失の金額のうち前年分に繰戻す金額をそれぞれ書きます。  
なお、純損失の金額は、その全部を繰戻さないで、一部を繰戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。
- (2) 「前年分の税額」⑦～⑩欄の各欄は、次のように書いてください。
- イ 「C 課税される所得金額」⑦～⑨欄及び「D Cに対する税額」⑩～⑬欄の各欄  
純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額（分離課税の上場株式等の配当所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等を除きます。また、既に純損失の一部について繰戻しをしている場合は、その繰戻した金額を差し引いた金額）及びそれに対する算出税額の内訳を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。
- ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額」⑭欄  
純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額（※）を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。
- ※ 分離課税の上場株式等の配当所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等に対する税額を除きます。
- また、既に純損失の金額の一部について繰戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額になります。
- ※ 分離課税の上場株式等の配当所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等に対する税額を除きます。

※ 請求書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②請求をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

- 1 この請求書は、本年において生じた純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付の請求をする場合に提出するものです。
- 2 この請求書は、繰戻しを行う純損失の金額が生じた年分の確定申告書とともに確定申告期限までに提出してください。
- 3 この請求書の各欄は、次のように書いてください。
- (1) 「平成 年分の純損失の金額」①～⑥欄の各欄は、次のように書いてください。
- イ 「平成 年分の純損失の金額」欄  
空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。
- ロ 「A 純損失の金額」①～③欄の各欄  
純損失の金額の内訳を書きます。  
この場合、事業の廃止などの特別な事由により、その前年分に生じた純損失の金額を前々年分に繰戻しをしようとする方で、既にその一部を繰戻した金額があるとき、又は廃止などした年分の所得金額から控除した金額があるときは、これらの金額を差し引いた残りの純損失の金額を書きます。
- ハ 「B Aのうち前年分に繰戻す金額」④～⑥欄の各欄「A 純損失の金額」①～③欄の純損失の金額のうち前年分に繰戻す金額をそれぞれ書きます。  
なお、純損失の金額は、その全部を繰戻さないで、一部を繰戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。
- (2) 「前年分の税額」⑦～⑩欄の各欄は、次のように書いてください。
- イ 「C 課税される所得金額」⑦～⑨欄及び「D Cに対する税額」⑩～⑬欄の各欄  
純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額（分離課税の上場株式等の配当所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等を除きます。また、既に純損失の一部について繰戻しをしている場合は、その繰戻した金額を差し引いた金額）及びそれに対する算出税額の内訳を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。
- ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額」⑭欄  
純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額（※）を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。
- ※ 分離課税の上場株式等の配当所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等に対する税額を除きます。
- また、既に純損失の金額の一部について繰戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額になります。
- なお、税額控除のうち、外国税額控除額が含まれている場合は、外国税額控除及び源泉徴収税額を差し引く前の所得税額から所得税に係る外国税額控除額を差し引いた金額になります。
- (3) 「繰戻し額控除後の税額」⑮～⑰欄の各欄は、次のように書いてください。
- イ 「E 繰戻し後の課税される所得金額」⑮～⑰欄の各欄  
「C 課税される所得金額」⑦～⑨から「B Aのうち前年分に繰戻す金額」④～⑥を差し引いた金額を書きます。  
なお、その差し引き方については、一定の順序がありますから、詳しくは税務署におたずねください。
- ロ 「F Eに対する税額」⑱～㉑欄の各欄  
「⑮」～「⑰」までの各欄の金額について、それぞれ純損失が生じた年の前年分の税額表などを適用して求めた算出税額を書きます。  
なお、前年分の所得税について変動所得及び臨時所得の平均課税を受けている方は、税額の計算が複雑ですから、税務署におたずねください。
- (4) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、
- ① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、
- ② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、
- 書いてください。
- なお、還付される税金の受取りにには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。  
（注） ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

改正後

個④003-1 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書（東日本大震災の被災者の方用）【表面】

税務署受付印

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書

(東日本大震災の被災者の方用)

Form with fields for Tax Office Director (税務署長), Address (住所), Telephone (電話番号), and Occupation (職業).

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付について次とおり請求します。

還付請求金額 (円) field.

Form with fields for 'Year of occurrence' (純損失の金額の生じた年分) and 'Year of carryback' (純損失の金額を繰戻す年分).

還付請求金額の計算書 (書き方は裏面に説明してあります。)

Main calculation table with columns for 'Amount' (金額) and 'Year' (年分), including rows for 'Total Income' (総所得) and 'Taxable Income' (課税所得).

Form for 'Where tax is paid' (還付される税金の受取場所) with options for bank, post office, etc.

Form for 'Postmark' (郵便日付印) and 'Confirmation' (確認) fields.

改正前

個④003-1 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書（東日本大震災の被災者の方用）【表面】

税務署受付印

この欄には郵便物の通信日付印の年月日を確認印一連番号番号を記入してください。

Form for Postmark (郵便物の通信日付印) and Confirmation (確認印) fields.

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書

(東日本大震災の被災者の方用)

Form with fields for Tax Office Director (税務署長), Address (住所), Telephone (電話番号), and Occupation (職業).

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付について次とおり請求します。

還付請求金額 (円) field.

Form with fields for 'Year of occurrence' (純損失の金額の生じた年分) and 'Year of carryback' (純損失の金額を繰戻す年分).

還付請求金額の計算書 (書き方は裏面に説明してあります。)

Main calculation table with columns for 'Amount' (金額) and 'Year' (年分), including rows for 'Total Income' (総所得) and 'Taxable Income' (課税所得).

Form for 'Where tax is paid' (還付される税金の受取場所) with options for bank, post office, etc.



改正後

改正前

個④003-1 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書（東日本大震災の被災者の方用）【裏面】

個④003-1 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書（東日本大震災の被災者の方用）【裏面】

書き方

書き方

- 1 この請求書は、震災特例法第6条(被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等)の規定の適用を受ける方が、純損失の繰戻しによる還付の請求をする場合に提出するものです。
- 2 この請求書の各欄は、次のように書いてください。
- (1) 「平成 年分の純損失の金額」①～⑥欄の各欄は、次のように書いてください。
- イ 「平成 年分の純損失の金額」欄  
空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。
- ロ 「A 純損失の金額」①～③欄の各欄  
純損失の金額の内訳を書きます。
- ハ 「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④～⑥欄の各欄  
「A 純損失の金額」①～③欄の純損失の金額のうち前年分に繰り戻す金額をそれぞれ書きます。  
なお、純損失の金額は、その全部を繰り戻さないで、一部を繰り戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。
- (2) 「前年分の税額」⑦～⑩欄の各欄は、次のように書いてください。
- イ 「C 課税される所得金額」⑦～⑨欄及び「D Cに対する税額」⑩～⑬欄の各欄  
純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額(分離課税の上場株式等の配当所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等を除きます。また、既に純損失の金額の一部について繰戻しをしている場合は、その繰り戻した金額を差し引いた金額)及びそれに対する算出税額の内訳を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。
- ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額」⑭欄  
純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額(分離課税の上場株式等の配当所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等に対する税額を除きます。また、既に純損失の金額の一部について繰戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額)を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。
- (3) 「繰戻し額控除後の税額」⑯～⑳欄の各欄は、次のように書いてください。
- イ 「E 繰戻し後の課税される所得金額」⑯～⑰欄の各欄  
「C 課税される所得金額」⑦～⑨から「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④～⑥」を差し引いた金額を書きます。
- ※ 請求書を提出する際には、①個人番号(12桁)の記載及び②請求をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。
- ※ この請求書に記入した金額は、翌年以降の確定申告の際にも必要となりますので、大切に保管してください。

- 1 この請求書は、震災特例法第6条(被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等)の規定の適用を受ける方が、純損失の繰戻しによる還付の請求をする場合に提出するものです。
- 2 この請求書の各欄は、次のように書いてください。
- (1) 「平成 年分の純損失の金額」①～⑥欄の各欄は、次のように書いてください。
- イ 「平成 年分の純損失の金額」欄  
空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。
- ロ 「A 純損失の金額」①～③欄の各欄  
純損失の金額の内訳を書きます。
- ハ 「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④～⑥欄の各欄  
「A 純損失の金額」①～③欄の純損失の金額のうち前年分に繰り戻す金額をそれぞれ書きます。  
なお、純損失の金額は、その全部を繰り戻さないで、一部を繰り戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。
- (2) 「前年分の税額」⑦～⑩欄の各欄は、次のように書いてください。
- イ 「C 課税される所得金額」⑦～⑨欄及び「D Cに対する税額」⑩～⑬欄の各欄  
純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額(分離課税の上場株式等の配当所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等を除きます。また、既に純損失の金額の一部について繰戻しをしている場合は、その繰り戻した金額を差し引いた金額)及びそれに対する算出税額の内訳を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。
- ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額」⑭欄  
純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額(分離課税の上場株式等の配当所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等に対する税額を除きます。また、既に純損失の金額の一部について繰戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額)を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。
- (3) 「繰戻し額控除後の税額」⑯～⑳欄の各欄は、次のように書いてください。
- イ 「E 繰戻し後の課税される所得金額」⑯～⑰欄の各欄  
「C 課税される所得金額」⑦～⑨から「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④～⑥」を差し引いた金額を書きます。
- ※ この請求書に記入した金額は、翌年以降の確定申告の際にも必要となりますので、大切に保管してください。

改正後

改正前

個④004 個人事業の開業・廃業等届出書【表面】

個④004 個人事業の開業・廃業等届出書【表面】

1 0 4 0

税務署受付印

個人事業の開業・廃業等届出書

納税地 (〒 - - ) (TEL - - )

税務署長

上記以外の住所・事業所等 (〒 - - ) (TEL - - )

フリガナ

氏名 (生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日生)

個人番号

職業 (フリガナ 屋号)

1 0 4 0

税務署受付印

個人事業の開業・廃業等届出書

納税地 (〒 - - ) (TEL - - )

税務署長

上記以外の住所・事業所等 (〒 - - ) (TEL - - )

フリガナ

氏名 (生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日生)

職業 (フリガナ 屋号)

個人事業の開業等について次のおり届けます。

個人事業の開業等について次のおり届けます。

届出の区分 [該当する文字を○で囲んでください。]	開業 (事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。)	住所 _____ 氏名 _____			
	事務所・事業所の (新設・増設・移転・廃止) 廃業 (事由) (事業の引継ぎ (譲渡) による場合は、引き継いだ (譲渡した) 先の住所・氏名を記載します。)	住所 _____ 氏名 _____			
所得の種類	不動産所得・山林所得・事業 (農業) 所得 [廃業の場合……全部・一部 ( )]				
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新増設等のあった日 平成 年 月 日				
事業所等を新増設、移転、廃止した場合	新増設、移転後の所在地 (電話) _____	移転・廃止前の所在地 _____			
廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名 _____ 代表者名 _____	法人納税地 _____ 設立登記 平成 年 月 日			
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」	有・無			
	消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」	有・無			
事業の概要 [できるだけ具体的に記載します。]					
給与等の支払の状況	区分	従業員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項
	専従者	人		有・無	
	使用人			有・無	
	計			有・無	
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無	有・無	給与支払を開始する年月日 平成 年 月 日			

届出の区分 [該当する文字を○で囲んでください。]	開業 (事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。)	住所 _____ 氏名 _____			
	事務所・事業所の (新設・増設・移転・廃止) 廃業 (事由) (事業の引継ぎ (譲渡) による場合は、引き継いだ (譲渡した) 先の住所・氏名を記載します。)	住所 _____ 氏名 _____			
所得の種類	不動産所得・山林所得・事業 (農業) 所得 [廃業の場合……全部・一部 ( )]				
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新増設等のあった日 平成 年 月 日				
事業所等を新増設、移転、廃止した場合	新増設、移転後の所在地 (電話) _____	移転・廃止前の所在地 _____			
廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名 _____ 代表者名 _____	法人納税地 _____ 設立登記 平成 年 月 日			
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」	有・無			
	消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」	有・無			
事業の概要 [できるだけ具体的に記載します。]					
給与等の支払の状況	区分	従業員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項
	専従者	人		有・無	
	使用人			有・無	
	計			有・無	
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無	有・無	給与支払を開始する年月日 平成 年 月 日			

関与税理士 (TEL - - )

税務署	整理番号	関係部門	A	B	C	番号確認	身元確認
01							<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
整理欄	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 其他 ( )			

関与税理士 (TEL - - )

税務署	整理番号	関係部門	A	B	C	D	E
01							
整理欄	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印				

改正後

改正前

個④004 個人事業の開業・廃業等届出書【裏面】

個④004 個人事業の開業・廃業等届出書【裏面】

書き方

書き方

- この届出書は、新たに事業を開始したとき、事業用の事務所・事業所を新設、増設、移転、廃止したとき又は事業を廃止したときに提出するものです。
  - この届出書は、事業の開始、廃止等の事実があった日から1か月以内に納税地の所轄税務署長に提出してください。  
なお、新設、増設、移転、廃止にかかる事務所・事業所の所在地が納税地と異なる場合には、これらの事務所・事業所の所在地を所轄する税務署長にも提出してください。
  - 「所得の種類」欄には、新たに開始した事業又は廃止した事業に係る所得の種類について、該当するものを○で囲んでください。  
また、事業所得を生ずべき事業を2以上（例えば、小売業と建設業など）行っている方がその事業の全部を廃止する場合は「全部」を、その事業の一部を廃止する場合は「一部」を○で囲んでください。  
なお、「一部」を○で囲んだ場合には、廃止する事業を括弧内に簡記します。
  - 「給与等の支払の状況」欄には、届出日現在における給与の支給人員と給与等の支払の状況及びそれらの状況からみて源泉徴収すべき税額があるかどうかを記載します。  
また、「給与の定め方」の項には日給・月給等の区分を記載し、「税額の有無」の項には、各人ごとの給与額及び扶養親族等の状況等からみて納税すべき税額があるかどうかを判断し、その区分の全員について納付すべき税額がないと認められる場合は「無」を、その他の場合は「有」を○で囲んでください。  
なお、「給与を支払を開始する年月日」欄には、給与等の支払を開始する日（届出日現在において既に給与等の支払をした場合にはその開始をした日）を記載します。  
（注）給与等の支払事務を行う事務所を廃止した場合には、「その他参考事項」欄に、給与等の支払事務を引き継いだ先の事務所等の所在地を記載します。
  - 新たに事業を開始した年から青色申告の申請又は消費税の課税事業者を選択される方は、申請書等を次の期限までに提出してください。  
「青色申告承認申請書」  
① 1月15日までに、新たに事業を開始した場合……その年の3月15日  
② 1月16日以降に、新たに事業を開始した場合……事業を開始した日から2か月以内  
「課税事業者選択届出書」  
○ 新たに事業を開始した年の末日（12月31日）
  - 事業を廃止する方で青色申告の取りやめをされる方は、「青色申告の取りやめ届出書」も提出してください。  
また、消費税の課税事業者の方及び課税事業者を選択されている方で、廃業する事業のほかに課税売上げに当たる所得（不動産所得等）のない方は、「事業廃止届出書」も提出してください。
- ※ 届出書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

- この届出書は、新たに事業を開始したとき、事業用の事務所・事業所を新設、増設、移転、廃止したとき又は事業を廃止したときに提出するものです。
- この届出書は、事業の開始、廃止等の事実があった日から1か月以内に納税地の所轄税務署長に提出してください。  
なお、新設、増設、移転、廃止にかかる事務所・事業所の所在地が納税地と異なる場合には、これらの事務所・事業所の所在地を所轄する税務署長にも提出してください。
- 「所得の種類」欄には、新たに開始した事業又は廃止した事業に係る所得の種類について、該当するものを○で囲んでください。  
また、事業所得を生ずべき事業を2以上（例えば、小売業と建設業など）行っている方がその事業の全部を廃止する場合は「全部」を、その事業の一部を廃止する場合は「一部」を○で囲んでください。  
なお、「一部」を○で囲んだ場合には、廃止する事業を括弧内に簡記します。
- 「給与等の支払の状況」欄には、届出日現在における給与の支給人員と給与等の支払の状況及びそれらの状況からみて源泉徴収すべき税額があるかどうかを記載します。  
また、「給与の定め方」の項には日給・月給等の区分を記載し、「税額の有無」の項には、各人ごとの給与額及び扶養親族等の状況等からみて納税すべき税額があるかどうかを判断し、その区分の全員について納付すべき税額がないと認められる場合は「無」を、その他の場合は「有」を○で囲んでください。  
なお、「給与を支払を開始する年月日」欄には、給与等の支払を開始する日（届出日現在において既に給与等の支払をした場合にはその開始をした日）を記載します。  
（注）給与等の支払事務を行う事務所を廃止した場合には、「その他参考事項」欄に、給与等の支払事務を引き継いだ先の事務所等の所在地を記載します。
- 新たに事業を開始した年から青色申告の申請又は消費税の課税事業者を選択される方は、申請書等を次の期限までに提出してください。  
「青色申告承認申請書」  
① 1月15日までに、新たに事業を開始した場合……その年の3月15日  
② 1月16日以降に、新たに事業を開始した場合……事業を開始した日から2か月以内  
「課税事業者選択届出書」  
○ 新たに事業を開始した年の末日（12月31日）
- 事業を廃止する方で青色申告の取りやめをされる方は、「青色申告の取りやめ届出書」も提出してください。  
また、消費税の課税事業者の方及び課税事業者を選択されている方で、廃業する事業のほかに課税売上げに当たる所得（不動産所得等）のない方は、「事業廃止届出書」も提出してください。

お知らせ

お知らせ

- 事業所得、不動産所得又は山林所得のある白色申告の方については、次の制度の適用がありますので、ご注意ください。  
① 記帳・帳簿書類保存制度  
② 総収入金額報告書を提出する制度  
③ 収支内訳書を確定申告書に添付する制度  
（注）事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方を含みます。）は、記帳と帳簿書類の保存が必要となっております。
- 1月1日から6月30日までの期間（以下「特定期間」といいます。）内に開業した場合で、その特定期間の課税売上高が、1,000万円を超えた場合（課税売上高に代えて給与等支払額の合計額により判定することもできます。）には、開業した翌年において消費税の課税事業者になります。  
この場合、「消費税課税事業者届出書(特定期間用)」を速やかに所轄の税務署長に提出してください。

- 事業所得、不動産所得又は山林所得のある白色申告の方については、次の制度の適用がありますので、ご注意ください。  
① 記帳・帳簿書類保存制度  
② 総収入金額報告書を提出する制度  
③ 収支内訳書を確定申告書に添付する制度  
（注）事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方を含みます。）は、記帳と帳簿書類の保存が必要となっております。
- 1月1日から6月30日までの期間（以下「特定期間」といいます。）内に開業した場合で、その特定期間の課税売上高が、1,000万円を超えた場合（課税売上高に代えて給与等支払額の合計額により判定することもできます。）には、開業した翌年において消費税の課税事業者になります。  
この場合、「消費税課税事業者届出書(特定期間用)」を速やかに所轄の税務署長に提出してください。





改正後	改正前
<p data-bbox="152 156 1008 188">個④005 所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書【裏面】</p> <p data-bbox="548 252 689 284" style="text-align: center;">書 き 方</p> <p data-bbox="203 312 1025 911"> 1 この届出書は、①住所を有する者が、その住所地に代えて居所地を納税地とする場合、②住所又は居所を有する者が、その住所又は居所地に代えて事業所等の所在地を納税地とする場合又は③居所地又は事業所等の所在地を納税地としていた者が、その納税地に代えて住所を納税地とする場合に提出するものです。ただし、納税地の指定を受けている場合は除きます。  2 この届出書は、納税地としている住所又は居所地を所轄する税務署長(上記1の③の場合は、納税地としていた居所地又は事業所等の所在地を所轄する税務署長)及び納税地とする居所地又は事業所等の所在地を所轄する税務署長(上記1の③の場合は、住所地を所轄する税務署長)に提出してください。  3 届け出る税目に応じて、標題の「所得税・消費税の……」の「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消してください。  4 「1 納税地」欄の右側の「住所、居所、事業所等の区分」欄には、変更前の納税地と変更後の納税地がそれぞれ住所、居所地又は事業所等のうち、いずれに該当するかを記載します。  5 「2 居所又は事業所等の所在地を納税地とすることを便宜とする事情」欄には、上記1の①又は②に該当する場合は、居所地又は事業所等の所在地を納税地とすることを便宜とする事情を、上記1の③に該当する場合は、居所地又は事業所等の所在地を納税地とする必要がなくなった事情を、できるだけ具体的に記載します。  また、上記1の③の場合は、「3 事業所等の所在地及び事業内容」欄に記載する必要はありません。  ※ 届出書を提出する際には、①個人番号(12桁)の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。 </p> <p data-bbox="517 1023 703 1050" style="text-align: center;">留 意 事 項</p> <p data-bbox="501 1070 719 1090" style="text-align: center;">[振替納税をご利用の方へ]</p> <p data-bbox="203 1098 1025 1177"> 納税地の変更により管轄の税務署が変更となった場合は、新たに振替納税の手続が必要となります。  確定申告の時期や、振替納税を利用する国税の法定納期限が迫っている場合は、速やかに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を、変更後の納税地を所轄する税務署長へ提出願います。 </p>	<p data-bbox="1128 156 1984 188">個④005 所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書【裏面】</p> <p data-bbox="1543 252 1684 284" style="text-align: center;">書 き 方</p> <p data-bbox="1193 312 2016 895"> 1 この届出書は、①住所を有する者が、その住所地に代えて居所地を納税地とする場合、②住所又は居所を有する者が、その住所又は居所地に代えて事業所等の所在地を納税地とする場合又は③居所地又は事業所等の所在地を納税地としていた者が、その納税地に代えて住所を納税地とする場合に提出するものです。ただし、納税地の指定を受けている場合は除きます。  2 この届出書は、納税地としている住所又は居所地を所轄する税務署長(上記1の③の場合は、納税地としていた居所地又は事業所等の所在地を所轄する税務署長)及び納税地とする居所地又は事業所等の所在地を所轄する税務署長(上記1の③の場合は、住所地を所轄する税務署長)に提出してください。  3 届け出る税目に応じて、標題の「所得税・消費税の……」の「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消してください。  4 「1 納税地」欄の右側の「住所、居所、事業所等の区分」欄には、変更前の納税地と変更後の納税地がそれぞれ住所、居所地又は事業所等のうち、いずれに該当するかを記載します。  5 「2 居所又は事業所等の所在地を納税地とすることを便宜とする事情」欄には、上記1の①又は②に該当する場合は、居所地又は事業所等の所在地を納税地とすることを便宜とする事情を、上記1の③に該当する場合は、居所地又は事業所等の所在地を納税地とする必要がなくなった事情を、できるだけ具体的に記載します。  また、上記1の③の場合は、「3 事業所等の所在地及び事業内容」欄に記載する必要はありません。 </p> <p data-bbox="1509 967 1704 994" style="text-align: center;">留 意 事 項</p> <p data-bbox="1494 1002 1720 1021" style="text-align: center;">[振替納税をご利用の方へ]</p> <p data-bbox="1193 1050 2016 1134"> 納税地の変更により管轄の税務署が変更となった場合は、新たに振替納税の手続が必要となります。  確定申告の時期や、振替納税を利用する国税の法定納期限が迫っている場合は、速やかに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を、変更後の納税地を所轄する税務署長へ提出願います。 </p>



## 改正後

### 個④006 所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書【裏面】

#### 書き方

1 この届出書は、納税地が異動した場合<sup>(注)</sup>に提出するものです。ただし、①納税地の指定を受けた場合、②住所を有する者が、その住所地に代えて居所地を納税地とする場合、③住所又は居所を有する者が、その住所地又は居所地に代えて事業所等の所在地を納税地とする場合及び④居所地又は事業所等の所在地を納税地としていた者が、その納税地に代えて住所を納税地とする場合は除きます。

なお、②から④の場合は、「所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書」を提出してください。

(注) 住所が納税地である方は転居などがあった場合、事業所の所在地を納税地としている方は事業所の移転などがあった場合をいいます。

2 納税地の異動があった場合は、遅滞なくこの届出書を、異動前の納税地を所轄する税務署長及び異動後の納税地を所轄する税務署長にそれぞれ提出してください。

3 届け出る税目に応じて、標題の「所得税・消費税の……」の「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消してください。

4 「3 事業所等の所在地及び事業内容」欄は、異動前の納税地の所轄税務署長に提出する届出書には記載する必要はありません。

※ 届出書を提出する際には、①個人番号(12桁)の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

#### 留意事項

【振替納税を利用されている方へ】

納税地の異動により管轄の税務署が変更となった場合は、新たに振替納税の手続きが必要となります。

確定申告の時期や、振替納税を利用する国税の法定納期限が迫っている場合は、速やかに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を、変更後の納税地を所轄する税務署長へ提出願います。

## 改正前

### 個④006 所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書【裏面】

#### 書き方

1 この届出書は、納税地が異動した場合<sup>(注)</sup>に提出するものです。ただし、①納税地の指定を受けた場合、②住所を有する者が、その住所地に代えて居所地を納税地とする場合、③住所又は居所を有する者が、その住所地又は居所地に代えて事業所等の所在地を納税地とする場合及び④居所地又は事業所等の所在地を納税地としていた者が、その納税地に代えて住所を納税地とする場合は除きます。

なお、②から④の場合は、「所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書」を提出してください。

(注) 住所が納税地である方は転居などがあった場合、事業所の所在地を納税地としている方は事業所の移転などがあった場合をいいます。

2 納税地の異動があった場合は、遅滞なくこの届出書を、異動前の納税地を所轄する税務署長及び異動後の納税地を所轄する税務署長にそれぞれ提出してください。

3 届け出る税目に応じて、標題の「所得税・消費税の……」の「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消してください。

4 「3 事業所等の所在地及び事業内容」欄は、異動前の納税地の所轄税務署長に提出する届出書には記載する必要はありません。

#### 留意事項

【振替納税を利用されている方へ】

納税地の異動により管轄の税務署が変更となった場合は、新たに振替納税の手続きが必要となります。

確定申告の時期や、振替納税を利用する国税の法定納期限が迫っている場合は、速やかに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を、変更後の納税地を所轄する税務署長へ提出願います。



改正後	改正前
<p data-bbox="152 156 887 188">個④007 所得税・消費税の納税管理人の届出書【裏面】</p> <p data-bbox="555 280 672 312" style="text-align: center;">書 き 方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この届出書は、個人である納税者が納税管理人を選任した場合に提出するものです。</li> <li>2 選任された納税管理人は、不服申し立てに関する事項を除き、次の事項を行うことになります。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国税に関する法令に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の作成及び提出</li> <li>(2) 税務署長等（その所属の職員を含む。）が発する書類の受領</li> <li>(3) 国税の納付及び還付金等の受領</li> </ol> </li> <li>3 この届出書は、納税者の納税地の所轄税務署長に提出してください。</li> <li>4 届け出る税目に応じて、標題及び本文中の「所得税・消費税の……」の「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消してください。</li> <li>5 「1 納税管理人」欄には、納税管理人が法人の場合は、「住所（居所）」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には、法人名及び代表者等氏名を、「職業」欄には、事業内容を、それぞれ記載します。</li> <li>6 「2 法の施行地外における住所又は居所となるべき場所」欄には、国内に住所及び居所を有しないこととなる場合に、国外における住所又は居所を記載します。 （注）納税管理人を解任したときは、「所得税・消費税の納税管理人の解任届出書」を提出してください。</li> </ol> <p data-bbox="210 791 1012 842">※ 届出書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。</p>	<p data-bbox="1128 156 1863 188">個④007 所得税・消費税の納税管理人の届出書【裏面】</p> <p data-bbox="1532 280 1648 312" style="text-align: center;">書 き 方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この届出書は、個人である納税者が納税管理人を選任した場合に提出するものです。</li> <li>2 選任された納税管理人は、不服申し立てに関する事項を除き、次の事項を行うことになります。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国税に関する法令に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の作成及び提出</li> <li>(2) 税務署長等（その所属の職員を含む。）が発する書類の受領</li> <li>(3) 国税の納付及び還付金等の受領</li> </ol> </li> <li>3 この届出書は、納税者の納税地の所轄税務署長に提出してください。</li> <li>4 届け出る税目に応じて、標題及び本文中の「所得税・消費税の……」の「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消してください。</li> <li>5 「1 納税管理人」欄には、納税管理人が法人の場合は、「住所（居所）」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には、法人名及び代表者等氏名を、「職業」欄には、事業内容を、それぞれ記載します。</li> <li>6 「2 法の施行地外における住所又は居所となるべき場所」欄には、国内に住所及び居所を有しないこととなる場合に、国外における住所又は居所を記載します。 （注）納税管理人を解任したときは、「所得税・消費税の納税管理人の解任届出書」を提出してください。</li> </ol>



改正後	改正前
<p data-bbox="152 156 922 188">個 008 所得税・消費税の納税管理人の解任届出書【裏面】</p> <p data-bbox="568 268 698 300" style="text-align: center;">書 き 方</p> <p data-bbox="197 320 1055 740"> 1 この届出書は、先に選任していた納税管理人を解任した場合に提出するものです。  2 届け出る税目に応じて、標題の「所得税・消費税の……」の「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消してください。  3 この届出書は、次により記載し、次の税務署長に提出してください。  「1 解任した納税管理人」欄には、解任した納税管理人が法人の場合は、「住所」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には、法人名及び代表者等氏名を、それぞれ記載します。  「2 納税者の納税地」欄は、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と同一のときは、「現在の納税地」欄にその納税地を書いてその所轄税務署長に提出してください。  また、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と異なるときは、「選任していたときの納税地」欄及び「現在の納税地」欄にそれぞれの納税地を記載してそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出してください。この場合には、「所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書」を提出する必要はありません。  ※ 届出書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。 </p>	<p data-bbox="1128 156 1899 188">個 008 所得税・消費税の納税管理人の解任届出書【裏面】</p> <p data-bbox="1554 268 1684 300" style="text-align: center;">書 き 方</p> <p data-bbox="1173 320 2040 699"> 1 この届出書は、先に選任していた納税管理人を解任した場合に提出するものです。  2 届け出る税目に応じて、標題の「所得税・消費税の……」の「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消してください。  3 この届出書は、次により記載し、次の税務署長に提出してください。  「1 解任した納税管理人」欄には、解任した納税管理人が法人の場合は、「住所」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には、法人名及び代表者等氏名を、それぞれ記載します。  「2 納税者の納税地」欄は、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と同一のときは、「現在の納税地」欄にその納税地を書いてその所轄税務署長に提出してください。  また、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と異なるときは、「選任していたときの納税地」欄及び「現在の納税地」欄にそれぞれの納税地を記載してそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出してください。この場合には、「所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書」を提出する必要はありません。 </p>



改正後

改正前

個④009 所得税の青色申告承認申請書【表面】

個④009 所得税の青色申告承認申請書【表面】

1 0 9 0

所得税の青色申告承認申請書

納税地 (〒 - - ) (TEL - - )

住所・居所・事業所等 (該当するものを○で囲んでください)

上記以外の住所・事業所等 (該当するものを○で囲んでください)

フリガナ (TEL - - )

氏名 (印) 大正 昭和 年 月 日生 平成

個人番号

職業 フリガナ 屋号

税務署長 (TEL - - )

年 月 日 提出

平成 年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

1 事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地 (事業所又は資産の異なるごとに記載します。)

名称 所在地

名称 所在地

2 所得の種類 (該当する事項を○で囲んでください。)

事業所得 ・ 不動産所得 ・ 山林所得

3 いままで青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無

(1) 有 (取消し・取りやめ) 年 月 日 (2) 無

4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 年 月 日

5 相続による事業承継の有無

(1) 有 相続開始年月日 年 月 日 被相続人の氏名 (2) 無

6 その他参考事項

(1) 簿記方式 (青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを○で囲んでください。)

複式簿記・簡易簿記・その他 ( )

(2) 備付帳簿名 (青色申告のため備付ける帳簿名を○で囲んでください。)

現金出納帳・売掛帳・買掛帳・経費帳・固定資産台帳・預金出納帳・手形記入帳  
債権債務記入帳・総勘定元帳・仕訳帳・入金伝票・出金伝票・振替伝票・現金式簡易帳簿・その他

(3) その他

関与税理士 (TEL - - )

整理番号	関係部門	A	B	C	番号確認	身元確認
01						<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
通信日付印の年月日		確認印	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )			
年 月 日						

1 0 9 0

所得税の青色申告承認申請書

納税地 (〒 - - ) (TEL - - )

住所・居所・事業所等 (該当するものを○で囲んでください)

上記以外の住所・事業所等 (該当するものを○で囲んでください)

フリガナ (TEL - - )

氏名 (印) 大正 昭和 年 月 日生 平成

職業 フリガナ 屋号

税務署長 (TEL - - )

年 月 日 提出

平成 年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

1 事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地 (事業所又は資産の異なるごとに記載します。)

名称 所在地

名称 所在地

2 所得の種類 (該当する事項を○で囲んでください。)

事業所得 ・ 不動産所得 ・ 山林所得

3 いままで青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無

(1) 有 (取消し・取りやめ) 年 月 日 (2) 無

4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 年 月 日

5 相続による事業承継の有無

(1) 有 相続開始年月日 年 月 日 被相続人の氏名 (2) 無

6 その他参考事項

(1) 簿記方式 (青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを○で囲んでください。)

複式簿記・簡易簿記・その他 ( )

(2) 備付帳簿名 (青色申告のため備付ける帳簿名を○で囲んでください。)

現金出納帳・売掛帳・買掛帳・経費帳・固定資産台帳・預金出納帳・手形記入帳  
債権債務記入帳・総勘定元帳・仕訳帳・入金伝票・出金伝票・振替伝票・現金式簡易帳簿・その他

(3) その他

関与税理士 (TEL - - )

整理番号	関係部門	A	B	C	D	E
通信日付印の年月日						確認印
年 月 日						

改正後	改正前
<p>個④009 所得税の青色申告承認申請書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">書 き 方</p> <p>1 この申請書は、所得税の青色申告の承認を受けようとする場合に提出するものです。</p> <p>2 この申請書は、最初に青色申告をしようとする年の3月15日まで（本年の1月16日以後、新たに事業を開始したり不動産の貸付けをした場合には、その事業開始等の日から2か月以内）に提出してください。</p> <p>ただし、青色申告の承認を受けていた被相続人の事業を相続により承継した場合は、相続を開始した日の時期に応じて、それぞれ次の期限までに提出してください。</p> <p>① 相続を開始した日がその年の1月1日から8月31日までの場合・・・相続を開始した日から4か月以内</p> <p>② 相続を開始した日がその年の9月1日から10月31日までの場合・・・その年の12月31日まで</p> <p>③ 相続を開始した日がその年の11月1日から12月31日までの場合・・・その年の翌年の2月15日まで</p> <p>なお、提出期限が土・日曜日・祝日等に当たる場合は、これらの日の翌日が期限となります。</p> <p>3 現金式簡易簿記の方法により青色申告をしようとする人は、この申請書によらず、所得税の青色申告承認申請と現金主義の所得計算による旨の届出が同時にできる、別の「所得税の青色申告承認申請書、現金主義の所得計算による旨の届出書」の様式によって提出してください。なお、現金主義の方法による所得計算が認められる人は、この方法によるうとする年の前々年分の所得金額（事業所得と不動産所得の金額の合計額）が300万円以下の人に限られています。</p> <p>4 この申請書の次の欄は、次のように記載します。</p> <p>(1) 「職業」欄には、職業の内容を具体的に、たとえば「洋菓子小売」などと記載します。</p> <p>(2) 「1 事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地」欄には、事業所や資産の名称、たとえば「本店」、「〇〇支店」、「〇〇出張所」、「〇〇荘」、「山林」とその名称とその所在地や電話番号を書きます。記載しきれないときは適宜の用紙に記載して添付してください。</p> <p>(3) 「3 いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無」欄には、今までに青色申告承認の取消しを受けたり取りやめの届出をしたことのある場合は、(1)の有と該当する事項を○で囲み、取消しの通知のあった日又は取りやめの届出をした日の年月日を記載します。</p> <p>(1)に該当しない場合は、(2)の無を○で囲んでください。</p> <p>なお、取消しの通知のあった日又は取りやめの届出をした日から1年以内は、申請が却下されることがあります。</p> <p>(4) 「4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日」欄には、最初に青色申告をしようとする年の1月16日以後に開業した場合又は相続により事業の承継があった場合にその開業等の年月日を記載します。</p> <p>(5) 「5 相続による事業承継の有無」欄には、相続により事業の承継があった場合は、(1)の有を○で囲み、相続を開始した日の年月日及び被相続人の氏名を記載します。</p> <p>(1)に該当しない場合は、(2)の無を○で囲んでください。</p> <p>5 お分かりにならないことがありましたら、税務署にご相談ください。</p> <p>※ 申請書を提出する際には、①個人番号(12桁)の記載及び②申請をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。</p>	<p>個④009 所得税の青色申告承認申請書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">書 き 方</p> <p>1 この申請書は、所得税の青色申告の承認を受けようとする場合に提出するものです。</p> <p>2 この申請書は、最初に青色申告をしようとする年の3月15日まで（本年の1月16日以後、新たに事業を開始したり不動産の貸付けをした場合には、その事業開始等の日から2か月以内）に提出してください。</p> <p>ただし、青色申告の承認を受けていた被相続人の事業を相続により承継した場合は、相続を開始した日の時期に応じて、それぞれ次の期限までに提出してください。</p> <p>① 相続を開始した日がその年の1月1日から8月31日までの場合・・・相続を開始した日から4か月以内</p> <p>② 相続を開始した日がその年の9月1日から10月31日までの場合・・・その年の12月31日まで</p> <p>③ 相続を開始した日がその年の11月1日から12月31日までの場合・・・その年の翌年の2月15日まで</p> <p>なお、提出期限が土・日曜日・祝日等に当たる場合は、これらの日の翌日が期限となります。</p> <p>3 現金式簡易簿記の方法により青色申告をしようとする人は、この申請書によらず、所得税の青色申告承認申請と現金主義の所得計算による旨の届出が同時にできる、別の「所得税の青色申告承認申請書、現金主義の所得計算による旨の届出書」の様式によって提出してください。なお、現金主義の方法による所得計算が認められる人は、この方法によるうとする年の前々年分の所得金額（事業所得と不動産所得の金額の合計額）が300万円以下の人に限られています。</p> <p>4 この申請書の次の欄は、次のように記載します。</p> <p>(1) 「職業」欄には、職業の内容を具体的に、たとえば「洋菓子小売」などと記載します。</p> <p>(2) 「1 事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地」欄には、事業所や資産の名称、たとえば「本店」、「〇〇支店」、「〇〇出張所」、「〇〇荘」、「山林」とその名称とその所在地や電話番号を書きます。記載しきれないときは適宜の用紙に記載して添付してください。</p> <p>(3) 「3 いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無」欄には、今までに青色申告承認の取消しを受けたり取りやめの届出をしたことのある場合は、(1)の有と該当する事項を○で囲み、取消しの通知のあった日又は取りやめの届出をした日の年月日を記載します。</p> <p>(1)に該当しない場合は、(2)の無を○で囲んでください。</p> <p>なお、取消しの通知のあった日又は取りやめの届出をした日から1年以内は、申請が却下されることがあります。</p> <p>(4) 「4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日」欄には、最初に青色申告をしようとする年の1月16日以後に開業した場合又は相続により事業の承継があった場合にその開業等の年月日を記載します。</p> <p>(5) 「5 相続による事業承継の有無」欄には、相続により事業の承継があった場合は、(1)の有を○で囲み、相続を開始した日の年月日及び被相続人の氏名を記載します。</p> <p>(1)に該当しない場合は、(2)の無を○で囲んでください。</p> <p>5 お分かりにならないことがありましたら、税務署にご相談ください。</p>

改正後

改正前

個④010 所得税の青色申告承認申請書(兼)現金主義の所得計算による旨の届出書【表面】

個④010 所得税の青色申告承認申請書(兼)現金主義の所得計算による旨の届出書【表面】

1 1 0 0

所得税の青色申告承認申請書  
現金主義の所得計算による旨の届出書

納税地 (〒 - - ) (TEL - - )

納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。(〒 - - ) (TEL - - )

フリガナ 大正 昭和 年 月 日生  
氏名 平成

個人番号

職業 フリガナ 屋号

平成 年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。  
なお、この申請が認められた場合は、不動産所得及び事業所得の金額の計算について「現金主義による所得計算の特例」の適用を受けることとしたいので、あわせて届けます。

1 事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地(事業所又は資産の異なるごとに記載します。)

名称 所在地

名称 所在地

2 いままで青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無

(1) 有(取消し・取りやめ) 年 月 日 (2) 無

3 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 年 月 日

4 相続による事業承継の有無

(1) 有 相続開始年月日 年 月 日 被相続人の氏名 (2) 無

5 現金主義による所得計算の特例を受けようとする年の前々年分の所得(前年12月31日現在で記載します。)

(1) 不動産所得の金額 円 + 事業専従者控除額 円 = 円(赤字のときは0)

(2) 事業所得の金額 円 + 事業専従者控除額 円 = 円(赤字のときは0)

(3) (1) + (2) = 円

6 現金主義による所得計算の特例の適用を受けようとする年の前年12月31日(年の途中で開業した人は、その開業の日)現在の売掛金、買掛金等の資産負債の額(裏面の記載欄に記載します。)

7 その他参考事項

(1) 備付帳簿名 現金式簡易帳簿 その他 ( )

(2) その他

1 1 0 0

所得税の青色申告承認申請書  
現金主義の所得計算による旨の届出書

納税地 (〒 - - ) (TEL - - )

納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。(〒 - - ) (TEL - - )

フリガナ 大正 昭和 年 月 日生  
氏名 平成

職業 フリガナ 屋号

平成 年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。  
なお、この申請が認められた場合は、不動産所得及び事業所得の金額の計算について「現金主義による所得計算の特例」の適用を受けることとしたいので、あわせて届けます。

1 事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地(事業所又は資産の異なるごとに記載します。)

名称 所在地

名称 所在地

2 いままで青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無

(1) 有(取消し・取りやめ) 年 月 日 (2) 無

3 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 年 月 日

4 相続による事業承継の有無

(1) 有 相続開始年月日 年 月 日 被相続人の氏名 (2) 無

5 現金主義による所得計算の特例の適用を受けようとする年の前々年分の所得(前年12月31日現在で記載します。)

(1) 不動産所得の金額 円 + 事業専従者控除額 円 = 円(赤字のときは0)

(2) 事業所得の金額 円 + 事業専従者控除額 円 = 円(赤字のときは0)

(3) (1) + (2) = 円

6 現金主義による所得計算の特例の適用を受けようとする年の前年12月31日(年の途中で開業した人は、その開業の日)現在の売掛金、買掛金等の資産負債の額(裏面の記載欄に記載します。)

7 その他参考事項

(1) 備付帳簿名 現金式簡易帳簿・その他 ( )

(2) その他

関与税理士 (TEL - - )

税務署	整理番号	関係部門	A	B	C	番号確認	身元確認	
0							<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	
整理	通信日付印の年月日	確認印	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )					
理	年 月 日							

関与税理士 (TEL - - )

税務署	整理番号	関係部門	A	B	C	D	E	
0								
理	通信日付印の年月日	確認印	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )					
備	年 月 日							

改正後

改正前

個④010 所得税の青色申告承認申請書（兼）現金主義の所得計算による旨の届出書【裏面】

個④010 所得税の青色申告承認申請書（兼）現金主義の所得計算による旨の届出書【裏面】

売掛金・買掛金等の資産負債の額(平成 年 月 日現在)			
資 産		負 債	
売 掛 金 (未収入金を含む。)	円	買 掛 金	円
受 取 手 形		支 払 手 形	
棚 卸 資 産		前 受 金	
前 払 費 用		未 払 費 用	
計		計	

売掛金・買掛金等の資産負債の額(平成 年 月 日現在)			
資 産		負 債	
売 掛 金 (未収入金を含む。)	円	買 掛 金	円
受 取 手 形		支 払 手 形	
棚 卸 資 産		前 受 金	
前 払 費 用		未 払 費 用	
計		計	

書き方

書き方

- この申請（届出）書は、不動産所得及び事業所得の金額を現金主義によって計算することを選択して青色申告をしようとする場合に提出するものです。
  - この申請（届出）書は、青色申告をしようとする年の3月15日まで（その年の1月16日以後に開業した人は、開業の日から2か月以内）に提出してください。  
ただし、青色申告の承認を受けていた被相続人の事業を相続により承継した場合は、相続を開始した日の時期に応じて、それぞれ次の期限までに提出してください。
    - ① 相続を開始した日がその年の1月1日から8月31日までの場合…相続を開始した日から4か月以内
    - ② 相続を開始した日がその年の9月1日から10月31日までの場合…その年の12月31日まで
    - ③ 相続を開始した日がその年の11月1日から12月31日までの場合…その年の翌年の2月15日まで
 なお、提出期限が土・日曜日・祝日等に当たる場合は、これらの日の翌日が期限となります。
  - 表面の2の(1)に該当する人は、取消しを受けた日又は取りやめをした日から1年以内は、申請が却下されることがあります。
  - この申請（届出）書を提出できる人は、表面の5の(3)の金額が300万円以下の人に限られています。
  - 表面の5の(3)の金額が300万円を超える人が青色申告の承認申請をする場合や、今までに現金主義による所得計算の特例を受けたことのある人が再び青色申告の承認申請をする場合は、この申請（届出）書ではなく、別の青色申告承認申請書を使用してください。
  - 上の表の売掛金・買掛金等の金額（売上や仕入、経費に関係のあるもの）は、現金主義の所得計算から通常の所得計算に切り替えるときに、調整するために必要なものですから、よく調べて正確に記載します。
- ※ 申請（届出）書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②申請（届出）をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

- この申請（届出）書は、不動産所得及び事業所得の金額を現金主義によって計算することを選択して青色申告をしようとする場合に提出するものです。
- この申請（届出）書は、青色申告をしようとする年の3月15日まで（その年の1月16日以後に開業した人は、開業の日から2か月以内）に提出してください。  
ただし、青色申告の承認を受けていた被相続人の事業を相続により承継した場合は、相続を開始した日の時期に応じて、それぞれ次の期限までに提出してください。
  - ① 相続を開始した日がその年の1月1日から8月31日までの場合…相続を開始した日から4か月以内
  - ② 相続を開始した日がその年の9月1日から10月31日までの場合…その年の12月31日まで
  - ③ 相続を開始した日がその年の11月1日から12月31日までの場合…その年の翌年の2月15日まで
 なお、提出期限が土・日曜日・祝日等に当たる場合は、これらの日の翌日が期限となります。
- 表面の2の(1)に該当する人は、取消しを受けた日又は取りやめをした日から1年以内は、申請が却下されることがあります。
- この申請（届出）書を提出できる人は、表面の5の(3)の金額が300万円以下の人に限られています。
- 表面の5の(3)の金額が300万円を超える人が青色申告の承認申請をする場合や、今までに現金主義による所得計算の特例を受けたことのある人が再び青色申告の承認申請をする場合は、この申請（届出）書ではなく、別の青色申告承認申請書を使用してください。
- 上の表の売掛金・買掛金等の金額（売上や仕入、経費に関係のあるもの）は、現金主義の所得計算から通常の所得計算に切り替えるときに、調整するために必要なものから、よく調べて正確に記載します。



改正後	改正前
<p>個④014 所得税の青色申告のとりやめ届出書【裏面】</p> <p>◎ この届出書は、青色申告の承認を受けていた人が、青色申告を取りやめようとする場合に提出するものです。</p> <p>◎ この届出書は、青色申告書による所得税の申告を取りやめようとする年の翌年3月15日までに提出してください。</p> <p>◎ 事業を廃止する方で青色申告の取りやめをされる方は、「個人事業の開廃業等届出書」も提出してください。</p> <p>また、消費税の課税事業者の方及び課税事業者を選択されている方で、廃業する事業のほかに課税売上げに当たる所得（不動産所得等）のない方は、「事業廃止届出書」も提出してください。</p> <p>※ 申請書等の提出の際には、①個人番号（12桁）の記載及び②申請されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。</p>	<p>個④014 所得税の青色申告のとりやめ届出書【裏面】</p> <p>◎ この届出書は、青色申告の承認を受けていた人が、青色申告を取りやめようとする場合に提出するものです。</p> <p>◎ この届出書は、青色申告書による所得税の申告を取りやめようとする年の翌年3月15日までに提出してください。</p> <p>◎ 事業を廃止する方で青色申告の取りやめをされる方は、「個人事業の開廃業等届出書」も提出してください。</p> <p>また、消費税の課税事業者の方及び課税事業者を選択されている方で、廃業する事業のほかに課税売上げに当たる所得（不動産所得等）のない方は、「事業廃止届出書」も提出してください。</p>

個④015 青色事業専従者給与に関する [届出・変更届出] 書【表面】

個④015 青色事業専従者給与に関する [届出・変更届出] 書【表面】

1 1 2 0

税務署受付印

青色事業専従者給与に関する 届 出 書  
変更届出

納 税 地 住所地・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。)

〒 ( ) (TEL ( ) )

税 務 署 長

上記以外の 住所 地 ・ 事業 所 等 納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。

〒 ( ) (TEL ( ) )

フリガナ

氏 名 生年 月 日 大正 昭和 平成 年 月 日生

個人 番 号

職 業 フリガナ 屋 号

平成 年 月 日 提出

平成 年 月 日 以後の青色事業専従者給与の支給に関しては次のとおり 定 め た の で 変 更 す る こ と と し た の で 届 け ます。

1 青色事業専従者給与 (裏面の書き方をお読みください。)

専従者の氏名	続柄	年齢 経歴 年数	仕事の内容・ 従事の程度	資格等	給 料		賞 与		昇給の基準
					支給期 金額 (月額)	円	支給期	支給の基準 (金額)	
1									
2									
3									

2 その他参考事項 (他の職業の併有等)

3 変更理由 (変更届出書を提出する場合、その理由を具体的に記載します。)

4 使用人の給与 (この欄は、この届出 (変更) 書の提出日の現況で記載します。)

使用人の氏名	性別	年齢 経歴 年数	仕事の内容・ 従事の程度	資格等	給 料		賞 与		昇給の基準
					支給期 金額 (月額)	円	支給期	支給の基準 (金額)	
1									
2									
3									

※ 別に給与規程を定めているときは、その写しを添付してください。

関与税理士 (TEL ( ) )

税 務 署 印

整 理 番 号 関係部門 送 達

通 信 日 付 印 年 月 日 確認印

確認書類  
個人番号カード/通知カード・運転免許証  
その他 ( )

1 1 2 0

税務署受付印

青色事業専従者給与に関する 届 出 書  
変更届出

納 税 地 住所地・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。)

〒 ( ) (TEL ( ) )

税 務 署 長 殿

上記以外の 住所 地 ・ 事業 所 等 納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。

〒 ( ) (TEL ( ) )

フリガナ

氏 名 生年 月 日 大正 昭和 平成 年 月 日生

職 業 フリガナ 屋 号

平成 年 月 日 提出

平成 年 月 日 以後の青色事業専従者給与の支給に関しては次のとおり 定 め た の で 届 け ます。

1 青色事業専従者給与 (裏面の書き方をお読みください。)

専従者の氏名	続柄	年齢 経歴 年数	仕事の内容・ 従事の程度	資格等	給 料		賞 与		昇給の基準
					支給期 金額 (月額)	円	支給期	支給の基準 (金額)	

2 その他参考事項 (他の職業の併有等)

3 変更理由 (変更届出書を提出する場合、その理由を具体的に記載します。)

4 使用人の給与 (この欄は、この届出 (変更) 書の提出日の現況で記載します。)

使用人の氏名	性別	年齢 経歴 年数	仕事の内容・ 従事の程度	資格等	給 料		賞 与		昇給の基準
					支給期 金額 (月額)	円	支給期	支給の基準 (金額)	

※ 別に給与規定を定めているときは、その写しを添付してください。

関与税理士 (TEL ( ) )

税 務 署 印

整 理 番 号 関係部門 送 達

通 信 日 付 印 年 月 日 確認印

確認書類  
個人番号カード/通知カード・運転免許証  
その他 ( )

出 発 日 付 印 年 月 日 確認印



改正後

個④015 青色事業専従者給与に関する〔届出・変更届出〕書【裏面】

書き方

1 その年分以後の各年分の青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする青色申告者（その年に新たに青色申告承認申請書を提出した人を含む。）は、この届出書をその年の3月15日まで（その年の1月16日以後に開業した人や新たに専従者がいることとなった人は、その開業の日や専従者がいることとなった日から2か月以内）に税務署に提出してください。

なお、この届出書に記載した専従者給与の金額の基準を変更する場合（給与規程を変更する場合、通常の昇給のわくを超えて給与を増額する場合など）や新たに専従者が加わった場合には、遅滞なく変更届出書を提出してください。

2 必要経費となる青色事業専従者給与額は、支給した給与の金額が次の状況からみて相当と認められるもので、しかも、この届出書に記載した金額の範囲内のものに限られます。

- (1) 専従者の労務に従事した期間、労務の性質及びその程度
- (2) あなたの事業に従事する他の使用人の給与及び同種同規模の事業に従事する者の給与の状況
- (3) 事業の種類・規模及び収益の状況

3 「1 青色事業専従者給与」の欄は、次の記載例を参考として記載します。

専従者の氏名	続柄	年齢	経歴 年数	専従者の個人番号	仕事の内容・ 専従の程度	資格等	給 料		賞 与		昇給の基準
							支給期	金額(月額)	支給期	支給の基準(金額)	
1	青空 春子 妻	29	5	41516789012345	販売事務、現金出納帳等の記帳(記帳責任者)、毎日5時間従事	簿記、珠算共2級	毎月	円 ××××	毎年	○か月分又は ××円	使用人の昇給基準と同じ

あなたの事業に従事している期間(他の同種又は類似の事業があればそれを加える。)を記載します。

① 仕事の内容については「販売事務」「記帳事務」「受付事務」「農耕」等と併せて、その事務での職責「経理責任者」「販売責任者」等を書いてください。

② 従事の程度については、「毎日〇時間程度従事」、「〇月から〇月までの農耕期に毎日従事」などと記載します。

特殊技能等の有無については「薬剤師」「看護師」「大型運転免許」「司法書士」「簿記・珠算〇級」等資格を有しているかどうかを記載します。

① 支給期については、「毎月〇日ごろ」などと書いてください。

② 金額については、支給する給料の月額(定額)より受ける給与があるときはその給与の種類と見込月額を付記する。)を記載します。

「〇か月分(又は××円)」などと記載します。

「使用人の昇給基準と同じ(専従者の場合)」「毎年おおむね〇%(又は××円)」などと記載します。

(注) 給与規程の「写し」を添付したときは、この「昇給の基準」欄の記載を省略しても差し支えありません。

- 4 「2 その他参考事項」の欄には、専従者が他に職業を有している場合、就学している場合に「〇〇(株)取締役」「〇〇大学夜間部」などと記載します。
  - 5 「4 使用人の給与」欄は、使用人のうち専従者の仕事と類似する仕事に従事する人や、給与の水準を示す代表的な例を選んで記載します。
  - 6 お分かりにならないことがありましたら、税務署にご相談ください。
- ※ 届出書を提出する際には、①個人番号(12桁)の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

改正前

個④015 青色事業専従者給与に関する〔届出・変更届出〕書【裏面】

書き方

1 その年分以後の各年分の青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする青色申告者（その年に新たに青色申告承認申請書を提出した人を含む。）は、この届出書をその年の3月15日まで（その年の1月16日以後に開業した人や新たに専従者がいることとなった人は、その開業の日や専従者がいることとなった日から2か月以内）に税務署に提出してください。

なお、この届出書に記載した専従者給与の金額の基準を変更する場合（給与規程を変更する場合、通常の昇給のわくを超えて給与を増額する場合など）や新たに専従者が加わった場合には、遅滞なく変更届出書を提出してください。

2 必要経費となる青色事業専従者給与額は、支給した給与の金額が次の状況からみて相当と認められるもので、しかも、この届出書に記載した金額の範囲内のものに限られます。

- (1) 専従者の労務に従事した期間、労務の性質及びその程度
- (2) あなたの事業に従事する他の使用人の給与及び同種同規模の事業に従事する者の給与の状況
- (3) 事業の種類・規模及び収益の状況

3 「1 青色事業専従者給与」の欄は、次の記載例を参考として記載します。

専従者の氏名	続柄	年齢	経歴 年数	仕事の内容・ 専従の程度	資格等	給 料		賞 与		昇給の基準
						支給期	金額(月額)	支給期	支給の基準(金額)	
青空 春子 妻		29	5	販売事務、現金出納帳等の記帳(記帳責任者)、毎日5時間従事	簿記、珠算共2級	毎月	円 ××××	毎年	○か月分又は ××円	使用人の昇給基準と同じ

あなたの事業に従事している期間(他の同種又は類似の事業があればそれを加える。)を記載します。

① 仕事の内容については「販売事務」「記帳事務」「受付事務」「農耕」等と併せて、その事務での職責「経理責任者」「販売責任者」等を書いてください。

② 従事の程度については、「毎日〇時間程度従事」、「〇月から〇月までの農耕期に毎日従事」などと記載します。

特殊技能等の有無については「薬剤師」「看護師」「大型運転免許」「司法書士」「簿記・珠算〇級」等資格を有しているかどうかを記載します。

① 支給期については、「毎月〇日ごろ」などと書いてください。

② 金額については、支給する給料の月額(定額)より受ける給与があるときはその給与の種類と見込月額を付記する。)を記載します。

「〇か月分(又は××円)」などと記載します。

「使用人の昇給基準と同じ(専従者の場合)」「毎年おおむね〇%(又は××円)」などと記載します。

(注) 給与規程の「写し」を添付したときは、この「昇給の基準」欄の記載を省略しても差し支えありません。

- 4 「2 その他参考事項」の欄には、専従者が他に職業を有している場合、就学している場合に「〇〇(株)取締役」「〇〇大学夜間部」などと記載します。
- 5 「4 使用人の給与」欄は、使用人のうち専従者の仕事と類似する仕事に従事する人や、給与の水準を示す代表的な例を選んで記載します。
- 6 お分かりにならないことがありましたら、税務署にご相談ください。





改正後

改正前

個④016 現金主義による所得計算の特例を受けることの届出書【裏面】

個④016 現金主義による所得計算の特例を受けることの届出書【裏面】

売掛金・買掛金等の資産負債の額（ 年 月 日現在）			
資 産		負 債	
売 掛 金 (未収入金を含む。)	円	買 掛 金	円
受 取 手 形		支 払 手 形	
棚 卸 資 産		前 受 金	
前 払 費 用		未 払 費 用	
		引当金 準備金	
計		計	

売掛金・買掛金等の資産負債の額（ 年 月 日現在）			
資 産		負 債	
売 掛 金 (未収入金を含む。)	円	買 掛 金	円
受 取 手 形		支 払 手 形	
棚 卸 資 産		前 受 金	
前 払 費 用		未 払 費 用	
		引当金 準備金	
計		計	

書 き 方

書 き 方

- この届出書は、この特例の適用を受けようとする年の3月15日まで（その年の1月16日以後に開業した人は開業の日から2か月以内）に提出してください。
  - この届出書を提出することのできる人は、表面の1の(3)の金額が300万円以下の人に限られています。  
なお、いままでにこの特例の適用を受けたことのある人が、再びこの特例の適用を受けようとするときは、この届出書ではなく、別の「再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請書」を再びこの特例の適用を受けようとする年の1月31日までに提出してください。
  - 上の表の売掛金、買掛金等の金額（売上や仕入、経費に関係のあるもの）は、現金主義の所得計算から通常の所得計算に切り替えるときに、調整するために必要なものですから、よく調べて正確に記載します。
- ※ 届出書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

- この届出書は、この特例の適用を受けようとする年の3月15日まで（その年の1月16日以後に開業した人は開業の日から2か月以内）に提出してください。
- この届出書を提出することのできる人は、表面の1の(3)の金額が300万円以下の人に限られています。  
なお、いままでにこの特例の適用を受けたことのある人が、再びこの特例の適用を受けようとするときは、この届出書ではなく、別の「再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請書」を再びこの特例の適用を受けようとする年の1月31日までに提出してください。
- 上の表の売掛金、買掛金等の金額（売上や仕入、経費に関係のあるもの）は、現金主義の所得計算から通常の所得計算に切り替えるときに、調整するために必要なものですから、よく調べて正確に記載します。

改正後

改正前

個④017 現金主義による所得計算の特例を受けることの取りやめ届出書【表面】

個④017 現金主義による所得計算の特例を受けることの取りやめ届出書【表面】

1 1 4 0

税務署受付印

現金主義による所得計算の特例を受けることの取りやめ届出書

納税地 住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。)  
(〒 - - ) (TEL - - - )

税務署長 \_\_\_\_\_

上記以外の住所地・事業所等 納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。  
(〒 - - ) (TEL - - - )

フリガナ \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日生

個人番号 \_\_\_\_\_

職業 \_\_\_\_\_ フリガナ \_\_\_\_\_ 屋号 \_\_\_\_\_

1 1 4 0

税務署受付印

現金主義による所得計算の特例を受けることの取りやめ届出書

納税地 住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。)  
(〒 - - ) (TEL - - - )

税務署長 \_\_\_\_\_

上記以外の住所地・事業所等 納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。  
(〒 - - ) (TEL - - - )

フリガナ \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日生

職業 \_\_\_\_\_ フリガナ \_\_\_\_\_ 屋号 \_\_\_\_\_

平成\_\_\_\_年分の所得税から、現金主義による所得計算の特例の適用を取りやめることとしたので届けます。

平成\_\_\_\_年分の所得税から、現金主義による所得計算の特例の適用を取りやめることとしたので届けます。

1 この特例の適用を受けた最初の年の前年の12月31日(年の途中で開業した人は、その開業の日)現在の売掛金、買掛金等の資産負債の額

1 この特例の適用を受けた最初の年の前年の12月31日(年の途中で開業した人は、その開業の日)現在の売掛金、買掛金等の資産負債の額

先に提出した「現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの届出書」に記載した額と同じ額を記載します。

先に提出した「現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの届出書」に記載した額と同じ額を記載します。

売掛金、買掛金等の資産負債の額(平成 年 月 日現在)			
資 産		負 債	
資 産	円	負 債	円
売掛金 (未収入金を含む。)		買掛金	
受取手形		支払手形	
棚卸資産		前受金	
前払費用		未払費用	
		引当金 準備金	
計		計	

売掛金、買掛金等の資産負債の額(平成 年 月 日現在)			
資 産		負 債	
資 産	円	負 債	円
売掛金 (未収入金を含む。)		買掛金	
受取手形		支払手形	
棚卸資産		前受金	
前払費用		未払費用	
		引当金 準備金	
計		計	

2 その他参考事項(取りやめる事情など)

2 その他参考事項(取りやめる事情など)

関与税理士 \_\_\_\_\_ (TEL - - - )

税務署整理番号	関係部門	A	B	C	番号確認	身元確認
01						<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
通信日付印の年月日	確認印	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他( )				
年 月 日						

関与税理士 \_\_\_\_\_ (TEL - - - )

税務署整理番号	関係部門	A	B	C	D	E
通信日付印の年月日						確認印
年 月 日						

改正後	改正前
<p>個④017 現金主義による所得計算の特例を受けることの取りやめ届出書【裏面】</p> <p>◎ この届出書は、現金主義による所得計算の特例の適用を受けることを取りやめる場合に提出するものです。</p> <p>(注) 現金主義による所得計算の特例の適用を受けていた人が、小規模事業者の要件に該当しなくなったときは、自動的に通常の所得計算によることとなりますので、この届出書を提出する必要はありません。</p> <p>◎ この届出書は、現金主義による所得計算の特例の適用を受けることを取りやめようとする年の3月15日までに提出してください。</p> <p>※ 届出書を提出する際には、①個人番号(12桁)の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。</p>	<p>個④017 現金主義による所得計算の特例を受けることの取りやめ届出書【裏面】</p> <p>◎ この届出書は、現金主義による所得計算の特例の適用を受けることを取りやめる場合に提出するものです。</p> <p>(注) 現金主義による所得計算の特例の適用を受けていた人が、小規模事業者の要件に該当しなくなったときは、自動的に通常の所得計算によることとなりますので、この届出書を提出する必要はありません。</p> <p>◎ この届出書は、現金主義による所得計算の特例の適用を受けることを取りやめようとする年の3月15日までに提出してください。</p>



改正後

改正前

個④018 再び現金主義による所得計算の特例を受けることの承認申請書【裏面】

個④018 再び現金主義による所得計算の特例を受けることの承認申請書【裏面】

売掛金・買掛金等の資産負債の額（ 年 月 日現在）			
資 産		負 債	
売 掛 金 (未収入金を含む。)	円	買 掛 金	円
受 取 手 形		支 払 手 形	
棚 卸 資 産		前 受 金	
前 払 費 用		未 払 費 用	
		引当金 準備金	
計		計	

売掛金・買掛金等の資産負債の額（ 年 月 日現在）			
資 産		負 債	
売 掛 金 (未収入金を含む。)	円	買 掛 金	円
受 取 手 形		支 払 手 形	
棚 卸 資 産		前 受 金	
前 払 費 用		未 払 費 用	
		引当金 準備金	
計		計	

書 き 方

書 き 方

- この申請書は、再びこの特例の適用を受けようとする年の1月31日までに提出してください。
  - この申請書を提出することのできる人は、表面の2の(3)の金額が300万円以下の人に限られています。
  - 上の表の売掛金、買掛金等の金額（売上や仕入、経費に関係のあるもの）は、現金主義の所得計算から通常の所得計算に切り替えるときに、調整するために必要なものですから、よく調べて正確に記載します。
- ※ 申請書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②申請をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

- この申請書は、再びこの特例の適用を受けようとする年の1月31日までに提出してください。
- この申請書を提出することのできる人は、表面の2の(3)の金額が300万円以下の人に限られています。
- 上の表の売掛金、買掛金等の金額（売上や仕入、経費に関係のあるもの）は、現金主義の所得計算から通常の所得計算に切り替えるときに、調整するために必要なものから、よく調べて正確に記載します。

改正後

改正前

個④021 所得税の棚卸資産の評価方法・減価償却資産の償却方法の届出書【表面】

個④021 所得税の棚卸資産の評価方法・減価償却資産の償却方法の届出書【表面】

1 1 6 0

税務署受付印

所得税の棚卸資産の評価方法  
減価償却資産の償却方法の届出書

納税地 住所・居所・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。)  
(〒 - - ) (TEL - - )

税務署長 \_\_\_\_\_

上記以外の住所・事業所等 納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。  
(〒 - - ) (TEL - - )

フリガナ \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日生

個人番号 \_\_\_\_\_

職業 \_\_\_\_\_ フリガナ \_\_\_\_\_ 屋号 \_\_\_\_\_

年 月 日提出

棚卸資産の評価方法  
減価償却資産の償却方法 については、次によることとしたので届けます。

1 棚卸資産の評価方法

事業の種類	棚卸資産の区分	評価方法

2 減価償却資産の償却方法

減価償却資産の種類・設備の種類	構造又は用途、細目	償却方法
(1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産		
(2) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産		

3 その他参考事項

(1) 上記2で「減価償却資産の種類・設備の種類」欄が「建物」の場合  
昭和 年 月 日  
建物の取得年月日 平成 年 月 日

(2) その他

1 1 6 0

税務署受付印

所得税の棚卸資産の評価方法  
減価償却資産の償却方法の届出書

納税地 住所・居所・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。)  
(〒 - - ) (TEL - - )

税務署長 \_\_\_\_\_

上記以外の住所・事業所等 納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。  
(〒 - - ) (TEL - - )

フリガナ \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日生

職業 \_\_\_\_\_ フリガナ \_\_\_\_\_ 屋号 \_\_\_\_\_

年 月 日提出

棚卸資産の評価方法  
減価償却資産の償却方法 については、次によることとしたので届けます。

1 棚卸資産の評価方法

事業の種類	棚卸資産の区分	評価方法

2 減価償却資産の償却方法

減価償却資産の種類・設備の種類	構造又は用途、細目	償却方法
(1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産		
(2) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産		

3 その他参考事項

(1) 上記2で「減価償却資産の種類・設備の種類」欄が「建物」の場合  
昭和 年 月 日  
建物の取得年月日 平成 年 月 日

(2) その他

関与税理士 \_\_\_\_\_ (TEL - - )

税務署整理欄	整理番号	関係部門	A	B	C	番号確認	身元確認	
	01						<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	
	通信日付印の年月日	確認印	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )					
	年 月 日							

関与税理士 \_\_\_\_\_ (TEL - - )

税務署整理欄	整理番号	関係部門	A	B	C	D	E
			通信日付印の年月日				確認印

改正後	改正前
<p>個④021 所得税の棚卸資産の評価方法・減価償却資産の償却方法の届出書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">書 き 方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この届出書は、棚卸資産の評価方法及び減価償却資産の償却方法の届出をする場合に提出するものです。</li> <li>棚卸資産の評価方法の届出ができるのは、①新たに事業を開始した場合、②従来の事業のほか他に種類の事業を開始した場合又は③事業の種類を変更した場合です。</li> <li>減価償却資産の償却方法の届出ができるのは、①新たに事業を開始した場合、②すでに取得している減価償却資産と異なる種類の減価償却資産を取得した場合又は③従来の償却方法と異なる償却方法を選定する事業所を新たに設けた場合です。</li> </ol> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(注1) 償却方法のみなし選定 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産（以下「旧減価償却資産」といいます。）について「旧定額法」、「旧定率法」又は「旧生産高比例法」を選定している場合において、平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産（以下「新減価償却資産」といいます。）で、同日前に取得したならば旧減価償却資産と同一の区分に属するものについてこの届出書を提出していないときは、旧減価償却資産につき選定していた償却方法の区分に応じた償却方法を選定したとみなされ、新減価償却資産について「定額法」、「定率法」又は「生産高比例法」を適用することとなります。</p> <p>(注2) 法定償却方法 この届出書を提出していない新減価償却資産で上記（注1）に該当しない場合は、原則として、定額法が法定償却方法となります。</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>従来の棚卸資産の評価方法や減価償却資産の償却方法を変更しようとする場合は、この届出書ではなく、「所得税の棚卸資産の評価方法の減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」により変更の申請をしてください。</li> <li>この届出書は、上記2又は3に掲げた届け出ることのできる場合の日の属する年分の確定申告期限までに提出してください。</li> <li>この届出書の標題及び本文中の「棚卸資産の評価方法の減価償却資産の償却方法」は、申請の内容に応じて不要の文字を抹消してください。</li> <li>「1 棚卸資産の評価方法」の各欄は、次のように記載します。 <ol style="list-style-type: none"> <li>「事業の種類」欄には、その評価の方法を採用する事業の種類を、例えば、小売業、製造業又は漁業などと記載します。</li> <li>「棚卸資産の区分」欄には、その評価の方法を採用する棚卸資産の区分を、(1)の事業の種類ごとに、例えば、商品、製品、半製品、原材料、消耗品などと記載します。</li> </ol> </li> <li>「2 減価償却資産の償却方法」の各欄は、次のように記載します。 <ol style="list-style-type: none"> <li>減価償却資産の取得の日に応じて「(1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産」又は「(2) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産」の各欄を使用します。</li> <li>「減価償却資産の種類、設備の種類」欄には、その選定する償却の方法を採用する資産の種類又は設備の種類を、例えば、建物、建物附属設備、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品などと記載します。</li> <li>「構造又は用途、細目」欄には、その選定する償却の方法を採用する資産の構造又は用途、細目を(1)の資産の種類又は設備の種類ごとに、例えば、木造、冷暖房設備、広告用、医療機器、その他のものなどと記載します。 (注) 平成10年4月1日以後に取得した「建物」の償却方法は、旧定額法又は定額法に限る（旧定率法又は定率法の選択はできません。）こととされています。</li> </ol> </li> <li>「償却方法」欄には、その減価償却資産の取得年月日が平成19年3月31日以前の場合には、旧定額法、旧定率法又は旧生産高比例法などと、平成19年4月1日以後の場合には、定額法、定率法又は生産高比例法などと記載します。</li> <li>「3 その他参考事項」欄 <ol style="list-style-type: none"> <li>3の(1)における建物の取得年月日について、相続、遺贈又は贈与（以下「相続等」といいます。）による取得の場合は、相続等の日を記載します。</li> <li>3の「(2)その他」欄には、届出することとなった事情等を具体的に記載します。</li> </ol> </li> </ol> <p>※ 届出書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。</p>	<p>個④021 所得税の棚卸資産の評価方法・減価償却資産の償却方法の届出書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">書 き 方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この届出書は、棚卸資産の評価方法及び減価償却資産の償却方法の届出をする場合に提出するものです。</li> <li>棚卸資産の評価方法の届出ができるのは、①新たに事業を開始した場合、②従来の事業のほか他に種類の事業を開始した場合又は③事業の種類を変更した場合です。</li> <li>減価償却資産の償却方法の届出ができるのは、①新たに事業を開始した場合、②すでに取得している減価償却資産と異なる種類の減価償却資産を取得した場合又は③従来の償却方法と異なる償却方法を選定する事業所を新たに設けた場合です。</li> </ol> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(注1) 償却方法のみなし選定 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産（以下「旧減価償却資産」といいます。）について「旧定額法」、「旧定率法」又は「旧生産高比例法」を選定している場合において、平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産（以下「新減価償却資産」といいます。）で、同日前に取得したならば旧減価償却資産と同一の区分に属するものについてこの届出書を提出していないときは、旧減価償却資産につき選定していた償却方法の区分に応じた償却方法を選定したとみなされ、新減価償却資産について「定額法」、「定率法」又は「生産高比例法」を適用することとなります。</p> <p>(注2) 法定償却方法 この届出書を提出していない新減価償却資産で上記（注1）に該当しない場合は、原則として、定額法が法定償却方法となります。</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>従来の棚卸資産の評価方法や減価償却資産の償却方法を変更しようとする場合は、この届出書ではなく、「所得税の棚卸資産の評価方法の減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」により変更の申請をしてください。</li> <li>この届出書は、上記2又は3に掲げた届け出ることのできる場合の日の属する年分の確定申告期限までに提出してください。</li> <li>この届出書の標題及び本文中の「棚卸資産の評価方法の減価償却資産の償却方法」は、申請の内容に応じて不要の文字を抹消してください。</li> <li>「1 棚卸資産の評価方法」の各欄は、次のように記載します。 <ol style="list-style-type: none"> <li>「事業の種類」欄には、その評価の方法を採用する事業の種類を、例えば、小売業、製造業又は漁業などと記載します。</li> <li>「棚卸資産の区分」欄には、その評価の方法を採用する棚卸資産の区分を、(1)の事業の種類ごとに、例えば、商品、製品、半製品、原材料、消耗品などと記載します。</li> </ol> </li> <li>「2 減価償却資産の償却方法」の各欄は、次のように記載します。 <ol style="list-style-type: none"> <li>減価償却資産の取得の日に応じて「(1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産」又は「(2) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産」の各欄を使用します。</li> <li>「減価償却資産の種類、設備の種類」欄には、その選定する償却の方法を採用する資産の種類又は設備の種類を、例えば、建物、建物附属設備、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品などと記載します。</li> <li>「構造又は用途、細目」欄には、その選定する償却の方法を採用する資産の構造又は用途、細目を(1)の資産の種類又は設備の種類ごとに、例えば、木造、冷暖房設備、広告用、医療機器、その他のものなどと記載します。 (注) 平成10年4月1日以後に取得した「建物」の償却方法は、旧定額法又は定額法に限る（旧定率法又は定率法の選択はできません。）こととされています。</li> </ol> </li> <li>「償却方法」欄には、その減価償却資産の取得年月日が平成19年3月31日以前の場合には、旧定額法、旧定率法又は旧生産高比例法などと、平成19年4月1日以後の場合には、定額法、定率法又は生産高比例法などと記載します。</li> <li>「3 その他参考事項」欄 <ol style="list-style-type: none"> <li>3の(1)における建物の取得年月日について、相続、遺贈又は贈与（以下「相続等」といいます。）による取得の場合は、相続等の日を記載します。</li> <li>3の「(2)その他」欄には、届出することとなった事情等を具体的に記載します。</li> </ol> </li> </ol>



改正後

改正前

個④022 所得税の有価証券の評価方法の届出書【表面】

個④022 所得税の有価証券の評価方法の届出書【表面】

税務署受付印 1 1 7 0

所得税の有価証券の評価方法の届出書

\_\_\_\_ 税務署長

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 提出

納税地	住所地・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。) (〒 - - )		
	(TEL - - )		
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - - )		
	(TEL - - )		
フリガナ		生年 月日	大正 昭和 平成
氏名		年 月 日生	
個人番号	;	;	;
職業	フリガナ	屋号	

有価証券の評価方法については、次によることとしたので届けます。

1 評価方法

有価証券の種類	評価方法	新たに取得した年月日

2 その他参考事項

税務署受付印 1 1 7 0

所得税の有価証券の評価方法の届出書

\_\_\_\_ 税務署長

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 提出

納税地	住所地・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。)		
	(TEL - - )		
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。		
	(TEL - - )		
フリガナ		生年 月日	大正 昭和 平成
氏名		年 月 日生	
職業	フリガナ	屋号	

有価証券の評価方法については、次によることとしたので届けます。

1 評価方法

有価証券の種類	評価方法	新たに取得した年月日

2 その他参考事項

関与税理士 (TEL - - )

税務署整理欄	整理番号	関係部門	A	B	C	番号確認	身元確認
	0						<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
	通信日付印の年月日	確認印	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )				
	年 月 日						

関与税理士 (TEL - - )

税務署整理欄	整理番号	関係部門	A	B	C	D	E
	通信日付印の年月日						確認印
	年 月 日						

改正後	改正前
<p data-bbox="152 156 887 188">個④022 所得税の有価証券の評価方法の届出書【裏面】</p> <p data-bbox="539 280 680 308" style="text-align: center;">書 き 方</p> <p data-bbox="212 341 1016 453">1 この届出書は、有価証券について選定した評価方法の届出をする場合に提出するものです。 (注) 従来の評価方法(評価方法の届け出がなかったため、法定の評価方法によるべきこととされた場合を含みます。)を変更する場合には、この届出書ではなく「有価証券の評価方法の変更承認申請書」により変更の申請をしてください。</p> <p data-bbox="212 467 1016 515">2 この届出書は、事業所得の基因となる有価証券を新たに取得した日又は従来取得している有価証券と種類が異なる有価証券を取得した日の属する年分の確定申告期限までに提出してください。</p> <p data-bbox="212 529 1016 577">3 有価証券の評価方法の選定は、有価証券の種類ごとに行うことになっていきますのでその種類ごとに評価方法を定めて、次により記載します。</p> <p data-bbox="212 592 1016 799">(1) 「有価証券の種類」欄には、新たに取得した有価証券の種類を記載します。 有価証券の種類とは、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで(第17号を除きます。)の各号の区分によります。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分します。したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券(相互会社の社債券を含みます。)、株券(新株予約権を表示する証券を含みます。)、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。</p> <p data-bbox="246 807 1016 919">また、新株引受権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。</p> <p data-bbox="212 933 1016 1013">(2) 「評価方法」欄には、総平均法又は移動平均法のうち、選定した評価方法を記載します。 ※ 届出書を提出する際には、①個人番号(12桁)の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。</p>	<p data-bbox="1128 156 1863 188">個④022 所得税の有価証券の評価方法の届出書【裏面】</p> <p data-bbox="1529 280 1671 308" style="text-align: center;">書 き 方</p> <p data-bbox="1207 341 2011 453">1 この届出書は、有価証券について選定した評価方法の届出をする場合に提出するものです。 (注) 従来の評価方法(評価方法の届け出がなかったため、法定の評価方法によるべきこととされた場合を含みます。)を変更する場合には、この届出書ではなく「有価証券の評価方法の変更承認申請書」により変更の申請をしてください。</p> <p data-bbox="1207 467 2011 515">2 この届出書は、事業所得の基因となる有価証券を新たに取得した日又は従来取得している有価証券と種類が異なる有価証券を取得した日の属する年分の確定申告期限までに提出してください。</p> <p data-bbox="1207 529 2011 577">3 有価証券の評価方法の選定は、有価証券の種類ごとに行うことになっていきますのでその種類ごとに評価方法を定めて、次により記載します。</p> <p data-bbox="1207 592 2011 799">(1) 「有価証券の種類」欄には、新たに取得した有価証券の種類を記載します。 有価証券の種類とは、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで(第17号を除きます。)の各号の区分によります。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分します。したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券(相互会社の社債券を含みます。)、株券(新株予約権を表示する証券を含みます。)、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。</p> <p data-bbox="1240 807 2011 919">また、新株引受権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。</p> <p data-bbox="1207 933 2011 1013">(2) 「評価方法」欄には、総平均法又は移動平均法のうち、選定した評価方法を記載します。</p>

改正後

改正前

個④023 所得税の棚卸資産の評価方法・減価償却資産の償却方法の変更承認申請書【表面】

個④023 所得税の棚卸資産の評価方法・減価償却資産の償却方法の変更承認申請書【表面】

税務署受付印 1 1 8 0

所得稅の 棚卸資産の評価方法 の変更承認申請書  
減価償却資産の償却方法

納税地 (〒 \_\_\_\_\_) (TEL - - )

税務署長 \_\_\_\_\_

上記以外の住所・事業所等 (〒 \_\_\_\_\_) (TEL - - )

フリガナ \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印) 生年 大正 昭和 平成 年 月 日生

個人番号 \_\_\_\_\_

職業 \_\_\_\_\_ フリガナ \_\_\_\_\_ 屋号 \_\_\_\_\_

平成 \_\_\_\_ 年分から、棚卸資産の評価方法 減価償却資産の償却方法を次のとおり変更したいので申請します。

1 棚卸資産の評価方法

事業の種類	資産の区分	現在の評価方法		採用しようとする新たな評価方法
		現在の方法	採用した年	

2 減価償却資産の償却方法

資産の種類・設備の種類	構造又は用途、細目	現在の償却方法		採用しようとする新たな償却方法
		現在の方法	採用した年	
(1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産				
(2) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産				

3 変更しようとする理由 (できるだけ具体的に記載します。)

4 その他参考事項

(1) 上記2で「資産の種類・設備の種類」欄が「建物」の場合  
昭和 \_\_\_\_\_ 年 月 日 建物の取得年月日 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

(2) その他 \_\_\_\_\_

税務署受付印 1 1 8 0

所得稅の 棚卸資産の評価方法 の変更承認申請書  
減価償却資産の償却方法

納税地 (〒 \_\_\_\_\_) (TEL - - )

税務署長 \_\_\_\_\_

上記以外の住所・事業所等 (〒 \_\_\_\_\_) (TEL - - )

フリガナ \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印) 生年 大正 昭和 平成 年 月 日生

職業 \_\_\_\_\_ フリガナ \_\_\_\_\_ 屋号 \_\_\_\_\_

平成 \_\_\_\_ 年分から、棚卸資産の評価方法 減価償却資産の償却方法を次のとおり変更したいので申請します。

1 棚卸資産の評価方法

事業の種類	資産の区分	現在の評価方法		採用しようとする新たな評価方法
		現在の方法	採用した年	

2 減価償却資産の償却方法

資産の種類・設備の種類	構造又は用途、細目	現在の償却方法		採用しようとする新たな償却方法
		現在の方法	採用した年	
(1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産				
(2) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産				

3 変更しようとする理由 (できるだけ具体的に記載します。)

4 その他参考事項

(1) 上記2で「資産の種類・設備の種類」欄が「建物」の場合  
昭和 \_\_\_\_\_ 年 月 日 建物の取得年月日 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

(2) その他 \_\_\_\_\_

関与税理士 (TEL - - )

整理番号	関係部門	A	B	C	番号確認	身元確認
0						<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
通信日付印の年月日	確認印	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( _____ )				
年 月 日						

関与税理士 (TEL - - )

整理番号	関係部門	A	B	C	D	E
通信日付印の年月日						確認印
年 月 日						

改正後

改正前

個④023 所得税の棚卸資産の評価方法・減価償却資産の償却方法の変更承認申請書【裏面】

個④023 所得税の棚卸資産の評価方法・減価償却資産の償却方法の変更承認申請書【裏面】

書 き 方

書 き 方

- 1 この申請書は、棚卸資産の評価方法又は減価償却資産の償却方法を現に行っている方法から、他の方法に変更しようとする場合に提出するものです。
  - 2 この申請書は、棚卸資産の評価方法又は減価償却資産の償却方法を変更しようとする年の3月15日までに提出してください。
  - 3 この申請書の標題及び本文の中の「棚卸資産の評価方法 減価償却資産の償却方法」は、申請の内容に応じて不要な文字を抹消します。
  - 4 「1 棚卸資産の評価方法」の各欄は、次のように記載します。
    - (1) 「事業の種類」欄には、評価の方法を変更しようとする事業の種類を、例えば、小売業、製造業又は漁業などと記載します。
    - (2) 「資産の区分」欄には、評価の方法を変更しようとする棚卸資産の区分を、(1)の事業の種類ごとに、例えば、商品、製品、半製品、原材料、消耗品などと記載します。
    - (3) 「現在の評価方法」欄には、評価の方法を変更しようとする棚卸資産について、既に届け出ている方法（届け出ている場合、それぞれの棚卸資産の区分ごとに定められている法定の評価方法）を記載します。
  - 5 「2 減価償却資産の償却方法」の各欄は、次のように記載します。
    - (1) 減価償却資産を取得した日に応じて「(1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産」又は「(2) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産」の各欄を使用します。
    - (2) 「資産の種類、設備の種類」欄には、償却の方法を変更しようとする減価償却資産の種類又は設備の種類を、例えば、建物、建物附属設備、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品などと記載します。
    - (3) 「構造又は用途、細目」欄には、償却の方法を変更しようとする資産の構造又は用途、細目を(1)の資産の種類又は設備の種類ごとに、例えば、木造、冷暖房設備、広告用、医療機器、その他のものなどと記載します。
    - (4) 「現在の償却方法」欄には、償却の方法を変更しようとする資産又は設備について、既に届け出ている方法（届け出ている場合、それぞれの資産ごとに定められている法定の償却方法）を記載します。  
(注)平成10年4月1日以後に取得した「建物」の償却方法は、旧定額法又は定額法に限る（旧定率法又は定率法の選択はできません。）こととされています。
  - 6 「4 その他参考事項」の(1)における建物の取得年月日については、相続、遺贈又は贈与（以下「相続等」といいます。）による取得の場合は、相続等の日を記載します。
- ※ 申請書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②申請をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

- 1 この申請書は、棚卸資産の評価方法又は減価償却資産の償却方法を現に行っている方法から、他の方法に変更しようとする場合に提出するものです。
- 2 この申請書は、棚卸資産の評価方法又は減価償却資産の償却方法を変更しようとする年の3月15日までに提出してください。
- 3 この申請書の標題及び本文の中の「棚卸資産の評価方法 減価償却資産の償却方法」は、申請の内容に応じて不要な文字を抹消します。
- 4 「1 棚卸資産の評価方法」の各欄は、次のように記載します。
  - (1) 「事業の種類」欄には、評価の方法を変更しようとする事業の種類を、例えば、小売業、製造業又は漁業などと記載します。
  - (2) 「資産の区分」欄には、評価の方法を変更しようとする棚卸資産の区分を、(1)の事業の種類ごとに、例えば、商品、製品、半製品、原材料、消耗品などと記載します。
  - (3) 「現在の評価方法」欄には、評価の方法を変更しようとする棚卸資産について、既に届け出ている方法（届け出ている場合、それぞれの棚卸資産の区分ごとに定められている法定の評価方法）を記載します。
- 5 「2 減価償却資産の償却方法」の各欄は、次のように記載します。
  - (1) 減価償却資産を取得した日に応じて「(1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産」又は「(2) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産」の各欄を使用します。
  - (2) 「資産の種類、設備の種類」欄には、償却の方法を変更しようとする減価償却資産の種類又は設備の種類を、例えば、建物、建物附属設備、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品などと記載します。
  - (3) 「構造又は用途、細目」欄には、償却の方法を変更しようとする資産の構造又は用途、細目を(1)の資産の種類又は設備の種類ごとに、例えば、木造、冷暖房設備、広告用、医療機器、その他のものなどと記載します。
  - (4) 「現在の償却方法」欄には、償却の方法を変更しようとする資産又は設備について、既に届け出ている方法（届け出ている場合、それぞれの資産ごとに定められている法定の償却方法）を記載します。  
(注)平成10年4月1日以後に取得した「建物」の償却方法は、旧定額法又は定額法に限る（旧定率法又は定率法の選択はできません。）こととされています。
- 6 「4 その他参考事項」の(1)における建物の取得年月日については、相続、遺贈又は贈与（以下「相続等」といいます。）による取得の場合は、相続等の日を記載します。



改正後	改正前
<p>個④028 有価証券の評価方法の変更承認申請書【裏面】</p> <p>◎ この申請書は、有価証券の評価方法を現に行っている方法から他の方法に変更しようとする場合に提出するものです。</p> <p>◎ この申請書は、有価証券の評価方法を変更しようとする年の3月15日までに提出してください。</p> <p>※ 申請書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②申請をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。</p>	<p>個④028 有価証券の評価方法の変更承認申請書【裏面】</p> <p>◎ この申請書は、有価証券の評価方法を現に行っている方法から他の方法に変更しようとする場合に提出するものです。</p> <p>◎ この申請書は、有価証券の評価方法を変更しようとする年の3月15日までに提出してください。</p>

改正後

改正前

個④031 所得税の棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書【表面】

個④031 所得税の棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書【表面】

1 2 0 0

税務署受付印

所得税の棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書

納税地 住所地・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。)  
(〒 - - ) (TEL - - )

税務署長 \_\_\_\_\_

上記以外の住所・事業所等 納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。  
(〒 - - ) (TEL - - )

フリガナ \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日生

個人番号 \_\_\_\_\_

職業 \_\_\_\_\_ フリガナ \_\_\_\_\_ 屋号 \_\_\_\_\_

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日提出

1 2 0 0

税務署受付印

所得税の棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書

納税地 住所地・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。)  
(TEL - - )

税務署長 \_\_\_\_\_

上記以外の住所・事業所等 納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。  
(TEL - - )

フリガナ \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日生

職業 \_\_\_\_\_ フリガナ \_\_\_\_\_ 屋号 \_\_\_\_\_

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日提出

平成 \_\_\_\_ 年分から、次の棚卸資産の評価方法を特別な評価方法によりたいので申請します。

平成 \_\_\_\_ 年分から、次の棚卸資産の評価方法を特別な評価方法によりたいので申請します。

1 特別な評価方法を採用しようとする棚卸資産の明細

1 特別な評価方法を採用しようとする棚卸資産の明細

事業の種類	資産の区分	現在の評価方法		採用しようとする新たな評価方法
		現在の方法	採用した年	

事業の種類	資産の区分	現在の評価方法		採用しようとする新たな評価方法
		現在の方法	採用した年	

2 採用しようとする新たな評価方法の内容 (できるだけ具体的に記載します。)

2 採用しようとする新たな評価方法の内容 (できるだけ具体的に記載します。)

3 新たな評価方法を採用しようとする理由 (できるだけ具体的に記載します。)

3 新たな評価方法を採用しようとする理由 (できるだけ具体的に記載します。)

4 その他参考事項

4 その他参考事項

関与税理士 \_\_\_\_\_  
(TEL - - )

関与税理士 \_\_\_\_\_  
(TEL - - )

税務署整理権	整理番号	関係部門	A	B	C	番号確認	身元確認
	01						<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
承認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )							

税務署整理権	整理番号	関係部門	A	B	C	D	E

改正後	改正前
<p data-bbox="152 156 1032 188">個④031 所得税の棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書【裏面】</p> <p data-bbox="185 252 1032 308">この申請書は、棚卸資産の評価方法について所得税法施行令第99条の2第1項に規定する特別な評価方法によることの承認を受けようとする場合に提出するものです。</p> <p data-bbox="185 320 1032 376">※ 申請書を提出する際には、①個人番号(12桁)の記載及び②申請をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。</p>	<p data-bbox="1128 156 2009 188">個④031 所得税の棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書【裏面】</p> <p data-bbox="1164 252 2033 308">この申請書は、棚卸資産の評価方法について所得税法施行令第99条の2第1項に規定する特別な評価方法によることの承認を受けようとする場合に提出するものです。</p>





改正後	改正前
<p data-bbox="152 156 1102 188">個④0 32 所得税の減価償却資産の特別な償却方法の承認申請書【裏面】</p> <p data-bbox="203 245 1064 300">この申請書は、減価償却資産の償却方法について、所得税法施行令第 120 条の 3 に規定する特別な償却の方法によることの承認を受けようとする場合に提出するものです。</p> <p data-bbox="203 316 1064 370">※ 申請書を提出する際には、①個人番号 (12 桁) の記載及び②申請をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。</p>	<p data-bbox="1128 156 2078 188">個④032 所得税の減価償却資産の特別な償却方法の承認申請書【裏面】</p> <p data-bbox="1167 245 2027 300">この申請書は、減価償却資産の償却方法について、所得税法施行令第 120 条の 3 に規定する特別な償却の方法によることの承認を受けようとする場合に提出するものです。</p>



改正後	改正前
<p data-bbox="152 156 683 188">個④033 取替法採用承認申請書【裏面】</p> <p data-bbox="548 252 698 284" style="text-align: center;">書 き 方</p> <p data-bbox="190 311 1064 367">1 この申請書は、所得税法施行規則（以下単に「規則」といいます。）第 24 条の 2 各号に掲げる資産の減価償却を取替法により行おうとする場合に提出するものです。</p> <p data-bbox="190 379 1064 435">2 取替法を採用しようとする場合には、取替法を採用しようとする年の 3 月 15 日までに納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p data-bbox="190 448 616 472">3 この申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p data-bbox="206 485 1064 576">(1) 「取替資産の名称」欄には、取替法を採用しようとする資産について規則第 24 条の 2 各号に掲げる資産の異なるものごと（当該取替資産で種類及び品質を異にするものがあるときは、その種類品質の異なるものごと）に、その名称を記載します。</p> <p data-bbox="206 588 1064 679">(2) 「同上の所得税法施行規則第 24 条の 2 各号の区分」欄には、(1)の資産の規則第 24 条の 2 各号の区分を書きます。「所在する場所」欄には、(1)の資産の所在する場所の名称、路線名等を記載します。</p> <p data-bbox="206 692 1064 783">(3) 「数量」、「取得価額」及び「償却後の価額」の各欄には、(1)の資産の取替法を採用しようとする年の 1 月 1 日（年の中途において事業所得を生ずべき事業を開始した場合には、その開業月日。）における数量、取得価額及び償却後の価額の合計額を記載します。</p> <p data-bbox="206 796 1064 852">(4) 「2 その他参考事項」欄には、(1)の資産について 1 年間で使用に耐えきれなくなって取替える見込みの数量等取替資産について参考となるべき事項を記載します。</p> <p data-bbox="190 865 1064 920">※ 申請書を提出する際には、①個人番号（12 桁）の記載及び②申請をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。</p>	<p data-bbox="1128 156 1659 188">個④033 取替法採用承認申請書【裏面】</p> <p data-bbox="1527 252 1677 284" style="text-align: center;">書 き 方</p> <p data-bbox="1167 311 2040 367">1 この申請書は、所得税法施行規則（以下単に「規則」といいます。）第 24 条の 2 各号に掲げる資産の減価償却を取替法により行おうとする場合に提出するものです。</p> <p data-bbox="1167 379 2040 435">2 取替法を採用しようとする場合には、取替法を採用しようとする年の 3 月 15 日までに納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p data-bbox="1167 448 1608 472">3 この申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p data-bbox="1182 485 2040 576">(1) 「取替資産の名称」欄には、取替法を採用しようとする資産について規則第 24 条の 2 各号に掲げる資産の異なるものごと（当該取替資産で種類及び品質を異にするものがあるときは、その種類品質の異なるものごと）に、その名称を記載します。</p> <p data-bbox="1182 588 2040 679">(2) 「同上の所得税法施行規則第 24 条の 2 各号の区分」欄には、(1)の資産の規則第 24 条の 2 各号の区分を書きます。「所在する場所」欄には、(1)の資産の所在する場所の名称、路線名等を記載します。</p> <p data-bbox="1182 692 2040 783">(3) 「数量」、「取得価額」及び「償却後の価額」の各欄には、(1)の資産の取替法を採用しようとする年の 1 月 1 日（年の中途において事業所得を生ずべき事業を開始した場合には、その開業月日。）における数量、取得価額及び償却後の価額の合計額を記載します。</p> <p data-bbox="1182 796 2040 852">(4) 「2 その他参考事項」欄には、(1)の資産について 1 年間で使用に耐えきれなくなって取替える見込みの数量等取替資産について参考となるべき事項を記載します。</p>



改正後

改正前

個④036 所得税の減価償却資産の特別な償却率の認定申請書【裏面】

個④036 所得税の減価償却資産の特別な償却率の認定申請書【裏面】

- ◎ この申請書は、漁網、活字に常用されている金属など所得税法施行規則第26条各号に掲げる減価償却資産について特別な償却率の認定を受ける場合に提出するものです。
- ◎ この申請書は、2部作成して、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に提出してください。
- ※ 申請書を提出する際には、①個人番号(12桁)の記載及び②申請をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

- ◎ この申請書は、漁網、活字に常用されている金属など所得税法施行規則第26条各号に掲げる減価償却資産について特別な償却率の認定を受ける場合に提出するものです。
- ◎ この申請書は、2部作成して、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に提出してください。

改正後

改正前

個④037 所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請書【表面】

個④037 所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請書【表面】

税務署受付印 1 2 4 0

所得税の減価償却資産の  
耐用年数短縮の承認申請書

納税地 (TEL - - )

住所・居所・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。)  
(〒 - )

国税局長  
( 税務署長経由 )

上記以外の住所・事業所等  
納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。  
(〒 - ) (TEL - - )

フリガナ

氏名 (印) 大正 昭和 平成 年 月 日生

個人番号

職業 フリガナ 屋号

フリガナ 生年月日

フリガナ 屋号

次の減価償却資産については、耐用年数の短縮の承認を申請します。

1 耐用年数を短縮しようとする減価償却資産の明細

申請の事由		
資産の種類		
名称		
所在する場所		
法定耐用年数	年	年
承認を受けようとする使用可能期間	年	年
承認を受けようとする未経過使用可能期間	年	年

2 法定耐用年数が実際の耐用年数と異なることとなる理由

3 使用可能期間算定の基礎 別 紙

4 その他参考事項

税務署受付印 1 2 4 0

所得税の減価償却資産の  
耐用年数短縮の承認申請書

納税地 (TEL - - )

住所・居所・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。)  
(〒 - )

国税局長  
( 税務署長経由 )

上記以外の住所・事業所等  
納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。  
(〒 - ) (TEL - - )

フリガナ

氏名 (印) 大正 昭和 平成 年 月 日生

個人番号

職業 フリガナ 屋号

フリガナ 生年月日

フリガナ 屋号

次の減価償却資産については、耐用年数の短縮の承認を申請します。

1 耐用年数を短縮しようとする減価償却資産の明細

申請の事由		
資産の種類		
名称		
所在する場所		
法定耐用年数	年	年
承認を受けようとする使用可能期間	年	年
承認を受けようとする未経過使用可能期間	年	年

2 法定耐用年数が実際の耐用年数と異なることとなる理由

3 使用可能期間算定の基礎 別 紙

4 その他参考事項

関与税理士  
(TEL - - )

税務署整理欄	整理番号	関係部門	A	B	C	番号確認	身元確認
	01						<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
							確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )

関与税理士  
(TEL - - )


税務署整理欄	整理番号	関係部門	A	B	C	D	E

改正後	改正前
<p data-bbox="152 156 1061 188">個④037 所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請書【裏面】</p> <p data-bbox="555 231 703 263" style="text-align: center;">書 き 方</p> <ol data-bbox="174 284 1039 849" style="list-style-type: none"> <li>この申請書は、青色申告者が減価償却資産について、所得税法施行令第 130 条に規定する減価償却資産の耐用年数短縮の承認を受けようとする場合に提出するものです。</li> <li>この申請書は、2 部作成して、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に提出してください。</li> <li>「申請の事由」欄には、耐用年数の短縮の承認を受けようとする減価償却資産（以下「申請資産」といいます。）の申請の事由が、所得税法施行令第 130 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで及び所得税法施行規則第 30 条各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかの区分を記載します。</li> <li>申請書の提出に当たっては、次の書類を添付してください。 <ol data-bbox="197 555 1039 785" style="list-style-type: none"> <li>「承認を受けようとする使用可能期間及び未經過使用可能期間の算定の明細書」</li> <li>申請資産の取得価額が確認できる資料（例：請求書等）</li> <li>個々の資産の内容及び使用可能期間が確認できる資料（例：見積書、仕様書、メーカー作成資料等）</li> <li>申請資産の状況が明らかとなる資料（例：写真、カタログ、設計図等）</li> <li>申請資産がリース物件の場合、貸与を受けている者の用途等が確認できる書類（例：リース契約書の写し、納品書の写し等）</li> </ol> </li> </ol> <p data-bbox="174 794 1039 849">※ 申請書を提出する際には、①個人番号（12 桁）の記載及び②申請をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。</p>	<p data-bbox="1128 156 2038 188">個④037 所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請書【裏面】</p> <p data-bbox="1541 231 1688 263" style="text-align: center;">書 き 方</p> <ol data-bbox="1173 284 2038 810" style="list-style-type: none"> <li>この申請書は、青色申告者が減価償却資産について、所得税法施行令第 130 条に規定する減価償却資産の耐用年数短縮の承認を受けようとする場合に提出するものです。</li> <li>この申請書は、2 部作成して、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に提出してください。</li> <li>「申請の事由」欄には、耐用年数の短縮の承認を受けようとする減価償却資産（以下「申請資産」といいます。）の申請の事由が、所得税法施行令第 130 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで及び所得税法施行規則第 30 条各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかの区分を記載します。</li> <li>申請書の提出に当たっては、次の書類を添付してください。 <ol data-bbox="1196 587 2038 810" style="list-style-type: none"> <li>「承認を受けようとする使用可能期間及び未經過使用可能期間の算定の明細書」</li> <li>申請資産の取得価額が確認できる資料（例：請求書等）</li> <li>個々の資産の内容及び使用可能期間が確認できる資料（例：見積書、仕様書、メーカー作成資料等）</li> <li>申請資産の状況が明らかとなる資料（例：写真、カタログ、設計図等）</li> <li>申請資産がリース物件の場合、貸与を受けている者の用途等が確認できる書類（例：リース契約書の写し、納品書の写し等）</li> </ol> </li> </ol>



改正後

個④039 所得税の短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書【表面】

税務署受付印 		1 5 1 0	
所得税の短縮特例承認資産の一部 の資産を取り替えた場合の届出書			
納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 - - ) (TEL - - )		
国税局長 ( ) 税務署長経由 年 月 日提出	上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - - ) (TEL - - )	
フリガナ	氏名	生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日 生
フリガナ	個人番号	フリガナ	屋号
フリガナ	職業	フリガナ	屋号

次の減価償却資産について、所得税法施行令第130条第7項の規定を受けることを下記のとおり届け出ます。

1 みなし承認を受けようとする減価償却資産の明細

更新資産を取得した年	年
届出の事由	所得税法施行規則 第32条第1項 第1号・第2号 該当
みなし承認を受けようとする使用可能期間（別紙のo）	年
未経過使用可能期間（別紙のp）	年
短縮特例承認資産の種類及び名称	

2 添付書類

- (1) 短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し
- (2) 短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」の写し
- (3) 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間算定の明細書」 別紙


3 その他参考事項

関与税理士  
(TEL - - )

税務署整理欄	整理番号	関係部門	A	B	C	番号確認	身元確認
	01						<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
	通信日付印の年月日	確認印	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )				
	年 月 日						

改正前

個④039 所得税の短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書【表面】

税務署受付印 		1 5 1 0	
所得税の短縮特例承認資産の一部 の資産を取り替えた場合の届出書			
納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (電話番号 - - )		
国税局長 ( ) 税務署長経由 年 月 日提出	上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (電話番号 - - )	
フリガナ	氏名	生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日 生
フリガナ	職業	フリガナ	屋号

次の減価償却資産について、所得税法施行令第130条第7項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。

1 みなし承認を受けようとする減価償却資産の明細

更新資産の取得をした年	年
届出の事由	所得税法施行規則 第32条第1項 第1号・第2号 該当
みなし承認を受けようとする使用可能期間（別紙のo）	年
未経過使用可能期間（別紙のp）	年
短縮特例承認資産の種類及び名称	

2 添付書類

- (1) 短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し
- (2) 短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」の写し
- (3) 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間算定の明細書」 別紙

3 その他参考事項

関与税理士  
(電話番号 - - )

税務署整理欄	整理番号	関係部門	A	B	C	D	E
通信日付印の年月日							確認印
年 月 日							

改正後	改正前
<p>個④039 所得税の短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">書 き 方</p> <p>1 この届出書は、青色申告者が既に耐用年数の短縮の承認を受けている資産（以下「短縮特例承認資産」といいます。）の一部についてこれに代わる新たな資産（以下「更新資産」といいます。）と取り替えた場合において、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとするときに提出するものです。</p> <p>2 この届出書は、2部作成して、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に提出してください。</p> <p>なお、この届出書は更新資産の取得をした年に係る確定申告書の提出期限までに提出する必要があります。</p> <p>3 「届出の事由」欄には、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする事由が、所得税法施行規則第32条第1項各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。各号の該当事由は次のとおりとされています。</p> <p>(1) 第1号 …… 短縮特例承認資産の一部の資産について、種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合</p> <p>(注) 更新資産が、所得税法施行規則第32条第1項第1号に定める要件(更新資産の種類及び品質が取り替えた短縮特例承認資産の一部と同じであること)を満たしている必要があります。</p> <p>(2) 第2号 …… 短縮特例承認資産の一部の資産について、これに代わる新たな資産（その資産の購入の代価又はその資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにその資産を業務の用に供するために直接要した費用の額の合計額がその短縮特例承認資産の取得価額の10%相当額を超えるものを除きます。）と取り替えた場合であって、その取り替えた後の使用可能期間の年数とその短縮特例承認資産の承認に係る使用可能期間の年数とに差異が生じない場合</p> <p>(注) 更新資産が、所得税法施行規則第32条第1項第2号に定める次の要件をそれぞれ満たしている必要があります。</p> <p>イ 更新資産の購入代価等の額が短縮特例承認資産の取得価額の10%以下であること</p> <p>ロ みなし承認を受けようとする使用可能期間と短縮特例承認資産の承認を受けている使用可能期間との年数に差異が生じないこと</p> <p>4 「みなし承認を受けようとする使用可能期間」欄には、別紙「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の○欄の年数を記載します。</p> <p>5 「短縮特例承認資産の種類及び名称」欄には、短縮特例承認資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表又は平成20年改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載します。</p> <p>6 届出書の提出に当たっては、次の書類を添付してください。</p> <p>(1) 短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し</p> <p>(2) 短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間及び未經過使用可能期間の算定の明細書」の写し</p> <p>(注) 短縮特例承認資産について、この届出によるみなし承認を受けようとする年の前年において、所得税法施行令第130条第7項の規定の適用を受けている場合には、その前年の届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の写しを添付してください。</p> <p>(3) 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」（別紙）</p> <p>※ 届出書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。</p>	<p>個④039 所得税の短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">書 き 方</p> <p>1 この届出書は、青色申告者が既に耐用年数の短縮の承認を受けている資産（以下「短縮特例承認資産」といいます。）の一部についてこれに代わる新たな資産（以下「更新資産」といいます。）と取り替えた場合において、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとするときに提出するものです。</p> <p>2 この届出書は、2部作成して、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に提出してください。</p> <p>なお、この届出書は更新資産の取得をした年に係る確定申告書の提出期限までに提出する必要があります。</p> <p>3 「届出の事由」欄には、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする事由が、所得税法施行規則第32条第1項各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。各号の該当事由は次のとおりとされています。</p> <p>(1) 第1号 …… 短縮特例承認資産の一部の資産について、種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合</p> <p>(注) 更新資産が、所得税法施行規則第32条第1項第1号に定める要件(更新資産の種類及び品質が取り替えた短縮特例承認資産の一部と同じであること)を満たしている必要があります。</p> <p>(2) 第2号 …… 短縮特例承認資産の一部の資産について、これに代わる新たな資産（その資産の購入の代価又はその資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにその資産を業務の用に供するために直接要した費用の額の合計額がその短縮特例承認資産の取得価額の10%相当額を超えるものを除きます。）と取り替えた場合であって、その取り替えた後の使用可能期間の年数とその短縮特例承認資産の承認に係る使用可能期間の年数とに差異が生じない場合</p> <p>(注) 更新資産が、所得税法施行規則第32条第1項第2号に定める次の要件をそれぞれ満たしている必要があります。</p> <p>イ 更新資産の購入代価等の額が短縮特例承認資産の取得価額の10%以下であること</p> <p>ロ みなし承認を受けようとする使用可能期間と短縮特例承認資産の承認を受けている使用可能期間との年数に差異が生じないこと</p> <p>4 「みなし承認を受けようとする使用可能期間」欄には、別紙「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の○欄の年数を記載します。</p> <p>5 「短縮特例承認資産の種類及び名称」欄には、短縮特例承認資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表又は平成20年改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載します。</p> <p>6 届出書の提出に当たっては、次の書類を添付してください。</p> <p>(1) 短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し</p> <p>(2) 短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間及び未經過使用可能期間の算定の明細書」の写し</p> <p>(注) 短縮特例承認資産について、この届出によるみなし承認を受けようとする年の前年において、所得税法施行令第130条第7項の規定の適用を受けている場合には、その前年の届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の写しを添付してください。</p> <p>(3) 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」（別紙）</p>

改正後

改正前

個④041 材質又は制作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書【表面】

個④041 材質又は制作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書【表面】

1 5 2 0

税務署受付印 1 5 2 0

所得税の耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は制作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書

\_\_\_\_ 国税局長  
(\_\_\_\_ 税務署長経由)  
\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日提出

納税地	住所・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。) (〒 - - ) (TEL - - )		
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - - ) (TEL - - )		
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	大正 昭和 平成	年 月 日生	<input checked="" type="checkbox"/>
個人番号	;	;	;
職業	フリガナ	フリガナ	フリガナ

次の減価償却資産について、所得税法施行令第130条第8項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。

1 みなし承認を受けようとする減価償却資産の明細

届出資産の取得をした日の属する年分	平成	年分
届出の事由	所得税法施行令 第130条 第1項 第1号	該当
	所得税法施行規則 第30条 第1号	該当
	所得税法施行規則 第30条 第3号	該当
届出資産の種類及び名称		
同上の資産の	所在する場所	
	みなし承認を受けようとする使用可能期間(別紙のo)	年
	未經過使用可能期間(別紙のp)	年

2 添付書類

(1) 既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し

(2) 「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」 別紙

(3) 既承認資産の承認申請時に提出した「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」の写し

3 その他参考事項

関与税理士 (TEL - - )

税務署	整理番号	関係部門	A	B	C	番号確認	身元確認
0							<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
通信日付印の年月日	確認印	確認書類	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他( )				
年 月 日							

1 5 2 0

税務署受付印 1 5 2 0

所得税の耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は制作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書

\_\_\_\_ 国税局長  
(\_\_\_\_ 税務署長経由)  
\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日提出

納税地	住所・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。) (電話番号 - - )		
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (電話番号 - - )		
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	大正 昭和 平成	年 月 日生	<input checked="" type="checkbox"/>
職業	フリガナ	フリガナ	フリガナ

次の減価償却資産について、所得税法施行令第130条第8項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。

1 みなし承認を受けようとする減価償却資産の明細

届出資産の取得をした日の属する年分	平成	年分
届出の事由	所得税法施行令 第130条 第1項 第1号	該当
	所得税法施行規則 第30条 第1号	該当
	所得税法施行規則 第30条 第3号	該当
届出資産の種類及び名称		
同上の資産の	所在する場所	
	みなし承認を受けようとする使用可能期間(別紙のo)	年
	未經過使用可能期間(別紙のp)	年

2 添付書類

(1) 既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し

(2) 「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」 別紙

(3) 既承認資産の承認申請時に提出した「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」の写し

3 その他参考事項

関与税理士 (電話番号 - - )

税務署	整理番号	関係部門	A	B	C	D	E
通信日付印の年月日							確認印
年 月 日							

改正後

個④041 材質又は制作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書【裏面】

書き方

- この届出書は、青色申告者が既に耐用年数の短縮の承認を受けている減価償却資産（以下「既承認資産」といいます。）と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産（以下「届出資産」といいます。）を新たに取得した場合等に、その新たに取得した減価償却資産について、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとするときに提出するものです。

- この届出書は、2部作成して、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に提出してください。

なお、この届出書はみなし承認を受けようとする届出資産の取得をした年に係る確定申告書の提出期限までに提出する必要があります。

- 「届出の事由」欄には、既承認資産の承認事由が、所得税法施行令第130条第1項第1号、所得税法施行規則第30条第1号又は同条第3号（所得税法施行令第130条第1項第1号及び所得税法施行規則第30条第1号に係る部分に限ります。）に掲げる事由のいずれに該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。

なお、届出に当たっては、届出資産が所得税法施行令第130条第8項又は所得税法施行規則第32条第3項各号に掲げる要件を満たしている必要があります。

届出資産の要件は、既承認資産の承認事由に応じ、それぞれ次のとおりとされています。

該当条文	既承認資産の承認事由	届出の対象となる減価償却資産
所得税法施行令第130条第1項第1号	その材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なること	左の既承認資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産
所得税法施行規則第30条第1号	その構成が同一種類の他の減価償却資産の通常の構成と著しく異なること	左の既承認資産と構成を同じくする減価償却資産
所得税法施行規則第30条第3号	上記1又は2に準ずる事由	左の既承認資産と材質若しくは製作方法又は構成に準ずるものと同じくする減価償却資産

- 「届出資産の種類及び名称」欄には、届出資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表又は平成20年改正前の耐用年数省令（以下「旧耐用年数省令」といいます。）別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載します。

- 「同上の資産の」欄には、届出資産につき、その所在する場所及びみなし承認を受けようとする使用可能期間及び未經過使用可能期間の年数をそれぞれ記載します。

- 「その他参考事項」欄には、既承認資産の承認事由が所得税法施行令第130条第1項第1号によるもの又はこれに準ずるものである場合において、既承認資産及び届出資産の材質又は製作方法を簡記します。

例：事務所等として定着的に使用する建物を、通常の建物とは異なる簡易な材質と製作方法により建設している 等

- 届出書の提出に当たっては、次の書類を添付してください。

- 既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し
- 「みなし承認を受けようとする使用可能期間及び未經過使用可能期間の算定の明細書」（別紙）
- 既承認資産の承認申請時に提出した「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」の写し

※ 届出書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

改正前

個④041 材質又は制作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書【裏面】

書き方

- この届出書は、青色申告者が既に耐用年数の短縮の承認を受けている減価償却資産（以下「既承認資産」といいます。）と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産（以下「届出資産」といいます。）を新たに取得した場合等に、その新たに取得した減価償却資産について、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとするときに提出するものです。

- この届出書は、2部作成して、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に提出してください。

なお、この届出書はみなし承認を受けようとする届出資産の取得をした年に係る確定申告書の提出期限までに提出する必要があります。

- 「届出の事由」欄には、既承認資産の承認事由が、所得税法施行令第130条第1項第1号、所得税法施行規則第30条第1号又は同条第3号（所得税法施行令第130条第1項第1号及び所得税法施行規則第30条第1号に係る部分に限ります。）に掲げる事由のいずれに該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。

なお、届出に当たっては、届出資産が所得税法施行令第130条第8項又は所得税法施行規則第32条第3項各号に掲げる要件を満たしている必要があります。

届出資産の要件は、既承認資産の承認事由に応じ、それぞれ次のとおりとされています。

該当条文	既承認資産の承認事由	届出の対象となる減価償却資産
所得税法施行令第130条第1項第1号	その材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なること	左の既承認資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産
所得税法施行規則第30条第1号	その構成が同一種類の他の減価償却資産の通常の構成と著しく異なること	左の既承認資産と構成を同じくする減価償却資産
所得税法施行規則第30条第3号	上記1又は2に準ずる事由	左の既承認資産と材質若しくは製作方法又は構成に準ずるものと同じくする減価償却資産

- 「届出資産の種類及び名称」欄には、届出資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表又は平成20年改正前の耐用年数省令（以下「旧耐用年数省令」といいます。）別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載します。

- 「同上の資産の」欄には、届出資産につき、その所在する場所及びみなし承認を受けようとする使用可能期間及び未經過使用可能期間の年数をそれぞれ記載します。

- 「その他参考事項」欄には、既承認資産の承認事由が所得税法施行令第130条第1項第1号によるもの又はこれに準ずるものである場合において、既承認資産及び届出資産の材質又は製作方法を簡記します。

例：事務所等として定着的に使用する建物を、通常の建物とは異なる簡易な材質と製作方法により建設している 等

- 届出書の提出に当たっては、次の書類を添付してください。

- 既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し
- 「みなし承認を受けようとする使用可能期間及び未經過使用可能期間の算定の明細書」（別紙）
- 既承認資産の承認申請時に提出した「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」の写し



改正後

改正前

個④043 所得税の増加償却の届出書【裏面】

個④043 所得税の増加償却の届出書【裏面】

書き方

書き方

- 1 この届出書は、青色申告者が、通常の経済事情における平均的使用時間を超えて使用した機械及び装置について、増加償却を行う場合に提出するものです。
- 2 この届出書は、増加償却を行う年分の確定申告期限までに、提出してください。

- 1 この届出書は、青色申告者が、通常の経済事情における平均的使用時間を超えて使用した機械及び装置について、増加償却を行う場合に提出するものです。
- 2 この届出書は、増加償却を行う年分の確定申告期限までに、提出してください。

(注) 増加償却を行うには、この届出書を提出するほか、その機械及び装置を平均的な使用時間を超えて使用したことを証する書類を保存しておく必要があります。

(注) 増加償却を行うには、この届出書を提出するほか、その機械及び装置を平均的な使用時間を超えて使用したことを証する書類を保存しておく必要があります。

- 3 この届出書の各欄は、次のように記載します。
  - (1) 「通常の1日当たり平均使用時間」欄には、あなたが営む業務の通常の経済事情におけるその設備の1日当たり平均使用時間を記載します。
  - (2) 「通常使用されるべき日数」欄には、増加償却を行う年の年間総日数から、日曜、祝日、年末年始の休日等あなたが営む業務において通常休日とされている日数を控除した日数を記載します。
  - (3) 「平均超過使用時間の年間合計時間」欄には、増加償却を行う年の一年間における(1)の平均時間を超えて使用した時間数の合計を記載します。
  - (4) 「1日当たりの超過使用時間」欄には、次の①又は②に掲げる方法のいずれか一の方法で計算した時間数を記載します。

- 3 この届出書の各欄は、次のように記載します。
  - (1) 「通常の1日当たり平均使用時間」欄には、あなたが営む業務の通常の経済事情におけるその設備の1日当たり平均使用時間を記載します。
  - (2) 「通常使用されるべき日数」欄には、増加償却を行う年の年間総日数から、日曜、祝日、年末年始の休日等あなたが営む業務において通常休日とされている日数を控除した日数を記載します。
  - (3) 「平均超過使用時間の年間合計時間」欄には、増加償却を行う年の一年間における(1)の平均時間を超えて使用した時間数の合計を記載します。
  - (4) 「1日当たりの超過使用時間」欄には、次の①又は②に掲げる方法のいずれか一の方法で計算した時間数を記載します。

① 機械及び装置に属する個々の機械及び装置ごとに次の算式により計算した時間の合計時間を1日当たりの超過使用時間とする方法

① 機械及び装置に属する個々の機械及び装置ごとに次の算式により計算した時間の合計時間を1日当たりの超過使用時間とする方法

$$\frac{\text{個々の機械及び装置の増加償却を実施しようとする年分における平均超過使用時間}}{\left[ \begin{array}{c} \text{(ハ)} \\ \text{表面の} \text{---} \\ \text{(ロ)} \end{array} \right]} \times \frac{\text{個々の機械及び装置の取得価額}}{\text{機械及び装置の取得価額}}$$

$$\frac{\text{個々の機械及び装置の増加償却を実施しようとする年分における平均超過使用時間}}{\left[ \begin{array}{c} \text{(ハ)} \\ \text{表面の} \text{---} \\ \text{(ロ)} \end{array} \right]} \times \frac{\text{個々の機械及び装置の取得価額}}{\text{機械及び装置の取得価額}}$$

② 次の算式により計算する方法

② 次の算式により計算する方法

$$\frac{\text{個々の平均超過使用時間の合計時間 (表面の(ハ))}}{\text{年末現在の機械及び装置の総数}}$$

$$\frac{\text{個々の平均超過使用時間の合計時間 (表面の(ハ))}}{\text{年末現在の機械及び装置の総数}}$$

- (5) 「同上の時間の計算方法」欄には、1日当たりの超過使用時間の計算を(4)の①の方法により行ったときは第一号該当を、(4)の②の方法により行ったときは第二号該当を○で囲みます。

- (5) 「同上の時間の計算方法」欄には、1日当たりの超過使用時間の計算を(4)の①の方法により行ったときは第一号該当を、(4)の②の方法により行ったときは第二号該当を○で囲みます。

※ 届出書を提出する際には、①個人番号(12桁)の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。



改正後	改正前
<p data-bbox="152 156 1102 236">個④045 特定船舶に係る所得税の特別修繕費の金額の認定申請書【裏面】</p> <p data-bbox="546 268 680 296" style="text-align: center;">書 き 方</p> <ol data-bbox="206 325 1048 517" style="list-style-type: none"> <li>この申請書は、青色申告者が特定船舶に係る特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定の申請をする場合に提出するものです。</li> <li>この申請書には、特別修繕費の金額の計算の基礎の詳細を記載した書類を添付してください。</li> <li>「類似船舶」欄には、この認定を受けようとする船舶（以下「申請船舶」といいます。）について特別修繕を行ったことがない場合に、種類、構造、容積量（トン数）、建造後の経過年数等が、その申請船舶と類似する船舶（以下「類似船舶」といいます。）の最近に行った特別修繕の費用の額を基礎として認定を申請する特別修繕費の金額を記載します。</li> </ol> <p data-bbox="232 520 1048 571">また、その類似船舶が他の者の所有するものであるときは、その所有者の氏名又は名称を所有者名（ ）の中に記載します。</p> <p data-bbox="206 574 1048 625">※ 申請書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②申請をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。</p>	<p data-bbox="1128 156 2083 188">個④045 特定船舶に係る所得税の特別修繕費の金額の認定申請書【裏面】</p> <p data-bbox="1532 261 1666 290" style="text-align: center;">書 き 方</p> <ol data-bbox="1164 322 2056 513" style="list-style-type: none"> <li>この申請書は、青色申告者が特定船舶に係る特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定の申請をする場合に提出するものです。</li> <li>この申請書には、特別修繕費の金額の計算の基礎の詳細を記載した書類を添付してください。</li> <li>「類似船舶」欄には、この認定を受けようとする船舶（以下「申請船舶」といいます。）について特別修繕を行ったことがない場合に、種類、構造、容積量（トン数）、建造後の経過年数等が、その申請船舶と類似する船舶（以下「類似船舶」といいます。）の最近に行った特別修繕の費用の額を基礎として認定を申請する特別修繕費の金額を記載します。</li> </ol> <p data-bbox="1191 517 2056 577">また、その類似船舶が他の者の所有するものであるときは、その所有者の氏名又は名称を所有者名（ ）の中に記載します。</p>



改正後

改正前

個④048 転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請書【表面】

個④048 転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請書【表面】

税務署受付印

○

転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請書

納税地 住所・居所・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。)  
(〒 - - ) (TEL - - )

税務署長

上記以外の住所・事業所等 納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。  
(〒 - - ) (TEL - - )

フリガナ

氏名 大正 昭和 年 月 日生  
平成

個人番号

職業 フリガナ 屋号

税務署受付印

○

転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請書

納税地 住所・居所・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。)  
(TEL - - )

税務署長

上記以外の住所・事業所等 納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。  
(TEL - - )

フリガナ

氏名 大正 昭和 年 月 日生  
平成

職業 フリガナ 屋号

平成\_\_年分の租税特別措置法第28条の3第2項に規定する転廃業助成金の金額について、同条第3項の課税の特例の適用を受けたいので、下記の事業用固定資産の取得(改良)価額の見積額等の承認を申請します。

平成\_\_年分の租税特別措置法第28条の3第2項に規定する転廃業助成金の金額について、同条第3項の課税の特例の適用を受けたいので、下記の事業用固定資産の取得(改良)価額の見積額等の承認を申請します。

1 転廃業助成金に関する事項 (減価補填金は、記載する必要はありません。)

1 転廃業助成金に関する事項 (減価補填金は、書く必要はありません。)

助成金の名称	区分		区分		区分	
区分	大臣告示年月日、番号	年月日号	年月日号	年月日号	年月日号	年月日号
助成金の交付年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
助成金の支払者(名称)						
助成金の額	円	円	円	円	円	円

助成金の名称	区分		区分		区分	
区分	大臣告示年月日、番号	年月日号	年月日号	年月日号	年月日号	年月日号
助成金の交付年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
助成金の支払者(名称)						
助成金の額	円	円	円	円	円	円

2 所得(改良)予定事業用固定資産に関する事項

2 取得(改良)予定事業用固定資産に関する事項

取得資産の種類	区分		区分		区分	
区分	数量(土地、建物は面積(m <sup>2</sup> ))	用途	見積価額	円	円	円
取得(改良)予定年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日

取得資産の種類	区分		区分		区分	
区分	数量(土地、建物は面積(m <sup>2</sup> ))	用途	見積価額	円	円	円
取得(改良)予定年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日

3 付記事項 (租税特別措置法施行令第18の6第6項に該当する場合には、その旨その他必要事項を記載します。)

3 付記事項 (租税特別措置法施行令第18の6第6項に該当する場合には、その旨その他必要事項を記載します。)

関与税理士 (TEL - - )

関与税理士 (TEL - - )

税務署	整理番号	関係部門	A	B	C	番号確認	身元確認
〇	01						<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
整理欄	通信日付印の年月日	確認印	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他( )				
	年月日						

税務署	整理番号	関係部門	A	B	C	D	E
〇							
整理欄	通信日付印の年月日	確認印					
	年月日						

改正後	改正前
<p data-bbox="152 156 974 188">個④048 転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請書【裏面】</p> <p data-bbox="555 225 683 256">書 き 方</p> <p data-bbox="188 304 1055 400">1 この申請書は、租税特別措置法第28条の3第2項に規定する転廃業助成金の交付を受けた者が、当該転廃業助成金について同条第3項の規定の適用を受けるために事業用固定資産の見積額等につき承認申請を行う場合に提出するものです。</p> <p data-bbox="188 419 728 440">2 「転廃業助成金に関する事項」欄は、それぞれ次のように記載します。</p> <p data-bbox="217 456 864 478">なお、租税特別措置法第28条の3第1項に規定する減価補填金は記載しないでください。</p> <p data-bbox="203 496 1055 552">(1) 「助成金の名称」欄には、租税特別措置法施行令第18条の6第2項及び第4項の規定に基づき財務大臣が指定した転廃業助成金の名称を記載します。</p> <p data-bbox="203 569 1055 592">(2) 「大臣告示年月日、番号」欄には、転廃業助成金について財務大臣が告示した年月日及び告示番号を記載します。</p> <p data-bbox="203 609 904 630">(3) 「助成金の交付年月日」欄には、転廃業助成金の交付決定通知を受けた年月日を記載します。</p> <p data-bbox="188 647 952 668">3 「取得（改良）予定事業用固定資産に関する事項」欄は、概算によって記載して差し支えありません。</p> <p data-bbox="203 686 855 707">(1) 「取得資産の種類」は、土地、借地権、建物、建築物、車両、船舶などと記載します。</p> <p data-bbox="203 724 855 745">(2) 「用途」は、店舗用、事務所用、工場用、貸家用、農業用、漁業用などと記載します。</p> <p data-bbox="188 762 1055 818">※ 申請書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②申請をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。</p>	<p data-bbox="1128 156 1951 188">個④048 転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請書【裏面】</p> <p data-bbox="1534 220 1662 252">書 き 方</p> <p data-bbox="1151 300 2063 395">1 この申請書は、租税特別措置法第28条の3第2項に規定する転廃業助成金の交付を受けた者が、当該転廃業助成金について同条第3項の規定の適用を受けるために事業用固定資産の見積額等につき承認申請を行う場合に提出するものです。</p> <p data-bbox="1151 419 1713 440">2 「転廃業助成金に関する事項」欄は、それぞれ次のように記載します。</p> <p data-bbox="1180 456 1850 478">なお、租税特別措置法第28条の3第1項に規定する減価補填金は記載しないでください。</p> <p data-bbox="1167 496 2063 552">(1) 「助成金の名称」欄には、租税特別措置法施行令第18条の6第2項及び第4項の規定に基づき財務大臣が指定した転廃業助成金の名称を記載します。</p> <p data-bbox="1167 569 2047 592">(2) 「大臣告示年月日、番号」欄には、転廃業助成金について財務大臣が告示した年月日及び告示番号を記載します。</p> <p data-bbox="1167 609 1899 630">(3) 「助成金の交付年月日」欄には、転廃業助成金の交付決定通知を受けた年月日を記載します。</p> <p data-bbox="1151 647 1951 668">3 「取得（改良）予定事業用固定資産に関する事項」欄は、概算によって記載して差し支えありません。</p> <p data-bbox="1167 686 1850 707">(1) 「取得資産の種類」は、土地、借地権、建物、建築物、車両、船舶などと記載します。</p> <p data-bbox="1167 724 1850 745">(2) 「用途」は、店舗用、事務所用、工場用、貸家用、農業用、漁業用などと記載します。</p>




改正後	改正前
<p data-bbox="152 156 1102 236">個④049 所得税のリース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書【裏面】</p> <p data-bbox="510 272 741 300" style="text-align: center;">書 き 方</p> <ol data-bbox="174 344 1079 603" style="list-style-type: none"> <li>この届出書は、所得税法施行令第121条の2の規定に基づき、リース賃貸資産（所得税法施行令第120条第1項第6号に規定する「改正前リース取引」の目的とされている減価償却資産（同号に規定する国外リース資産を除きます。）の償却方法につき旧リース期間定額法を採用する場合に提出するものです。</li> <li>この届出書は、旧リース期間定額法を採用しようとする年分の所得税に係る確定申告期限までに提出してください。</li> <li>「1 旧リース期間定額法を採用しようとする資産の種類、改定取得価額の合計額」欄は、旧リース期間定額法を採用するリース賃貸資産の種類又は設備の種類を、例えば、建物、建物附属設備、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品などと記載します。</li> <li>「2 その他参考事項」欄は、届出をすることとなった事情等を具体的に記載します。</li> </ol> <p data-bbox="174 616 1079 667">※ 届出書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。</p>	<p data-bbox="1128 156 2083 236">個④049 所得税のリース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書【裏面】</p> <p data-bbox="1487 256 1718 284" style="text-align: center;">書 き 方</p> <ol data-bbox="1151 344 2078 641" style="list-style-type: none"> <li>この届出書は、所得税法施行令第121条の2の規定に基づき、リース賃貸資産（所得税法施行令第120条第1項第6号に規定する「改正前リース取引」の目的とされている減価償却資産（同号に規定する国外リース資産を除きます。）の償却方法につき旧リース期間定額法を採用する場合に提出するものです。</li> <li>この届出書は、旧リース期間定額法を採用しようとする年分の所得税に係る確定申告期限までに提出してください。</li> <li>「1 旧リース期間定額法を採用しようとする資産の種類、改定取得価額の合計額」欄は、旧リース期間定額法を採用するリース賃貸資産の種類又は設備の種類を、例えば、建物、建物附属設備、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品などと記載します。</li> <li>「2 その他参考事項」欄は、届出をすることとなった事情等を具体的に記載します。</li> </ol>

改正後

改正前

個④051 所得税の申告等の期限延長申請書【表面】

個④051 所得税の申告等の期限延長申請書【表面】

税務署受付印 

所得税の申告等の期限延長申請書

\_\_\_\_ 税務署長

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日提出

納税地	住所・居所・事業所等(該当するものを○で囲んでください。) (〒 - - ) (TEL - - )	
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - - ) (TEL - - )	
フリガナ	フリガナ	生年 大正 昭和 平成
氏名	氏名	年 月 日生
個人番号	個人番号	フリガナ
職業	フリガナ	屋号


所得税の申告等の期限の延長について、次のとおり申請します。

1 期限延長を申請する申告等の種類

申告等の種類	法定期限	申請期限
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日

2 延長を申請する理由

3 その他参考事項

税務署受付印 

所得税の申告等の期限延長申請書

\_\_\_\_ 税務署長

平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日提出

納税地	住所・居所・事業所等(該当するものを○で囲んでください。) (〒 - - ) (TEL - - )	
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - - ) (TEL - - )	
フリガナ	フリガナ	生年 大正 昭和 平成
氏名	氏名	年 月 日生
職業	フリガナ	屋号

所得税の申告等の期限の延長について、次のとおり申請します。

1 期限延長を申請する申告等の種類

申告等の種類	法定期限	申請期限
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日

2 延長を申請する理由

3 その他参考事項

関与税理士

(TEL - - )

税務署整理欄	整理番号	関係部門	A	B	C	番号確認	身元確認
	0						<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
							確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )

関与税理士

(TEL )

税務署整理欄	整理番号	関係部門	A	B	C	D	E
	0						


改正後	改正前
<p data-bbox="152 156 824 188">個④051 所得税の申告等の期限延長申請書【裏面】</p> <p data-bbox="562 240 703 272">書 き 方</p> <p data-bbox="183 309 1077 395">1 この申請書は、災害その他やむを得ない理由により、申告、申請、請求、届出、その他の書類（以下「申告等」といいます。）を、その提出期限までに提出できない場合に、提出期限延長の指定を受けるために提出するものです。</p> <p data-bbox="183 408 837 432">2 「1 期限延長を申請する申告等の種類」欄には、次のように記載します。</p> <p data-bbox="197 443 1077 499">(1) 「申告等の種類」欄には、期限延長の指定を受けようとする申告等の種類、例えば、「平成〇年分所得税の確定申告」などと記載します。</p> <p data-bbox="197 512 1010 536">(2) 「法定期限」欄には、期限延長の指定を受けようとする申告等に係る法定期限を記載します。</p> <p data-bbox="197 547 815 571">(3) 「申請期限」欄には、延長の指定を受けようとする期日を記載します。</p> <p data-bbox="183 582 1077 636">3 「2 延長を申請する理由」欄には、災害その他自己の責めに帰さないやむを得ない事実があり、申告等をその提出期限までに提出できないこととなった事実の内容を具体的に記載します。</p> <p data-bbox="183 647 1077 703">※ 申請書を提出する際には、①個人番号(12桁)の記載及び②申請をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。</p>	<p data-bbox="1128 156 1800 188">個④051 所得税の申告等の期限延長申請書【裏面】</p> <p data-bbox="1538 236 1680 268">書 き 方</p> <p data-bbox="1144 304 2074 391">1 この申請書は、災害その他やむを得ない理由により、申告、申請、請求、届出、その他の書類（以下「申告等」といいます。）を、その提出期限までに提出できない場合に、提出期限延長の指定を受けるために提出するものです。</p> <p data-bbox="1144 403 1823 427">2 「1 期限延長を申請する申告等の種類」欄には、次のように記載します。</p> <p data-bbox="1158 438 2074 494">(1) 「申告等の種類」欄には、期限延長の指定を受けようとする申告等の種類、例えば、「平成〇年分所得税の確定申告」などと記載します。</p> <p data-bbox="1158 507 2002 531">(2) 「法定期限」欄には、期限延長の指定を受けようとする申告等に係る法定期限を記載します。</p> <p data-bbox="1158 542 1800 566">(3) 「申請期限」欄には、延長の指定を受けようとする期日を記載します。</p> <p data-bbox="1144 577 2074 632">3 「2 延長を申請する理由」欄には、災害その他自己の責めに帰さないやむを得ない事実があり、申告等をその提出期限までに提出できないこととなった事実の内容を具体的に記載します。</p>

改正後

改正前



個④054 繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予承認申請書【表面】

個④054 繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予承認申請書【表面】

税務署受付印  繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予承認申請書

住所 (〒 - )

フリガナ

氏名  

個人番号


電話番号

税務署長

年 月 日 提出

次の者から支払を受ける平成\_\_年分の給与等・公的年金等・報酬等に対する源泉所得税について、徴収猶予を受けたいので申請します。

支払者の名称 又は氏名	支払を受ける場所	給与等・公的年金 等・報酬等の別	本年分の収入 金額の見積額	徴収猶予を受ける限 度額又は猶予期間
			円	

税務署  整理欄

写し交付年月日

繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予承認申請書

住所

税務署長 殿

フリガナ 氏名 印

年 月 日 提出

電話番号 ( )

次の者から支払を受ける平成\_\_年分の給与等・公的年金等・報酬等に対する源泉所得税について、徴収猶予を受けたいので申請します。

支払者の名称 又は氏名	支払を受ける場所	給与等・公的年金 等・報酬等の別	本年分の収入 金額の見積額	徴収猶予を受ける限 度額又は猶予期間
			円	

この写しは、交付を申し出た者から提出された申請書の正本と相違のないことを証明します。

平成\_\_年\_\_月\_\_日 税務署長 印

この写しは、交付を申し出た者から提出された申請書の正本と相違のないことを証明します。

平成\_\_年\_\_月\_\_日 税務署長 印

◎ 給与等・公的年金等・報酬等の支払者は、この写しの提出を受けた場合、上の申請について税務署長から承認又は却下の通知があるまでの間は、この写しの提出の日の翌日を徴収猶予開始の日として、同日以後支払う給与等・公的年金等・報酬等について源泉所得税を徴収する必要はありません。

◎ 給与等・公的年金等・報酬等の支払者は、この写しの提出を受けた場合、上の申請について税務署長から承認又は却下の通知があるまでの間は、この写しの提出の日の翌日を徴収猶予開始の日として、同日以後支払う給与等・公的年金等・報酬等について源泉所得税を徴収する必要はありません。

税務署	写し交付年月日	整理番号	番号確認	身元確認	確認書類
署欄		0		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ( )

改正後	改正前
<p>個④054 繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予承認申請書【裏面】</p> <p>(裏面)</p> <p style="text-align: center;">書 き か た</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この申請書は、繰越雑損失の金額があるため、給与等・公的年金等・報酬等の源泉所得税の徴収猶予を申請する場合に提出するものです。</li> <li>2 この申請書の写しは、納税地の所轄税務署長の証明を受けてから、給与等・公的年金等・報酬等の支払者に提出してください。</li> <li>3 この徴収猶予は、所得者1人について3か所以内の支払者から受ける給与等・公的年金等・報酬等についてだけ受けることができます。したがって、1人で4か所以上から支払を受けている人は、そのうちから3か所以内の支払者を選択してください。        なお、給与等の支払を2か所以上から受けるときは、そのうち主たる給与（「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出先から受ける給与）の支払者を、必ずこの徴収猶予を受ける支払者に含めなければならないことになっています。</li> <li>4 「支払を受ける場所」欄には、支払者の事務所・営業所等の所在地を書いてください。</li> <li>5 「徴収猶予を受ける限度額又は猶予期間」欄には、別紙（「徴収猶予を受ける限度額又は猶予期間の計算書」で計算した限度額（⑩、⑪、⑫及び⑬）と猶予期間（⑭）をそれぞれ移記してください。</li> </ol> <p>※ 申請書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②申請をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。</p>	<p>個④054 繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予承認申請書【裏面】</p> <p>(裏面)</p> <p style="text-align: center;">書 き か た</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この申請書は、繰越雑損失の金額があるため、給与等・公的年金等・報酬等の源泉所得税の徴収猶予を申請する場合に提出するものです。</li> <li>2 この申請書の写しは、納税地の所轄税務署長の証明を受けてから、給与等・公的年金等・報酬等の支払者に提出してください。</li> <li>3 この徴収猶予は、所得者1人について3か所以内の支払者から受ける給与等・公的年金等・報酬等についてだけ受けることができます。したがって、1人で4か所以上から支払を受けている人は、そのうちから3か所以内の支払者を選択してください。        なお、給与等の支払を2か所以上から受けるときは、そのうち主たる給与（「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出先から受ける給与）の支払者を、必ずこの徴収猶予を受ける支払者に含めなければならないことになっています。</li> <li>4 「支払を受ける場所」欄には、支払者の事務所・営業所等の所在地を書いてください。</li> <li>5 「徴収猶予を受ける限度額又は猶予期間」欄には、別紙（「徴収猶予を受ける限度額又は猶予期間の計算書」で計算した限度額（⑩、⑪、⑫及び⑬）と猶予期間（⑭）をそれぞれ移記してください。</li> </ol>





改正後	改正前
<p data-bbox="152 156 770 188">個④064 特別農業所得者の承認申請書【裏面】</p> <p data-bbox="165 292 1093 352">※ 申請書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②申請をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。</p>	<p data-bbox="1128 156 1747 188">個④064 特別農業所得者の承認申請書【裏面】</p> <p data-bbox="1142 300 1258 331">（新規）</p>

改正後

改正前

個④067 転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書【表面】

個④067 転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書【表面】

税務署受付印 1 6 0 0

○ 転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書

	住 所	(〒 - - )					(TEL - - )
税務署長	フリガナ		生年	大正	昭和	年	月
提出日	氏 名		月	平成	年	月	日
年	個人番号		日				
月	名 称						
日	所在地						(TEL - - )

次のとおり、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋に居住しないこととなるので届け出ます。

- 転居(予定)年月日 平成\_\_年\_\_月\_\_日
- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋に居住しないこととなる事由
  - 平成\_\_年\_\_月\_\_日付転任命令に伴う転居 [ ]
  - その他やむを得ない事由 [ ]
- 転居先住所等
 

転居先住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

新勤務先の名称 \_\_\_\_\_

新勤務先の所在地 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_
- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋の居住開始年月日
 

平成\_\_年\_\_月\_\_日
- その他
  - (1) 再居住予定年月日  平成\_\_年\_\_月\_\_日  未定
  - (2) 居住の用に供しない期間の家屋の用途(予定)
    - 賃貸の用  空家  その他 [ ]
  - (3) その他参考事項

税務署受付印 1 6 0 0

○ 転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書

	住 所	(電話番号 - - )					(TEL - - )
税務署長	フリガナ		生年	大正	昭和	年	月
提出日	氏 名		月	平成	年	月	日
年	個人番号		日				
月	名 称						
日	所在地						(TEL - - )

次のとおり、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋に居住しないこととなるので届け出ます。

- 転居(予定)年月日 平成\_\_年\_\_月\_\_日
- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋に居住しないこととなる事由
  - 平成\_\_年\_\_月\_\_日付転任命令に伴う転居 [ ]
  - その他やむを得ない事由 [ ]
- 転居先住所等
 

転居先住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

新勤務先の名称 \_\_\_\_\_

新勤務先の所在地 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_
- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋の居住開始年月日
 

平成\_\_年\_\_月\_\_日
- その他
  - (1) 再居住予定年月日  平成\_\_年\_\_月\_\_日  未定
  - (2) 居住の用に供しない期間の家屋の用途(予定)
    - 賃貸の用  空家  その他 [ ]
  - (3) その他参考事項

関与税理士  
(TEL - - )

税務署	一連番号	整理番号	A	B	C	番号確認	身元確認
							<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
整理欄	転居確認	通信日付印の年月日	確認印	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 [ ]			
		年 月 日					

関与税理士  
(電話番号 - - )

税務署欄	一連番号	整理番号	転居確認	A	B	C
通信日付印の年月日						確認印
年 月 日						

改正後	改正前
<p data-bbox="152 156 1093 188">個④067 転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書【裏面】</p> <p data-bbox="555 225 698 256">書 き 方</p> <p data-bbox="174 357 1079 448">1 この届出書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由により、その控除の適用を受けていた家屋を居住の用に供しないこととなる場合に提出するものです。</p> <p data-bbox="192 456 1079 547">この届出は、その家屋を再び居住の用に供することとなった場合に、その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用期間の未経過年分について(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受けるために必要となります。</p> <p data-bbox="174 555 1079 646">2 この届出書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋の所在地を所轄する税務署長に提出してください。届出書に記載する住所、勤務先等は転居する前のものを記載してください。</p> <p data-bbox="174 654 967 679">3 「1」欄の転居年月日が確定していない方については、予定により記載してください。</p> <p data-bbox="174 687 949 713">4 「2」欄及び「5」(1)・(2)欄は、それぞれ該当する箇所にレ点を付してください。</p> <p data-bbox="192 721 1079 812">なお、「2」の「平成__年__月__日付転任命令に伴う転居」欄のカッコ内には、転任命令のあった日と転居(予定)年月日との間が通常転居に要すると認められる期間を超える場合などに、その理由を具体的に記載してください。</p> <p data-bbox="192 820 1079 948">また、「2」の「その他やむを得ない事由」欄及び「5」(2)の「その他」欄に該当する方は、カッコ内にその内容を具体的に記載してください。ただし、転居等の事由がこの制度の要件に該当しないものであるときは、再び居住の用に供した場合においても、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用は受けられません。</p> <p data-bbox="210 956 1079 1015">(注) 転居等の事由がこの制度の要件に該当するものであるかについて、転任辞令の写しやその他やむを得ない事由を証する書類などで確認させていただくことがあります。</p> <p data-bbox="183 1058 282 1083">(添付書類)</p> <p data-bbox="192 1091 1079 1219">この届出書を提出する場合で、「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」及び「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」を税務署長から事前に交付を受けている方は、未使用分の証明書及び申告書を一緒に提出してください。なお、紛失により提出できない方は、税務署にご相談ください。</p> <p data-bbox="174 1259 1079 1318">(注) 再び居住の用に供し、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受けようとする場合には、確定申告が必要です。</p> <p data-bbox="174 1358 1079 1417">※ 届出書を提出する際には、①個人番号(12桁)の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。</p>	<p data-bbox="1128 156 2069 188">個④067 転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書【裏面】</p> <p data-bbox="1532 225 1675 256">書 き 方</p> <p data-bbox="1151 319 2069 410">1 この届出書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由により、その控除の適用を受けていた家屋を居住の用に供しないこととなる場合に提出するものです。</p> <p data-bbox="1169 418 2069 509">この届出は、その家屋を再び居住の用に供することとなった場合に、その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用期間の未経過年分について(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受けるために必要となります。</p> <p data-bbox="1151 517 2069 608">2 この届出書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋の所在地を所轄する税務署長に提出してください。届出書に記載する住所、勤務先等は転居する前のものを記載してください。</p> <p data-bbox="1151 616 1953 641">3 「1」欄の転居年月日が確定していない方については、予定により記載してください。</p> <p data-bbox="1151 649 1935 675">4 「2」欄及び「5」(1)・(2)欄は、それぞれ該当する箇所にレ点を付してください。</p> <p data-bbox="1169 683 2069 774">なお、「2」の「平成__年__月__日付転任命令に伴う転居」欄のカッコ内には、転任命令のあった日と転居(予定)年月日との間が通常転居に要すると認められる期間を超える場合などに、その理由を具体的に記載してください。</p> <p data-bbox="1169 782 2069 908">また、「2」の「その他やむを得ない事由」欄及び「5」(2)の「その他」欄に該当する方は、カッコ内にその内容を具体的に記載してください。ただし、転居等の事由がこの制度の要件に該当しないものであるときは、再び居住の用に供した場合においても、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用は受けられません。</p> <p data-bbox="1187 916 2069 975">(注) 転居等の事由がこの制度の要件に該当するものであるかについて、転任辞令の写しやその他やむを得ない事由を証する書類などで確認させていただくことがあります。</p> <p data-bbox="1151 1018 1272 1043">(添付書類)</p> <p data-bbox="1169 1051 2069 1179">この届出書を提出する場合で、「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」及び「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」を税務署長から事前に交付を受けている方は、未使用分の証明書及び申告書を一緒に提出してください。なお、紛失により提出できない方は、税務署にご相談ください。</p> <p data-bbox="1151 1219 2069 1278">(注) 再び居住の用に供し、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受けようとする場合には、確定申告が必要です。</p>

個⑥003 肉用牛の売却による所得の税額計算書（兼確定申告書付表）

個⑥003 肉用牛の売却による所得の税額計算書

肉用牛の売却による所得の税額計算書（兼確定申告書付表）

肉用牛の売却による所得の税額計算書

(平成 年分)

氏 名

(平成 年分)

氏 名

提出用

この計算書は、農業を営む方が、次の⑦及び⑧の特定の肉用牛の売却による農業所得について、租税特別措置法第25条の規定の適用を受ける場合に使用します。

- ⑦ 家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛
⑧ 特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した出産後1年未満の肉用牛
(注) 1 肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種雄牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。
2 免税対象飼育牛とは、上の⑦及び⑧の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている肉用牛及び売却価額が100万円未満（その売却した肉用牛が交雑種に該当する場合には80万円未満、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種に該当する場合には50万円未満）の肉用牛をいいます。
※ この場合の売却価額については、消費税及び地方消費税に相当する金額を上乗せする前の売却価額となります。

申告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業の金額を「1 申告書に記載する農業所得」欄で計算し、申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑩までの記入が終わったら、「2 課税総所得金額に対する税額の計算」欄で、申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑩に記入する金額を求めます。

1 申告書に記載する農業所得

Table with 5 columns: 収入金額, 必要経費, 専従者控除額, 所得金額, 農業所得. Includes sub-table for specific meat cow sales.

- 1 ①欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください（青色申告者の場合には「青色申告決算書（農業所得用）」から、白色申告者の場合には「収支内訳書（農業所得用）」から転記します。
2 ②欄には、上の⑦及び⑧の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、「④収入金額」欄の内書には、免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額と免税対象飼育牛に該当する肉用牛の売却頭数が1,500頭を超える場合のその超える部分の免税対象飼育牛の売却による収入金額の合計額を書いてください。
3 ③欄の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業に転記してください。
なお、③欄の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますのでご注意ください。

※ この特例の適用により、ないものとみなされる肉用牛の売却による農業（事業）所得の金額については、損益通算、純損失の繰越控除の計算や雑損控除、医療費控除、寄附金控除又は事業専従者控除などの控除額の計算等の基礎となる総所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。詳しくは、税務署にお尋ねください。

2 課税総所得金額に対する税額の計算

Table for tax calculation with 13 columns: 課税総所得金額に対する税額, 配当控除, 投資税額等控除, 政党等寄附金等特別控除, 住宅耐震改修特別控除, 住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除, 差引所得税額, 免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額等, ⑩ × 5%, ⑩ + ⑫.

○この計算書を使った方は、申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑩の金額の頭部に「⑩」と書いてください。また、申告書B第二表の「特例適用条文等」欄に「措法25」と書いてください。

提出用

この計算書は、農業を営む方が売却した次の⑦及び⑧の特定の肉用牛の全部若しくは一部が免税対象飼育牛以外のものである場合又はその売却した免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合において、その売却による農業所得について租税特別措置法第25条第2項の規定（収入金額の5%課税の特例）の適用を受ける場合に、課税総所得金額に対する税額を計算するために使用します。

- ⑦ 家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛
⑧ 特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した出産後1年未満の肉用牛
(注) 1 肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種雄牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。
2 免税対象飼育牛とは、上の⑦及び⑧の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている肉用牛及び売却価額が100万円未満（その売却した肉用牛が交雑種に該当する場合には80万円未満、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種に該当する場合には50万円未満）の肉用牛をいいます。

申告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業の金額を「1 申告書に記載する農業所得」欄で計算し、申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑩までの記入が終わったら、「2 課税総所得金額に対する税額の計算」欄で、申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑩に記入する金額を求めます。

1 申告書に記載する農業所得

Table with 5 columns: 収入金額, 必要経費, 専従者控除額, 所得金額, 農業所得. Includes sub-table for specific meat cow sales.

- 1 ①欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください（青色申告者の場合には「青色申告決算書（農業所得用）」から、白色申告者の場合には「収支内訳書（農業所得用）」から転記します。
2 ②欄には、上の⑦及び⑧の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、「④収入金額」欄の内書には、免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額と免税対象飼育牛に該当する肉用牛の売却頭数が1,500頭を超える場合のその超える部分の免税対象飼育牛の売却による収入金額の合計額を書いてください。
3 ③欄の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業に転記してください。
なお、③欄の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますのでご注意ください。

※ この特例の適用により、ないものとみなされる肉用牛の売却による農業（事業）所得の金額については、損益通算、純損失の繰越控除の計算や雑損控除、医療費控除、寄附金控除又は事業専従者控除などの控除額の計算等の基礎となる総所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。詳しくは、税務署におたずねください。

2 課税総所得金額に対する税額の計算

Table for tax calculation with 13 columns: 課税総所得金額に対する税額, 配当控除, 投資税額等控除, 政党等寄附金等特別控除, 住宅耐震改修特別控除, 住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除, 差引所得税額, 免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額等, ⑩ × 5%, ⑩ + ⑫.

○この計算書を使った方は、申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑩の金額の頭部に「⑩」と書いてください。また、申告書B第二表の「特例適用条文等」欄に「措法25」と書いてください。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。





個⑥005 所得の内訳書【裏面】

書き方

○ この所得の内訳書は……例えば、多くの支払先から、利子、配当、給与、報酬、料金、原稿料、印税などの支払を受けていたり、貸家や貸地などを数多く持っているなど、同じ種類の所得が多いため、申告書第二表の「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄に書ききれない場合に、申告書の付属書として使用するために用意したものです。

原稿料、印税、医師や弁護士、税理士などの報酬については、同じ支払者から支払を受けた分については、1年分を一括して書いても差し支えありません。

(1) 「所得の種類」欄……この用紙に内訳を書く所得の種類を、次の(2)を参考として、例えば、営業等、不動産、利子、配当、給与、雑など書いてください。また、申告分離課税を選択した配当所得については、その「配当」の文字を○で囲んでください。なお、所得の種類が同じものは、できるだけ欄がとびとびにならないように揃えて書いてください。

(2) 「種目」欄……所得の種類の内容を、例えば次のように書いてください。

(所得の種類)	(種目)
営業等……原稿料、印税、弁護士や医師、税理士、公認会計士、映画・演劇の俳優、映画監督、職業野球選手、競馬の騎手、競輪選手、外交員の報酬など	
不動産……地代、家賃、貸間代、小作料、土地・家屋の権利金、船舶、航空機の貸付料など	
利子……公社債の利子など	
配当……株式の配当、出資の配当、剰余金の分配など	
給与……給料、俸給、賞与、歳費など	
雑……国民年金、厚生年金、恩給、原稿料、印税、講演料、貸金の利子（貸金業者のものを除く。）など	

(3) 「所得の生ずる場所又は給与などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号」欄……所得の基因となる資産の所在地や給与などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号などを、次のように書いてください。

(所得の種類)	(所得の生ずる場所又は給与などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号)
営業等……診療報酬の支払をした基金、原稿料を支払った出版社、弁護士報酬などを支払った会社などの住所・所在地、氏名・名称、電話番号など	
不動産……貸地、貸家などの所在地など	
利子……利子などの支払者の所在地、名称、電話番号など	
配当……株式などを発行している会社の所在地、名称、電話番号など	
給与……給料などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号など	
雑……原稿料や印税などを支払った出版社などの住所・所在地、氏名・名称、電話番号など	

なお、支払者から交付を受けた支払調書の写しや支払の通知書、源泉徴収票を申告書に添付する場合には、これらに記載されている支払者の住所・所在地などは書き入れる必要はありません。

(4) 「所得の基因となる資産の数量」欄……不動産所得、利子所得、配当所得についてだけ書いてください。書き方は、不動産所得については、貸地の面積、貸家の戸数など、利子所得については、元本の金額、口数など、配当所得については、株式の銘柄（新旧に区分してください。）ごとの株式数などを書いてください。

(5) 「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」欄……配当、給与、原稿料などの所得について、その支払を受ける際に源泉徴収される所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額を書いてください。

※ まだ配当、給与などの支払を受けていない場合で、その未払となっている所得についての所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額があるときは、その金額を「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」欄に内書きしてください。

(6) 「支払確定年月又は支払を受けた年月」欄……無記名株式等の配当などについては、支払を受けた年月を書き、記名株式等の配当などについては、決算確定の年月のようにその支払を受けるべき金額が確定した年月を書いてください。なお、原稿料、印税、医師や弁護士、税理士などの報酬で同じ支払者から支払を受けた1年分を一括して書いたものについては書き入れる必要はありません。

個⑥005 所得の内訳書【裏面】

書き方

○ この所得の内訳書は……例えば、多くの支払先から、利子、配当、給与、報酬、料金、原稿料、印税などの支払を受けていたり、貸家や貸地などを数多くもっているなど、同じ種類の所得が多いため、申告書第二表の「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄に書ききれない場合に、申告書の付属書として使用するために用意したものです。

原稿料、印税、医師や弁護士、税理士などの報酬については、同じ支払者から支払を受けた分については、1年分を一括して書いても差し支えありません。

(1) 「所得の種類」欄……この用紙に内訳を書く所得の種類を、次の(2)を参考として、例えば、営業等、不動産、利子、配当、給与、雑など書いてください。また、申告分離課税を選択した配当所得については、その「配当」の文字を○で囲んでください。なお、所得の種類が同じものは、できるだけ欄がとびとびにならないようにそろえて書いてください。

(2) 「種目」欄……所得の種類の内容を、例えば次のように書いてください。

(所得の種類)	(種目)
営業等……原稿料、印税、弁護士や医師、税理士、公認会計士、映画・演劇の俳優、映画監督、職業野球選手、競馬の騎手、競輪選手、外交員の報酬など	
不動産……地代、家賃、貸間代、小作料、土地・家屋の権利金、船舶、航空機の貸付料など	
利子……公社債の利子など	
配当……株式の配当、出資の配当、剰余金の分配など	
給与……給料、俸給、賞与、歳費など	
雑……国民年金、厚生年金、恩給、原稿料、印税、講演料、貸金の利子（貸金業者のものを除く。）など	

(3) 「所得の生ずる場所又は給与などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号」欄……所得の基因となる資産の所在地や給与などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号などを、次のように書いてください。

(所得の種類)	(所得の生ずる場所又は給与などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号)
営業等……診療報酬の支払をした基金、原稿料を支払った出版社、弁護士報酬などを支払った会社などの住所・所在地、氏名・名称、電話番号など	
不動産……貸地、貸家などの所在地など	
利子……利子などの支払者の所在地、名称、電話番号など	
配当……株式などを発行している会社の所在地、名称、電話番号など	
給与……給料などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号など	
雑……原稿料や印税などを支払った出版社などの住所・所在地、氏名・名称、電話番号など	

なお、支払者から交付を受けた支払調書の写しや支払の通知書、源泉徴収票を申告書に添付する場合には、これらに記載されている支払者の住所・所在地などは書き入れる必要はありません。

(4) 「所得の基因となる資産の数量」欄……不動産所得、利子所得、配当所得についてだけ書いてください。書き方は、不動産所得については、貸地の面積、貸家の戸数など、利子所得については、元本の金額、口数など、配当所得については、株式の銘柄（新旧に区分してください。）ごとの株式数などを書いてください。

(5) 「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」欄……配当、給与、原稿料などの所得について、その支払を受ける際に源泉徴収される所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額を書いてください。

※ まだ配当、給与などの支払を受けていない場合で、その未払となっている所得についての所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額があるときは、その金額を「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」欄に内書きしてください。

(6) 「支払確定年月又は支払を受けた年月」欄……無記名株式の配当などについては、支払を受けた年月を書き、記名株式の配当などについては、決算確定の年月のようにその支払を受けるべき金額が確定した年月を書いてください。なお、原稿料、印税、医師や弁護士、税理士などの報酬で同じ支払者から支払を受けた1年分を一括して書いたものについては書き入れる必要はありません。

改正後

改正前

個⑥010 平成 年分医療費の明細書【表面】

個⑥010 平成 年分医療費の明細書【表面】

平成 年分 医療費の明細書

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

Table with columns: 医療を受けた人, 続柄, 病院・薬局などの所在地・名称, 控除の対象となる医療費の内訳 (診療内容・医薬品名など), 支払った医療費 (円), 左のうち生命保険や社会保険などで補填される金額 (表面にチェック項目は非該当)

※ 上の明細については、適宜の用紙に記載の上、同封して提出していただいても差し支えありません。

【控除額の計算】

Calculation flowchart for medical expense deduction. Includes boxes for: 支払った医療費 (合計) (円) A, 保険金などで補填される金額 (円) B, 差引金額 ((A)-[B]) (円) C, 所得金額の合計額 (円) D, [D]×0.05 (赤字のときは0円) (円) E, [E]と10万円のいずれか少ない方の金額 (円) F, 医療費控除額 ((C)-[F]) (最高200万円、赤字のときは120円) (円) G. Includes explanatory text for each step.

※ 医療費の領収書をこの封筒に入れてください。 確定申告書、給与所得の源泉徴収票等は、この封筒には入れないでください。

平成 年分 医療費の明細書

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

Table with columns: 医療を受けた人, 続柄, 病院・薬局などの所在地・名称, 控除の対象となる医療費の内訳 (診療内容・医薬品名など), 支払った医療費 (円), 左のうち生命保険や社会保険などで補填される金額 (表面にチェック項目は非該当)

※ 上の明細については、適宜の用紙に記載の上、同封して提出していただいても差し支えありません。

【控除額の計算】

Calculation flowchart for medical expense deduction. Includes boxes for: 支払った医療費 (合計) (円) A, 保険金などで補填される金額 (円) B, 差引金額 ((A)-[B]) (円) C, 所得金額の合計額 (円) D, [D]×0.05 (赤字のときは0円) (円) E, [E]と10万円のいずれか少ない方の金額 (円) F, 医療費控除額 ((C)-[F]) (最高200万円、赤字のときは120円) (円) G. Includes explanatory text for each step.

※ 医療費の領収書をこの封筒に入れてください。 確定申告書、給与所得の源泉徴収票等は、この封筒には入れないでください。

(注) 上記に準じた適宜の様式を使用して差し支えない。



改正後

改正前

個⑥010 平成 年分医療費の明細書【裏面】

個⑥010 平成 年分医療費の明細書【裏面】

【申告前のチェック表】

【申告前のチェック表】

	チ ャ ッ ク 項 目	チェック欄
1	医療費の領収書(以下「領収書」)は原本ですか。 ※ 提出された医療費の領収書等の税務署での保存期間は1年です。 後日、医療費の領収書等が必要となる方は、申告書に添付せずに、申告書を提出する際に提示(申告書を送付などにより提出される場合には、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び切手と返信用封筒を同封)してください。 なお、医療費の領収書等の内容の確認に時間がかかる場合があります。	
2	領収書の日付は、申告される年分と同じ年の1月1日から12月31日の間のものですか。 ※ 医療費控除の対象となる医療費は、申告される年分と同じ年の1月1日から12月31日の間に実際に支払った金額に限ります。	
3	領収書の中に、健康保険組合などから交付される「医療費のお知らせ」が含まれていませんか。 ※ 「医療費のお知らせ」は、「医療費の領収書」には当たりませんのでご注意ください。	
4	生命保険・損害保険会社、健康保険組合からの補填金など(入院費給付金、出産育児一時金など)を忘れていませんか。 ※1 保険金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。 ※2 保険金などで補填される金額が確定申告書を提出するときまでに確定していない場合には、その補填される金額の見込額を支払った医療費から差し引きます。 後日、補填される金額を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、修正申告(見込額より受領額の方が多い場合)又は更正の請求(見込額より受領額の方が少ない場合)の手続により訂正することとなります。	
5	給与所得のある方は、勤務先から交付された源泉徴収票(原本)を添付書類台紙に貼っていますか。	

	チ ャ ッ ク 項 目	チェック欄
1	医療費の領収書(以下「領収書」)は原本ですか。 ※ 提出された医療費の領収書等の税務署での保存期間は1年です。 後日、医療費の領収書等が必要となる方は、申告書に添付せずに、申告書を提出する際に提示(申告書を送付などにより提出される場合には、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び切手と返信用封筒を同封)してください。	
2	領収書の日付は、申告される年分と同じ年の1月1日から12月31日の間のものですか。 ※ 医療費控除の対象となる医療費は、申告される年分と同じ年の1月1日から12月31日の間に実際に支払った金額に限ります。	
3	領収書の中に、健康保険組合などから交付される「医療費のお知らせ」が含まれていませんか。 ※ 「医療費のお知らせ」は、「医療費の領収書」には当たりませんのでご注意ください。	
4	生命保険・損害保険会社、健康保険組合からの補填金など(入院費給付金、出産育児一時金など)を忘れていませんか。 ※1 保険金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。 ※2 保険金などで補填される金額が確定申告書を提出するときまでに確定していない場合には、その補填される金額の見込額を支払った医療費から差し引きます。 後日、補填される金額を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、修正申告(見込額より受領額の方が多い場合)又は更正の請求(見込額より受領額の方が少ない場合)の手続により訂正することとなります。	
5	給与所得のある方は、勤務先から交付された源泉徴収票(原本)を添付書類台紙に貼っていますか。	

◎ 医療費の領収書とともに添付が必要な書類

◎ 医療費の領収書とともに添付が必要な書類

次の費用などについて医療費控除を受ける方は、領収書のほかに「使用証明書」等を添付してください。

次の費用などについて医療費控除を受ける方は、領収書の他に「使用証明書」等を添付してください。

- 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用…………… 「在宅介護費用証明書」
- 寝たきりの人のおむつ代…………… 医師が発行した「おむつ使用証明書」  
※ おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。
- 温泉利用型健康増進施設の利用料金…………… 「温泉療養証明書」
- 指定運動療法施設の利用料金…………… 「運動療法実施証明書」
- ストマ用器具の購入費用…………… 「ストマ用器具使用証明書」
- B型肝炎ワクチンの接種費用…………… 医師の診断書(B型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)
- 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用…………… 処方箋(医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したものを)

- 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用…………… 「在宅介護費用証明書」
- 寝たきりの人のおむつ代…………… 医師が発行した「おむつ使用証明書」  
※ おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。
- 温泉利用型健康増進施設の利用料金…………… 「温泉療養証明書」
- 指定運動療法施設の利用料金…………… 「運動療法実施証明書」
- ストマ用器具の購入費用…………… 「ストマ用器具使用証明書」
- B型肝炎ワクチンの接種費用…………… 医師の診断書(B型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)
- 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用…………… 処方箋(医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したものを)

医療費控除に関する詳しいことは、「医療費控除を受けられる方へ」を参照してください。

医療費控除に関する詳しいことは、「医療費控除を受けられる方へ」を参照してください。

個⑥012 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書【一面】

個⑥012 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書【一面】

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書

(平成27年分) 所得用 氏名

(平成26年分) 所得用 氏名

Table with 2 columns: Description (e.g., 課税仕入れ等の税額等, 控除対象仕入れ税額等) and Amount (円). Includes calculation formulas and cross-references to other items.

Table with 2 columns: Description (e.g., 課税仕入れ等の税額等, 控除対象仕入れ税額等) and Amount (円). Includes calculation formulas and cross-references to other items.

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

※1 ⑥欄の分母及び分子の金額は次の金額を書きます。分子 課税資産の譲渡等の対価の額(税抜) (輸出取引等の金額を含みます。)

※ ⑥欄の分母及び分子の金額は次の金額を書きます。分子 = 課税資産の譲渡等の対価の額(税抜) (輸出取引等の金額を含みます。)

個⑥012 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書【二面】

個⑥012 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書【二面】

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入の特例を受けられる方へ

二面

二面

- ◎ この明細書は、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う年において、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、消費税法第30条第1項の規定による仕入税額控除の適用を受ける場合で、次に掲げるいずれかに該当するときに所得税法施行令（以下「所令」といいます。）第182条の2第1項から第4項までの規定の適用を受けるために使用します。
- イ 平成27年分における消費税法第30条第2項に規定する課税仕入れ等の税額（以下「課税仕入れ等の税額」といいます。）と当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額（以下「課税仕入れ等の税額等」といいます。）のうち、同条第1項の規定による仕入税額控除をすることができない金額及び当該仕入税額控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額（控除対象外消費税額等）で資産に係るものが生じた場合
- ロ 平成22年、平成23年、平成24年、平成25年又は平成26年に生じた所令第182条の2第3項に規定する繰延消費税額等が生じた場合

- ◎ この明細書は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、平成26年分の課税仕入れ等の消費税額のうち、仕入税額控除をすることができない金額（控除対象外消費税額）と、その控除対象外消費税額に係る地方消費税の額に相当する金額との合計額（控除対象外消費税額等）で、資産に係るものがある場合や、平成21年、平成22年、平成23年、平成24年、平成25年に生じた繰延消費税額等がある場合で、所得税法施行令第182条の2（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入）の規定の適用を受けるときに使用します。
- ◎ この明細書に関する詳しいことは、税務署におたずねください。

◎ 平成27年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

	旧税率適用分		税率6.3%適用分	地方消費税相当額	計
	消費税額	地方消費税相当額			
課税仕入れ等の税額等	㊦ 円	㊧ (㊦×1/4) 円	㊨ 円	㊩ (㊨×1.7/6.3) 円	㊪ (㊦+㊧+㊨+㊩) 円
控除対象仕入税額等	㊫	㊬ (㊫×1/4)	㊭	㊮ (㊭×1.7/6.3)	㊯ (㊫+㊬+㊭+㊮)

→ 一面の①欄に転記します。

→ 一面の②欄に転記します。

◎ 平成26年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

（適用税率の区分に応じて、㊰欄及び㊱欄には消費税法第30条第2項（控除対象仕入税額の計算方法）及び同法第37条第1項（簡易課税制度）の規定を適用する前の仕入れに係る消費税額を、㊲欄及び㊳欄にはこれらの規定を適用した後の仕入れに係る消費税額を書きます。

	旧税率適用分		税率6.3%適用分	地方消費税相当額	計
	消費税額	地方消費税相当額			
課税仕入れ等の税額等	㊰ 円	㊱ (㊰×1/4) 円	㊲ 円	㊳ (㊲×1.7/6.3) 円	㊴ (㊰+㊱+㊲+㊳) 円
控除対象仕入税額等	㊵	㊶ (㊵×1/4)	㊷	㊸ (㊷×1.7/6.3)	㊹ (㊵+㊶+㊷+㊸)

→ 一面の①欄に転記します。

→ 一面の②欄に転記します。



改正後

改正前

個⑥020 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書【一面】

個⑥020 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書【一面】

平成 27 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 FA4019

平成 26 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 FA4018

この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。
この明細書の書き方については、控除の裏面を参照してください。

この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。
この明細書の書き方については、控除の裏面を参照してください。

1 住所及び氏名
住所: 郵便番号, フリガナ, 氏名, フリガナ, 氏名
氏名: フリガナ, 氏名

1 住所及び氏名
住所: 郵便番号, フリガナ, 氏名, フリガナ, 氏名
氏名: フリガナ, 氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項
3 増改築等をした部分に係る事項
Table with columns for acquisition date, amount, and type of work.

2 新築又は購入した家屋等に係る事項
3 増改築等をした部分に係る事項
Table with columns for acquisition date, amount, and type of work.

4 特定取得に係る事項
Table with columns for acquisition date, amount, and type of acquisition.

4 特定取得に係る事項
Table with columns for acquisition date, amount, and type of acquisition.

5 家屋や土地等の取得対面の額
Table with columns for house, land, total, and renovation.

5 家屋や土地等の取得対面の額
Table with columns for house, land, total, and renovation.

6 居住用部分の家屋又は土地に係る住宅借入金等の年末残高
Table with columns for house, land, total, and renovation.

6 居住用部分の家屋又は土地に係る住宅借入金等の年末残高
Table with columns for house, land, total, and renovation.

7 特定の増改築等に係る事項
Table with columns for high age, renovation costs, and other conditions.

7 特定の増改築等に係る事項
Table with columns for high age, renovation costs, and other conditions.

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額
Calculation of the tax credit amount based on the previous sections.

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額
Calculation of the tax credit amount based on the previous sections.

適用期間の特例
Table with columns for special provisions and checkboxes.

適用期間の特例
Table with columns for special provisions and checkboxes.

9 控除証明書の要否
Table with columns for certificate requirements and checkboxes.

9 控除証明書の要否
Table with columns for certificate requirements and checkboxes.

提出用
この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

提出用
この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

個⑥020 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額計算明細書【二面】

個⑥020 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書【二面】

○平成27年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算
○次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

○平成26年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算
○次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

Table with columns for 氏名, 住宅借入金等の年末残高の合計額, 居住の用に供した日等, 算式等, 控除額. Includes rows for 住宅借入金, 住宅借入金等特別控除, 認定住宅の新築等, 認定住宅に係る住宅借入金等特別控除, 認定住宅に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき.

提出用
二面は二面と一緒に提出してください。

※1 ⑩欄の金額を一面の⑪欄に転記します。
※2 ⑩欄の二面は二面と一緒に提出してください。
○重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑫欄に記載します。
二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。

Table with columns for 重複適用を受ける場合, 震災特例法の重複適用の特例を受ける場合, 各明細書の控除額(⑩の金額)の合計額, 控除額.

※ ⑫欄の金額を一面の⑬欄に転記します。

Table with columns for 氏名, 住宅借入金等の年末残高の合計額, 居住の用に供した日等, 算式等, 控除額. Includes rows for 住宅借入金, 住宅借入金等特別控除, 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除, 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除, 住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合, 認定住宅の新築等, 認定住宅に係る住宅借入金等特別控除, 認定住宅に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき.

提出用
二面は二面と一緒に提出してください。

※1 ⑩の金額を一面の⑪欄に転記します。
※2 ⑩欄の二面は二面と一緒に提出してください。
○重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑫欄も記載します。
2以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額がある場合には、その住宅の取得等ごと(これらの住宅の取得等が同一の年に属するもので、上記の表の同じ欄を使用して計算するときを除きます。)に(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。
その明細書の⑩欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等に係る明細書の⑫欄に記載します。

Table with columns for 重複適用を受ける場合, 震災特例法の重複適用の特例を受ける場合, 各明細書の控除額(⑩の金額)の合計額, 控除額.

※ ⑫の金額を一面の⑬欄に転記します。



改正後

改正前

個⑥020 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き方・1ページ】  
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

個⑥020 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き方・1ページ】  
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(以下「計算明細書」といいます。)は、まず、1から7の該当する欄を書き、次に8により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算します。  
なお、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「相続時精算課税選択の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用がある場合は、「(附表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「(附表1)」といいます。)を併せて使用します。また、連帯債務による住宅借入金等を有する場合は、「(附表2)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(附表2)」といいます。)を併せて使用します。
- この控除を受ける場合には、①家屋の登記事項証明書(原本)や住民票の写しなど所定の書類及び②金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)を申告書と一緒に提出しなければなりません。
- ただし、既に平成13年分から平成26年分までにこの控除を受けている方が平成27年分においてこの控除を受ける場合には、①の書類と一緒に提出する必要はありません。
- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を読んでください。
- 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署におたずねください。

- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(以下「計算明細書」といいます。)は、まず、1から7の該当する欄を書き、次に8により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算します。  
なお、住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「相続時精算課税選択の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用がある場合は「(附表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「(附表1)」といいます。)を併せて使用します。また、連帯債務による住宅借入金等を有する方は、「(附表2)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(附表2)」といいます。)を併せて使用します。
- この控除を受ける場合には、①家屋の登記事項証明書(原本)や住民票の写しなど所定の書類及び②金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)を申告書と一緒に提出しなければなりません。
- ただし、既に平成12年分から平成25年分までにこの控除を受けている方が平成26年分においてこの控除を受ける場合には、①の書類と一緒に提出する必要はありません。
- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を読んでください。
- 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署におたずねください。

1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄  
「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。  
また、「土地等に関する事項」欄の「[平成 □□.□□.□□]」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄  
「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある方だけが書いてください。  
また、「土地等に関する事項」欄の「[平成 □□.□□.□□]」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

2 「4 特定取得に係る事項」欄  
家屋の新築若しくは購入又は家屋の増改築等が特定取得(家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2の②欄又は3の①欄)に含まれる消費税額等(消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。))が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等又は住宅の増改築等をいいます。)に該当する場合、「特定取得」の文字を○で囲んでください。

2 「4 特定取得に係る事項」欄  
家屋の新築若しくは購入又は家屋の増改築等が特定取得(家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2の②又は3の①)に含まれる消費税額等(消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。))が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。)に該当する場合、「特定取得」の文字を○で囲んでください。

3 「5 家屋や土地等の取得対価の額」欄  
(1) ④の②欄又は⑤の②欄の記入に当たっては、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合は、それぞれ④又は⑤(共有持分があるときはそれぞれ④×④の①又は⑤×⑤の①)欄の金額を記入し、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合は、「(附表1)の③の②欄又は③の③欄の金額をそれぞれ転記します。  
(2) ⑥の②欄の記入に当たっては、次によります。  
i 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合…交付を受ける補助金等がない場合は、①(共有持分があるときは①×①の①)欄の金額を記入し、交付を受ける補助金等がある場合は、「(附表1)の⑥(共有持分があるときは⑥×①の①)欄の金額を記入します。  
ii 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合…(附表1)の⑦の⑦欄の金額を転記します。

3 「5 家屋や土地等の取得対価の額」欄  
(1) ④の②欄又は⑤の②欄の記入に当たっては、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合は、それぞれ④又は⑤(共有持分があるときはそれぞれ④×④の①又は⑤×⑤の①)の金額を記入し、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合は、「(附表1)の③の②又は③の③の金額をそれぞれ転記します。  
(2) ⑥の②欄の記入に当たっては、次によります。  
i 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合…交付を受ける補助金等がない場合は、①(共有持分があるときは①×①の①)の金額を記入し、交付を受ける補助金等がある場合は、「(附表1)の⑥(共有持分があるときは⑥×①の①)の金額を記入します。  
ii 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合…(附表1)の⑦の⑦の金額を転記します。

4 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄  
(1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた「証明書」に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)  
なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

4 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄  
(1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた「証明書」に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)  
なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

また、⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑥、⑦又は⑧の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。

また、⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑥、⑦又は⑧の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。

- (2) ⑦欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。  
なお、⑥の⑦欄と⑦の⑦欄の割合又は⑦の⑦欄と⑧の⑦欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、それぞれ⑥の面積は「④×⑤の⑦」又は「④×⑥の⑦」とし、⑦の⑦欄は、それぞれ⑥の⑦欄の割合又は⑦の⑦欄の割合を書いても差し支えありません。
- (3) ⑥の⑦欄の記入に当たっては、⑥の⑦欄と⑦の⑦欄の割合又は⑦の⑦欄と⑧の⑦欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑥の⑦欄の割合又は⑦の⑦欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑧欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

- (2) ⑦欄の割合が90%以上である場合は100.0%と書きます。  
なお、⑥の⑦欄と⑦の⑦欄の割合又は⑦の⑦欄と⑧の⑦欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、それぞれ⑥の面積は「④×⑤の⑦」又は「④×⑥の⑦」とし、⑦の⑦欄は、それぞれ⑥の⑦欄の割合又は⑦の⑦欄の割合を書いても差し支えありません。
- (3) ⑥の⑦欄の記入に当たっては、⑥の⑦欄と⑦の⑦欄の割合又は⑦の⑦欄と⑧の⑦欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑥の⑦欄の割合又は⑦の⑦欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑧欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

i ⑥の⑥欄の金額(円) ×  $\frac{\text{④の②欄又は⑤の②欄の金額(円)}}{\text{③の②欄の金額(円)}} \times \text{⑦の⑦欄又は⑧の⑦欄の割合(％)} = (\text{円})$

i ⑥の⑥欄の金額(円) ×  $\frac{\text{④の②欄又は⑤の②欄の金額(円)}}{\text{③の②欄の金額(円)}} \times \text{⑦の⑦欄又は⑧の⑦欄の割合(％)} = (\text{円})$

ii ⑥の⑥欄の金額(円) ×  $\frac{\text{⑦の②欄の金額(円)}}{\text{③の②欄の金額(円)}} \times \text{⑦の⑦欄の割合(％)} = (\text{円})$

ii ⑥の⑥欄の金額(円) ×  $\frac{\text{⑦の②欄の金額(円)}}{\text{③の②欄の金額(円)}} \times \text{⑦の⑦欄の割合(％)} = (\text{円})$



個⑥020 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き方・2ページ】

個⑥020 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き方・2ページ】

- (4) ⑨欄は、次の i から xiii に応じ、それぞれ次の金額が最高限度となります。
  - i 平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合 (x、xv、xvi及びxviiの場合を除きます。)
    - ・住宅の取得等が特定取得に該当するとき … 4,000万円
    - ・住宅の取得等が特定取得に該当しないとき … 2,000万円
  - ii 平成25年中に居住の用に供した場合 (xi、xii及びxiiiの場合を除きます。) … 2,000万円
  - iii 平成24年中に居住の用に供した場合 (xii、xiii、xiv及びxvの場合を除きます。) … 3,000万円
  - iv 平成23年中に居住の用に供した場合 (xv、xvi及びxviiの場合を除きます。) … 4,000万円
  - v 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合 (xvi及びxviiの場合を除きます。) … 5,000万円
  - vi 平成20年中に居住の用に供した場合 … 2,000万円
  - vii 平成19年中に居住の用に供した場合 … 2,500万円
  - viii 平成18年中に居住の用に供した場合 … 3,000万円
  - ix 平成13年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合 … 5,000万円
  - x 平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき
    - ・住宅の取得等が特定取得に該当するとき … 5,000万円
    - ・住宅の取得等が特定取得に該当しないとき … 3,000万円
  - xi 平成25年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき … 3,000万円
  - xii 平成24年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき … 4,000万円
  - xiii 平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定低炭素住宅に該当するとき … 4,000万円
  - xiv 平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき … 5,000万円
  - xv 平成26年4月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき … 5,000万円
  - xvi 平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき … 3,000万円
  - xvii 平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき … 4,000万円
  - xviii 特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合 … 1,000万円

5 「7 特定増改築等に係る事項」欄

- (1) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑩ 高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
  - (2) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑪ 交付を受ける補助金等の合計額」欄には、交付を受ける補助金等の額の合計額を書きます。
  - (3) 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑬ 断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
  - (4) 「⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- (注) 1 ⑫欄の金額が50万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- 2 断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む増改築等の費用に関し補助金等の交付を受けるときは(付表1)の⑩欄又は⑫欄の金額をそれぞれ⑬欄又は⑭欄に記載します。
- 3 ⑭欄又は⑮欄の金額が50万円を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

6 「8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額」欄

- 二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、⑯欄に転記します。また、①震災特例法の適用期間の特例を受ける場合、②重複適用(2以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。ただし、これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、二面の表で同一の欄を使用して計算するものを除きます。)を受ける場合、③震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、それぞれ次によります。
- (1) 震災特例法の適用期間の特例を受ける場合には、「適用期間の特例」の文字を○で囲みます。なお、震災特例法の重複適用の特例を受ける場合は不要です。
  - (2) 重複適用を受ける場合には「重複適用」の文字を、震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には「重複適用の特例」の文字を○で囲んだ上、控除額を⑯欄に記載します。
- ⑯欄は、2以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、二面の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに作成した計算明細書の⑯欄の金額の合計額を、最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る計算明細書のみ記載します。
- ただし、上記②の重複適用については、住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額(二面の⑯欄の「かっ」以内の最高額)のうち最も高い控除限度額が限度となります。

7 申告書への転記等

- (1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方
  - ⑯(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。
  - また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等(例：平成27年3月13日居住開始(特定))を書きます。
- (2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方
  - ⑯(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。
  - また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋に係る居住開始年月日等(例：平成23年4月10日居住開始)と後の増改築等をした部分に係る居住開始年月日等(例：平成27年2月13日居住開始(特定))のいずれも記載します。

- (4) ⑨欄は、次の i から xix に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。
  - i 平成26年中に居住の用に供した場合 (xi、xvi、xvii及びxixの場合を除きます。)
    - ・住宅の取得等が特定取得に該当するとき … 4,000万円
    - ・住宅の取得等が特定取得に該当しないとき … 2,000万円
  - ii 平成25年中に居住の用に供した場合 (xii、xvii及びxixの場合を除きます。) … 2,000万円
  - iii 平成24年中に居住の用に供した場合 (xiii、xviii及びxixの場合を除きます。) … 3,000万円
  - iv 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合 (xviii及びxixの場合を除きます。) … 4,000万円
  - v 平成20年中に居住の用に供した場合 … 2,000万円
  - vi 平成19年中に居住の用に供した場合 … 2,500万円
  - vii 平成18年中に居住の用に供した場合 … 3,000万円
  - viii 平成17年中に居住の用に供した場合 … 4,000万円
  - ix 平成12年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合 … 5,000万円
  - x 平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき
    - ・住宅の取得等が特定取得に該当するとき … 5,000万円
    - ・住宅の取得等が特定取得に該当しないとき … 3,000万円
  - xii 平成25年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき … 3,000万円
  - xiii 平成24年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき … 4,000万円
  - xiv 平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定低炭素住宅に該当するとき … 4,000万円
  - xv 平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき … 5,000万円
  - xvi 平成26年4月1日から平成26年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき … 5,000万円
  - xvii 平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき … 3,000万円
  - xviii 平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき … 4,000万円
  - xix 特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合 … 1,000万円

5 「7 特定増改築等に係る事項」欄

- (1) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑩ 高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
  - (2) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑪ 交付を受ける補助金等の合計額」欄には、交付を受ける補助金等の額の合計額を書きます。
  - (3) 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑬ 断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。なお、平成22年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合で、平成25年3月31日以前に増改築等工事証明書の交付を受けたときは、施行令第26条の28の5第9項に規定する改修工事等に要した費用の額の金額を書きます。
  - (4) 「⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- (注) 1 ⑫欄の金額が50万円(特定増改築等をした家屋を平成22年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合は、30万円)を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- 2 断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む増改築等の費用に関し補助金等の交付を受けるときは(付表1)の⑩又は⑫の金額をそれぞれ⑬又は⑭に記載します。
- 3 ⑭又は⑮の金額が50万円(特定増改築等をした家屋を平成22年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合は、30万円)を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

6 「8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額」欄

- 二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、⑯欄に転記します。また、①震災特例法の適用期間の特例を受ける場合、②重複適用(2以上の住宅の取得等(2以上の住宅の取得等をし、かつ、これらの住宅の取得等をした居住用家屋等を居住の用に供した日が同一の年に属するものがある場合には、その居住の用に供した日が同一の年に属する住宅の取得等とします。ただし、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等と他の住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等があるときや、特定取得に該当する住宅の取得等と特定取得に該当しない住宅の取得等があるときなどは、その区分をした住宅の取得等ごとにそれぞれの住宅の取得等とします。)に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。)を受ける場合、③震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、それぞれ次によります。
- (1) 震災特例法の適用期間の特例を受ける場合には、「適用期間の特例」の文字を○で囲みます。なお、震災特例法の重複適用の特例を受ける場合は不要です。
  - (2) 重複適用を受ける場合には「重複適用」の文字を、震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には「重複適用の特例」の文字を○で囲んだ上、控除額を⑯欄に記載します。
- ⑯欄は、2以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額がある場合には、その住宅の取得等ごと(これらの住宅の取得等が同一の年に属するもので、二面の表の同じ欄を使用して計算するときを除きます。)を作成した計算明細書の⑯欄の金額の合計額を、最も新しい住宅の取得等のみ記載します。
- ただし、上記②の重複適用については、住宅の取得等に係る控除限度額(二面の⑯欄の「かっ」以内の最高額)のうち最も高い控除限度額が限度となります。

7 申告書への転記等

- (1) 重複適用及び震災特例法の重複適用の特例を受けない方
  - ⑯(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。
  - また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等(例：平成26年3月13日居住開始)を書きます。
- (2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方
  - ⑯(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。
  - また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋に係る「居住開始年月日」等(例：平成22年4月10日居住開始)と後の増改築等をした部分に係る「居住開始年月日」等(例：平成26年2月13日居住開始)のいずれも記載します。



改正後

個⑥022 (付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書【表面】

(付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書

(平成 年分)

氏名

提出用

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、平成23年6月30日以後に住宅の取得等若しくは住宅の増改築に係る契約をし、住宅の取得等若しくは住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受けるとき、又は住宅取得等資金の贈与の非課税若しくは住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用があるときに、『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書』又は『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)』(以下これを「計算明細書」といいます。)の付表として使用します。

○この明細書の書き方については、裏面の書き方を参照してください。

I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算

平成23年6月30日以後に住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る契約をし、その住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合に記入します。

1 補助金等の内訳

Table with 4 columns: 補助金等の名称, 交付年月日, 交付対象(※), 補助金等の額(※)

※ 交付対象の別に合計した補助金等の額を次の2から4の「交付を受ける補助金等の合計額」欄に書いてください。なお、「家屋及び土地等」の補助金等の額がある方は、裏面2(2)のイ又はロの算式で計算した④又は⑤の額をそれぞれ④の欄又は⑤の欄に転記します。

2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合

Table with 4 columns: 補助金等控除前の取得対価の額, 交付を受ける補助金等の合計額, 取得対価の額(①-②), ④家屋, ⑤土地等

※ ④の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合

Table with 4 columns: 補助金等控除前の増改築等の費用の額, 交付を受ける補助金等の合計額, 増改築等の費用の額(④-⑤), ④増改築等をした部分に係る事項, ⑤家屋や土地等の取得対価の額, ⑥増改築等に係る事項

※ ⑥の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 (特定) 断熱改修工事等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合

Table with 4 columns: 断熱改修工事等の費用の額, 交付を受ける補助金等の合計額, 断熱改修工事等の費用の額, 交付を受ける補助金等の合計額

※ ⑩又は⑪の金額が50万円を超えるときに、(特定)断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算

住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた場合に記入します。

Table with 4 columns: 取得対価の額, あなたの共有持分(計算明細書の①欄), 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額(※), あなたの持分に係る取得対価の額等(⑬-⑭)

※ 住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合には、裏面の3のイ又はロの算式で計算した⑯又は⑰の金額をそれぞれ⑯の欄又は⑰の欄に転記します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改正前

個⑥022 (付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書【表面】

(付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書

(平成 年分)

氏名

提出用

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、住宅の取得等若しくは補助金等の贈与を受けるとき、又は住宅取得等資金の贈与税の非課税若しくは相続時精算課税選択の特例(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用があるときに、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」又は「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)』(以下これを「計算明細書」といいます。)の付表として使用します。

○この明細書の書き方については、裏面の書き方を参照してください。

I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算

平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合に記入します。

1 補助金等の内訳

Table with 4 columns: 補助金等の名称, 交付年月日, 交付対象(※), 補助金等の額(※)

※ 交付対象の別に合計した補助金等の額を次の2から4の「交付を受ける補助金等の合計額」欄に書いてください。なお、「家屋及び土地等」の補助金等の額がある方は、裏面2(2)のイ又はロの算式で計算した④又は⑤の額をそれぞれ④の欄又は⑤の欄に転記します。

2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合

Table with 4 columns: 補助金等控除前の取得対価の額, 交付を受ける補助金等の合計額, 取得対価の額(①-②), ④家屋, ⑤土地等

※ ④の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合

Table with 4 columns: 補助金等控除前の増改築等の費用の額, 交付を受ける補助金等の合計額, 増改築等の費用の額(④-⑤), ④増改築等をした部分に係る事項, ⑤家屋や土地等の取得対価の額, ⑥増改築等に係る事項

※ ⑥の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 (特定) 断熱改修工事等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合

Table with 4 columns: 断熱改修工事等の費用の額, 交付を受ける補助金等の合計額, 断熱改修工事等の費用の額, 交付を受ける補助金等の合計額

※ ⑩又は⑪の金額が50万円(特定増改築等をした家屋を平成22年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合は、30万円)を超えるときに、(特定)断熱改修工事等について、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算

住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた場合に記入します。

Table with 4 columns: 取得対価の額, あなたの共有持分(計算明細書の①欄), 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額(※), あなたの持分に係る取得対価の額等(⑬-⑭)

※ 住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合には、裏面の3のイ又はロの算式で計算した⑯又は⑰の金額をそれぞれ⑯の欄又は⑰の欄に転記します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。



改正後

改正前

個⑥022 (付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書【裏面】

個⑥022 (付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書【裏面】

書き方(提出用)

書き方(提出用)

1 ①平成23年6月30日以後に住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る契約を締結し、その住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受けるとき、②「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時特異課税選択の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受けたときは、その住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価の額又は費用の額からこれらの額を控除して(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算します。

1 ①平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結し、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受けるとき、②「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「相続時特異課税選択の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受けたときは、その住宅の取得等の対価の額又は費用の額からこれらの額を控除して(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算します。

2 「1 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算」

2 「1 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算」

(1) 補助金等の範囲

(1) 補助金等の範囲

住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価の額又は費用の額から控除すべき「補助金等」は、平成23年6月30日以後に住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る契約を締結し、その住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。

住宅の取得等の対価の額又は費用の額から控除すべき「補助金等」は、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結し、その住宅の取得等に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。

(2) 「2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合」欄

(2) 「2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合」欄

表面の④の②欄又は③の②欄は、「1 補助金等の内訳」の交付対象の別にその合計額を記入します。

表面の④の②欄又は③の②欄は、「1 補助金等の内訳」の交付対象の別にその合計額を記入します。

なお、「家屋及び土地等」の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や家屋と土地等のいずれの取得等に関し補助金等の交付を受けたか明らかでない場合には、次の算式により、「家屋」に係る補助金等の額⑤と、「土地等」に係る補助金等の額⑥とに区分した金額をそれぞれ表面の④の②欄又は③の②欄に記載してください。

なお、「家屋及び土地等」の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や家屋と土地等のいずれの取得等に関し補助金等の交付を受けたか明らかでない場合には、次の算式により、「家屋」に係る補助金等の額⑤と、「土地等」に係る補助金等の額⑥とに区分した金額をそれぞれ表面の④の②欄又は③の②欄に記載してください。

⑥ マンションなどの区分所有建物のように、家屋及びその土地等の居住の用に供する割合が同じで共有でなく、かつ、「住宅及び土地等」に係る住宅借入金等を有する場合で、それぞれの取得対価の額を区分しないときは、この欄の記入は省略し、家屋及び土地等の取得対価の額の合計額からその補助金等の額を差し引いた金額を計算明細書の④の②欄に記入します。

⑥ マンションなどの区分所有建物のように、家屋及びその土地等の居住の用に供する割合が同じで共有でなく、かつ、「住宅及び土地等」に係る住宅借入金等を有する場合で、それぞれの取得対価の額を区分しないときは、この欄の記入は省略し、家屋及び土地等の取得対価の額の合計額からその補助金等の額を差し引いた金額を計算明細書の④の②欄に記入します。

イ「家屋」に係る補助金等の額の計算

イ「家屋」に係る補助金等の額の計算

「家屋」の補助金等の額 (円) + 「家屋及び土地等」の補助金等の額 (円) × (表面の④の①欄の金額 (円) / (表面の④の①欄の金額 (円) + 表面の④の②欄の金額 (円))) = ⑤ (円)

「家屋」の補助金等の額 (円) + 「家屋及び土地等」の補助金等の額 (円) × (表面の④の①欄の金額 (円) / (表面の④の①欄の金額 (円) + 表面の④の②欄の金額 (円))) = ⑤ (円)

ロ「土地等」に係る補助金等の額の計算

ロ「土地等」に係る補助金等の額の計算

「土地等」の補助金等の額 (円) + 「家屋及び土地等」の補助金等の額 (円) × (表面の④の③欄の金額 (円) / (表面の④の③欄の金額 (円) + 表面の④の②欄の金額 (円))) = ⑥ (円)

「土地等」の補助金等の額 (円) + 「家屋及び土地等」の補助金等の額 (円) × (表面の④の③欄の金額 (円) / (表面の④の③欄の金額 (円) + 表面の④の②欄の金額 (円))) = ⑥ (円)

(3) 「3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合」欄

(3) 「3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合」欄

家屋につき行う一定の増改築等の工事で、その工事に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合に書いてください。

家屋につき行う一定の増改築等の工事で、その工事に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合に書いてください。

なお、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、高齢者等居住改修工事等を含む増改築等又は(特定)断熱改修工事等を含む増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合には、表面の⑤欄にはこれらの補助金等の額の合計額(計算明細書の④欄又は表面の⑤欄又は⑥欄の合計額)を記入します。

なお、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、高齢者等居住改修工事等を含む増改築等又は(特定)断熱改修工事等を含む増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合には、表面の⑤欄にはこれらの補助金等の額の合計額(計算明細書の④欄又は表面の⑤欄又は⑥欄の合計額)を記入します。

(4) 「4 (特定)断熱改修工事等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受けた場合」欄

(4) 「4 (特定)断熱改修工事等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受けた場合」欄

家屋につき行う増改築等の工事で、その工事と併せて行うその家屋の断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む増改築等に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合に書いてください。

家屋につき行う増改築等の工事で、その工事と併せて行うその家屋の断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む増改築等に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合に書いてください。

3 「II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算」

3 「II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算」

住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合は、家屋の新築若しくは購入の対価の額又は増改築等に要した費用の額からその適用を受けた部分の金額を差し引いた額が、その家屋や土地等の取得対価の額等となります。

住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合は、家屋の新築若しくは購入の対価の額又は増改築等に要した費用の額からその適用を受けた部分の金額を差し引いた額が、その家屋や土地等の取得対価の額等となります。

表面の⑥欄については、この特例の適用を受けた金額のうち、「家屋」、「土地等」又は「増改築等」の取得等の対価の額又は費用の額に充てた金額をそれぞれ書きます。

表面の⑥欄については、この特例の適用を受けた金額のうち、「家屋」、「土地等」又は「増改築等」の取得等の対価の額又は費用の額に充てた金額をそれぞれ書きます。

なお、住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合で共有でないときは、次の算式により計算した額を「家屋」又は「土地等」に充てたものとして差し支えありません。この場合、「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額⑦と、「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額⑧とに区分した金額をそれぞれ表面の④の③欄又は⑤の③欄に記載してください。

なお、住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合で共有でないときは、次の算式により計算した額を「家屋」又は「土地等」に充てたものとして差し支えありません。この場合、「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額⑦と、「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額⑧とに区分した金額をそれぞれ表面の④の③欄又は⑤の③欄に記載してください。

イ「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

イ「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

(「家屋」に関し特例の適用を受けた金額 (円) + 「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額 (円)) × (計算明細書の④の金額又は表面の④の①欄の金額 (円) / (計算明細書の④の金額又は表面の④の①欄の金額 (円) + 計算明細書の④の金額又は表面の④の②欄の金額 (円))) = ⑦ (円)

(「家屋」に関し特例の適用を受けた金額 (円) + 「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額 (円)) × (計算明細書の④の金額又は表面の④の①欄の金額 (円) / (計算明細書の④の金額又は表面の④の①欄の金額 (円) + 計算明細書の④の金額又は表面の④の②欄の金額 (円))) = ⑦ (円)

ロ「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

ロ「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

(「土地等」に関し特例の適用を受けた金額 (円) + 「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額 (円)) × (計算明細書の④の金額又は表面の④の③欄の金額 (円) / (計算明細書の④の金額又は表面の④の③欄の金額 (円) + 計算明細書の④の金額又は表面の④の②欄の金額 (円))) = ⑧ (円)

(「土地等」に関し特例の適用を受けた金額 (円) + 「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額 (円)) × (計算明細書の④の金額又は表面の④の③欄の金額 (円) / (計算明細書の④の金額又は表面の④の③欄の金額 (円) + 計算明細書の④の金額又は表面の④の②欄の金額 (円))) = ⑧ (円)

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【一面】

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【一面】

平成27年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)

平成26年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)

- この明細書は、住宅の取得等をして居住の用に供していた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない理由に基いてその家屋を居住の用に供さなくなった後、その家屋を再び居住の用に供した場合で次に該当するときに提出します。
・再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合
・再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合
○住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合(平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結する場合に限ります。)

- この明細書は、住宅の取得等をして居住の用に供していた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない理由に基いてその家屋を居住の用に供さなくなった後、その家屋を再び居住の用に供した場合で次に該当するときに提出します。
・再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合
・再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合
○住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合(平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結する場合に限ります。)

1 住所及び氏名 (共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。
郵便番号
住所
電話番号
フリガナ氏名

1 住所及び氏名 (共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。
郵便番号
住所
電話番号
フリガナ氏名

(再び居住の用に供したことに係る事項)
転居年月日
再び居住の用に供した家屋の所在地
居住の用に供していない期間の家屋の用途
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用

(再び居住の用に供したことに係る事項)
転居年月日
再び居住の用に供した家屋の所在地
居住の用に供していない期間の家屋の用途
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用

2 新築又は購入した家屋等に係る事項
3 増改築等をした部分に係る事項
居住開始年月日
増改築等の費用の額
うち居住部分の金額

2 新築又は購入した家屋等に係る事項
3 増改築等をした部分に係る事項
居住開始年月日
増改築等の費用の額
うち居住部分の金額

4 特定取得に係る事項
家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2の②又は3の③)に含まれる消費税額等が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を○で囲んでください。

4 特定取得に係る事項
家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2の②又は3の③)に含まれる消費税額等が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を○で囲んでください。

5 家屋や土地等の取得対価の額
Table with 4 columns: ①家屋, ②土地等, ③合計, ④増改築等

5 家屋や土地等の取得対価の額
Table with 4 columns: ①家屋, ②土地等, ③合計, ④増改築等

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高
Table with 5 columns: ①住宅のみ, ②土地等のみ, ③住宅及び土地等, ④増改築等

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高
Table with 5 columns: ①住宅のみ, ②土地等のみ, ③住宅及び土地等, ④増改築等

整理欄
入力
住民
台帳番号
一連番号

整理欄
入力
住民
台帳番号
一連番号

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

改正前

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【二面】

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【二面】

**提出用** 7 特定の増改築等に係る事項 氏名 \_\_\_\_\_

※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。

1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上) .....

2 障害者(1に該当する方を除きます。) .....

3 要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます。) .....

同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。  
氏名( ) 続柄( )

高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑩	円
交付を受ける補助金等の合計額	⑪	
(⑩ - ⑪) ※ 50万円を超える場合に限りず。	⑫	
断熱改修工事等の費用の額	⑬	
特定断熱改修工事等の費用の額	⑭	
特定の増改築等工事の費用の合計額(⑫ + ⑭)	⑮	
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑮又は⑮×一面の⑯の⑰)	⑯	
特定増改築等住宅借入金等又は特定断熱改修住宅借入金等の 年末残高(一面の⑯と⑰のいずれか少ない方の金額(最高 200万円。ただし、住宅の増改築等が特定取得に該当する場 合は、最高250万円。))	⑰	

**提出用** 7 特定の増改築等に係る事項 氏名 \_\_\_\_\_

※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。

1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上) .....

2 障害者(1に該当する方を除きます。) .....

3 要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます。) .....

同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。  
氏名( ) 続柄( )

高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑩	円
交付を受ける補助金等の合計額	⑪	
(⑩ - ⑪) ※ 50万円を超える場合に限りず。	⑫	
断熱改修工事等の費用の額 ※ 50万円を超える場合に限りず。	⑬	
特定断熱改修工事等の費用の額 ※ 50万円を超える場合に限りず。	⑭	
あなたの増改築等工事の費用の合計額(⑫ + ⑭)	⑮	
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑮又は⑮×一面の⑯の⑰)	⑯	
特定増改築等住宅借入金等又は特定断熱改修住宅借入金等の 年末残高(一面の⑯と⑰のいずれか少ない方の金額(最高 200万円。ただし、住宅の増改築等が特定取得に該当する場 合は、最高250万円。))	⑰	

二面 ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

二面 ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

※ ⑯の金額が50万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※ ⑬又は⑭から控除すべき補助金等の交付を受ける場合には、(付表1)の⑱又は⑲の金額をそれぞれ⑳又は㉑に書きます。

※ ⑳又は㉑の金額が50万円を超えるときに、(特定)断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※ ⑫、⑬及び⑭について、特定増改築等をした家屋を平成22年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合は、30万円を超えるときに限りず。

※ ⑯の金額が50万円(特定増改築等をした家屋を平成22年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合は、30万円)を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※ ⑳又は㉑から控除すべき補助金等の交付を受ける場合には、(付表1)の⑱又は⑲の金額をそれぞれ㉒又は㉓に書きます。

※ ㉒又は㉓の金額が50万円(特定増改築等をした家屋を平成22年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合は、30万円)を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額

8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。

番号	
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	⑱ _____ 円

※ 三面の⑱の金額を転記します。

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。

番号	
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	⑱ _____ 円

※ 三面の⑱の金額を転記します。

※下の適用を受ける場合には、該当する文字を○で囲んでください。

適用期間の特例	重複適用	重複適用の特例	※左の重複適用(の特例)を受ける場合に三面の⑱の金額を右に転記します。	⑲ _____ 円
---------	------	---------	-------------------------------------	-----------

※下の適用を受ける場合には、該当する文字を○で囲んでください。

適用期間の特例	重複適用	重複適用の特例	※左の重複適用(の特例)の適用を受ける場合に三面の⑱の金額を右に転記します。	⑲ _____ 円
---------	------	---------	--	-----------

9 控除証明書の要否

9 控除証明書の要否

平成28年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。

要する	
-----	--

平成27年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。

要する	
-----	--



個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【三面】

○平成27年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算(再び居住の用に供した方用)
次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

提出用

Table with columns for 氏名, 住宅借入金等の年末残高の合計額, and a grid of calculation formulas for various housing loan categories like 住宅借入金等特別控除, 高年齢者等居住改修工事, etc.

\*1 ㉑欄の金額を二面の㉒欄に転記します。
\*2 ㉑欄のかつ二面内の金額は、居住の用に供した日の属する年等における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
○重複適用又は震災特別法の重複適用の特例を受ける場合には、次の㉑欄を記載します。
二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。
その作成した各明細書の㉑欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の㉑欄に記載します。

Summary table for 重複適用を受ける場合 and 震災特別法の重複適用の特例を受ける場合, showing 各明細書の控除額(㉑) and 合計額.

※ ㉑欄の金額を二面の㉒欄に転記します。

三面

○三面は、一面及び二面と一緒に提出してください。

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【三面】

○平成26年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算(再び居住の用に供した方用)
次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

提出用

Table with columns for 氏名, 住宅借入金等の年末残高の合計額, and a grid of calculation formulas for various housing loan categories like 住宅借入金等特別控除, 高年齢者等居住改修工事, etc.

\*1 ㉑欄の金額を二面の㉒欄に転記します。
\*2 ㉑欄のかつ二面内の金額は、居住の用に供した日の属する年等における住宅の取得等に係る控除限度額となります。
○重複適用又は震災特別法の重複適用の特例を受ける場合には、次の㉑欄も記載します。
二以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額がある場合には、その住宅の取得等ごとに(これらの住宅の取得等が同一の年に属するもので、上記の表の同じ欄を使用して計算するときを除きます)に(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。
その明細書の㉑欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等に係る明細書の㉑欄に記載します。

Summary table for 重複適用を受ける場合 and 震災特別法の重複適用の特例を受ける場合, showing 各明細書の控除額(㉑) and 合計額.

※ ㉑欄の金額を二面の㉒欄に転記します。

三面

○三面は、一面及び二面と一緒に提出してください。

改正後

改正前

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【書き方・1ページ】

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【書き方・1ページ】

平成27年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方

- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)は、まず、1から7の該当する欄を書き、次に8により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算します。
- 住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合(平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結する場合に限ります。)や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用がある場合は、「(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「付表1」といいます。)を併せて使用します。

また、連帯債務による住宅借入金等を有する場合は、「(付表2)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(付表2)」といいます。)を併せて使用します。

1 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄  
所定の欄に該当する事項を書いてください。  
また、「居住の用に供していない期間の家屋の用途」欄の「その他」に該当する場合は、その内容を具体的に書いてください。  
なお、「その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用」欄は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に係る【再び居住の用に供した場合の再適用】又は【再び居住の用に供した場合の適用】」の区分に応じ、該当する□にチェック(✓)します。

2 「2 新築又は購入した家屋に係る事項」欄及び「3 増改築に係る事項」欄  
(付表1)の所定の事項を記載の上、その③欄の金額又は④欄の金額を⑤、⑥又は⑦欄に転記します。  
「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。  
また、「土地等に関する事項」欄の「(平成 年 月 日)」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

3 「4 特定取得に係る事項」欄  
家屋の新築若しくは購入又は家屋の増改築等が特定取得(家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2の⑧又は3の⑨)に含まれる消費税額等(消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。))が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等又は住宅の増改築等をいいます。)に該当する場合、「特定取得」の文字を○で囲んでください。

4 「5 家屋や土地等の取得対価の額」欄  
(1) ④の②欄又は⑤の②欄の記入に当たっては、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合は、それぞれ⑥又は⑧(共有持分があるときはそれぞれ⑥×①又は⑧×①)の金額を記入し、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合は、(付表1)の⑥の②欄又は⑧の②欄の金額をそれぞれ転記します。  
(2) ⑤の②欄の記入に当たっては、次によります。  
i 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合…交付を受ける補助金等がない場合は、①(共有持分があるときは①×②の①)の金額を記入し、交付を受ける補助金等がある場合は、(付表1)の⑥(共有持分があるときは⑥×②の①)の金額を記入します。  
ii 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合…(付表1)の⑥の②欄の金額を転記します。

5 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄  
(1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)  
なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

また、⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑧、⑨又は⑩の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署にお知らせください。  
※ 連帯債務に係る住宅借入金等がある場合には、「(付表2)に該当事項を記入した上、⑩欄の金額を転記します。

- (2) ⑦欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。  
なお、⑥の②欄と⑦の②欄の割合又は⑧の②欄と⑨の②欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、それぞれ⑥の面積は「⑥×⑧の⑦」又は「⑥×⑨の⑦」とし、⑧の②欄は、それぞれ⑥の②欄の割合又は⑧の②欄の割合を書いても差し支えありません。
- (3) ⑥の②欄の記入に当たっては、⑥の②欄と⑦の②欄の割合又は⑧の②欄と⑨の②欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑥の②欄の割合又は⑧の②欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の③欄に次の金額と⑩の金額の合計額を書きます。

$$i \text{ ⑥の②欄の金額 (円)} \times \frac{\text{④の②欄又は⑤の②欄の金額 (円)}}{\text{⑥の②欄の金額 (円)}} \times \frac{\text{⑦の②欄又は⑧の②欄の割合 (\%)}}{\text{⑥の②欄の割合 (\%)}} = (\text{円})$$

$$ii \text{ ⑥の②欄の金額 (円)} \times \frac{\text{⑧の②欄の金額 (円)}}{\text{⑥の②欄の金額 (円)}} \times \frac{\text{⑨の②欄の割合 (\%)}}{\text{⑥の②欄の割合 (\%)}} = (\text{円})$$

平成26年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方

- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)は、まず、1から7の該当する欄を書き、次に8により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算します。
- 住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合(平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結する場合に限ります。)や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「相続時精算課税選択の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用がある場合は、「(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「(付表1)」といいます。)を併せて使用します。

また、連帯債務による住宅借入金等を有する方は、「(付表2)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(付表2)」といいます。)を併せて使用します。

1 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄  
所定の欄に該当する事項を書いてください。  
また、「居住の用に供していない期間の家屋の用途」欄の「その他」に該当する場合は、その内容を具体的に書いてください。  
なお、「その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用」欄は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に係る【再び居住の用に供した場合の再適用】又は【再び居住の用に供した場合の適用】」の区分に応じ、該当する□にチェック(✓)します。

2 「2 新築又は購入した家屋に係る事項」欄及び「3 増改築に係る事項」欄  
(付表1)の所定の事項を記載の上、その③の金額又は④の金額を⑤、⑥又は⑦に転記します。  
「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある方だけが書いてください。  
また、「土地等に関する事項」欄の「(平成 年 月 日)」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

3 「4 特定取得に係る事項」欄  
家屋の新築若しくは購入又は家屋の増改築等が特定取得(家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2の⑧又は3の⑨)に含まれる消費税額等(消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。))が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。)に該当する場合、「特定取得」の文字を○で囲んでください。

4 「5 家屋や土地等の取得対価の額」欄  
(1) ④の②欄又は⑤の②欄の記入に当たっては、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合は、それぞれ⑥又は⑧(共有持分があるときはそれぞれ⑥×①又は⑧×①)の金額を記入し、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合は、(付表1)の⑥の②欄又は⑧の②欄の金額をそれぞれ転記します。  
(2) ⑤の②欄の記入に当たっては、次によります。  
i 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合…交付を受ける補助金等がない場合は、①(共有持分があるときは①×②の①)の金額を記入し、交付を受ける補助金等がある場合は、(付表1)の⑥(共有持分があるときは⑥×②の①)の金額を記入します。  
ii 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合…(付表1)の⑥の②欄の金額を転記します。

5 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄  
(1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)  
なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

また、⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑧、⑨又は⑩の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署にお知らせください。  
※ 連帯債務に係る住宅借入金等がある場合には、「(付表2)に該当事項を記入した上、⑩欄の金額を転記します。

- (2) ⑦欄の割合が90%以上である場合は100.0%と書きます。  
なお、⑥の②欄と⑦の②欄の割合又は⑧の②欄と⑨の②欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、それぞれ⑥の面積は「⑥×⑧の⑦」又は「⑥×⑨の⑦」とし、⑧の②欄は、それぞれ⑥の②欄の割合又は⑧の②欄の割合を書いても差し支えありません。
- (3) ⑥の②欄の記入に当たっては、⑥の②欄と⑦の②欄の割合又は⑧の②欄と⑨の②欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑥の②欄の割合又は⑧の②欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の③欄に次の金額と⑩の金額の合計額を書きます。

$$i \text{ ⑥の②欄の金額 (円)} \times \frac{\text{④の②欄又は⑤の②欄の金額 (円)}}{\text{⑥の②欄の金額 (円)}} \times \frac{\text{⑦の②欄又は⑧の②欄の割合 (\%)}}{\text{⑥の②欄の割合 (\%)}} = (\text{円})$$

$$ii \text{ ⑥の②欄の金額 (円)} \times \frac{\text{⑧の②欄の金額 (円)}}{\text{⑥の②欄の金額 (円)}} \times \frac{\text{⑨の②欄の割合 (\%)}}{\text{⑥の②欄の割合 (\%)}} = (\text{円})$$



改正後

改正前

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【書き方・2ページ】

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【書き方・2ページ】

- (4) ⑨欄は、次の i から xviii に応じ、それぞれ次の金額が最高限度となります。
- i 平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合( x、 xv、 xvi 及び xviii の場合を除きます。 )
    - ・ 住宅の取得等が特定取得に該当するとき…4,000万円
    - ・ 住宅の取得等が特定取得に該当しないとき…2,000万円
  - ii 平成25年中に居住の用に供した場合( xi、 xvi 及び xviii の場合を除きます。 ) …2,000万円
  - iii 平成24年中に居住の用に供した場合( xii、 xiii、 xvii 及び xviii の場合を除きます。 ) …3,000万円
  - iv 平成23年中に居住の用に供した場合( xiv、 xvii 及び xviii の場合を除きます。 ) …4,000万円
  - v 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合( xiv 及び xviii の場合を除きます。 ) …5,000万円
  - vi 平成20年中に居住の用に供した場合 …2,000万円
  - vii 平成19年中に居住の用に供した場合 …2,500万円
  - viii 平成18年中に居住の用に供した場合 …3,000万円
  - ix 平成13年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合 …5,000万円
  - x 平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき
    - ・ 住宅の取得等が特定取得に該当するとき…5,000万円
    - ・ 住宅の取得等が特定取得に該当しないとき…3,000万円
  - xi 平成25年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき …3,000万円
  - xii 平成24年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき …4,000万円
  - xiii 平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定低炭素住宅に該当するとき …4,000万円
  - xiv 平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき …5,000万円
  - xv 平成26年4月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき…5,000万円
  - xvi 平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき …3,000万円
  - xvii 平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき …4,000万円
  - xviii 特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合 …1,000万円

6 「7 特定の増改築等に係る事項」欄

- (1) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑨高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」(平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「高齢者等居住改修工事等の費用の額」)の金額を書きます。
- (2) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑩交付を受ける補助金等の合計額」欄には、交付を受ける補助金等の額(平成23年6月29日以前に増改築等に係る契約を締結した場合に交付等を受ける地方公共団体からの補助金等、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額を含みます。)の合計額を書きます。
- (3) 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑬断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「断熱改修工事等に要した費用の額」(平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「断熱改修工事等の費用の額」)の金額を書きます。
- (4) 「⑭特定断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「特定断熱改修工事等に要した費用の額」(平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「特定断熱改修工事等の費用の額」)の金額を書きます。(注)
- (注) 平成23年6月30日以後に断熱改修工事又は特定断熱改修工事を含む増改築等に係る契約を締結した場合で補助金等の交付を受けるときは(付表1)の⑨又は⑩欄の金額を記載します。

7 三面への転記

一面の⑨欄の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。  
 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除又は断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した方は、一面の⑨欄の金額及び二面の⑬欄の金額を三面の「4 高齢者居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」又は「5 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」の算式の該当する欄に転記します。

8 「8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額」欄

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、二面の⑩欄に転記します。  
 また、①震災特例法の適用期間の特例を受ける場合、②重複適用(二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。ただし、これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、二面の表で同一の欄を使用して計算するものを除きます。)を受ける場合、③震災特例法の重複適用の特例を受ける場合については、税務署にお尋ねください。

- (4) ⑨欄は、次の i から xix に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。
- i 平成26年中に居住の用に供した場合( xi、 xvi、 xvii 及び xix の場合を除きます。 )
    - ・ 住宅の取得等が特定取得に該当するとき…4,000万円
    - ・ 住宅の取得等が特定取得に該当しないとき…2,000万円
  - ii 平成25年中に居住の用に供した場合( xii、 xvii 及び xix の場合を除きます。 ) …2,000万円
  - iii 平成24年中に居住の用に供した場合( xiii、 xiv、 xviii 及び xix の場合を除きます。 ) …3,000万円
  - iv 平成23年中に居住の用に供した場合( xv、 xviii 及び xix の場合を除きます。 ) …4,000万円
  - v 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合( xv 及び xix の場合を除きます。 ) …5,000万円
  - vi 平成20年中に居住の用に供した場合 …2,000万円
  - vii 平成19年中に居住の用に供した場合 …2,500万円
  - viii 平成18年中に居住の用に供した場合 …3,000万円
  - ix 平成17年中に居住の用に供した場合 …4,000万円
  - x 平成12年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合 …5,000万円
  - xi 平成26年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき
    - ・ 住宅の取得等が特定取得に該当するとき…5,000万円
    - ・ 住宅の取得等が特定取得に該当しないとき…3,000万円
  - xii 平成25年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき …3,000万円
  - xiii 平成24年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき …4,000万円
  - xiv 平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定低炭素住宅に該当するとき …4,000万円
  - xv 平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき …5,000万円
  - xvi 平成26年4月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき…5,000万円
  - xvii 平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき …3,000万円
  - xviii 平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき …4,000万円
  - xix 特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合 …1,000万円

6 「7 特定の増改築等に係る事項」欄

- (1) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑨高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」(平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「高齢者等居住改修工事等の費用の額」)の金額を書きます。
- (2) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑩交付を受ける補助金等の合計額」欄には、交付を受ける補助金等の額(平成23年6月29日以前に増改築等に係る契約を締結した場合に交付等を受ける地方公共団体からの補助金等、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額を含みます。)の合計額を書きます。
- (3) 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑬断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「断熱改修工事等に要した費用の額」(平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「断熱改修工事等の費用の額」)の金額を書きます。  
 なお、平成22年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合で、平成25年3月31日以前に増改築等工事証明書の交付を受けたときは、「施行令第26条の28の5第9項に規定する改修工事等に要した費用の額」(平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「第26条の28の5第9項に規定する改修工事の費用の額」)の金額を書きます。(注)
- (4) 「⑭特定断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「特定断熱改修工事等に要した費用の額」(平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「特定断熱改修工事等の費用の額」)の金額を書きます。(注)
- (注) 平成23年6月30日以後に断熱改修工事又は特定断熱改修工事を含む増改築等に係る契約を締結した場合で補助金等の交付を受けるときは(付表1)の⑨又は⑩欄の金額を記載します。

7 三面への転記

一面の⑨の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。  
 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除又は断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した方は、一面の⑨の金額及び二面の⑬の金額を三面の「4 高齢者居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」又は「5 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」の算式の該当する欄に転記します。

8 「8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額」欄

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、二面の⑩欄に転記します。  
 また、①震災特例法の適用期間の特例を受ける場合、②重複適用(二以上の住宅の取得等(二以上の住宅の取得等をし、かつ、これらの住宅の取得等をした居住用家屋等を居住の用に供した日が同一の年に属するものがある場合には、その居住の用に供した日が同一の年に属する住宅の取得等を一の住宅の取得等とします。ただし、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等と他の住宅借入金等の取得等があるときや、特定取得に該当する住宅の取得等と特定取得に該当しない住宅の取得等があるときなどは、その区分をした住宅の取得等ごとにそれぞれ一の住宅の取得等とします。)に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。)を受ける場合、③震災特例法の重複適用の特例を受ける場合については、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【書き方・3ページ】

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【書き方・3ページ】

9 申告書への転記等

- (1) 重複適用及び震災特例法の重複適用の特例を受けない方
  - ⑨(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。
  - また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等を書きます。
- (2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方
  - 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方の申告書への転記等については、税務署にお尋ねください。

9 申告書への転記等

- (1) 重複適用及び震災特例法の重複適用の特例を受けない方
  - ⑨(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。
  - また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等を書きます。
- (2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方
  - 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方の申告書への転記等については、税務署におたずねください。

○ 再び居住の用に供した方が、この控除を受ける場合には、この明細書のほか、以下の区分に応じそれぞれの書類を提出します。

○ 再び居住の用に供した方が、この控除を受ける場合には、この明細書のほか、以下の区分に応じそれぞれの書類を提出します。

【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合	【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合	
	当初その家屋を居住の用に供した日	
	平成21年1月1日から平成24年12月31日まで	平成25年1月1日以後
① 住民票の写し ② 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類 ② 当初居住した年において居住の用に供していたことを証する書類(当初その家屋を居住の用に供した日が記載されている住民票の写しなど) ③ 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類	① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類 ② 転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由が生ずる前に居住の用に供していたことを証する書類(当該事由が生ずる前にその家屋を居住の用に供した日が記載されている住民票の写しなど) ③ 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類

【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合	【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合	
	当初その家屋を居住の用に供した日	
	平成21年1月1日から平成24年12月31日まで	平成25年1月1日以後
① 住民票の写し ② 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類 ② 当初居住した年において居住の用に供していたことを証する書類(当初その家屋を居住の用に供した日が記載されている住民票の写しなど) ③ 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類	① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類 ② 転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由が生ずる前に居住の用に供していたことを証する書類(当該事由が生ずる前にその家屋を居住の用に供した日が記載されている住民票の写しなど) ③ 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類

- 再び居住の用に供した場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「再び居住の用に供した場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の手続をされる方へ」を参照してください。
- 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

- 再び居住の用に供した場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「再び居住の用に供した場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の手続をされる方へ」を参照してください。
- 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署におたずねください。



個⑥025 政党等寄付金特別控除額の計算明細書【表面】

個⑥025 政党等寄付金特別控除額の計算明細書【表面】

政党等寄付金特別控除額の計算明細書

政党等寄付金特別控除額の計算明細書

(平成27年分)

氏名

(平成26年分)

氏名

この明細書は、平成27年中に支出した政党又は政治資金団体に対する寄附金で一定のもの（以下「政党等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、政党等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「政党等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 政党等寄附金特別控除額の計算」欄で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用も受ける場合は、まず、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」により公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次に、「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」により認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をしてから、この計算明細書で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

この明細書は、平成26年中に支出した政党又は政治資金団体に対する寄附金で一定のもの（以下「政党等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、政党等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「政党等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 政党等寄附金特別控除額の計算」欄で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用も受ける場合は、まず、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」により公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次に、「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」により認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をしてから、この計算明細書で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

1 寄附金の区分等

Table with 5 columns: 寄附金の区分等, 政党等寄附金の額, ①以外の寄附金の額, ① + ②, 所得金額の合計額. Includes calculation ④ × 40%.

政党等寄附金の額の合計額を書いてください。(政党等寄附金の内訳)

Table with 4 columns: 寄附先の名称, 寄附年月日, 金, 額. Includes calculation ① + ②.

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の①の金額又は「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の①の金額を加算してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。(注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額・ほか申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の③の金額を転記してください。

2 政党等寄附金特別控除額の計算

Table with 5 columns: ⑤ - ②, ①と⑥のいずれか少ない方の金額, 2千円 - ②, (⑦ - ⑧) × 30%, 平成27年分の所得税の額, ⑩ × 25%, 政党等寄附金特別控除額 (⑨と⑩のいずれか少ない方の金額).

申告書A第一表は②の金額、申告書B第一表は②の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(申告書Aは②-②欄、申告書Bは③-③欄)に転記してください。ほかにも、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の②の金額又は「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の③の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18」と書いてください。

1 寄附金の区分等

Table with 5 columns: 寄附金の区分等, 政党等寄附金の額, ①以外の寄附金の額, ① + ②, 所得金額の合計額. Includes calculation ④ × 40%.

政党等寄附金の額の合計額を書いてください。(政党等寄附金の内訳)

Table with 4 columns: 寄附先の名称, 寄附年月日, 金, 額. Includes calculation ① + ②.

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の①の金額又は「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の①の金額を加算してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。(注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額・ほか申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の③の金額を転記してください。

2 政党等寄附金特別控除額の計算

Table with 5 columns: ⑤ - ②, ①と⑥のいずれか少ない方の金額, 2千円 - ②, (⑦ - ⑧) × 30%, 平成26年分の所得税の額, ⑩ × 25%, 政党等寄附金特別控除額 (⑨と⑩のいずれか少ない方の金額).

申告書A第一表は②の金額、申告書B第一表は②の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(申告書Aは②-②欄、申告書Bは③-③欄)に転記してください。ほかにも、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の②の金額又は「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の③の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署におたずねください。

○この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18」と書いてください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。



改正後	改正前
<p><b>個⑥025 政党等寄付金特別控除額の計算明細書【裏面】</b></p> <p style="text-align: center;"><b>政党等寄附金特別控除を受けられる方へ</b></p> <p>個人が平成27年中に支出した次の1に掲げる政治団体に対する政治活動に関する寄附（政治資金規正法に違反することになるもの及びその寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）に係る支出金で、政治資金規正法に基づいてその政治団体の収支報告書により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に報告されたもの（以下「政党等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した政党等寄附金特別控除額を平成27年分の所得税額から控除することができます。</p> <p>なお、この政党等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか政党等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成27年中に支出した政党等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については政党等寄附金特別控除の適用を受けるということではできません。</p> <p><b>1 対象となる政治団体</b></p> <p>① 政党（本部、支部とも含みます。）</p> <p>② 政治資金団体</p> <p><b>2 政党等寄附金特別控除額の計算</b></p> <p>政党等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額(100円未満の端数切捨て)</p> <p>① (平成27年中に支出した政党等寄附金の額の合計額 - 2千円) × 30%</p> <p>② 平成27年分の所得税の額の25%に相当する金額</p> <p>③1 上記①の算式中の「平成27年中に支出した政党等寄附金の額の合計額」については、平成27年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。</p> <p>ただし、寄附金控除の対象となる政党等寄附金以外の寄附金（以下「政党等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、平成27年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、平成27年中に支出した政党等寄附金の額の合計額を加算した金額が、平成27年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、平成27年分の所得金額の合計額の40%相当額からその政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。</p> <p>また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。</p> <p>2 上記①の算式中の「2千円」については、平成27年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合には「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその政党等寄附金以外の寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。</p> <p>3 具体的な控除額の計算は、裏面の『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。</p> <p><b>3 政党等寄附金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類</b></p> <p>政党等寄附金特別控除を受ける方は、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額又は『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑬の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。</p> <p>また、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』及び政党又は政治資金団体を經由して交付された総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。</p> <p>※ 確定申告書を提出するときまでに「寄附金（税額）控除のための書類」が間に合わない場合は、この書類に代えて、寄附金の受領証の写しを添付して確定申告し、後日、この書類が交付され次第、速やかに税務署に提出します。</p> <p>政党等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。</p>	<p><b>個⑥025 政党等寄付金特別控除額の計算明細書【裏面】</b></p> <p style="text-align: center;"><b>政党等寄附金特別控除を受けられる方へ</b></p> <p>個人が平成26年中に支出した次の1に掲げる政治団体に対する政治活動に関する寄附（政治資金規正法に違反することになるもの及びその寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）に係る支出金で、政治資金規正法に基づいてその政治団体の収支報告書により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に報告されたもの（以下「政党等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した政党等寄附金特別控除額を平成26年分の所得税額から控除することができます。</p> <p>なお、この政党等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか政党等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成26年中に支出した政党等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については政党等寄附金特別控除の適用を受けるということではできません。</p> <p><b>1 対象となる政治団体</b></p> <p>① 政党（本部、支部とも含みます。）</p> <p>② 政治資金団体</p> <p><b>2 政党等寄附金特別控除額の計算</b></p> <p>政党等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額(100円未満の端数切捨て)</p> <p>① (平成26年中に支出した政党等寄附金の額の合計額 - 2千円) × 30%</p> <p>② 平成26年分の所得税の額の25%に相当する金額</p> <p>③1 上記①の算式中の「平成26年中に支出した政党等寄附金の額の合計額」については、平成26年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。</p> <p>ただし、寄附金控除の対象となる政党等寄附金以外の寄附金（以下「政党等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、平成26年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、平成26年中に支出した政党等寄附金の額の合計額を加算した金額が、平成26年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、平成26年分の所得金額の合計額の40%相当額からその政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。</p> <p>また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。</p> <p>2 上記①の算式中の「2千円」については、平成26年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合には「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその政党等寄附金以外の寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。</p> <p>3 具体的な控除額の計算は、裏面の「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」により行ってください。</p> <p><b>3 政党等寄附金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類</b></p> <p>政党等寄附金特別控除を受ける方は、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑫の金額又は「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑬の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。</p> <p>また、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」及び政党又は政治資金団体を經由して交付された総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。</p> <p>※ 確定申告書を提出するときまでに「寄附金（税額）控除のための書類」が間に合わない場合は、この書類に代えて、寄附金の受領証の写しを添付して確定申告し、後日、この書類が交付され次第、速やかに税務署に提出します。</p> <p>政党等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署におたずねください。</p>

個①025-1 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

個①025-1 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書

認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成27年分)

氏名

(平成26年分)

氏名

この明細書は、平成27年中に認定特定非営利活動法人等(認定NPO法人等)に対して支出したその認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。)があり、その寄附金について認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します(詳しくは、裏面の「認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。)

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算」欄で認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をします。

また、この控除のほかに公益社団法人等寄附金特別控除の適用も受ける方は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次にこの計算明細書で認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算します。なお、政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』で政党等寄附金特別控除額を計算します。

この明細書は、平成26年中に認定特定非営利活動法人等(認定NPO法人等)に対して支出したその認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。)があり、その寄附金について認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します(詳しくは、裏面の「認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。)

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算」欄で認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をします。

また、この控除のほかに公益社団法人等寄附金特別控除の適用も受ける方は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次にこの計算明細書で認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算します。なお、政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』で政党等寄附金特別控除額を計算します。

1 寄附金の区分等

Table with 5 columns: 寄附金の区分等, 認定NPO法人等寄附金の額, ①, ①以外の寄附金の額, ②, ①+②, ③, 所得金額の合計額, ④, ④×40%, ⑤

認定NPO法人等寄附金の額の合計額を書いてください。(認定NPO法人等寄附金の内訳)

Table with 4 columns: 寄附先の名称, 寄附年月日, 金額, 円

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額を加算してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の③の金額を転記してください。

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

Table with 3 columns: ⑤-②, ⑥(赤字のときは0), 円, ①と⑥のいずれか少ない方の金額, ⑦, 2千円-②, ⑧(赤字のときは0), (⑦-⑧)×40%, ⑨(100円未満の端数切捨て), 平成27年分の所得税の額, ⑩, ⑩×25%, ⑪(100円未満の端数切捨て), ⑩-公益社団法人等寄附金特別控除額, ⑫(赤字のときは0), 認定NPO法人等寄附金特別控除額(⑨と⑫のいずれか少ない方の金額), ⑬

申告書A第一表は⑩の金額、申告書B第一表は⑩の金額を転記してください。

「公益社団法人等寄附金特別控除額」とは、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額をいいます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(申告書Aは⑩-⑫欄、申告書Bは⑩-⑬欄)に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除、又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の③の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の2」と書いてください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出していただく。

1 寄附金の区分等

Table with 5 columns: 寄附金の区分等, 認定NPO法人等寄附金の額, ①, ①以外の寄附金の額, ②, ①+②, ③, 所得金額の合計額, ④, ④×40%, ⑤

認定NPO法人等寄附金の額の合計額を書いてください。(認定NPO法人等寄附金の内訳)

Table with 4 columns: 寄附先の名称, 寄附年月日, 金額, 円

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額を加算してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の③の金額を転記してください。

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

Table with 3 columns: ⑤-②, ⑥(赤字のときは0), 円, ①と⑥のいずれか少ない方の金額, ⑦, 2千円-②, ⑧(赤字のときは0), (⑦-⑧)×40%, ⑨(100円未満の端数切捨て), 平成26年分の所得税の額, ⑩, ⑩×25%, ⑪(100円未満の端数切捨て), ⑩-公益社団法人等寄附金特別控除額, ⑫(赤字のときは0), 認定NPO法人等寄附金特別控除額(⑨と⑫のいずれか少ない方の金額), ⑬

申告書A第一表は⑩の金額、申告書B第一表は⑩の金額を転記してください。

「公益社団法人等寄附金特別控除額」とは、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額をいいます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(申告書Aは⑩-⑫欄、申告書Bは⑩-⑬欄)に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除、又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の③の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署におたずねください。

○この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の2」と書いてください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出していただく。



改正後

改正前

個⑥025-1 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】

個⑥025-1 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】

認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が平成27年中に支出した次の1に掲げる寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した認定NPO法人等寄附金特別控除額を平成27年分の所得税額から控除することができます。

個人が平成26年中に支出した次の1に掲げる寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した認定NPO法人等寄附金特別控除額を平成26年分の所得税額から控除することができます。

なお、この認定NPO法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成27年中に支出した認定NPO法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるということはできません。

なお、この認定NPO法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成26年中に支出した認定NPO法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるということはできません。

※ 「認定NPO法人等」とは、所轄庁（都道府県知事又は指定都市の長）の認定を受けた認定NPO法人（仮認定を受けた仮認定NPO法人を含みます。）又は国税庁長官の認定を受けた旧認定NPO法人をいいます。

※ 「認定NPO法人等」とは、所轄庁（都道府県知事又は指定都市の長）の認定を受けた認定特定非営利活動法人（以下「認定NPO法人」といいます。）（若しくは仮認定を受けた仮認定特定非営利活動法人（以下「仮認定NPO法人」といいます。））又は国税庁長官の認定を受けた旧認定特定非営利活動法人（以下「旧認定NPO法人」といいます。）をいいます。

1 認定NPO法人等寄附金

認定NPO法人等に対して支出したその認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その認定又は仮認定の有効期間内に支出したものに限ります。）をいいます。

1 認定NPO法人等寄附金

認定NPO法人等に対して支出したその認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その認定又は仮認定の有効期間内に支出したものに限ります。）をいいます。

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

認定NPO法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

認定NPO法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

- ① 平成27年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額 - 2千円) × 40%
- ② 平成27年分の所得税の額の25%に相当する金額
- ③1 上記①の算式中の「平成27年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額」については、平成27年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。  
ただし、寄附金控除の対象となる認定NPO法人等寄附金以外の寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、平成27年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に平成27年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が平成27年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、平成27年分の所得金額の合計額の40%相当額からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。  
また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。
- 2 上記①の算式中の「2千円」については、平成27年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合には「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。
- 3 上記②の金額について、公益社団法人等寄附金特別控除の適用がある場合には、②の金額から公益社団法人等寄附金特別控除額を控除した残額とされます。なお、政党等寄附金特別控除の税額控除限度額は別枠で計算します。
- 4 具体的な控除額の計算は、裏面の『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

- ① 平成26年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額 - 2千円) × 40%
- ② 平成26年分の所得税の額の25%に相当する金額
- ③1 上記①の算式中の「平成26年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額」については、平成26年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。  
ただし、寄附金控除の対象となる認定NPO法人等寄附金以外の寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、平成26年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に平成26年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が平成26年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、平成26年分の所得金額の合計額の40%相当額からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。  
また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。
- 2 上記①の算式中の「2千円」については、平成26年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合には「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。
- 3 上記②の金額について、公益社団法人等寄附金特別控除の適用がある場合には、②の金額から公益社団法人等寄附金特別控除額を控除した残額とされます。なお、政党等寄附金特別控除の税額控除限度額は別枠で計算します。
- 4 具体的な控除額の計算は、裏面の『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

3 認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続

認定NPO法人等寄附金特別控除を受ける方は、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「指法41の18の2」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

3 認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類

認定NPO法人等寄附金特別控除を受ける方は、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「指法41の18の2」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

4 認定NPO法人等寄附金特別控除を受けるために必要な書類

- 次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。
- ① この『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』
- ② 寄附金を受領した認定NPO法人等から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの
  - (1) その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日
  - (2) その寄附金の額
  - (3) その寄附金がその認定NPO法人等の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨
  - (4) その寄附金を受領したその認定NPO法人等の名称

また、この①『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』、②認定NPO法人等寄附金を受領した認定NPO法人等の、寄附金を受領した旨、その寄附金がその認定NPO法人等の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、寄附金の額及び受領した年月日を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限ります。）を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

認定NPO法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

認定NPO法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署におたずねください。

改正後

改正前

個⑥025-2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】  
公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

個⑥025-2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】  
公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成 27 年分)

氏 名 \_\_\_\_\_

(平成 26 年分)

氏 名 \_\_\_\_\_

この明細書は、平成 27 年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により計算を行います。

この明細書は、平成 26 年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により計算を行います。

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	公益社団法人等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	円
	① + ②	③	
所得金額の合計額	④		
	④ × 40%	⑤	

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。  
(公益社団法人等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金 額
	平 . .	円
	平 . .	
	平 . .	

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。  
申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。  
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。  
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額  
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)  
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の③の金額を転記してください。

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥ (赤字のときは0)	円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ②	⑧ (赤字のときは0)	
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨ (100円未満の端数切捨て)	
平成 27 年分の所得税の額	⑩	
⑩ × 25%	⑪ (100円未満の端数切捨て)	
公益社団法人等寄附金特別控除額 (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額)	⑫	

申告書A第一表は②の金額、申告書B第一表は②の金額を転記してください。  
申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(申告書Aは⑤~⑦欄、申告書Bは⑧~⑩欄)に転記してください。  
ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑬の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑭の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書いてください。

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	公益社団法人等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	円
	① + ②	③	
所得金額の合計額	④		
	④ × 40%	⑤	

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。  
(公益社団法人等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金 額
	平 . .	円
	平 . .	
	平 . .	

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。  
申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。  
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。  
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額  
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)  
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の③の金額を転記してください。

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥ (赤字のときは0)	円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ②	⑧ (赤字のときは0)	
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨ (100円未満の端数切捨て)	
平成 26 年分の所得税の額	⑩	
⑩ × 25%	⑪ (100円未満の端数切捨て)	
公益社団法人等寄附金特別控除額 (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額)	⑫	

申告書A第一表は②の金額、申告書B第一表は②の金額を転記してください。  
申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(申告書Aは⑤~⑦欄、申告書Bは⑧~⑩欄)に転記してください。  
ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑬の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑭の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書いてください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。



改正後	改正前
<p>個⑥025-2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ</p> <p>個人が平成27年中に支出した次の1の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した公益社団法人等寄附金特別控除額を平成27年分の所得税額から控除することができます。</p> <p>なお、この公益社団法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成27年中に支出した公益社団法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるということではできません。</p> <p><b>1 公益社団法人等寄附金</b></p> <p>①から④の法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることについて、一定の要件を満たすもの（以下「公益社団法人等」といいます。）に対して支出した寄附金をいいます。</p> <p>① 公益社団法人及び公益財団法人</p> <p>② 私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項の規定により設立された法人</p> <p>③ 社会福祉法人</p> <p>④ 更生保護法人</p> <p><b>2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算</b></p> <p>公益社団法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）</p> <p>① （平成27年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額 - 2千円）× 40%</p> <p>② 平成27年分の所得税の額の25%に相当する金額</p> <p>①1 上記①の算式中の「平成27年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額」については、平成27年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。</p> <p>ただし、寄附金控除の対象となる公益社団法人等寄附金以外の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、平成27年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、平成27年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が、平成27年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、平成27年分の所得金額の合計額の40%相当額からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。</p> <p>2 上記①の算式中の「2千円」については、平成27年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額を控除した残額とされます。</p> <p>3 具体的な控除額の計算は、裏面の『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。</p> <p><b>3 公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続</b></p> <p>公益社団法人等寄附金特別控除を受ける方は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書きます。ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の③の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。</p> <p><b>4 公益社団法人等寄附金特別控除を受けるために必要な書類</b></p> <p>次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。</p> <p>① この『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』</p> <p>② 寄附金を受領した公益社団法人等から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの</p> <p>(1) その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日</p> <p>(2) その寄附金の額</p> <p>(3) その寄附金その法人の主たる目的である業務に関連する寄附である旨</p> <p>③ 寄附金を受領した公益社団法人等から交付されたその法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（その寄附金を支出する日以前5年以内に発行されたものに限りです。）の写し</p> <p>公益社団法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。</p>	<p>個⑥025-2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ</p> <p>個人が平成26年中に支出した次の1の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した公益社団法人等寄附金特別控除額を平成26年分の所得税額から控除することができます。</p> <p>なお、この公益社団法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成26年中に支出した公益社団法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるということではできません。</p> <p><b>1 公益社団法人等寄附金</b></p> <p>①から④の法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることについて、その法人に係る行政庁等が一定の要件を満たすことを証するもの（以下「公益社団法人等」といいます。）に対して支出した寄附金をいいます。</p> <p>① 公益社団法人及び公益財団法人</p> <p>② 私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項の規定により設立された法人</p> <p>③ 社会福祉法人</p> <p>④ 更生保護法人</p> <p><b>2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算</b></p> <p>公益社団法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）</p> <p>① （平成26年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額 - 2千円）× 40%</p> <p>② 平成26年分の所得税の額の25%に相当する金額</p> <p>①1 上記①の算式中の「平成26年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額」については、平成26年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。</p> <p>ただし、寄附金控除の対象となる公益社団法人等寄附金以外の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、平成26年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、平成26年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が、平成26年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、平成26年分の所得金額の合計額の40%相当額からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。</p> <p>2 上記①の算式中の「2千円」については、平成26年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額を控除した残額とされます。</p> <p>3 具体的な控除額の計算は、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」により行ってください。</p> <p><b>3 公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類</b></p> <p>公益社団法人等寄附金特別控除を受ける方は、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書きます。ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の③の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。</p> <p>また、①「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」、②公益社団法人等寄附金を受領した公益社団法人等の、寄附金を受領した旨、その寄附金その法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、寄附金の額及び受領した年月日を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限りです。）並びに③その行政庁等のその法人が上記1の要件を満たすことを証する書類の写しを確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。</p> <p>公益社団法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署におたずねください。</p>

個⑥026 住宅耐震改修特別控除の計算明細書（平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をした方用）

個⑥026 住宅耐震改修特別控除の計算明細書（平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をした方用）

住宅耐震改修特別控除額の計算明細書  
（平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をした方用）

住宅耐震改修特別控除額の計算明細書  
（平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をした方用）

（平成 年分）

（平成 年分）

氏名

氏名

提出用

提出用

この明細書は、平成23年6月30日以後に耐震改修に係る契約を締結し、平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合に、住宅耐震改修特別控除額を計算するために使用します。  
詳しくは、下の「住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ」を読んでください。  
なお、平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合には『住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をした方用）』を使用してください。  
また、平成23年6月29日以前に耐震改修に係る契約を締結してこの控除を受ける場合は税務署にお尋ねください。

この明細書は、平成23年6月30日以後に耐震改修に係る契約を締結し、平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合に、住宅耐震改修特別控除額を計算するために使用します。  
詳しくは、下の「住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ」を読んでください。  
なお、平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合には『住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をした方用）』を使用してください。  
また、平成23年6月29日以前に耐震改修に係る契約を締結してこの控除を受ける場合は税務署におたずねください。

○ 住宅耐震改修特別控除額の計算

○ 住宅耐震改修特別控除額の計算

Table with 6 rows and 2 columns. Row 1: 住宅耐震改修に要した費用の額 (1) [円]. Row 2: ①に関し交付を受ける補助金等の合計額 (2). Row 3: (1)-(2) (3). Row 4: 住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額 (4). Row 5: ③と④のいずれか少ない方の金額 (5). Row 6: 住宅耐震改修特別控除額 (5 x 10%) (6) ※最高20万円.

「住宅耐震改修証明書」の「(2)(イ)住宅耐震改修に要した費用の額」欄の金額を転記してください。  
「住宅耐震改修証明書」の「(二)当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。  
申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅耐震改修特別控除」の文字を○で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。  
なお、平成26年分については、平成26年4月1日から同年12月31日までの間にも住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合には、この欄の金額と『住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をした方用）』の⑤欄の金額との合計額を書きます。  
また、住宅特定改修特別税額控除又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

Table with 6 rows and 2 columns. Row 1: 住宅耐震改修に要した費用の額 (1) [円]. Row 2: ①に関し交付を受ける補助金等の合計額 (2). Row 3: (1)-(2) (3). Row 4: 住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額 (4). Row 5: ③と④のいずれか少ない方の金額 (5). Row 6: 住宅耐震改修特別控除額 (5 x 10%) (6) ※最高20万円.

「住宅耐震改修証明書」の「(2)(イ)住宅耐震改修に要した費用の額」欄の金額を転記してください。  
「住宅耐震改修証明書」の「(二)当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。  
申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅耐震改修特別控除」の文字を○で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。  
なお、平成26年分については、平成26年4月1日から同年12月31日までの間にも住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合には、この欄の金額と『住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をした方用）』の⑤欄の金額との合計額を書きます。  
また、住宅特定改修特別税額控除又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ

住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ

1 住宅耐震改修特別控除の概要

居住者が、平成18年4月1日から平成31年6月30日までの間に、その者の居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築されたものに限ります。）の住宅耐震改修をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、一定の算式により計算した住宅耐震改修特別控除額を控除することができます。

1 住宅耐震改修特別控除の概要

居住者が、平成18年4月1日から平成29年12月31日までの間に、その者の居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築されたものに限ります。）の住宅耐震改修をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、一定の算式により計算した住宅耐震改修特別控除額を控除することができます。

2 住宅耐震改修特別控除額

次の算式により計算します。

次④と⑤のいずれか少ない方の金額 (注) 住宅耐震改修に要した費用の額 (注) 住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額 × 10% = 住宅耐震改修特別控除額 (100円未満の端数切捨て) (最高20万円)

2 住宅耐震改修特別控除額

次の算式により計算します。

次④と⑤のいずれか少ない方の金額 (注) 住宅耐震改修に要した費用の額 (注) 住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額 × 10% = 住宅耐震改修特別控除額 (100円未満の端数切捨て) (最高20万円)

3 住宅耐震改修特別控除を受けるための手続と必要な書類

住宅耐震改修特別控除を受ける方は、上の「○ 住宅耐震改修特別控除額の計算」欄で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除に控除額を転記するとともに、次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

3 住宅耐震改修特別控除を受けるための手続と必要な書類

住宅耐震改修特別控除を受ける方は、上の「○ 住宅耐震改修特別控除額の計算」欄で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除に控除額を転記するとともに、次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

- ① この『住宅耐震改修特別控除額の計算明細書』
② 地方公共団体の長、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の発行する「住宅耐震改修証明書」
③ 住宅耐震改修に係る請負契約書の写し
④ 補助金等の額を証する書類
⑤ 住宅耐震改修をした家屋の登記事項証明書（原本）
⑥ 住民票の写し

- ① この「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」
② 地方公共団体の長、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の発行する「住宅耐震改修証明書」
③ 住宅耐震改修に係る請負契約書の写し
④ 補助金等の額を証する書類
⑤ 住宅耐震改修をした家屋の登記事項証明書（原本）
⑥ 住民票の写し

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

個⑥026-1 住宅耐震改修特別控除の計算明細書（平成 26 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修をした方用）【表面】

個⑥026-1 住宅耐震改修特別控除の計算明細書（平成 26 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修をした方用）【表面】

住宅耐震改修特別控除額の計算明細書

(平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をした方用)

(平成 年分)

氏 名

提出用

この明細書は、平成 26 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合に、住宅耐震改修特別控除額を計算するために使用します。  
詳しくは、控用の裏面の「住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ」を読んでください。  
なお、平成 26 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合には「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成 26 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をした方用）」を使用してください。

○ 住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額	①	円	← 「住宅耐震改修証明書」の「(2)(4) 当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
① に関し交付を受ける補助金等の合計額	②		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます（平成 23 年 6 月 30 日以後に耐震改修に係る契約を締結した場合に限りです。）。
( ① - ② )	③		← 「住宅耐震改修証明書」の「(2)(c) 当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額」欄の金額を転記してください。 なお、平成 26 年分については、平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間にも住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合、耐震改修工事限度額は異なります。詳しくは、控用の裏面の「住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ」を読んでください。
住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額	④		← 「住宅耐震改修証明書」の「(2)(c) 当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額」欄の金額を転記してください。 なお、平成 26 年分については、平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間にも住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合、耐震改修工事限度額は異なります。詳しくは、控用の裏面の「住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ」を読んでください。
③ と ④ のいずれか少ない方の金額	⑤		← ④の金額が 2 以上ある場合には、④の金額のうち最も高い耐震改修工事限度額が限度となります。
住宅耐震改修特別控除額 ( ⑤ × 10% )	⑥	(100 円未満の端数切捨て)	← 申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅耐震改修特別控除」の文字を○で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。 なお、平成 26 年分については、平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間にも住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合には、この欄の金額と「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成 26 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をした方用）」の⑥欄の金額との合計額を書きます。 また、住宅特定改修特別税額控除額又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

○ この明細書は、申告書第一表に提出してください。



改正後

改正前

個⑥026-1 住宅耐震改修特別控除の計算明細書（平成 26 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修をした方用）【裏面】

個⑥026-1 住宅耐震改修特別控除の計算明細書（平成 26 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修をした方用）【裏面】

住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ

住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ

1 住宅耐震改修特別控除の概要

居住者が、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの間に、その者の居住の用に供する家屋（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものに限り、その者のその年分の所得税の額から、一定の算式により計算した住宅耐震改修特別控除額を控除することができます。

（注）この住宅耐震改修について、要耐震改修住宅に係る住宅借入金等特別控除を適用する場合には、この住宅耐震改修特別控除は適用できません。なお、要耐震改修住宅に係る住宅借入金等特別控除については、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」をご覧ください。

1 住宅耐震改修特別控除の概要

居住者が、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間に、その者の居住の用に供する家屋（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものに限り、その者のその年分の所得税の額から、一定の算式により計算した住宅耐震改修特別控除額を控除することができます。

（注）この住宅耐震改修について、要耐震改修住宅に係る住宅借入金等特別控除を適用する場合には、この住宅耐震改修特別控除は適用できません。なお、要耐震改修住宅に係る住宅借入金等特別控除については、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」をご覧ください。

2 住宅耐震改修特別控除額

次の算式により計算します。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額（注1）} \\ \text{（最高 250 万円（注2））} \\ \text{（最高 200 万円（注3））} \end{array} \right] \times 10\% = \text{住宅耐震改修特別控除額} \left[ \begin{array}{l} \text{100 円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

（注1）平成 23 年 6 月 30 日以後に耐震改修に係る契約を締結し、補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。）の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額となります。

（注2）住宅耐震改修工事に要した費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。）のうちに、新消費税額等（8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等をいいます。）が含まれている場合の耐震改修工事限度額です。

（注3）上記（注2）の場合以外の場合の耐震改修工事限度額です。

（注4）平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に住宅耐震改修をし、かつ、同年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に別の住宅耐震改修をした場合において、同年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間の住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額は、上記（注2）又は（注3）の耐震改修工事限度額から同年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間の住宅耐震改修に係る住宅耐震改修特別控除額に 10 を乗じて計算した金額を控除した残額となります。

2 住宅耐震改修特別控除額

次の算式により計算します。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額（注1）} \\ \text{（最高 250 万円（注2））} \\ \text{（最高 200 万円（注3））} \end{array} \right] \times 10\% = \text{住宅耐震改修特別控除額} \left[ \begin{array}{l} \text{100 円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

（注1）平成 23 年 6 月 30 日以後に耐震改修に係る契約を締結し、補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。）の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額となります。

（注2）住宅耐震改修工事に要した費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。）のうちに、新消費税額等（8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等をいいます。）が含まれている場合の耐震改修工事限度額です。

（注3）上記（注2）の場合以外の場合の耐震改修工事限度額です。

（注4）平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に住宅耐震改修をし、かつ、同年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に別の住宅耐震改修をした場合において、同年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間の住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額は、上記（注2）又は（注3）の耐震改修工事限度額から同年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間の住宅耐震改修に係る住宅耐震改修特別控除額に 10 を乗じて計算した金額を控除した残額となります。

3 住宅耐震改修特別控除を受けるための手続と必要な書類

住宅耐震改修特別控除を受ける方は、「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成 26 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修をした方用）」の「○ 住宅耐震改修特別控除額の計算」欄で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除に控除額を転記等するとともに、次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

- ① この「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」
- ② 地方公共団体の長、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の発行する「住宅耐震改修証明書」  
「住宅耐震改修証明書」の内容に関する詳しいことは、国土交通省ホームページ（www.milt.go.jp）をご覧ください。
- ③ 住宅耐震改修をした家屋の登記事項証明書（原本）
- ④ 住民票の写し

3 住宅耐震改修特別控除を受けるための手続と必要な書類

住宅耐震改修特別控除を受ける方は、「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成 26 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修をした方用）」の「○ 住宅耐震改修特別控除額の計算」欄で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除に控除額を転記等するとともに、次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

- ① この「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」
- ② 地方公共団体の長、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の発行する「住宅耐震改修証明書」  
「住宅耐震改修証明書」の内容に関する詳しいことは、国土交通省ホームページ（www.milt.go.jp）をご覧ください。
- ③ 住宅耐震改修をした家屋の登記事項証明書（原本）
- ④ 住民票の写し



個⑥027 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書【表面】

個⑥027 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書【表面】

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書

この明細書は、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額について寄附金控除を受ける場合（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例により復興指定会社及び復興株式がそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなされる場合を含みます。以下同じです。）、寄附金控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ」を読んでください。）、

(平成 年分)

氏名

1 寄附金控除額の計算

寄附金の区分等	適用対象額 (最高1千万円)	①	円	「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の③の適用対象額を転記してください。 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、まず、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄により適用対象額の合計を計算し、その金額を転記してください。
	①以外の寄附金の額	②		
	① + ②	③		申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の額から①の金額を除いたものを記入してください。
除額の計算	所得金額の合計額	④		(注) 申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の額と同額になります。
	④ × 40%	⑤		
	③と⑤のいずれか少ない方の金額	⑥		申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。 (注) 次の場合には、それぞれ別の金額を加算してください。 ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額(特別控除前の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑬の金額を転記してください。
取得費の調整対象額の計算	寄附金控除額 (⑥ - 2千円)	⑦	(赤字のときは0)	申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」欄の寄附金控除に転記してください。
	⑤ - ②	⑧	(赤字のときは0)	
	①と⑧のいずれか少ない方の金額	⑨		
	取得費の調整対象額 (⑨ - 2千円)	⑩	(赤字のときは0)	控除対象特定新規株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄により、銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細

		④	⑤	⑥	合計 (④+⑤+⑥)
控除対象特定新規株式の銘柄					
適用対象額(注1)		⑪ 円	円	円	円
取得費の調整対象額の計算	各控除対象特定新規株式の適用対象額の合計に占める割合	⑫ (⑪の④/合計の④) %	⑬ (⑪の⑤/合計の⑤) %	⑭ (⑪の⑥/合計の⑥) %	100.00 %
	⑨ × ⑫	⑮ (⑨×⑫の④) 円	⑯ (⑨×⑫の⑤) 円	⑰ (⑨×⑫の⑥) 円	⑱ 円
	2千円控除の内訳(注2)	⑲			2,000
	取得費の調整対象額 (⑱ - ⑲)	⑳ (赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	—

(注1) ⑪欄には、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の③の適用対象額を、控除対象特定新規株式の銘柄ごとに転記してください。  
(注2) ⑲欄は、⑱から⑲の合計額が2,000円となるように記入してください。

税務署整理欄  
資産課税部門

改正後

個⑥027 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書【裏面】

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ

一定の個人が、次の1の①から④に掲げる特定新規中小会社の区分に応じそれぞれに掲げる株式（「特定新規株式」といいます。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により特定新規中小会社により発行される特定新規株式とみなされる⑤に掲げる復興指定会社により発行される株式（以下「復興株式」といいます。）を払込み（その発行に際してするものに限ります。以下同じです。）により取得をした場合において、その年中にその払込みにより取得をした特定新規株式（その年12月31日において有するとされるものに限ります。以下「控除対象特定新規株式」といいます。）の取得に要した金額（1,000万円を限度とします。）については、寄附金控除を受けることができます。

なお、この特例の適用を受けた控除対象特定新規株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）は適用されません。

1 特定新規中小会社と特定新規株式

特定新規中小会社とは、次の①から④の株式会社をいい、特定新規株式とは①から④の区分に応じそれぞれ次の株式をいいます。

- また、⑤の復興指定会社及び復興株式についてはそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなします。
- ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第7条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が1年未満のもの等、一定の株式会社に限り。）・・・その株式会社に発行される株式
- ② 総合特別区域法第55条第1項に規定する指定会社で平成28年3月31日までに同項の規定による指定を受けたもの・・・その株式会社に発行される株式で、その指定の日から3年を経過する日までに発行される株式
- ③ 内国法人のうち、沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定会社で平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に同項の規定による指定を受けたもの・・・その指定会社により発行される株式
- ④ 国家戦略特別区域法第27条の4に規定する株式会社・・・その株式会社に発行される株式
- ⑤ 東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定会社（復興特別区域において地域の課題の解決のため一定の事業を行う等の一定の株式会社に限り。以下「復興指定会社」といいます。）で平成28年3月31日までに指定を受けたもの・・・その復興指定会社により発行される株式で、その指定の日から5年を経過する日までに発行される株式

（注） 対象となる特定新規中小会社には経済産業大臣、認定地方公共団体の長、沖縄県知事又は国家戦略特別区域担当大臣による確認書が発行されています。

2 寄附金控除額の計算

控除額の計算に当たっては、まず、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）により、適用対象額を計算します。なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、銘柄ごとに「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」を作成し、各適用対象額を裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」（以下「計算明細書」といいます。）の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄に記入してください。

具体的な控除額の計算は、計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄により行ってください。

3 取得価額等の調整対象額の計算

控除対象特定新規株式の取得に要した金額のうち、寄附金控除を受けた金額は、その株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄の⑧から⑩で取得費の調整対象額を計算してください。

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄の⑫から⑭で銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。詳しくは、「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）を参照してください。

4 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けるための手続と必要な書類

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受ける方は、①計算明細書と②特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書及び次に掲げる書類を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

- ③ 1の①から⑤の株式会社が特定新規中小会社に該当するものであること等の一定の事実の確認書  
（注） 1の①については経済産業大臣が、②及び③については認定地方公共団体の長が、③については沖縄県知事が、④については国家戦略特別区域担当大臣がそれぞれの会社に発行します。
- ④ 特定新規中小会社が発行した個人投資家が一定の同族株主等に該当しない旨の確認書
- ⑤ 特定新規中小会社から交付を受けた株式異動状況明細書
- ⑥ 投資契約書の写し

※ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

改正前

個⑥027 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書【裏面】

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ

一定の個人が、次の1の①から③に掲げる特定新規中小会社の区分に応じそれぞれに掲げる株式（「特定新規株式」といいます。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により特定新規中小会社により発行される特定新規株式とみなされる④に掲げる復興指定会社により発行される株式（以下「復興株式」といいます。）を払込み（その発行に際してするものに限ります。以下同じです。）により取得をした場合において、その年中にその払込みにより取得をした特定新規株式（その年12月31日において有するとされるものに限ります。以下「控除対象特定新規株式」といいます。）の取得に要した金額（1,000万円を限度とします。）については、寄附金控除を受けることができます。

なお、この特例の適用を受けた控除対象特定新規株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）は適用されません。

1 特定新規中小会社と特定新規株式

特定新規中小会社とは、次の①から③の株式会社をいい、特定新規株式とは①から③の区分に応じそれぞれ次の株式をいいます。

- また、④の復興指定会社及び復興株式についてはそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなします。
- ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第7条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が1年未満のもの等、一定の株式会社に限り。）・・・その株式会社に発行される株式
- ② 総合特別区域法第55条第1項に規定する指定会社で平成28年3月31日までに同項の規定による指定を受けたもの・・・その株式会社に発行される株式で、その指定の日から3年を経過する日までに発行される株式
- ③ 内国法人のうち、沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定会社で平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に同項の規定による指定を受けたもの・・・その指定会社により発行される株式
- ④ 東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定会社（復興特別区域において地域の課題の解決のため一定の事業を行う等の一定の株式会社に限り。以下「復興指定会社」といいます。）で平成28年3月31日までに指定を受けたもの・・・その復興指定会社により発行される株式で、その指定の日から5年を経過する日までに発行される株式

（注） 対象となる特定新規中小会社には経済産業大臣、認定地方公共団体の長又は沖縄県知事による確認書が発行されています。

2 寄附金控除額の計算

控除額の計算に当たっては、まず、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）により、適用対象額を計算します。なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、銘柄ごとに「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」を作成し、各適用対象額を裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」（以下「計算明細書」といいます。）の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄に記入してください。

具体的な控除額の計算は、計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄により行ってください。

3 取得価額等の調整対象額の計算

控除対象特定新規株式の取得に要した金額のうち、寄附金控除を受けた金額は、その株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。計算明細書の「1 寄附金控除の計算」欄の⑧から⑩で取得費の調整対象額を計算してください。

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄の⑫から⑭で銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。詳しくは、「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）を参照してください。

4 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けるための手続と必要な書類

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受ける方は、①計算明細書と②特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書及び次に掲げる書類を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

- ③ 1の①から④の株式会社が特定新規中小会社に該当するものであること等の一定の事実の確認書  
（注） 1の①については経済産業大臣が、②及び④については認定地方公共団体の長が、③については沖縄県知事がそれぞれの会社に発行します。
- ④ 特定新規中小会社が発行した個人投資家が一定の同族株主等に該当しない旨の確認書
- ⑤ 特定新規中小会社から交付を受けた株式異動状況明細書
- ⑥ 投資契約書の写し

※ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除に関する詳しいことは、税務署におたずねください。

改正後

改正前

個⑥034 平成 年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書【表面】

個⑥034 平成 年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書【表面】

税務署受付印

平成 年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書 (書き方については、控用の裏面を読んでください。)

税務署長 年 月 日提出

提出用

1 住所及び氏名等
住所(又は居所) ※(〒 - )
(納税地) ※(〒 - )
フリガナ氏名
個人番号 ※
電話番号 ※

2 組合に関する事項
組合の名称
組合の主たる事務所の所在地
組合の計算期間 自:平成 年 月 日 至:平成 年 月 日

3 組合事業から生じた各種所得の内訳
Table with columns: 所得の種類, 収入金額(㉔), 必要経費(㉕), 差引(㉔-㉕). Rows include 事業 (営業等, 農業), 不動産, 山林, and a total row.

4 調整出資金額の計算
Table with columns: 前年以前に終了した計算期間の終了の時点までの合計額, 本年中に終了した計算期間の合計額, 合計等. Rows include 出資の価額の合計額, 各種所得金額の合計額, 組合からの分配額の合計額, and 調整出資金額.

5 調整出資金額超過損失額の計算
調整出資金額超過損失額 (㉖-㉗)
この「調整出資金額超過損失額」は組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入できません。...

税務署長 署名押印 電話番号
Table with columns: 税務署長, 署名押印, 電話番号. Includes checkboxes for 済 and 未済.

通信日付印の年月日 確認印 一連番号
Table with columns: 通信日付印の年月日, 確認印, 一連番号.

平成 年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書 (書き方については、控用の裏面を読んでください。)

税務署長 年 月 日提出

提出用

1 住所及び氏名等
住所(又は居所) ※
(納税地) ※
フリガナ氏名
電話番号 ※

2 組合に関する事項
組合の名称
組合の主たる事務所の所在地
組合の計算期間 自:平成 年 月 日 至:平成 年 月 日

3 組合事業から生じた各種所得の内訳
Table with columns: 所得の種類, 収入金額(㉔), 必要経費(㉕), 差引(㉔-㉕). Rows include 事業 (営業等, 農業), 不動産, 山林, and a total row.

4 調整出資金額の計算
Table with columns: 前年以前に終了した計算期間の終了の時点までの合計額, 本年中に終了した計算期間の合計額, 合計等. Rows include 出資の価額の合計額, 各種所得金額の合計額, 組合からの分配額の合計額, and 調整出資金額.

5 調整出資金額超過損失額の計算
調整出資金額超過損失額 (㉖-㉗)
この「調整出資金額超過損失額」は組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入できません。...

署名押印 電話番号

署名押印 電話番号

改正後

改正前

個⑥034 平成 年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書【裏面】

個⑥034 平成 年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書【裏面】

「平成 年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」の書き方

「平成 年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」の書き方

- この計算書は、租税特別措置法第27条の2（有限責任事業組合の事業に係る組合員の事業所得等の所得計算の特例）の規定により、有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約（以下「組合契約」といいます。）を締結している組合員である方が、申告書を提出する場合に使用するものです。  
なお、本年分の所得税について申告書を提出しない場合であっても、組合契約を締結している組合員である方は、この計算書を本年の翌年3月15日（本年分の確定申告期限）までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。  
この場合には、この計算書の「氏名」欄に押印の上、※の各欄についても書いてください。
- この計算書は、組合契約ごとに作成してください。
- 組合契約を締結している組合員である方は、組合契約に基づき営まれる事業（以下「組合事業」といいます。）から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得に係る内訳等を「青色申告決算書」（又は「収支内訳書」）に記載し、提出しなければなりません。  
なお、この場合には、「青色申告決算書」（又は「収支内訳書」）の表題の上部に有限責任事業組合（以下「組合」といいます。）の名称を「（有限責任事業組合○○○）」等と書いてください。
- 組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の損失額が、調整出資金額を超える場合には、「(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書」も併せて提出しなければなりません。  
(注) 調整出資金額超過損失額（一面の5の⑩の金額）のない方は、付表の提出の必要はありません。
- この計算書は、次により書いてください。
- 1 「1 住所及び氏名等」欄  
「(納税地)」欄は、「住所（又は居所）」と納税地が異なる場合に、その納税地を書いてください。
- 2 「2 組合に関する事項」欄  
「組合の計算期間」欄は、本年中に終了した組合の事業年度の期間（以下「計算期間」といいます。）を書いてください。なお、本年中に終了した組合の計算期間が二以上ある場合には、それぞれの計算期間を書いてください。
- 3 「3 組合事業から生じた各種所得の内訳」欄  
この欄には、本年中に組合事業から生じた各種所得でああなたに帰属するもの（組合の計算期間により各種所得を計算する場合には、本年中に計算期間の終了の日が到来する計算期間（本年中に計算期間の終了の日が二以上ある場合には、そのすべての計算期間）について、次により書きます。所得の種類が数多くあり書ききれないときは、事業所得、不動産所得及び山林所得以外の所得については、合計額を書き、適宜の用紙に内訳を書いて、この計算書に添付してください。  
(1) 「収入金額 (A)」欄  
この欄には、各種所得に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を書いてください。  
なお、源泉分離課税や申告分離課税とされているものがある場合には、調整出資金額の計算は、これらも含めて計算することになります（この場合には税込みの金額に基づき計算します。）。  
(2) 「必要経費 (B)」欄  
この欄には、上記(1)の各種所得に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額から控除される必要経費等について、次の区分に応じて、それぞれ次の金額を書いてください。  
なお、青色申告特別控除額及び山林所得、譲渡所得又は一時所得の特別控除額は、必要経費等には含まれませんのでご注意ください。  
① 事業所得、不動産所得、山林所得又は雑所得 …… 事業所得の金額、不動産所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、これらの所得に係る総収入金額から控除される必要経費の額  
② 配当所得 …… 配当所得の金額の計算上、配当所得に係る収入金額から控除される負債の利子の額の合計額  
③ 譲渡所得 …… 譲渡所得の金額の計算上、譲渡所得に係る総収入金額から控除される資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額  
④ 一時所得 …… 一時所得の金額の計算上、一時所得に係る総収入金額から控除されるその収入を得るために支出した金額の合計額  
(3) 「差引 (A-B)」の⑩欄  
この欄には、各種所得の差引金額の合計額を書きます。なお、赤字の場合には、△を付してその赤字の金額を書きます。  
4 「4 調整出資金額の計算」欄  
(1) 「本年中に終了した計算期間の合計額」の「出資の価額の合計額」⑩欄  
本年中に計算期間の終了の日が到来する計算期間（本年中に計算期間の終了の日が二以上ある場合には、最も遅い終了の日の属する計算期間）の終了の時までに、組合契約に基づいて組合に対して出資をした金銭その他の財産の価額で組合の会計帳簿に記載された出資の価額の合計額に相当する金額を書きます。  
(2) 「本年中に終了した計算期間の合計額」の「組合からの分配額の合計額」⑩欄  
本年中に計算期間の終了の日が到来する計算期間（本年中に計算期間の終了の日が二以上ある場合には、最も遅い終了の日の属する計算期間）の終了の時までに、組合から交付を受けた分配額（分配した組合財産の帳簿価額をいいます。）の合計額に相当する金額を書きます。
- この計算書を提出する際（申告書と併せて提出する場合を除きます。）には、①個人番号（12桁）の記載及び②本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。
- 有限責任事業組合に係る所得計算に関する詳しいことは、「有限責任事業組合の組合事業に係る事業所得等の所得計算の説明書」を参照してください。

- この計算書は、租税特別措置法第27条の2（有限責任事業組合の事業に係る組合員の事業所得等の所得計算の特例）の規定により、有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約（以下「組合契約」といいます。）を締結している組合員である方が、申告書を提出する場合に使用するものです。  
なお、本年分の所得税について申告書を提出しない場合であっても、組合契約を締結している組合員である方は、この計算書を本年の翌年3月15日（本年分の確定申告期限）までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。  
この場合には、この計算書の「氏名」欄に押印の上、※の各欄についても書いてください。
- この計算書は、組合契約ごとに作成してください。
- 組合契約を締結している組合員である方は、組合契約に基づき営まれる事業（以下「組合事業」といいます。）から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得に係る内訳等を「青色申告決算書」（又は「収支内訳書」）に記載し、提出しなければなりません。  
なお、この場合には、「青色申告決算書」（又は「収支内訳書」）の表題の上部に有限責任事業組合（以下「組合」といいます。）の名称を「（有限責任事業組合○○○）」等と書いてください。
- 組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の損失額が、調整出資金額を超える場合には、「(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書」も併せて提出しなければなりません。  
(注) 調整出資金額超過損失額（一面の5の⑩の金額）のない方は、付表の提出の必要はありません。
- この計算書は、次により書いてください。
- 1 「1 住所及び氏名等」欄  
「(納税地)」欄は、「住所（又は居所）」と納税地が異なる場合に、その納税地を書いてください。
- 2 「2 組合に関する事項」欄  
「組合の計算期間」欄は、本年中に終了した組合の事業年度の期間（以下「計算期間」といいます。）を書いてください。なお、本年中に終了した組合の計算期間が二以上ある場合には、それぞれの計算期間を書いてください。
- 3 「3 組合事業から生じた各種所得の内訳」欄  
この欄には、本年中に組合事業から生じた各種所得でああなたに帰属するもの（組合の計算期間により各種所得を計算する場合には、本年中に計算期間の終了の日が到来する計算期間（本年中に計算期間の終了の日が二以上ある場合には、そのすべての計算期間）について、次により書きます。所得の種類が数多くあり書ききれないときは、事業所得、不動産所得及び山林所得以外の所得については、合計額を書き、適宜の用紙に内訳を書いて、この計算書に添付してください。  
(1) 「収入金額 (A)」欄  
この欄には、各種所得に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を書いてください。  
なお、源泉分離課税や申告分離課税とされているものがある場合には、調整出資金額の計算は、これらも含めて計算することになります（この場合には税込みの金額に基づき計算します。）。  
(2) 「必要経費 (B)」欄  
この欄には、上記(1)の各種所得に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額から控除される必要経費等について、次の区分に応じて、それぞれ次の金額を書いてください。  
なお、青色申告特別控除額及び山林所得、譲渡所得又は一時所得の特別控除額は、必要経費等には含まれませんのでご注意ください。  
① 事業所得、不動産所得、山林所得又は雑所得 …… 事業所得の金額、不動産所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、これらの所得に係る総収入金額から控除される必要経費の額  
② 配当所得 …… 配当所得の金額の計算上、配当所得に係る収入金額から控除される負債の利子の額の合計額  
③ 譲渡所得 …… 譲渡所得の金額の計算上、譲渡所得に係る総収入金額から控除される資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額  
④ 一時所得 …… 一時所得の金額の計算上、一時所得に係る総収入金額から控除されるその収入を得るために支出した金額の合計額  
(3) 「差引 (A-B)」の⑩欄  
この欄には、各種所得の差引金額の合計額を書きます。なお、赤字の場合には、△を付してその赤字の金額を書きます。  
4 「4 調整出資金額の計算」欄  
(1) 「本年中に終了した計算期間の合計額」の「出資の価額の合計額」⑩欄  
本年中に計算期間の終了の日が到来する計算期間（本年中に計算期間の終了の日が二以上ある場合には、最も遅い終了の日の属する計算期間）の終了の時までに、組合契約に基づいて組合に対して出資をした金銭その他の財産の価額で組合の会計帳簿に記載された出資の価額の合計額に相当する金額を書きます。  
(2) 「本年中に終了した計算期間の合計額」の「組合からの分配額の合計額」⑩欄  
本年中に計算期間の終了の日が到来する計算期間（本年中に計算期間の終了の日が二以上ある場合には、最も遅い終了の日の属する計算期間）の終了の時までに、組合から交付を受けた分配額（分配した組合財産の帳簿価額をいいます。）の合計額に相当する金額を書きます。
- 有限責任事業組合に係る所得計算に関する詳しいことは、「有限責任事業組合の組合事業に係る事業所得等の所得計算の説明書」を参照してください。

改正後

改正前

個⑥035-4-2 試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成27年分以降用）

(新設)

試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

試験研究費の額	①		円	平均売上金額	⑫		円
事業所得に係る所得税額	②			平均売上金額の10%相当額 $(⑫ \times \frac{10}{100})$	⑬		
比較試験研究費の額	③			平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 $(① - ⑬)$	⑭		
基準試験研究費の額	④			試験研究費割合 $(\frac{①}{⑫})$	⑮		
増加試験研究費の額 (① ≤ ④の場合は0)	⑤			超過税額控除割合 $((⑮ - \frac{10}{100}) \times 0.2)$	⑯		
増加試験研究費割合 $\frac{⑤}{③}$	⑥			平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 $(⑭ \times ⑯)$	⑰		円
試験研究費の増加額に係る税額控除割合	⑥ ≥ 30%の場合	⑦	0.3	試験研究費の増加額に係る税額控除	本年税額基準額 $(② \times \frac{10}{100})$	⑱	
	⑥ < 30%の場合	⑧			本年特別控除額 (⑰と⑱のうち少ない金額)	⑲	
試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 (⑤ × ⑦又は⑧) (⑤ ≤ (③ × $\frac{5}{100}$ )の場合は0)	⑨		円	本年税額控除可能額 (⑰の金額又は⑲の金額)	⑳		
本年税額基準額 $(② \times \frac{10}{100})$	⑩			所得税額超過構成額	㉑		
本年特別控除額 (⑨と⑩のうち少ない金額)	㉒			所得税額の特別控除額 (㉑ - ㉒)	㉓		

(平成27年分以降用)

## 試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成 27 年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条第 6 項に規定する試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法 10」と記載してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

## 1 記載要領

(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。

(2) 「②」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法 41、41 の 3 の 2)、政党等寄附金特別控除(措法 41 の 18)、認定 N P O 法人等寄附金特別控除(措法 41 の 18 の 2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法 41 の 18 の 3)、住宅耐震改修特別控除(措法 41 の 19 の 2)、住宅特定改修特別控除(措法 41 の 19 の 3)、認定住宅新築等特別控除(措法 41 の 19 の 4)、外国税額控除(所得税法 95)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第 10 条の 2 から第 10 条の 4 までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(3) 「③」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額に関する明細書』(以下「明細書」といいます。)の「⑩」欄の金額を記載します。

(4) 「④」欄には、明細書の「⑪」欄の金額を記載します。

(5) 「⑫」欄には、明細書の「⑮」欄の金額を記載します。

(6) 「⑳」欄は、旧措法第 10 条第 6 項第 1 号の規定の適用を受ける場合には「又は㉑の金額」を抹消し、同項第 2 号の規定の適用を受ける場合には「⑪の金額又は」を抹消して記載します。

(7) 「㉒」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉒」欄の B の金額を記載します。

## 2 提出先

納税地の所轄税務署長

## 3 根拠条文

旧措法第 10 条

改正後

改正前

個⑥035-5 試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成26年分以降用）【表面】

個⑥035-5 試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成26年分以降用）【表面】

(同左)

試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)		氏名 _____					
試験研究費の総額に係る	試験研究費の額	①	円	差引本年税額基準額残額 ⑧-⑨-⑬	⑭	円	(平成26年分以降用)
	平均売上金額	②		繰越税額控除限度超過額 ⑯の「平成 年分」(総額+特別)	⑰		
	試験研究費割合 (①÷②)	③		同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑱と⑲のうち少ない金額) ((⑳のA) ≤ (㉑のB)の場合は0)	⑳		
	③ ≥ 10%の場合	④	0.1	所得税額超過構成額	㉒		
	③ < 10%の場合 (③×0.2+ $\frac{8}{100}$ ) (小数点以下3位未満切捨て)	⑤		本年繰越税額控除額 (㉒-㉓)	㉓		
	税額控除限度額 (①×④)又は(①×⑤)	⑥		所得税額の特別控除額 (⑪+⑱+㉓)	⑲		
	事業所得に係る所得税額	⑦		特別試験研究費の額の明細			
	本年税額基準額 (⑦× $\frac{20}{100}$ 又は $\frac{30}{100}$ )	⑧		特別試験研究の内容	特別試験研究費の額		
	本年税額控除可能額 (⑥と⑧のうち少ない金額)	⑨				円	
	所得税額超過構成額	⑩		計			
特別試験研究費に係る	本年税額控除額 (⑨-⑩)	⑪		繰越税額控除の計算に関する明細			
	特別試験研究費の額 ( ㉔ の計 )	⑫		前年繰越税額等に係る試験研究費の額の計算	本年分	前年分	
				試験研究費の額	㉖	円	円
				事業を営んでいた月数	㉗	12	12
	改定試験研究費の額 (㉖×㉗)	㉘		円	円		
	特別試験研究費に係る税額控除割合 ( $\frac{12}{100}$ - (④又は⑤))	⑬		翌年繰越額又は本年税額控除限度額	本年控除可能額	翌年繰越額 (㉙-㉚)	
	特別研究税額控除限度額 (⑫×⑬)	⑭		⑳	㉑	㉒	
	本年税額基準額残額 (⑧-⑨)	⑮		平成 年分 (前年分)	特別		
	本年税額控除可能額 (⑭と⑮のうち少ない金額)	⑯		本年分	特別		
	所得税額超過構成額	⑰		総額	(⑮の金額)	(⑮の金額) 外 円	
本年税額控除額 (⑯-⑰)	⑱		特別	(⑮の金額)	(⑮の金額) 外		
			合計	特別			



改正後

改正前

個⑥035-5 試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成26年分以降用）【裏面】

個⑥035-5 試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成26年分以降用）【裏面】

試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成27年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条第1項、第2項及び第3項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合（旧措法第10条の2第1項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に使用します。

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項、第2項及び第3項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合（措法第10条の2第1項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。  
また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。  
なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。  
なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。
- (2) 「②」欄には、「試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書」の「⑤」欄の金額を記載します。
- (3) 「③」欄には、「③ $\geq$ 10%」の場合には「0.1」と記載し、「⑤」欄には、「③ $<$ 10%」の場合には「③ $\times$ 0.2+8/100」で計算した金額を記載します。
- (4) 「⑥」欄には、「⑥」欄の記載がない場合には「① $\times$ ④」の金額を記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「① $\times$ ⑤」の金額を記載します。
- (5) 「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

- (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。
- (2) 「②」欄には、「試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書」の「⑤」欄の金額を記載します。
- (3) 「④」欄には、「③ $\geq$ 10%」の場合には「0.1」と記載し、「⑤」欄には、「③ $<$ 10%」の場合には「③ $\times$ 0.2+8/100」で計算した金額を記載します。
- (4) 「⑥」欄には、「⑥」欄の記載がない場合には「① $\times$ ④」の金額を記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「① $\times$ ⑤」の金額を記載します。
- (5) 「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増徴等)住宅借入金等特別控除(旧措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(旧措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(旧措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(旧措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(旧措法41の19の2)、住宅特定改修特別控除(旧措法41の19の3)、認定住宅新築等特別控除(旧措法41の19の4)、外国税額控除(平成27年改正前の所得税法95)及び平成27年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「旧震災特例法」といいます。)第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増徴等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別控除(措法41の19の3)、認定住宅新築等特別控除(措法41の19の4)、外国税額控除(所得税法95)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (6) 「⑧」欄は、平成26年及び平成27年の各年分については「20又は」を消し、平成28年分以降については「又は30」を消します。
- (7) 「⑩」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑧」欄のBの金額を記載します。
- (8) 「⑬」欄には、「⑤」欄の記載がない場合には「0.02」と記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「0.12- (⑤欄の割合)」を小数で記載します。
- (9) 「⑪」欄は、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑨」欄のBの金額を記載します。
- (10) 「⑫」欄は、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑥」のB及び「⑦」のBの金額の合計額を記載します。
- (11) 「⑭」欄は、本年分の試験研究費のうちに特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費に係る試験研究の内容を記載します。  
(注) その特別試験研究費が平成27年改正前の租税特別措置法施行令第5条の3第12項第1号から第3号まで及び第5号から第8号までに掲げる試験研究に係るものであるときには、所定の証明書の添付が必要となります。
- (12) 「翌年繰越税額控除限度超過額の計算」の「総額」欄には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」欄には特別試験研究費に係るものを記載します。
- (13) 「前年繰越額又は本年税額控除限度額⑩」の「平成 年分(前年分)」の各欄には、前年のこの明細書の「翌年繰越額⑩」(前年が平成25年分の場合は、「繰越税額控除限度超過額に関する明細書」の「翌年繰越額⑩」)の金額(外書の金額を含みます。)をそれぞれ記載し、「本年分」の各欄には「⑩」又は「⑭」の金額を記載します。
- (14) 「翌年繰越額⑩」の各欄の外書には、旧措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合(旧震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。)に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。  
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて計算します。

- (6) 「⑧」欄は、平成26年及び平成27年の各年分については「20又は」を消し、平成28年分以降については「又は30」を消します。
- (7) 「⑩」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑦」欄のBの金額を記載します。
- (8) 「⑬」欄には、「⑤」欄の記載がない場合には「0.02」と記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「0.12- (⑤欄の割合)」を小数で記載します。
- (9) 「⑪」欄は、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑧」欄のBの金額を記載します。
- (10) 「⑫」欄は、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑤」のB及び「⑥」のBの金額の合計額を記載します。
- (11) 「⑭」欄は、本年分の試験研究費のうちに特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費に係る試験研究の内容を記載します。  
(注) その特別試験研究費が租税特別措置法施行令第5条の3第12項第1号から第3号まで及び第5号から第8号までに掲げる試験研究に係るものであるときには、所定の証明書の添付が必要となります。
- (12) 「翌年繰越税額控除限度超過額の計算」の「総額」欄には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」欄には特別試験研究費に係るものを記載します。
- (13) 「前年繰越額又は本年税額控除限度額⑩」の「平成 年分(前年分)」の各欄には、前年のこの明細書の「翌年繰越額⑩」(前年が平成25年分の場合は、「繰越税額控除限度超過額に関する明細書」の「翌年繰越額⑩」)の金額(外書の金額を含みます。)をそれぞれ記載し、「本年分」の各欄には「⑩」又は「⑭」の金額を記載します。
- (14) 「翌年繰越額⑩」の各欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合(震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。)に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。  
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて計算します。

2 提出先  
納税地の所轄税務署長

2 提出先  
納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文  
旧措法第10条、第10条の2、平成27年改正法附則第57条、第58条

3 根拠条文  
措法第10条、第10条の2



改正後

改正前

個⑥035-6 中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成26年分以降用）【表面】

個⑥035-6 中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成26年分以降用）【表面】  
（同左）

中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名

試験研究費の額	①	円	繰越税額控除の計算に関する明細		
			前年繰越税額 又は本年税額 控除限度額	本年分	前年分
中小企業者税額控除限度額 (①× $\frac{12}{100}$ )	②			A	B
事業所得に係る所得税額	③		試験研究費の額	円	円
本年税額基準額 (③× $\frac{20又は30}{100}$ )	④		事業を営んでいた月数	12	—12—
本年税額控除可能額 (②と④のうち少ない金額)	⑤		改定試験研究費の額 (④×⑬)	円	円
所得税額超過構成額	⑥		前年繰越税額 又は本年税額 控除限度額	円	円
本年税額控除額 (⑤-⑥)	⑦		平成 年分 (前年分)	円	円
差引本年税額基準額残額 (④-⑤)	⑧		本年分	(②の金額)	(⑤の金額) 外 円
繰越中小企業者税額控除限度超過額 (⑦の「平成 年分」)	⑨		合 計		
同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑧と⑨のうち少ない金額) (⑭のA) ≤ (⑮のB) の場合は0	⑩				
所得税額超過構成額	⑪				
本年繰越税額控除額 (⑩-⑪)	⑫				
所得税額の特別控除額 (⑦+⑫)	⑬				

(平成26年分以降用)

改正後

個⑥035-6 中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成26年分以降用）【裏面】

中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成27年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条第4項及び第5項に規定する中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合（旧措法第10条の2第1項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載します。

なお、この特別控除は、旧措法第10条第1項から第3項までに規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を適用する年分及び事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。
- (2) 「③」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注)1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(旧措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(旧措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(旧措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(旧措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(旧措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(旧措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除(旧措法41の19の4)、外国税額控除(平成27年改正前の所得税法95)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (3) 「④」欄は、平成26年及び平成27年の各年分については「20又は」を消し、平成28年分以降については「又は30」を消します。
- (4) 「⑥」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑩」欄のBの金額を記載します。
- (5) 「⑪」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑩」欄のBの金額を記載します。
- (6) 「前年繰越額又は本年税額控除限度額⑬」の「平成 年分(前年分)」欄には、前年のこの明細書の「翌年繰越額⑭」(前年が平成25年分の場合は、「中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書(平成22年分以降用)」の「翌年繰越額⑭」)の金額(外書の金額を含みます。)を記載し、「本年分」の各欄には「⑫」又は「⑮」の金額を記載します。
- (7) 「翌年繰越額⑭」欄の外書には、旧措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合(旧震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。)に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。  
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて計算します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条、第10条の2、平成27年改正法附則第57条、第58条

改正前

個⑥035-6 中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成26年分以降用）【裏面】

中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第4項及び第5項に規定する中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合（措法第10条の2第1項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、この特別控除は、措法第10条第1項から第3項までに規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を適用する年分及び事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。
- (2) 「③」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注)1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除(措法41の19の4)、外国税額控除(所得税法95)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (3) 「④」欄は、平成26年及び平成27年の各年分については「20又は」を消し、平成28年分以降については「又は30」を消します。
- (4) 「⑥」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑩」欄のBの金額を記載します。
- (5) 「⑪」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑨」欄のBの金額を記載します。
- (6) 「前年繰越額又は本年税額控除限度額⑬」の「平成 年分(前年分)」欄には、前年のこの明細書の「翌年繰越額⑭」(前年が平成25年分の場合は、「中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書(平成22年分以降用)」の「翌年繰越額⑭」)の金額(外書の金額を含みます。)を記載し、「本年分」の各欄には「⑫」又は「⑮」の金額を記載します。
- (7) 「翌年繰越額⑭」欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合(震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。)に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。  
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて計算します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第10条、第10条の2

改正後

改正前

個⑥036-1 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書【表面】

個⑥036-1 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書【表面】  
(同左)

試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、  
比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書

(平成 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

I 平均売上金額の計算に関する明細書			
年 分	売 上 金 額	$\frac{12}{\text{事業を営んでいた月数}}$	改 定 売 上 金 額 (②×③)
①	②	③	④
売 上 調 整 年 分	平成 年分	円	円
	平成 年分		
	平成 年分		
本 年			
計			
平 均 売 上 金 額 (④の計) ÷ (1 + 売上調整年分数)		⑤	円

II 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書

年 分	試 験 研 究 費 の 額	$\frac{12}{\text{事業を営んでいた月数}}$	改 定 試 験 研 究 費 の 額 (⑦×⑧)
⑥	⑦	⑧	⑨
調 整 対 象 年 分	平成 年分	円	円
	平成 年分		
	平成 年分		
計			
比 較 試 験 研 究 費 の 額 (⑨の計) ÷ (調整対象年分数)		⑩	円
基 準 試 験 研 究 費 の 額 (前2年以内に開始した年分の⑨の金額のうち最も多い金額)		⑪	

改正後	改正前
<p>個⑥036-1 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;"><b>試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</b></p> <p>1 記載要領</p> <p>I 平均売上金額の計算に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項又は平成27年改正前の租税特別措置法（以下「27年改正前旧措法」といいます。）第10条第6項第2号の規定の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>(1) 「①」欄には、適用を受ける年分開始の日前3年以内に開始した各年分を記載します。</p> <p>(2) 「②」欄の各欄及び「④」欄には、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額を記載します。</p> <p>(3) 「③」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p>(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。</p> <p>II 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が27年改正前旧措法第10条第6項第1号又は平成26年改正前の租税特別措置法（以下「26年改正前旧措法」といいます。）第10条第6項第1号の規定の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>(1) 「⑥」欄には、適用を受ける年分開始の日前3年以内に開始した各年分を記載します。</p> <p>(2) 「⑧」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p>(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。</p> <p>2 提出先 納税地の所轄税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条、平成27年改正前旧措法第10条、平成26年改正前旧措法第10条</p>	<p>個⑥036-1 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;"><b>試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</b></p> <p>1 記載要領</p> <p>I 平均売上金額の計算に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項及び第6項第2号に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>(1) 「①」欄には、適用を受ける年分開始の日前3年以内に開始した各年分を記載します。</p> <p>(2) 「②」欄の各欄及び「④」欄には、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額を記載します。</p> <p>(3) 「③」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p>(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。</p> <p>II 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が措法第10条第6項第1号（平成26年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条第6項第1号を含みます。）に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>(1) 「⑥」欄には、適用を受ける年分開始の日前3年以内に開始した各年分を記載します。</p> <p>(2) 「⑧」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p>(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条、旧措法第10条</p>



改正後	改正前
<p>個⑥041 _____の割増償却に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">_____ の割増償却に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）などに規定する各種の割増償却の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>なお、平成 20 年 4 月 1 日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得したものについては、これらの割増償却の適用はありません。</p> <p>この明細書は、これらの割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 標題「 _____ の割増償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける割増償却が措法などに規定するいずれの割増償却であるかを、例えば、措法第 13 条《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》の適用を受けるときは「障害者を雇用する場合の機械等」などのように記載します。</p> <p>(2) この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。</p> <p>(3) 「⑤」欄には、所得税法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(4) 「⑫」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械装置について、所得税法施行令第 133 条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。</p> <p>なお、(旧) 定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年からの割増償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。</p> <p>(5) 「⑭」欄には、「⑬」欄の金額に予定の割増償却率を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>なお、( %) 内には、その割増償却率を記載します。</p> <p>(6) 「⑱」欄には、「⑭」欄の割増償却可能額の全額をその年分の必要経費に算入しなかったため、翌年に繰り越す割増償却可能額がある場合に、その繰り越した金額を記載します。</p> <p>(注) 「⑲」欄の金額は、更に翌年に繰り越すことはできません。</p> <p>2 提出先 納税地の所轄税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第 12 条、第 13 条、第 13 条の 2、第 13 条の 3、第 14 条の 2、第 15 条 等</p>	<p>個⑥041 _____の割増償却に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">_____ の割増償却に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）などに規定する各種の割増償却の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>なお、平成 20 年 4 月 1 日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得したものについては、これらの割増償却の適用はありません。</p> <p>この明細書は、これらの割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 標題「 _____ の割増償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける割増償却が措法などに規定するいずれの割増償却であるかを、例えば、措法第 13 条《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》の適用を受けるときは「障害者を雇用する場合の機械等」などのように記載します。</p> <p>(2) この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。</p> <p>(3) 「⑤」欄には、所得税法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(4) 「⑫」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械装置について、所得税法施行令第 133 条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。</p> <p>なお、定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年からの割増償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。</p> <p>(5) 「⑭」欄には、「⑬」欄の金額に予定の割増償却率を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>なお、( %) 内には、その割増償却率を記載します。</p> <p>(6) 「⑱」欄には、「⑭」欄の割増償却可能額の全額をその年分の必要経費に算入しなかったため、翌年に繰り越す割増償却可能額がある場合に、その繰り越した金額を記載します。</p> <p>(注) 「⑲」欄の金額は、更に翌年に繰り越すことはできません。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第 12 条、第 13 条、第 13 条の 2、第 13 条の 3、第 14 条の 2、第 15 条 等</p>



改正後

改正前

個⑥041-2 中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成26年分以降用）【表面】

個⑥041-2 中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成26年分以降用）【表面】  
（同左）

中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)		氏 名						
資 産 区 分	租税特別措置法第10条の3第1項各号の該当号及び特定生産性向上設備等の該当区分	①	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
	種 類	②						
	機 械 装 置 等 の 名 称	③						
	取 得 年 月 日	④	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
	指 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	⑤	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	⑥	円	円	円	円	円	円	
改 定 取 得 価 額 (⑥又は⑥× $\frac{75}{100}$ )	⑦							
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算								
本 年 分	取得価額の合計額 (⑦のうち特定生産性向上設備等以外のものに係る額の合計額)	⑧	円	本 年 分	特定 生 産 性 上 向 上 設 備 等	本年税額控除可能額 (⑧と⑩のうち少ない金額)	⑨	円
	税額控除限度額 (⑧× $\frac{7}{100}$ )	⑩				所得税額超過構成額	⑪	
	事業所得に係る所得税額	⑫				本年税額控除額 (⑨-⑪)	⑬	
	本年税額基準額 (⑩× $\frac{20}{100}$ )	⑭				差引本年税額基準額残額 (⑫-⑬)	⑮	
	本年税額控除可能額 (⑨と⑭のうち少ない金額)	⑯				繰越税額控除限度超過額 (⑮の「平成 年分」)	⑰	
	所得税額超過構成額	⑱				同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑰と⑱のうち少ない金額)	⑲	
	本年税額控除額 (⑫-⑱)	⑳				所得税額超過構成額	㉑	
	取得価額の合計額 (⑦のうち特定生産性向上設備等に 係る額の合計額)	㉒				本年繰越税額控除額 (㉑-⑲)	㉓	
	税額控除限度額 (㉒× $\frac{10}{100}$ )	㉔				所得税額の特別控除額 (⑬+㉓+㉕)	㉕	
	本年税額基準額残額 (⑭-⑱)	㉖						
翌 年 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算								
年 分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額	⑳	円	本年控除可能額等	㉖	円	翌年繰越額 (㉗-㉖)	㉗
平成 年分 (前 年 分)	(前年の㉖の本年分の金額)	㉘	円			円		
本年分	生産性以外	(㉘の金額)		(㉖の金額)			外	
	生産性	(㉘の金額)		(㉖の金額)			外	
本年分計								
合 計								
機 械 装 置 等 の 概 要								

(平成26年分以降用)

改正後	改正前
<p>個⑥041-2 中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成26年分以降用）【裏面】</p> <p style="text-align: center;"><b>中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</b></p> <p>この明細書は、青色申告者である中小企業者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の3第5項から第7項までに規定する中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の3」と記載してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当号を記載します。        なお、特定生産性向上設備等に該当するものである場合には、「特定生産性向上設備等」を○で囲みます。</p> <p>(2) 「②」欄及び「③」欄には、特定機械装置等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類又は設備の名称を記載します。</p> <p>(3) 「⑥」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(4) 「⑦」欄には、措法第10条の3第1項第4号に掲げる減価償却資産については、「⑥」欄の金額に<math>\frac{75}{100}</math>を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(5) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除(措法41の19の4)、外国税額控除(所法95)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(6) 「⑬」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑬」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(7) 「⑭」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑭」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(8) 「⑮」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑮」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(9) 平成26年分の所得税につきこの特別控除の適用を受ける場合の「⑯」欄の「平成 年分（前年分）」には、前年分の「⑰」欄の本年分の金額を転記します。</p> <p>(10) 「⑱」欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。        この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。</p> <p>(11) 「機械装置等の概要」欄には、減価償却資産が特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。</p> <p>2 提出先        納税地の所轄税務署長</p> <p>3 根拠条文        措法第10条の3</p>	<p>個⑥041-2 中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成26年分以降用）【裏面】</p> <p style="text-align: center;"><b>中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</b></p> <p>この明細書は、青色申告者である中小企業者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の3第5項から第7項までに規定する中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当号を記載します。        なお、特定生産性向上設備等に該当するものである場合には、「特定生産性向上設備等」を○で囲みます。</p> <p>(2) 「②」欄及び「③」欄には、特定機械装置等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類又は設備の名称を記載します。</p> <p>(3) 「⑥」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(4) 「⑦」欄には、措法第10条の3第1項第4号に掲げる減価償却資産については、「⑥」欄の金額に<math>\frac{75}{100}</math>を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(5) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除(措法41の19の4)、外国税額控除(所法95)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(6) 「⑬」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑬」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(7) 「⑭」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑭」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(8) 「⑮」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑮」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(9) 「⑱」欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。        この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。</p> <p>(10) 「機械装置等の概要」欄には、減価償却資産が特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。</p> <p>2 提出先        納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文        措法第10条の3</p>

改正後

改正前

個⑥050 \_\_\_\_\_の特別償却に関する明細書【表面】

個⑥050 \_\_\_\_\_の特別償却に関する明細書【表面】

(同左)

\_\_\_\_\_の特別償却に関する明細書

(平成 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

種	類	①			
構	造	②			
細	目	③			
取	得	年	月	日	④
平	・	・	平	・	・
事	業	の	用	に	供
平	・	・	平	・	・
取	得	価	値	額	⑥
(	償	却	保	証	額
(			(		(
円			円		円
償	却	の	基	礎	と
			な	る	金
			額		⑦
耐	用	年	数	⑧	
年			年		年
償	却	方	法	⑨	
償	却	率	又	は	改
			定	償	却
			率		⑩
償	却	期	間	⑪	
			月		月
			12		12
			円		円
普	算	出	償	却	費
通					⑫
償	増	加	償	却	費
却					⑬
費	計	(	⑫	+	⑬
					⑭
特	別	償	却	限	度
機	械	設	備	等	を
別	事	業	の	用	に
特	別	償	却	限	度
機	械	設	備	等	を
償	却	限	度	額	⑮
費	額	(	⑮	又	は
			⑮	×	100
			×	特	別
			×	償	却
			×	率	
			(	一	定
			の	場	合
			(	⑮	-
			⑭	)	
必	要	経	費	に	算
入	し	た	特	別	償
却	費				⑯
翌	年	へ	の	繰	越
額					⑰
(	⑮	-	⑯	)	
前	年	か	ら	の	繰
越	額				⑱
(	前	年	分	の	⑰
前	年	か	ら	の	繰
越	額				⑱
必	要	経	費	に	算
入	し	た	特	別	償
却	費				⑲
償	却	費	合	計	額
(	⑭	+	(	⑯	又
			は	⑲	)
					⑳
未	償	却	残	高	㉑

改正後

個⑥050 の特別償却に関する明細書【裏面】

の特別償却に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）などに規定する各種の特別償却の適用を受ける場合に使用します。

なお、平成 20 年 4 月 1 日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得した機械設備等については、これらの特別償却の適用はありません。

この明細書は、これらの特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 標題「の特別償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける特別償却が措法又は震災特例法などに規定するいずれの特別償却であるかを、例えば、措法第 11 条《特定設備等の特別償却》の適用を受けるときは「特定設備等」、措法第 12 条の 2《医療用機器の特別償却》の適用を受けるときは「医療用機器」のように記載します。
- (2) この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。
- (3) 「⑥」欄には、所得税法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑬」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械装置について、所得税法施行令第 133 条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。  
なお、(旧)定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年（事業の用に供した年）からの特別償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。
- (5) 「特別償却費」欄の「機械設備等を事業の用に供した年」（⑬～⑰）欄は、機械設備等を取得した日の属する年分の事業所得の計算上これらの特別償却の適用を受けるときに記載し、「機械設備等を事業の用に供した年の翌年」（⑱～㉑）欄は、機械設備等を事業の用に供した年の翌年の事業所得の計算上前年から繰り越された特別償却限度額について特別償却の適用を受けるときに記載します。  
また、「⑱」欄には、機械設備等の取得価額（⑥）の金額。ただし、措法第 10 条の 3 に規定する特定の機械設備等などについては、⑥の金額に所定の割合を乗じて計算した金額に、特別償却率（（％）内に記載します。）を乗じて計算した金額を記載します。  
(注) 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に取得等をした集積産業用資産である一定の機械及び装置につき平成 26 年改正前の措法第 11 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける場合で、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「産業集積法」といいます。）第 19 条第 1 号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産（以下「産業集積法第 19 条第 1 号業種用集積産業用資産」といいます。）の取得価額の合計額が 50 億円を超える場合又は産業集積法第 19 条第 2 号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産（以下「農林漁業関連業種用集積産業用資産」といいます。）の取得価額の合計額が 30 億円を超える場合については、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額に特別償却率（（％）内に記載します。）を乗じて計算した金額を「⑱」欄に記載します。

$$i \text{ 産業集積法第 19 条第 1 号業種用集積産業用資産 } 50 \text{ 億円} \times \frac{\text{⑥}}{\text{産業集積法第 19 条第 1 号業種用集積産業用資産の取得価額の合計額}}$$

$$ii \text{ 農林漁業関連業種用集積産業用資産 } 30 \text{ 億円} \times \frac{\text{⑥}}{\text{農林漁業関連業種用集積産業用資産の取得価額の合計額}}$$

なお、次の場合などにおいては、「⑱」欄には、「⑱-⑳」の金額を記載します。

- ・ 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に取得等をした措法第 10 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号ロに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
  - ・ 平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に取得等をした平成 27 年改正前の措法第 10 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号イに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
  - ・ 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に取得等をした平成 26 年改正前の措法第 10 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号ハに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
  - ・ 産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）から平成 29 年 3 月 31 日までの間に取得等をした措法第 10 条の 3 第 3 項に規定する特定生産性向上設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
  - ・ 平成 26 年 4 月 1 日以後に取得等をした一定の減価償却資産につき、震災特例法第 10 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける場合
  - ・ 東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）の施行の日（平成 23 年 12 月 26 日）から平成 26 年 3 月 31 日までの間に取得等をした産業集積事業用機械装置につき、平成 26 年改正前の震災特例法第 10 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける場合
  - ・ 避難等指示が解除された日から同日以後 5 年を経過する日までの間に取得等をした一定の特定機械装置等につき、震災特例法第 10 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用を受ける場合
  - ・ 復興特区法の施行の日（平成 23 年 12 月 26 日）から平成 28 年 3 月 31 日までの間に取得等をした一定の開発研究用資産につき、震災特例法第 10 条の 5 第 1 項の規定の適用を受ける場合
- なお、この場合の減価償却費について、試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合には、特別試験研究費として取り扱われます。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第 10 条の 2 の 2、第 10 条の 3、第 10 条の 4、第 10 条の 5 の 2、第 10 条の 5 の 3、第 10 条の 5 の 5、第 11 条、第 11 条の 2、第 11 条の 3、第 12 条、第 12 条の 2、震災特例法第 10 条の 2、第 10 条の 2 の 2、第 10 条の 2 の 3、第 10 条の 5 等

改正前

個⑥050 の特別償却に関する明細書【裏面】

の特別償却に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）などに規定する各種の特別償却の適用を受ける場合に使用します。

なお、平成 20 年 4 月 1 日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得した機械設備等については、これらの特別償却の適用はありません。

この明細書は、これらの特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 標題「の特別償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける特別償却が措法又は震災特例法などに規定するいずれの特別償却であるかを、例えば、措法第 11 条《特定設備等の特別償却》の適用を受けるときは「特定設備等」、措法第 12 条の 2《医療用機器等の特別償却》の適用を受けるときは「医療用機器等」のように記載します。
- (2) この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。
- (3) 「⑥」欄には、所得税法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑬」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械装置について、所得税法施行令第 133 条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。  
なお、定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年（事業の用に供した年）からの特別償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。
- (5) 「特別償却費」欄の「機械設備等を事業の用に供した年」（⑬～⑰）欄は、機械設備等を取得した日の属する年分の事業所得の計算上これらの特別償却の適用を受けるときに記載し、「機械設備等を事業の用に供した年の翌年」（⑱～㉑）欄は、機械設備等を事業の用に供した年の翌年の事業所得の計算上前年から繰り越された特別償却限度額について特別償却の適用を受けるときに記載します。  
また、「⑱」欄には、機械設備等の取得価額（⑥）の金額。ただし、措法第 10 条の 3 に規定する特定の機械設備等などについては、⑥の金額に所定の割合を乗じて計算した金額に、特別償却率（（％）内に記載します。）を乗じて計算した金額を記載します。  
(注) 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に取得等をした集積産業用資産である一定の機械及び装置につき平成 26 年改正前の措法第 11 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける場合で、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「産業集積法」といいます。）第 19 条第 1 号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産（以下「産業集積法第 19 条第 1 号業種用集積産業用資産」といいます。）の取得価額の合計額が 50 億円を超える場合又は産業集積法第 19 条第 2 号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産（以下「農林漁業関連業種用集積産業用資産」といいます。）の取得価額の合計額が 30 億円を超える場合については、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額に特別償却率（（％）内に記載します。）を乗じて計算した金額を「⑱」欄に記載します。

$$i \text{ 産業集積法第 19 条第 1 号業種用集積産業用資産 } 50 \text{ 億円} \times \frac{\text{⑥}}{\text{産業集積法第 19 条第 1 号業種用集積産業用資産の取得価額の合計額}}$$

$$ii \text{ 農林漁業関連業種用集積産業用資産 } 30 \text{ 億円} \times \frac{\text{⑥}}{\text{農林漁業関連業種用集積産業用資産の取得価額の合計額}}$$

なお、次の場合などにおいては、「⑱」欄には、「⑱-⑳」の金額を記載します。

- ・ 平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に取得等をした措法第 10 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号イに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
  - ・ 平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に取得等をした平成 26 年改正前の措法第 10 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号ハに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
  - ・ 産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）から平成 29 年 3 月 31 日までの間に取得等をした措法第 10 条の 3 第 3 項に規定する特定生産性向上設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
  - ・ 平成 26 年 4 月 1 日以後に取得等をした一定の減価償却資産につき、震災特例法第 10 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける場合
  - ・ 東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）の施行の日（平成 23 年 12 月 26 日）から平成 26 年 3 月 31 日までの間に取得等をした産業集積事業用機械装置につき、平成 26 年改正前の震災特例法第 10 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける場合
  - ・ 避難等指示が解除された日から同日以後 5 年を経過する日までの間に取得等をした一定の特定機械装置等につき、震災特例法第 10 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用を受ける場合
  - ・ 復興特区法の施行の日（平成 23 年 12 月 26 日）から平成 28 年 3 月 31 日までの間に取得等をした一定の開発研究用資産につき、震災特例法第 10 条の 5 第 1 項の規定の適用を受ける場合
- なお、この場合の減価償却費について、試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合には、特別試験研究費として取り扱われます。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第 10 条の 2 の 2、第 10 条の 3、第 10 条の 5 の 2、第 10 条の 5 の 3、第 10 条の 5 の 5、第 11 条、第 11 条の 2、第 11 条の 3、第 12 条、第 12 条の 2、震災特例法第 10 条の 2、第 10 条の 2 の 2、第 10 条の 2 の 3、第 10 条の 5 等

改正後

改正前

個⑥056 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

個⑥055-1 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

(同左)

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名

租税特別措置法第10条の2の2第1項各号の該当号		①	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号		
資 産 区 分	種 類	②							
	構造、設備の種類又は区分	③							
	細 目	④							
	取 得 年 月 日	⑤	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .		
	事業の用に供した年月日	⑥	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .		
取得価額又は製作価額	⑦		円	円	円	円	円		
<b>所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算</b>									
本 年 分	取得価額の合計額 (⑦の合計)	⑧		円	前 年	差引本年税額基準残額 (⑪ - ⑫)	⑮		円
	税額控除限度額 (⑧ × $\frac{7}{100}$ )	⑨				繰 分	繰越税額控除限度超過額 (⑨の「平成 年分」)	⑯	
	事業所得に係る所得税額	⑩			同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑮と⑯のうち少ない金額)		⑰		
	本年税額基準額 (⑩ × $\frac{20}{100}$ )	⑪			所得税額超過構成額		⑲		
	本年税額控除可能額 (⑩と⑪のうち少ない金額)	⑫			本年繰越税額控除額 (⑰ - ⑱)	⑲			
	所得税額超過構成額	⑬			所得税額の特別控除額 (⑰ + ⑲)	⑳			
	本年税額控除額 (⑫ - ⑬)	⑭							
<b>翌年繰越税額控除限度超過額の計算</b>									
年 分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額	⑳		円	本年控除可能額等	㉑		円	
平成 年分 (前年分)									
本年分	(⑳の金額)				(㉑の金額)		外	円	
合計									
<b>機 械 設 備 等 の 概 要</b>									

改正後	改正前
<p>個⑥056 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p>エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の2の2第3項及び第4項（平成27年改正前、平成26年改正前又は平成25年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の2の2第3項及び第4項を含みます。）に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の2の2」と記載してください。</p> <p>なお、平成25年4月1日以後に取得等したエネルギー環境負荷低減推進設備等にあつては、その取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものについては、この制度の適用はありません。</p> <p>(注) エネルギー環境負荷低減推進設備等に事業の用に供する部分以外の部分がある場合は、税務署にお尋ねください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄の「第 号」の空欄には、エネルギー環境負荷低減推進設備等が（旧）措法第10条の2の2第1項各号のいずれに該当するかを記載します。</p> <p>(2) 「④」欄から「④」欄には、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。</p> <p>(3) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、(旧)措法第10条から(旧)第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（(旧)措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（(旧)措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の3）、特定震災指定寄附金特別控除（(平成27年改正前の)東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「(旧)震災特例法」といいます。）8）、住宅耐震改修特別控除（(旧)措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（(旧)措法41の19の3）、認定（長期優良）住宅新築等特別税額控除（(旧)措法41の19の4）、電子証明書等特別控除（旧措法41の19の5）、外国税額控除（(平成27年改正前の)所法95）及び(旧)震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(5) 「⑬」欄及び「⑭」欄には、それぞれ「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑬」欄及び「⑭」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(6) 「⑯」欄の外書には、(旧)措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の金額を記載します。</p> <p>この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。</p> <p>2 提出先 納税地の所轄税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条の2の2、旧措法第10条の2の2、平成27年改正法附則59、平成26年改正法附則51、平成25年改正法附則35</p>	<p>個⑥055-1 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p>エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の2の2第3項及び第4項（平成26年改正前又は平成25年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の2の2第3項及び第4項を含みます。）に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>ただし、平成25年4月1日以後に取得等したエネルギー環境負荷低減推進設備等にあつては、その取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものについては、この制度の適用はありません。</p> <p>(注) エネルギー環境負荷低減推進設備等に事業の用に供する部分以外の部分がある場合は、税務署におたずねください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄の「第 号」の空欄には、エネルギー環境負荷低減推進設備等が（旧）措法第10条の2の2第1項各号のいずれに該当するかを記載します。</p> <p>(2) 「②」欄から「④」欄には、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。</p> <p>(3) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、(旧)措法第10条から(旧)第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（(旧)措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（(旧)措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の3）、特定震災指定寄附金特別控除（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）8）、住宅耐震改修特別控除（(旧)措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（(旧)措法41の19の3）、認定（長期優良）住宅新築等特別税額控除（(旧)措法41の19の4）、電子証明書等特別控除（旧措法41の19の5）、外国税額控除（所法95）及び震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(5) 「⑬」欄及び「⑭」欄には、それぞれ「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑬」欄及び「⑭」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(6) 「⑯」欄の外書には、(旧)措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の金額を記載します。</p> <p>この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条の2の2、旧措法第10条の2の2</p>



改正後	改正前
<p>個⑥057 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の 所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用） （様式省略）</p>	<p>個⑥055-2 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の 所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用） （同左）</p>
<p>個⑥058 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の 所得税額の特別控除に関する明細書（本表） （様式省略）</p>	<p>個⑥056 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所 得税額の特別控除に関する明細書（本表） （同左）</p>
<p>個⑥059 沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係る繰越税額控除限 度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（附表） （様式省略）</p>	<p>個⑥057 沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係る繰越税額控除限度 超過額の計算上控除される金額に関する明細書（附表） （同左）</p>

個⑥060 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得  
税額の特別控除に関する明細書 (新設)

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名

地域活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた日	①	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
計画の区分及び事業実施地域	②	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型
資 産 区 分	種類	③				
	構造又は区分	④				
	細目	⑤				
	取得年月日	⑥	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
	事業の用に供した年月日	⑦	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
取得価額	⑧	円	円	円	円	円

(平成27年分以降用)

所得税額の特別控除額の計算

拡 充 型 計 画 の 場 合	取得価額の合計額 (⑧のうち拡充型計画に係る額の合計額)	⑨	円	税額控除限度額 ⑪+⑫+⑬+⑭	⑰	円
	同上のうち①が措法第10条の4第3項第1号に掲げる期間内であるものに係る額	⑩		事業所得に係る所得税額	⑱	
	特定期間分 $⑩ \times \frac{4}{100}$	⑪		本年税額基準額 $⑱ \times \frac{20}{100}$	⑲	
移 転 型 計 画 の 場 合	特定期間以外の期間分 $(⑩-⑪) \times \frac{2}{100}$	⑫				
	取得価額の合計額 (⑧のうち移転型計画に係る額の合計額)	⑬		本年税額控除可能額 (⑰と⑲のうち少ない金額)	⑳	
	同上のうち①が措法第10条の4第3項第1号に掲げる期間内であるものに係る額	⑭		所得税額超過構成額	㉑	
	特定期間分 $⑭ \times \frac{7}{100}$	⑮		所得税額の特別控除額 ㉑-㉒	㉒	
	特定期間以外の期間分 $(⑮-⑮) \times \frac{4}{100}$	⑯				

建物等の概要

--	--	--	--	--	--	--

## 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の4第3項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の4」と記載してください。

## 1 記載要領

- (1) 「㉓」欄から「㉕」欄には、特定建物等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造又は区分、細目を記載します。
- (2) 「㉖」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（建設）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「㉗」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除(措法41の19の4)、外国税額控除(所法95)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (4) 「㉘」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「㉗」欄のBの金額を記載します。
- (5) 「建物等の概要」欄には、減価償却資産が特定建物等に該当することの詳細を記載します。

## 2 提出先

納税地の所轄税務署長

## 3 根拠条文

措法第10条の4

改正後	改正前
<p data-bbox="152 156 1102 236">個⑥061 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p data-bbox="555 252 698 284">(様式省略)</p>	<p data-bbox="1128 156 2092 236">個⑥058 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p data-bbox="1563 252 1653 284">(同左)</p>

改正後

改正前

個⑥061-1 特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

個⑥059 特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分) 氏名 \_\_\_\_\_

(平成 年分) 氏名 \_\_\_\_\_

経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関等の名称	①					
事業名	②					
資産の種類	③					
	設備の名称	④				
区分	取得年月日	⑤	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
	指定事業の用に供した年月日	⑥	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
取得価額又は製作価額	⑦	円	円	円	円	円

経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関の名称	①					
事業名	②					
資産の種類	③					
	設備の名称	④				
区分	取得年月日	⑤	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
	指定事業の用に供した年月日	⑥	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
取得価額又は製作価額	⑦	円	円	円	円	円

所得税額の特別控除額の計算

所得税額の特別控除額の計算

本年分	取得価額の合計額 (⑦の合計)	⑧	円	前年繰越	差引本年税額基準残額 (⑪-⑫)	⑬	円	
	税額控除限度額 (⑧×7/100)	⑨			繰越税額控除限度超過額 (⑫の「平成 年分」)	⑭		
	事業所得に係る所得税額	⑩			繰越分	同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑬と⑭のうち少ない金額)	⑮	
	本年税額基準額 (⑩×20/100)	⑪				所得税額超過構成額	⑯	
	本年税額控除可能額 (⑨と⑪のうち少ない金額)	⑫			本年繰越税額控除額 (⑮-⑯)	⑰		
	所得税額超過構成額	⑬			所得税額の特別控除額 (⑰+⑱)	⑲		
本年税額控除額 (⑫-⑬)	⑭							

本年分	取得価額の合計額 (⑦の合計)	⑧	円	前年繰越	差引本年税額基準残額 (⑪-⑫)	⑬	円	
	税額控除限度額 (⑧×7/100)	⑨			繰越税額控除限度超過額 (⑫の「平成 年分」)	⑭		
	事業所得に係る所得税額	⑩			繰越分	同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑬と⑭のうち少ない金額)	⑮	
	本年税額基準額 (⑩×20/100)	⑪				所得税額超過構成額	⑯	
	本年税額控除可能額 (⑨と⑪のうち少ない金額)	⑫			本年繰越税額控除額 (⑮-⑯)	⑰		
	所得税額超過構成額	⑬			所得税額の特別控除額 (⑰+⑱)	⑲		
本年税額控除額 (⑫-⑬)	⑭							

翌年繰越税額控除限度超過額の計算

翌年繰越税額控除限度超過額の計算

年分	前年繰越額又は本年税額控除限度額	⑲	本年控除可能額等	⑳	翌年繰越額 (⑲-⑳)	㉑
平成 年分 (前年分)	円	(⑰の金額)	円			
本年分	(⑨の金額)	(⑱の金額)	外			円
合計						

年分	前年繰越額又は本年税額控除限度額	⑲	本年控除可能額等	⑳	翌年繰越額 (⑲-⑳)	㉑
平成 年分 (前年分)	円	(⑰の金額)	円			
本年分	(⑨の金額)	(⑱の金額)	外			円
合計						

設備の概要

設備の概要

改正後	改正前
<p><b>個⑥061-1 特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</b></p> <p style="text-align: center;"><b>特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</b></p> <p>この明細書は、青色申告書を提出する個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の3第3項若しくは第4項又は平成27年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の3第3項若しくは第4項の規定の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の3」と記載してください。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p><b>1 記載要領</b></p> <p>(1) 「②」欄には、租税特別措置法施行令第5条の6の2若しくは平成27年改正前の同令第5条の6の3又は租税特別措置法施行規則第5条の10に規定する事業名を記載します。</p> <p>(2) 「③」欄及び「④」欄には、経営改善設備の耐用年数省令別表第一に定める種類、構造の名称を記載します。</p> <p>(3) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、(旧)措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（(旧)措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（(旧)措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（(旧)措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（(旧)措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（(旧)措法41の19の4）、外国税額控除（(平成27年改正前の)所法95）及び（平成27年改正前の）東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「(旧)震災特例法」といいます。）第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(5) 「⑬」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑭」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(6) 「⑮」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑯」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(7) 「㉔」欄の外書きには、(旧)措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（(旧)震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。</p> <p>この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。</p> <p>(8) 「設備の概要」欄には、その設備が経営改善設備に該当することの詳細を記載します。</p> <p><b>2 提出先</b> 納税地の所轄税務署長</p> <p><b>3 根拠条文</b> 措法第10条の5の3、旧措法10条の5の3、平成27年改正法附則第63条</p>	<p><b>個⑥059 特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</b></p> <p style="text-align: center;"><b>特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</b></p> <p>この明細書は、青色申告書を提出する個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の3第3項及び第4項に規定する特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p><b>1 記載要領</b></p> <p>(1) 「②」欄には、租税特別措置法施行令第5条の6の3又は租税特別措置法施行規則第5条の10に規定する事業名を記載します。</p> <p>(2) 「③」欄及び「④」欄には、経営改善設備の耐用年数省令別表第一に定める種類、構造の名称を記載します。</p> <p>(3) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(5) 「⑬」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑭」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(6) 「⑮」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑯」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(7) 「㉔」欄の外書きには、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。</p> <p>この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。</p> <p>(8) 「設備の概要」欄には、その設備が経営改善設備に該当することの詳細を記載します。</p> <p><b>2 提出先</b> 納税地を所轄する税務署長</p> <p><b>3 根拠条文</b> 措法第10条の5の3</p>



改正後

改正前

個⑥062 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書(平成26年分以降)【表面】

個⑥060 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書(平成26年分以降)【表面】

(同左)

雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)		氏名 _____				(平成26年分以降用)	
基準 雇用者 数の 計算	適用年の12月31日における雇用者の数	①	人	税額控除限度額 (40万円×④) (⑧<⑨の場合は0)	⑩		円
	適用年の前年の12月31日における雇用者の数	②		本年分の事業所得に係る所得税額	⑪		
	同上のうち適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者の数	③		本年税額基準額 (⑪× $\frac{10}{100}$ 又は $\frac{20}{100}$ )	⑫		
	基準雇用者数 (①-②-③)	④	(赤字のときは0)	本年税額控除可能額 (⑩と⑫のうち少ない金額)	⑬		
	基準雇用者割合 ( $\frac{④}{②-③}$ )	⑤		所得税額超過構成額	⑭		
給与等支給額の計算	適用年における給与等の支給額	⑥	円	所得税額の特別控除額 (⑬-⑭)	⑮		
	同上のうち適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	⑦		/			
	給与等支給額 (⑥-⑦)	⑧					
比較給与等支給額 (②)	⑨						
比較給与等支給額の計算							
適用年の前年分	適用年の前年分の給与等支給額	⑰のうち適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	差引金額 (⑰-⑱)	$\frac{12}{⑲の月数}$	比較給与等支給額 (⑮×⑲+ (⑮×⑲×⑤× $\frac{30}{100}$ ))		
⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮		
平成 年分	円	円	円	$\frac{12}{}$	円		

改正後	改正前
<p>個⑥062 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書(平成26年分以降)【裏面】</p> <p style="text-align: center;">雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が平成27年改正前の租税特別措置法(以下「旧措法」といいます。)第10条の5に規定する雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5」と記載してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「②」欄の適用年の前年の12月31日における雇用者の数が0である場合には、「⑤」欄は記載しません。</p> <p>この場合には、「比較給与等支給額 <math>(19 \times 20 + (19 \times 20 \times 5 \times \frac{30}{100}))</math>」は、「<math>19 \times 20 + (19 \times 20 \times 5 \times \frac{30}{100})</math>」とあるのを「<math>19 \times 20 + (19 \times 20 \times \frac{30}{100})</math>」として計算した金額を記載します。</p> <p>(2) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注)1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(旧措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(旧措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(旧措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(旧措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(旧措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(旧措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除(旧措法41の19の4)、外国税額控除(平成27年改正前の所得税法95)及び平成27年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(3) 「⑫」欄は、その適用を受ける個人が中小企業者である場合には「10又は」を、その他の場合には「又は20」を抹消します。</p> <p>なお、中小企業者とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。</p> <p>(4) 「⑭」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額の明細書」の「⑰」欄のBの金額を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地の所轄税務署長</p> <p>3 根拠条文 旧措法第10条の5</p>	<p>個⑥060 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書(平成26年分以降)【裏面】</p> <p style="text-align: center;">雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法(以下「措法」といいます。)第10条の5に規定する雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「②」欄の適用年の前年の12月31日における雇用者の数が0である場合には、「⑤」欄は記載しません。</p> <p>この場合には、「比較給与等支給額 <math>(19 \times 20 + (19 \times 20 \times 5 \times \frac{30}{100}))</math>」は、「<math>19 \times 20 + (19 \times 20 \times 5 \times \frac{30}{100})</math>」とあるのを「<math>19 \times 20 + (19 \times 20 \times \frac{30}{100})</math>」として計算した金額を記載します。</p> <p>(2) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注)1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除(措法41の19の4)、外国税額控除(所得税法95)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(3) 「⑫」欄は、その適用を受ける個人が中小企業者である場合には「10又は」を、その他の場合には「又は20」を抹消します。</p> <p>なお、中小企業者とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。</p> <p>(4) 「⑭」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額の明細書」の「⑰」欄のBの金額を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条の5</p>

個⑥062-1 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する  
明細書（平成27年分以降用）

(新設)

雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)		氏名	
基準雇用者数の計算	適用年の12月31日における雇用者の数 ①	人	控除対象基準雇用者数 (④-⑯) ⑧ (マイナスの場合は0) 人
	適用年の前年の12月31日における雇用者の数 ②		年 税 額 控 除 限 度 額 40万円×③ ⑨ 円
	同上のうち適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者の数 ③		税 額 事 業 所 得 に 係 る 所 得 税 額 ⑩
	基準雇用者数 (①-②-③) ④ (マイナスの場合は0)		控 除 本 年 税 額 基 準 額 (⑩×10又は20) ⑪
	基準雇用者割合 (④/②) ⑤		額 本 年 税 額 控 除 可 能 額 (⑩と⑪のうち少ない金額) ⑫
	給与等支給額 ⑥	円	計 所得税額超過構成額 ⑬
	比較給与等支給額 ⑦		算 本 年 税 額 控 除 額 (⑫-⑬) ⑭
	認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に関する事項		
認定年月日	平・	事業実施地域	
地方事業所税額控除限度額に係る計算		地方事業所特別税額控除限度額に係る計算	
計画の区分		拡充型・移転型	基準年 平成 年
地方事業所基準雇用者数の計算	適用年の12月31日における雇用者の数 ⑮	人	適 用 年 平 成 年 ⑯ 人
	適用年の前年の12月31日における雇用者の数 ⑰		平 成 年 ⑰
	同上のうち適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者の数 ⑱		平 成 年 ⑱
	地方事業所基準雇用者数 (⑮-⑱) ⑲ (マイナスの場合は0)		平 成 年 ⑲
	控除対象地方事業所基準雇用者数 (⑲>④の場合は④) ⑳		本 年 税 額 控 除 限 度 額 地方事業所特別基準雇用者数 ⑳+㉑+㉒+㉓ ㉔ 円
地方事業所税額控除限度額 (20万円又は50万円)×㉔ (㉔<㉕の場合は0) ㉕	円	地方事業所特別税額控除限度額 30万円×㉔ ㉖ 円	
本年税額基準額 ㉕×30/100 ㉗		差引本年税額基準額残額 ㉗-㉘-㉙ ㉚	
差引本年税額基準額残額 ㉗-㉘ ㉙		除 本 年 税 額 控 除 可 能 額 (㉚と㉛のうち少ない金額) ㉜	
本年税額控除可能額 (㉙と㉚のうち少ない金額) ㉛		計 所得税額超過構成額 ㉝	
所得税額超過構成額 ㉛		算 本 年 税 額 控 除 額 ㉞-㉟ ㉞	
本年税額控除額 (㉛-㉛) ㉞		所得税額の特別控除額 ㉞+㉟+㊱ ㊱	
給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細			
給与等支給額の計算に関する明細	適用年における給与等の支給額 ㊲	円	比 較 給 与 等 支 給 額 適 用 年 の 前 年 分 ㊳ 平 成 年
	同上のうち適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額 ㊴		適 用 年 の 前 年 分 の 給 与 等 支 給 額 ㊴ 円
	給 与 等 支 給 額 ㊲-㊴ ㊵		12 ㊵の月数 ㊶ 12
			比 較 給 与 等 支 給 額 の 計 算 ㊴×㊷+ (㊴×㊸×30/100) ㊹ 円

(平成27年分以降用)

**雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書**

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5第1項から第3項までの規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5」と記載してください。

**1 記載要領**

(1) 「⑤」欄は、「②-③」が零である場合には、記載を要しません。

(2) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18の3）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所得税法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(3) 「⑪」欄は、その適用を受ける個人が中小企業者（措法第10条第4項に規定する中小企業者をいいます。）である場合には「10又は」を抹消し、その他の場合には「又は20」を抹消します。

(4) 「⑫」欄は、「⑤」欄が0.1以上である場合又は「②-③」が零である場合にあっては「20万円又は」を抹消し、その他の場合にあっては「又は50万円」を抹消します。

(5) 「基準年」欄は、措法第10条の5第2項の規定の適用を受ける又は受けた年を記載します。

(6) 「地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地方事業所基準雇用者数」の各欄は、措法10条の5第4項第10号に規定する計画の認定を受けた日の属する年以後の各年ごとに、「地方事業所基準雇用者数の計算」の各欄に準じて計算した数を記載します。この場合において、前年以前のこの明細書の写し又はその計算に関する明細を適宜の用紙に記載して添付してください。

(7) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合、「⑫」欄の欄中「②-⑫」とあり、「⑫」欄の欄中「②-⑫-⑬」とあるのは、それぞれ「②-⑫-地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書「⑬」欄」、「②-⑫-⑬-地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書「⑭」欄」として記載します。

(8) 「⑬」欄、「⑭」欄及び「⑮」欄には、それぞれ「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑬」欄、「⑮」欄及び「⑯」欄のBの金額を記載します。

(9) 「⑯」欄は、支給する給与等に充てるために他の者から支払を受ける金額がある場合には、これを除きます。

(10) 「⑰」欄は、適用年の12月31日において高齢雇用者に該当する者についての給与等支給額がある場合には、これを除きます。

(11) 「②-③」が零である場合には、「⑱」欄の欄中「⑱×⑲+ (⑱×⑲×⑳)<sup>30</sup>」とあるのは、「⑱×⑲+ (⑱×⑲×<sup>30</sup>100)」として記載します。

**2 提出先**

納税地の所轄税務署長

**3 根拠条文**

措法第10条の5

改正後

改正前

個⑥063 国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

個⑥061 国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(同左)

(平成 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

適用年において取得等をした生産等資産のうち当該適用年の12月31日において有するものの取得価額の合計額		①			円
資産区分	設備の種類	②			
	機械等の名称	③			
	取得年月日	④	平 . . .	平 . . .	平 . . .
	事業の用に供した年月日	⑤	平 . . .	平 . . .	平 . . .
取得価額又は製作価額	⑥	円	円	円	円
<b>所得税額の特別控除額の計算</b>					
取得価額の合計額 (⑥の合計)	⑦	円	本年税額基準額 (⑨× $\frac{20}{100}$ )	⑩	円
税額控除限度額 (⑦× $\frac{3}{100}$ ) <small>(①≦⑩の場合又は①≦⑩の場合は0)</small>	⑧		本年税額控除可能額 (⑧と⑩のうち少ない金額)	⑪	
事業所得に係る所得税額	⑨		所得税額超過構成額	⑫	
			所得税額の特別控除額 (⑪-⑫)	⑬	
償却費として必要経費に算入する金額	⑭				
<b>比較取得資産総額等の計算</b>					
適用年の前年において取得等をした生産等資産のうち当該適用年の前年の12月31日において有するものの取得価額の合計額	⑮				円
12 事業を営んでいた月数	⑯		12		
比較取得資産総額 (⑮×⑯)	⑰				円
比較取得資産総額の110%相当額 (⑰× $\frac{110}{100}$ )	⑱				
<b>機械等の概要</b>					

改正後	改正前
<p>個⑥063 国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が平成 27 年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条の 5 の 2 第 3 項に規定する国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法 10 の 5 の 2」と記載してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「②」欄には、生産等資産の耐用年数省令別表第二に定める設備の種類を記載します。</p> <p>(2) 「⑥」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(3) 「⑨」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（旧措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18）、認定 N P O 法人等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18 の 3）、住宅耐震改修特別控除（旧措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別控除（旧措法 41 の 19 の 3）、認定住宅新築等特別税額控除（旧措法 41 の 19 の 4）、外国税額控除（平成 27 年改正前の所法 95）及び平成 27 年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 10 条の 2 から第 10 条の 4 までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(4) 「⑫」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑫」欄の B の金額を記載します。</p> <p>(5) 「⑭」欄には、個人がその有する減価償却資産につき、その適用年においてその償却費として必要経費に算入する金額（所法その他の所得税に関する法令の規定（旧措法第 10 条の 5 の 2 第 1 項又は第 2 項の規定を除きます。）により、必要経費として計算した金額をいいます。）を記載します。</p> <p>(6) 「機械等の概要」欄には、減価償却資産が生産等資産である機械及び装置に該当することの詳細を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地の所轄税務署長</p> <p>3 根拠条文 旧措法第 10 条の 5 の 2、平成 27 年改正法附則 62 条</p>	<p>個⑥061 国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条の 5 の 2 第 3 項に規定する国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「②」欄には、生産等資産の耐用年数省令別表第二に定める設備の種類を記載します。</p> <p>(2) 「⑥」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(3) 「⑨」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（措法 41 の 18）、認定 N P O 法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 3）、住宅耐震改修特別控除（措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（措法 41 の 19 の 3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法 41 の 19 の 4）、外国税額控除（所法 95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 10 条の 2 から第 10 条の 4 までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(4) 「⑫」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑫」欄の B の金額を記載します。</p> <p>(5) 「⑭」欄には、個人がその有する減価償却資産につき、その適用年においてその償却費として必要経費に算入する金額（所得税法その他の所得税に関する法令の規定（措法第 10 条の 5 の 2 第 1 項及び第 2 項の規定を除きます。）により、必要経費として計算した金額をいいます。）を記載します。</p> <p>(6) 「機械等の概要」欄には、減価償却資産が生産等資産である機械及び装置に該当することの詳細を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第 10 条の 5 の 2</p>



改正後

改正前

個⑥064 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

個⑥062 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(同左)

(平成 年分)		氏名 _____		
雇 支 給 増 加 額 の 計 等 算	雇用者給与等支給額 ①	円	所 得 税 額 の 特 別 控 除 の 計 算	
	基準雇用者給与等支給額 (①) ②			
	雇用者給与等支給増加額 (①-②) ③	(赤字のときは0)		
	雇用者給与等支給増加割合 ( $\frac{③}{②}$ ) ④			
	比較雇用者給与等支給額 (②) ⑤	円		
	平均給与等支給額 (②のA) ⑥			
	比較平均給与等支給額 (②のB) ⑦			
<b>基準雇用者給与等支給額の計算</b>				
基準年分 ⑭	基準年分の国内雇用者に対する給与等の支給額 ⑮	$\frac{12}{⑭}$ の月数 ⑯	基準雇用者給与等支給額 (⑮×⑯) ⑰	
平成 年分	円	12	円	
<b>比較雇用者給与等支給額の計算</b>				
適用年の前年分 ⑱	適用年の前年分の国内雇用者に対する給与等の支給額 ⑲	$\frac{12}{⑱}$ の月数 ⑳	比較雇用者給与等支給額 (⑲×㉑) ㉑	
平成 年分	円	12	円	
<b>平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算</b>				
		平均給与等支給額の計算	比較平均給与等支給額の計算	
		適用年 A	適用年の前年 B	
雇用者給与等支給額 ⑳	(①の金額)	円	(⑰の金額)	円
同上のうち一般被保険者である継続雇用者に係る金額 ㉒				
同上のうち継続雇用制度対象者に係る金額 ㉓				
継続雇用者給与等支給額 (㉒-㉓) ㉔				
月別支給対象者の合計数 ㉕		人		人
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 ( $\frac{㉔}{㉕}$ ) ㉖		円		円

改正後	改正前																		
<p><b>個⑥064 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</b></p> <p style="text-align: center;"><b>雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</b></p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の4に規定する雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の4」と記載してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「⑧」欄は、「④」に記載した割合が次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める割合未満である場合には、「0」と記載します。</p> <table border="0"> <tr> <td>イ</td> <td>平成26年分又は平成27年分</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>平成28年分</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>平成29年分又は平成30年分</td> <td>0.05</td> </tr> </table> <p>(2) 「⑨」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注)1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別控除(措法41の19の3)、認定住宅新築等特別控除(措法41の19の4)、外国税額控除(所得税法95)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(3) 「⑩」欄は、その適用を受ける個人が中小企業者である場合には「10又は」を、その他の場合には「又は20」を抹消します。</p> <p>なお、中小企業者とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。</p> <p>(4) 「⑫」欄には、「<b>所得税の額から控除される特別控除額の明細書</b>」の「㉕」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(5) 租税特別措置法施行令（以下「措令」といいます。）第5条の6の4第7項第1号に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「②」欄には「1」と記載します。</p> <p>(6) 「⑭」欄は、平成25年分以前に事業を開始した場合には「25」を、平成26年分以後に事業を開始した場合には当該事業を開始した日の属する年分を記載します。</p> <p>ただし、措令第5条の6の4第7項第2号又は第3号に掲げる場合に該当する場合は、同号に規定する最初の年分を記載します。</p> <p>(7) 「⑰」欄の「基準雇用者給与等支給額(⑮×⑯)」は、次に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額(⑮×<math>\frac{⑮}{100}</math>)」として記載します。</p> <p>イ 措法第10条の5の4第2項第4号ロに掲げる場合 ロ 措令第5条の6の4第7項第2号又は第3号に掲げる場合</p> <p>なお、イ又はロの場合で、かつ、事業を開始した日の属する年(又は最初年)において事業を営んでいた期間の月数と適用年において事業を営んでいた期間の月数とが異なる場合の「⑰」欄は、「基準雇用者給与等支給額(⑮×<math>\frac{⑮}{100}</math>)」として記載します。</p> <p>(8) 措令第5条の6の4第10項に規定する継続雇用者給与等支給額が「0」である場合には、「㉕」欄のA及び「㉖」欄のAの各欄には「1」と記載し、同条第12項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が「0」である場合には、「㉕」欄のBには「1」と記載します。</p> <p>2 提出先 納税地の所轄税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条の5の4</p>	イ	平成26年分又は平成27年分	0.02	ロ	平成28年分	0.03	ハ	平成29年分又は平成30年分	0.05	<p><b>個⑥062 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</b></p> <p style="text-align: center;"><b>雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</b></p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の4に規定する雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「⑧」欄は、「④」に記載した割合が次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める割合未満である場合には、「0」と記載します。</p> <table border="0"> <tr> <td>イ</td> <td>平成26年分又は平成27年分</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>平成28年分</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>平成29年分又は平成30年分</td> <td>0.05</td> </tr> </table> <p>(2) 「⑨」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注)1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別控除(措法41の19の3)、認定住宅新築等特別控除(措法41の19の4)、外国税額控除(所得税法95)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(3) 「⑩」欄は、その適用を受ける個人が中小企業者である場合には「10又は」を、その他の場合には「又は20」を抹消します。</p> <p>なお、中小企業者とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。</p> <p>(4) 「⑫」欄には、「<b>所得税の額から控除される特別控除額の明細書</b>」の「⑳」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(5) 租税特別措置法施行令（以下「措令」といいます。）第5条の6の4第7項第1号に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「②」欄には「1」と記載します。</p> <p>(6) 「⑭」欄は、平成25年分以前に事業を開始した場合には「25」を、平成26年分以後に事業を開始した場合には当該事業を開始した日の属する年分を記載します。</p> <p>(7) 「⑰」欄の「基準雇用者給与等支給額(⑮×⑯)」は、次に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額(⑮×<math>\frac{⑮}{100}</math>)」として記載します。</p> <p>イ 措法第10条の5の4第2項第4号ロに掲げる場合 ロ 措令第5条の6の4第7項第2号又は第3号に掲げる場合</p> <p>(8) 措令第5条の6の4第10項に規定する継続雇用者給与等支給額が「0」である場合には、「㉕」欄のA及び「㉖」欄のAの各欄には「1」と記載し、同条第12項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が「0」である場合には、「㉕」欄のBには「1」と記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条の5の4</p>	イ	平成26年分又は平成27年分	0.02	ロ	平成28年分	0.03	ハ	平成29年分又は平成30年分	0.05
イ	平成26年分又は平成27年分	0.02																	
ロ	平成28年分	0.03																	
ハ	平成29年分又は平成30年分	0.05																	
イ	平成26年分又は平成27年分	0.02																	
ロ	平成28年分	0.03																	
ハ	平成29年分又は平成30年分	0.05																	

改正後

改正前

個⑥065 生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

個⑥063 生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(同左)

(平成 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

資 産 区 分	種 類	①					
	構造、設備の種類又は区分	②					
	細 目	③					
	取 得 年 月 日	④	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
	事業の用に供した年月日	⑤	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
取得価額又は製作価額	⑥		円	円	円	円	円
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
取得価額の合計額 (⑥の合計)	⑦		円	事業所得に係る 所得税額	⑭		円
同上のうち建物 及び構築物に係る額	⑧			本年税額基準額 (⑭ × $\frac{20}{100}$ )	⑮		
⑦のうち⑤が特定期間内 であるものに係る額	⑨			本年税額控除可能額 (⑮と⑯のうち少ない金額)	⑯		
同上のうち建物 及び構築物に係る額	⑩			所得税額超過構成額	⑰		
税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	特 外 定 の 期 間 以 分	⑪		所得税額の特別控除額 (⑯-⑰)	⑱		
	特 定 期 間 以 分	⑫		/			
	税 額 控 除 限 度 額 (⑪+⑫)	⑬					
機 械 設 備 等 の 概 要							

改正後	改正前
<p>個⑥065 生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;"><b>生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</b></p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の5第5項及び第6項に規定する生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の5」と記載してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄から「③」欄には、生産性向上設備等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。</p> <p>(2) 「⑥」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(3) 「⑭」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(4) 「⑰」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「㉔」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(5) 「機械設備等の概要」欄には、減価償却資産が生産性向上設備等に該当することの詳細を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地の所轄税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条の5の5</p>	<p>個⑥063 生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;"><b>生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</b></p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の5第5項及び第6項に規定する生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄から「③」欄には、生産性向上設備等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。</p> <p>(2) 「⑥」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(3) 「⑭」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(4) 「⑰」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「㉔」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(5) 「機械設備等の概要」欄には、減価償却資産が生産性向上設備等に該当することの詳細を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条の5の5</p>

改正後	改正前
個⑥066 情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分用） （様式省略）	個⑥064 情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分用） （同左）
個⑥066-1 情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表） （様式省略）	個⑥064-1 情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表） （同左）
個⑥066-2 情報基盤強化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表） （様式省略）	個⑥064-2 情報基盤強化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表） （同左）

改正後

(廃止)

改正前

個⑥065 教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する  
明細書

教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)		氏名 _____				
教育訓練費の額	①	円	比較教育訓練費の額の計算			
比較教育訓練費の額 (13)	②		年分	教育訓練費の額	$\frac{12}{\text{事業を営んでいた期間の月数}}$	改定教育訓練費の額 (9×10)
増加教育訓練費の額 (1-2)	③		⑧	⑨	⑩	⑪
増加教育訓練費の額の支出基準額 $\left[ ③ \times \frac{25}{100} \right]$	④		前 二 年 以 内 の 各 年 分	平成 年分	円	円
事業所得に係る税額	⑤		平成 年分	円	12	円
税額基準額 $\left[ ⑤ \times \frac{10}{100} \right]$	⑥		⑪の合計額	⑫		円
所得税額の特別控除額 (④と⑥のうち少ない金額)	⑦		比較教育訓練費の額 ⑫ ÷ (各年の数)	⑬		

改正後

改正前

教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成20年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の7第1項に規定する教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。なお、この控除は、旧措法第10条の7第2項に規定する中小企業者の教育訓練費に係る所得税額の特別控除を適用する年分及び事業を廃止した年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される教育訓練費の額（教育訓練費に充てるために他の者から支払を受ける金額を控除した額。以下同じ。）を記載します。
- (2) 「⑤」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注)1 上記算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の金額をいい、旧措法第10条から第10条の7までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、電子証明書等特別控除(措法41の19の3)及び外国税額控除(所法96)の規定を適用しないで計算した額です。

2 上記算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (3) 「⑫」欄の記載に当たり、前年の中途において事業を開始した場合においては、当該前年分の教育訓練費の額に12を乗じ、当該前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を記載します。

(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は切り上げます。

- (4) 「⑬」欄には、「⑫」欄の金額を適用年の開始の前日2年以内に開始した各年の数で除して計算した金額を記載します。

なお、上記(3)の場合には、「各年の数」は「1」とします。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の7第1項



改正後

(廃止)

改正前

個⑥066 中小企業者の教育訓練費の額に係る所得税額の特別控除に関する明細書

中小企業者の教育訓練費の額に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

教育訓練費の額		①	円	比較教育訓練費の額の計算			
				年分	教育訓練費の額	$\frac{12}{\text{事業を営んでいた期間の月数}}$	改定教育訓練費の額 (⑪×⑫)
比較教育訓練費の額 (⑮)		②		⑩	⑪	⑫	⑬
教育訓練費増加割合 $\frac{①-②}{②}$		③		平成	円	12	円
教育に係る訓練費控除割合に合	③ ≥ 40%の場合	④	0.2	前二年以内の各年分	平成	12	
	③ < 40%の場合 (③×0.5) (小数点以下第3位未満切捨て)	⑤			平成	12	
教育訓練費の額の支出基準額 (①×④)又は(①×⑤)		⑥	円	⑬の合計額		⑭	円
事業所得に係る税額		⑦		比較教育訓練費の額 ⑭ ÷ (各年の数)		⑮	
税額基準額 $\left[ ⑦ \times \frac{10}{100} \right]$		⑧		/			
所得税額の特別控除額 (⑥と⑧のうち少ない金額)		⑨					

改正後

改正前

中小企業者の教育訓練費の額に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者（常時使用する従業員の数が1,000人以下である者に限る。）が平成20年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の7第2項に規定する中小企業者の教育訓練費に係る所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、中小企業者の教育訓練費に係る所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、この控除は、旧措法第10条の7第1項に規定する教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除を適用する年分並びに事業を廃止した年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される教育訓練費の額（教育訓練費に充てるために他の者から支払を受ける金額を控除した額。以下同じ。）を記載します。

(2) 「⑥」欄には、「⑤」欄の記載がない場合には「①×④」の金額を記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「①×⑤」の金額を記載します。

(3) 「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の金額をいい、旧措法第10条から第10条の7までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（措法41、措法41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、電子証明書等特別控除（措法41の19の3）及び外国税額控除（所法95）の規定を適用しないで計算した額です。

2 上記算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(4) 「⑬」欄の記載に当たり、前年の中途において事業を開始した場合においては、当該前年分の教育訓練費の額に12を乗じ、当該前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を記載します。

(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は切り上げます。

(5) 「⑭」欄には、「⑬」欄の金額を適用年の開始の前日2年以内に開始した各年の数で除して計算した金額を記載します。

なお、上記(3)の場合には、「各年の数」は「1」とします。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の7第2項

改正後

改正前

個⑥067 所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書【表面】

個⑥067 所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書【表面】

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

(平成27年分)

(平成26年分)

氏名		所得税額超過額の計算	
本年税額控除可能額	① (㉞のA)	円	所得税額から控除される特別控除額 (①と③のうち少ない金額)
本年分の事業所得に係る所得税額	②		所得税額超過額 (①-④)
本年税額基準額	③		
②× $\frac{20}{100}$			
所得税額超過構成額の明細			
指法第10条の6第1項各号の該当号	年分	本年税額控除可能額	所得税額超過構成額
		A	B
第1号	前年繰越分	平成 年分	⑥ 総額
	本年分		⑦ 特別
第2号	前年繰越分	平成 年分	⑧ 総額
	本年分		⑨ 特別
第3号	前年繰越分	平成 年分	⑩
	本年分		⑪
第4号	前年繰越分	平成 年分	⑫
	本年分		⑬
第5号	前年繰越分	平成 年分	⑭
	本年分		⑮ 生産性以外
第5号の2	前年繰越分	平成 年分	⑯ 生産性
	本年分		⑰
第6号	前年繰越分	平成 年分	⑱
	本年分		⑲
第7号	前年繰越分	平成 年分	⑳
	本年分		㉑
第8号	前年繰越分	平成 年分	㉒
	本年分		㉓
第9号	前年繰越分	平成 年分	㉔
	本年分		㉕
第10号	前年繰越分	平成 年分	㉖
	本年分		㉗
平成24年改正前の第6号	前年繰越分	平成 年分	㉘
		平成 年分	㉙
		平成 年分	㉚
		平成 年分	㉛
	計	㉜	
	本年分		㉝
震災特例法第10条の2第3項若しくは第4項、第10条の2の2第3項若しくは第4項又は第10条の2の3第3項若しくは第4項	前年繰越分	平成 年分	㉞
		平成 年分	㉟
		平成 年分	㊱
	計	㊲	
本年分		㊳	
震災特例法第10条の3第1項、第10条の3の2第1項又は第10条の3の3第1項	前年繰越分	平成 年分	㊴
	本年分		㊵
合計			㊶ (㉞の金額)

氏名		所得税額超過額の計算	
本年税額控除可能額	① (㉞のA)	円	所得税額から控除される特別控除額 (①と②のうち少ない金額)
本年分の事業所得に係る所得税額	②		所得税額超過額 (①-③)
所得税額超過構成額の明細			
指法第10条の6第1項各号の該当号	年分	本年税額控除可能額	所得税額超過構成額
		A	B
第1号	前年繰越分	平成 年分	⑤ 総額
	本年分		⑥ 特別
第2号	前年繰越分	平成 年分	⑦ 総額
	本年分		⑧ 特別
第3号	前年繰越分	平成 年分	⑨
	本年分		⑩
第4号	前年繰越分	平成 年分	⑪
	本年分		⑫
第5号	前年繰越分	平成 年分	⑬
	本年分		⑭ 生産性以外
第5号の2	前年繰越分	平成 年分	⑮ 生産性
	本年分		⑯
第6号	前年繰越分	平成 年分	⑰
	本年分		⑱
第7号	前年繰越分	平成 年分	⑲
	本年分		⑳
第8号	前年繰越分	平成 年分	㉑
	本年分		㉒
第9号	前年繰越分	平成 年分	㉓
	本年分		㉔
第10号	前年繰越分	平成 年分	㉕
	本年分		㉖
平成24年改正前の第6号	前年繰越分	平成 年分	㉗
		平成 年分	㉘
		平成 年分	㉙
	計	㉚	
本年分		㉛	
平成23年12月改正前の第4号	前年繰越分	平成 年分	㉜
	本年分		㉝
震災特例法第10条の2第3項若しくは第4項、第10条の2の2第3項若しくは第4項又は第10条の2の3第3項若しくは第4項	前年繰越分	平成 年分	㉞
		平成 年分	㉟
		平成 年分	㊱
	計	㊲	
本年分		㊳	
震災特例法第10条の3第1項、第10条の3の2第1項又は第10条の3の3第1項	前年繰越分	平成 年分	㊴
	本年分		㊵
合計			㊶ (㉞の金額)

改正後

改正前

個⑥067 所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書【裏面】

個⑥067 所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書【裏面】

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

この明細書は、個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の6の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に使用します。  
この明細書は、この規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

この明細書は、個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の6の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に使用します。  
この明細書は、この規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

1 記載要領

- (1) 「第1号」欄の「総額」には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」には特別試験研究費に係るものを記載します。
- (2) 「所得税額超過構成額B」欄の各欄には、「所得税額超過額⑤」の金額が控除可能期間（措法第10条の6第1項に規定する控除可能期間をいいます。）の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する所得税額超過額を構成する部分の金額を記載します。
- (3) 「本年控除可能額A」の各欄は次の金額を記載します。
  - ⑧ 「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑨欄の金額
  - ⑨ 「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑩欄の金額
  - ⑩ 「中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑪欄の金額
  - ⑪ 「中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑫欄の金額
  - ⑫ 「試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑬欄の金額
  - ⑬ 「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑭欄の金額
  - ⑭ 「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑮欄の金額
  - ⑮ 「中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑯欄の金額
  - ⑯ 「中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
  - ⑰ 「中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額
  - ⑱ 「地域活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑲欄の金額
  - ⑲ 「雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑳欄の金額
  - ⑳ 「雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉑欄の金額
  - ㉑ 「雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉒欄の金額
  - ㉒ 「国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の㉓欄の金額
  - ㉓ 「特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉔欄の金額
  - ㉔ 「特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉕欄の金額
  - ㉕ 「雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉖欄の金額
  - ㉖ 「生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉗欄の金額
  - ㉗ 「沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉘欄の金額
  - ㉘ 「沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉙欄の金額
  - ㉙ 「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉚欄の金額
  - ㉚ 「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉛欄の金額
  - ㉛ 「復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉜欄の金額

- (1) 「第1号」欄の「総額」には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」には特別試験研究費に係るものを記載します。
- (2) 「所得税額超過構成額B」欄の各欄には、「所得税額超過額④」の金額が控除可能期間（措法第10条の6第1項に規定する控除可能期間をいいます。）の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する所得税額超過額を構成する部分の金額を記載します。
- (3) 「本年控除可能額A」の各欄は次の金額を記載します。
  - ⑦ 「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑧欄の金額
  - ⑧ 「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑨欄の金額
  - ⑨ 「中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑩欄の金額
  - ⑩ 「中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑪欄の金額
  - ⑪ 「試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑫欄の金額
  - ⑫ 「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑬欄の金額
  - ⑬ 「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑭欄の金額
  - ⑭ 「中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑮欄の金額
  - ⑮ 「中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑯欄の金額
  - ⑯ 「中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
  - ⑰ 「雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額
  - ⑱ 「国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑲欄の金額
  - ⑲ 「特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑳欄の金額
  - ⑳ 「特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉑欄の金額
  - ㉑ 「雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉒欄の金額
  - ㉒ 「生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉓欄の金額
  - ㉓ 「沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉔欄の金額
  - ㉔ 「沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉕欄の金額
  - ㉕ 「エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉖欄の金額
  - ㉖ 「エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉗欄の金額
  - ㉗ 「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉘欄の金額
  - ㉘ 「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉙欄の金額
  - ㉙ 「復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉚欄の金額

2 提出先

2 提出先

納税地の所轄税務署長

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

3 根拠条文

措法第10条の6、震災特例法第10条の4第1項 等

措法第10条の6、震災特例法第10条の4第1項 等

改正後

個⑥071 農業経営基盤強化準備金の必要経費算入及び認定計画に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書【表面】

農業経営基盤強化準備金の必要経費算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書

(平成 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

1 農業経営基盤強化準備金の必要経費算入に関する明細書

交付金等の該当号		①	第 号			
交付金等の額（農業所得の雑収入として計上）		②	円			
必 算 入 額 の 経 計 費 算	②のうち認定計画等に記載された農用地等の取得に充てるための金額（証明額）	③				
	事業所得の金額	④				
	必要経費算入額 （③と④のうちいずれか少ない金額以下の金額）	⑤				
農業経営基盤強化準備金の取崩しに関する明細書						
積立年分	本年分 必要経費算入額	年初の各年分 の準備金額	本年総収入金額			翌年繰越額 ⑤+⑥-⑦-⑧-⑨
			5年を経過した場合	任意取崩し等の場合	⑦及び⑧以外の場合	
平成 年分		円	円	円	円	円
平成 年分						円
平成 年分						
平成 年分						
平成 年分						
平成 年分						
本年分	円					
計		円	円	円	円	

2 認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書

取得 資産 の 明 細	取得した農用地等の種類	①				計	
	取得年月日	②	平 . . .	平 . . .	平 . . .		
	取得した農用地等の取得価額	③	円	円	円	円	
必 要 経 費 算 入 額 の 計 算	準備金等 総収入金額	5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の総収入金額算入額	④			⑦	
		任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の総収入金額算入額	⑤			⑧の計	
		②のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の金額（証明額）	⑥				
		計 （④+⑤+⑥）	⑧				
		事業所得の金額	⑨				
	必要経費算入額 （⑧の計、⑨、⑩のうちいずれか少ない金額以下の金額）	⑩					
	個別資産の必要経費算入額	⑪	円	円	円		

改正前

個⑥071 農業経営基盤強化準備金の必要経費算入及び認定計画に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書【表面】

農業経営基盤強化準備金の必要経費算入及び認定計画に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書

(平成 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

1 農業経営基盤強化準備金の必要経費算入に関する明細書

交付金等の該当号		①	第 号			
交付金等の額（農業所得の雑収入として計上）		②	円			
必 算 入 額 の 経 計 費 算	②のうち認定計画に記載された農用地等の取得に充てるための金額（証明額）	③				
	事業所得の金額	④				
	必要経費算入額 （③と④のうちいずれか少ない金額以下の金額）	⑤				
農業経営基盤強化準備金の取崩しに関する明細書						
積立年分	本年分 必要経費算入額	年初の各年分 の準備金額	本年総収入金額			翌年繰越額 ⑤+⑥-⑦-⑧-⑨
			5年を経過した場合	任意取崩し等の場合	⑦及び⑧以外の場合	
平成 年分		円	円	円	円	円
平成 年分						円
平成 年分						
平成 年分						
平成 年分						
平成 年分						
本年分	円					
計		円	円	円	円	

2 認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書

取得 資産 の 明 細	取得した農用地等の種類	①				計	
	取得年月日	②	平 . . .	平 . . .	平 . . .		
	取得した農用地等の取得価額	③	円	円	円	円	
必 要 経 費 算 入 額 の 計 算	準備金等 総収入金額	5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の総収入金額算入額	④			⑦	
		任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の総収入金額算入額	⑤			⑧の計	
		②のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の金額（証明額）	⑥				
		計 （④+⑤+⑥）	⑧				
		事業所得の金額	⑨				
	必要経費算入額 （⑧の計、⑨、⑩のうちいずれか少ない金額以下の金額）	⑩					
	個別資産の必要経費算入額	⑪	円	円	円		

改正後	改正前
<p>個⑥071 農業経営基盤強化準備金の必要経費算入及び認定計画に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書【裏面】</p> <p>「農業経営基盤強化準備金の必要経費算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書」の書き方</p> <p>この明細書は、青色申告書を提出する個人で、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第24条の2第1項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農業者等に該当する者が同条又は第24条の3第1項（農用地等）を取得した場合の課税の特例の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、これらの規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、⑤欄に金額の記載がある場合は「措法24の2」と、⑨又は⑩欄に金額の記載がある場合は「措法24の3」と記載してください。</p> <p>なお、この明細書及び農林水産大臣から証明を受けた証明書については、上記特例の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 「農業経営基盤強化準備金の必要経費算入に関する明細書」の記載要領 措法第24条の2の規定を適用する場合に記載します。</p> <p>(1) 「交付金等の該当号」①欄 措法第24条の2第1項に規定する交付金等が農業経営基盤強化促進法施行規則第25条の2各号のいずれに該当するかを記載します。</p> <p>(2) 「②のうち認定計画等に記載された農用地等の取得に充てるための金額（証明額）」③欄 農林水産大臣から証明を受けた「農業経営基盤強化準備金に関する証明書」による証明額を記載します。</p> <p>(3) 「事業所得の金額」④欄 その年分の事業所得の金額（措法第24条の2、第24条の3の規定により必要経費に算入すべき金額（⑤欄及び⑨欄の金額）を必要経費に算入せず、かつ青色申告特別控除を適用しないで計算した金額）を記載します。</p> <p>(4) 「年初の各年分の準備金額」⑥欄 各年に積み立てた金額のうち、本年に繰り越された金額を記載します。 （注）措法第24条の2第6項又は第7項を適用する場合は、被相続人等が各年に積み立てた金額を含みます。</p> <p>(5) 「5年を経過した場合」⑦欄 積み立てた年の翌年1月1日から5年を経過した準備金の金額を記載します。 （注）この準備金は、積み立てた翌年1月1日から5年を経過したときは、経過した日の属する年分の総収入金額に算入することとなっています。</p> <p>(6) 「任意取崩し等の場合」⑧欄 措法第24条の2第3項の規定により総収入金額に算入する、又は算入すべきこととなった同項に規定する農業経営基盤強化準備金の額に相当する金額を記載します。</p> <p>(7) 「⑦及び⑧以外の場合」⑨欄 措法第24条の2第4項又は第8項の規定により、本年分の総収入金額に算入する金額を記載します。</p> <p>2 「認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書」の記載要領 措法第24条の3の規定を適用する場合に記載します。</p> <p>(1) 「②のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の金額（証明額）」⑩欄 農林水産大臣から証明を受けた「農用地等を取得した場合の証明書」による証明額を記載します。</p> <p>(2) 「事業所得の金額」⑩欄 その年分の事業所得の金額（措法第24条の3の規定により必要経費に算入すべき金額（⑩欄の金額）を必要経費に算入せず、かつ青色申告特別控除を適用しないで計算した金額）を記載します。</p> <p>(3) 「個別資産の必要経費算入額」⑩欄 措法第24条の3に基づき取得した農用地等が2以上ある場合において、「必要経費算入額」⑩欄のうち個別資産の必要経費算入額は、「取得した農用地等の取得価額」⑩欄の金額を上限として、納税者の計算によるものとします。</p> <p>なお、措法第24条の3の規定の適用を受けた農用地等について所得税に関する法令の規定を適用する場合には、当該農用地については、当該農用地等の「取得した農用地等の取得価額」⑩欄の金額から「個別資産の必要経費算入額」⑩欄の金額を控除した金額をもって取得したものとみなされます。</p> <p>3 提出先 納税地の所轄税務署長</p> <p>4 根拠条文 措法第24条の2、措法第24条の3</p>	<p>個⑥071 農業経営基盤強化準備金の必要経費算入及び認定計画に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書【裏面】</p> <p>「農業経営基盤強化準備金の必要経費算入及び認定計画に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書」の書き方</p> <p>この明細書は、青色申告書を提出する個人で、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第24条の2第1項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農業者等に該当する者が同条及び第24条の3第1項（農用地等）を取得した場合の課税の特例の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>なお、この明細書及び農林水産大臣から証明を受けた証明書については、上記特例の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>○ この明細書は、次により記載してください。</p> <p>1 農業経営基盤強化準備金の必要経費算入に関する明細書 措法第24条の2の規定を適用する場合に記載します。</p> <p>(1) 「交付金等の該当号」①欄 措法第24条の2第1項に規定する交付金等が農業経営基盤強化促進法施行規則第25条の2各号のいずれに該当するかを記載します。</p> <p>(2) 「②のうち認定計画に記載された農用地等の取得に充てるための金額（証明額）」③欄 農林水産大臣から証明を受けた「農業経営基盤強化準備金に関する証明書」による証明額を記載します。</p> <p>(3) 「事業所得の金額」④欄 その年分の事業所得の金額（措法第24条の2、第24条の3の規定により必要経費に算入すべき金額（⑤欄及び⑨欄の金額）を必要経費に算入せず、かつ青色申告特別控除を適用しないで計算した金額）を記載します。</p> <p>(4) 「年初の各年分の準備金額」⑥欄 各年に積み立てた金額のうち、本年に繰り越された金額を記載します。 （注）措法第24条の2第6項又は第7項を適用する場合は、被相続人等が各年に積み立てた金額を含みます。</p> <p>(5) 「5年を経過した場合」⑦欄 積み立てた年の翌年1月1日から5年を経過した準備金の金額を記載します。 （注）この準備金は、積み立てた翌年1月1日から5年を経過したときは、経過した日の属する年分の総収入金額に算入することとなっています。</p> <p>(6) 「任意取崩し等の場合」⑧欄 措法第24条の2第3項の規定により総収入金額に算入する、又は算入すべきこととなった同項に規定する農業経営基盤強化準備金の額に相当する金額を記載します。</p> <p>(7) 「⑦及び⑧以外の場合」⑨欄 措法第24条の2第4項又は第8項の規定により、本年分の総収入金額に算入する金額を記載します。</p> <p>2 認定計画に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書 措法第24条の3の規定を適用する場合に記載します。</p> <p>(1) 「②のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の金額（証明額）」⑩欄 農林水産大臣から証明を受けた「農用地等を取得した場合の証明書」による証明額を記載します。</p> <p>(2) 「事業所得の金額」⑩欄 その年分の事業所得の金額（措法第24条の3の規定により必要経費に算入すべき金額（⑩欄の金額）を必要経費に算入せず、かつ青色申告特別控除を適用しないで計算した金額）を記載します。</p> <p>(3) 「個別資産の必要経費算入額」⑩欄 措法第24条の3に基づき取得した農用地等が2以上ある場合において、「必要経費算入額」⑩欄のうち個別資産の必要経費算入額は、「取得した農用地等の取得価額」⑩欄の金額を上限として、納税者の計算によるものとします。</p> <p>なお、措法第24条の3の規定の適用を受けた農用地等について所得税に関する法令の規定を適用する場合には、当該農用地については、当該農用地等の「取得した農用地等の取得価額」⑩欄の金額から「個別資産の必要経費算入額」⑩欄の金額を控除した金額をもって取得したものとみなされます。</p>

改正後	改正前
個⑥072 債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費参入に関する明細書 (様式省略)	個⑥071-1 債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費参入に関する明細書 (同左)
個⑥074 高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書 (様式省略)	個⑥072 高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書 (同左)



改正後

(廃止)

改正前

個⑥074 改良優良賃貸住宅の特別償却に関する明細書

改良優良賃貸住宅の特別償却に関する明細書

(平成 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

(建物番号・名称) 改良優良賃貸住宅の区分		① ( ) 法14条3項__号	( ) 法14条3項__号	( ) 法14条3項__号	
適 用 要 件 の 判 定	建物の所在地	②			
	建物の所在地の区域		A・B・C・D	A・B・C・D	
	改良年月日	③	平・・	平・・	
	賃貸の用に供した年月日	④	平・・	平・・	
	改良工事の直前における使用可能期間	⑤	年	年	
	(建物の構造) 家屋及び建築物の区分	⑥	( ) 共同住宅・長屋 耐火・耐火以外	( ) 共同住宅・長屋 耐火・耐火以外	( ) 共同住宅・長屋 耐火・耐火以外
	地方公共団体からの補助金の有無	⑦	有・無	有・無	
	改良工事前の建物全体の床面積	⑧	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )
	改良工事後の建物全体の床面積	⑨	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )
	改良優良賃貸住宅部分に係る建物の床面積	⑩	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
改良工事に係る費用の総額	⑪	円	円	円	
改良優良賃貸住宅部分に係る改良工事の費用	⑫	円	円	円	
改良優良賃貸住宅の戸数	⑬	戸	戸	戸	
改良工事後の建物の敷地面積	⑭	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
改良工事後の建物の地上階数	⑮	階	階	階	
各独立部分ごとの 床面積(戸数)	⑯	m <sup>2</sup> ( 戸)	m <sup>2</sup> ( 戸)	m <sup>2</sup> ( 戸)	
		m <sup>2</sup> ( 戸)	m <sup>2</sup> ( 戸)	m <sup>2</sup> ( 戸)	
		m <sup>2</sup> ( 戸)	m <sup>2</sup> ( 戸)	m <sup>2</sup> ( 戸)	
普通償却費の計算	償却の基礎となる金額	⑰	円	円	
	償却方法	⑱			
	償却率(耐用年数)	⑲	0. (年)	0. (年)	
	使用期間	⑳	月	月	
	算出償却費(⑰×⑱×⑲)	㉑	円	円	
特別償却費の計算	改良工事後の建築物を賃貸の用に供した年	特別償却可能額(⑳×10%)	㉒		
		必要経費に算入した特別償却費	㉓		
		翌年への繰越額(㉒-㉓)	㉔		
	改良工事後の建築物を賃貸の用に供した年の翌年	前年からの繰越額(前年分の㉔)	㉕		
		必要経費に算入した特別償却費	㉖		
償却費の合計額(㉑+㉖又は㉕)	㉗				

## 改良優良賃貸住宅の特別償却に関する明細書

この明細書は、平成19年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第14条第3項に規定する改良優良賃貸住宅の特別償却の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、改良優良賃貸住宅の特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

## 1 記載要領

(1) 「①」欄には、建物については、「〇〇アパート」、「〇〇マンション」、「〇〇荘」等、建物の名称を（ ）内に記載し、その改良優良賃貸住宅が旧措法第14条第3項第1号若しくは第2号のいずれに該当するものであるかを記載します。

なお、建物附属設備については、その設備の名称を（ ）内に記載します。

(注) 旧措法第14条第3項第2号に該当する改良優良賃貸住宅については「②」欄下段の「建物の所在地の区域」、「⑥」欄の「家屋及び建築物の区分」、「④」欄及び「⑤」欄の記載は要しません。

(2) 「適用要件の判定」欄の各欄は、次によります（ただし、増築部分は除いて記載します。）。

ア 「②」欄下段は、建物の所在地が、首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地の場合は「A」、近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市の場合は「B」、地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市の場合は「C」、道府県庁所在地の場合は「D」をそれぞれ○で囲みます。

イ 「⑥」欄は、（ ）内に建物の構造を記載し、家屋及び建築物の区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。

ウ 「⑧」欄及び「⑨」欄の記載に当たり、共同住宅については、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分に係る廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積を含めなくて記載します。

エ 「⑩」の右欄の（㎡）内、「⑪」の右欄の（㎡）内、「⑭」欄、「⑮」欄、「⑱」欄及び「㉑」欄の記載に当たり、共同住宅については、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分に係る廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積を含めて記載します。

オ 「⑫」欄の記載に当たり、改良工事に係る費用の総額（「⑬」欄）のうち、旧措法第14条第3項の規定の適用のある部分（「⑯」欄に記載すべき金額）と適用のない部分とがある場合には、これらの部分に係る工事費用の額については床面積の比その他合理的な基準により区分します。

(3) 「普通償却費の計算」・「特別償却費の計算」の各欄は、次によります。

ア 「⑰」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を取得金額とみなして、償却方法に応じて算出した額を記載します。

なお、「⑰」欄から「⑲」欄までの「普通償却費の計算」は、「⑱」欄の「改良優良賃貸住宅部分に係る改良工事の費用」について計算します。

イ 「㉒」欄は、該当する償却方法を記載します。

なお、平成10年4月1日以後に取得等した建物の償却方法は旧定額法となります。

ウ 「㉓」欄の記載に当たり、旧定率法を採用している場合で、前年（賃貸の用に供した年）からの特別償却費の繰越額（「㉔」欄の額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分（賃貸の用に供した年の翌年）の普通償却費の額を計算します。

エ 「㉕」欄は、「㉕×10%」の算式により計算しますが、国庫補助金等を受領する場合については「㉕」欄に記載した金額から国庫補助金等を控除した残額を「㉕」欄の金額とみなして計算します。

オ 「㉖」欄には、「㉖」欄の特別償却可能限度額の全額をその年分の必要経費に算入しなかったため、翌年に繰り越す特別償却可能限度額がある場合に、その繰り越した金額を記載します。

(注) 「㉖」欄の金額は、更に翌年に繰り越すことはできません。

## 2 提出先

納税地を所轄する税務署長

## 3 根拠条文

旧措法第14条（この制度は平成15年4月1日以後に改良し賃貸の用に供した住宅に適用されます。なお、平成19年3月31日をもって廃止されました。）、平成19年所法等改正法附則第70条

改正後

改正前

個⑥077-3 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

個⑥077-3 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名

(平成 年分)

氏名

税額控除に関する規定の該当条		① 震災特例法第10条の2・震災特例法第10条の2の2・震災特例法第10条の2の3		
事業内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出があった日等又は避難等指示が解除された日等		②		
資産区分	種類	③		
	構造、設備の種類又は区分	④		
	細目	⑤		
取得年月日	⑥ 平・平・平・平・平			
事業の用に供した年月日	⑦ 平・平・平・平・平			
取得価額又は製作価額	⑧ 円 円 円 円 円			
所得税額の特別控除額の計算				
本年分	取得価額の合計額 (⑧の合計)	円	差引本年税額基準額残額 (⑩-⑪)	⑩
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額		繰越税額控除限度超過額 (⑫の計)	⑪
	税額控除限度額 $((⑩-⑪) \times \frac{15}{100} + ⑫ \times \frac{8}{100})$		繰越税額控除限度超過額 (⑬と⑭のうち少ない金額)	⑫
	本年分の事業所得等に係る所得税額		繰越税額控除可能額 (⑬と⑭のうち少ない金額)	⑬
	本年税額基準額 $(⑫ \times \frac{20}{100})$		所得税額超過構成額	⑭
	本年税額控除可能額 (⑬と⑭のうち少ない金額)		本年繰越税額控除額 (⑬-⑭)	⑮
	所得税額超過構成額		所得税額の特別控除額 (⑮+⑯)	⑯
	本年税額控除額 (⑬-⑭)			⑰
	翌年繰越税額控除限度超過額の計算			
	年分	前年繰越額又は本年税額控除限度額 (⑰)	本年控除可能額等 (⑱)	翌年繰越額 (⑲-⑳)
平成 年分 (4年前の年分)	円	円	円	
平成 年分 (3年前の年分)			外	
平成 年分 (前々年分)			外	
平成 年分 (前年分)			外	
計		(⑱の金額)		
本年分	(⑰の金額)	(⑱の金額)	外	
合計				
機械設備等の概要				

税額控除に関する規定の該当条		① 震災特例法第10条の2・震災特例法第10条の2の2・震災特例法第10条の2の3		
事業内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出があった日等又は避難等指示が解除された日等		②		
資産区分	種類	③		
	構造、設備の種類又は区分	④		
	細目	⑤		
取得年月日	⑥ 平・平・平・平・平			
事業の用に供した年月日	⑦ 平・平・平・平・平			
取得価額又は製作価額	⑧ 円 円 円 円 円			
所得税額の特別控除額の計算				
本年分	取得価額の合計額 (⑧の合計)	円	差引本年税額基準額残額 (⑩-⑪)	⑩
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額		繰越税額控除限度超過額 (⑫の計)	⑪
	税額控除限度額 $((⑩-⑪) \times \frac{15}{100} + ⑫ \times \frac{8}{100})$		繰越税額控除限度超過額 (⑬と⑭のうち少ない金額)	⑫
	本年分の事業所得等に係る所得税額		繰越税額控除可能額 (⑬と⑭のうち少ない金額)	⑬
	本年税額基準額 $(⑫ \times \frac{20}{100})$		所得税額超過構成額	⑭
	本年税額控除可能額 (⑬と⑭のうち少ない金額)		本年繰越税額控除額 (⑬-⑭)	⑮
	所得税額超過構成額		所得税額の特別控除額 (⑮+⑯)	⑯
	本年税額控除額 (⑬-⑭)			⑰
	翌年繰越税額控除限度超過額の計算			
	年分	前年繰越額又は本年税額控除限度額 (⑰)	本年控除可能額等 (⑱)	翌年繰越額 (⑲-⑳)
平成 年分 (4年前の年分)	円	円	円	
平成 年分 (3年前の年分)			外	
平成 年分 (前々年分)			外	
平成 年分 (前年分)			外	
計		(⑱の金額)		
本年分	(⑰の金額)	(⑱の金額)	外	
合計				
機械設備等の概要				

改正後	改正前
<p>個⑥077-3 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p>復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の2第3項若しくは第4項に規定する復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、同法第10条の2の2第3項若しくは第4項に規定する企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は同法第10条の2の3第3項若しくは第4項に規定する避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>また、適用を受ける特別控除に応じて、申告書第二表の「特例適用条文等」に、それぞれ「震法10の2」、「震法10の2の2」又は「震法10の2の3」と記載してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄は、適用を受ける規定に応じて、該当する条を○で囲みます。</p> <p>(2) 「②」欄には、次により記載します。</p> <p>イ 震災特例法第10条の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する認定地方公共団体の名称及び同項の表の各号のいずれかの区域の名称を記載します。</p> <p>ロ 震災特例法第10条の2の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する提出企業立地促進計画の提出のあった日（企業立地促進区域（同項に規定する企業立地促進区域をいいます。）の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域にあっては、当該変更について提出のあった日）及び福島復興再生特別措置法第4条第4号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日を記載します。</p> <p>ハ 震災特例法第10条の2の3第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する避難等指示が解除された日及び福島復興再生特別措置法第4条第4号ハに掲げる指示が解除された日を記載します。</p> <p>(3) 「③」欄、「④」欄及び「⑤」欄には、震災特例法第10条の2第1項各号の第5欄に掲げる減価償却資産又は同法第10条の2の2第1項若しくは同法第10条の2の3第1項に掲げる特定機械装置等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造等を記載します。</p> <p>(4) 「⑥」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(5) 「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所法95）及び震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>3 震災特例法第10条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合において、事業の用に供した減価償却資産が不動産所得の基因となる資産であるとき、又は不動産所得及び事業所得の基因となる資産であるときは、それぞれ上記算式の分子を「不動産所得」又は「不動産所得及び事業所得」として計算します。</p> <p>(6) 「⑧」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「②」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(7) 「⑨」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「②」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(8) 「⑩」欄の外書きには、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。</p> <p>この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。</p> <p>2 提出先 納税地の所轄税務署長</p> <p>3 根拠条文 震災特例法第10条の2、第10条の2の2、第10条の2の3</p>	<p>個⑥077-3 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p>復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の2第3項若しくは第4項に規定する復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、同法第10条の2の2第3項若しくは第4項に規定する企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は同法第10条の2の3第3項若しくは第4項に規定する避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄は、適用を受ける規定に応じて、該当する区域を○で囲みます。</p> <p>(2) 「②」欄には、次により記載します。</p> <p>イ 震災特例法第10条の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する認定地方公共団体の名称及び同項の表の各号のいずれかの区域の名称を記載します。</p> <p>ロ 震災特例法第10条の2の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する提出企業立地促進計画の提出のあった日（企業立地促進区域（同項に規定する企業立地促進区域をいいます。）の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域にあっては、当該変更について提出のあった日）及び福島復興再生特別措置法第4条第4号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日を記載します。</p> <p>ハ 震災特例法第10条の2の3第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する避難等指示が解除された日及び福島復興再生特別措置法第4条第4号ハに掲げる指示が解除された日を記載します。</p> <p>(3) 「③」欄、「④」欄及び「⑤」欄には、震災特例法第10条の2第1項各号の第5欄に掲げる減価償却資産又は同法第10条の2の2第1項若しくは同法第10条の2の3第1項に掲げる特定機械装置等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造等を記載します。</p> <p>(4) 「⑥」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(5) 「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所法95）及び震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(6) 「⑧」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「②」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(7) 「⑨」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「②」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(8) 「⑩」欄の外書きには、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。</p> <p>この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 震災特例法第10条の2、第10条の2の2、第10条の2の3</p>

改正後

改正前

個⑥077-4 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

個⑥077-4 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

(同左)

復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、  
企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は  
避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

被災雇用者等を雇用した場合	認定地方公共団体の指定を受けた日	① 平 . . .	所得税額の特別控除額	税額控除限度額 $( (③ \times \frac{10}{100}) \text{ 又は } (⑥ \times \frac{20}{100}) )$	⑦	円
	本年の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額	②		本年分の事業所得に係る所得税額	⑧	
	同上のうち必要経費に算入される額	③		本年税額基準額 $(⑧ \times \frac{20}{100})$	⑨	
避難対象雇用者等を雇用した場合	福島県知事の認定又は確認を受けた日	④ 平 . . .	控除額	本年税額控除可能額 (⑦と⑨のうち少ない金額)	⑩	円
	本年の適用期間内における避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額	⑤		所得税額超過構成額	⑪	
	同上のうち必要経費に算入される額	⑥		所得税額の特別控除額 (⑩-⑪)	⑫	

改正後	改正前
<p>個⑥077-4 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は 避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の3第1項に規定する復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、震災特例法第10条の3の2第1項に規定する企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は震災特例法第10条の3の3第1項に規定する避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>また、適用を受ける特別控除に応じて、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、それぞれ「震法10の3」、「震法10の3の2」又は「震法10の3の3」と記載してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「⑦」欄は、震災特例法第10条の3第1項の規定の適用を受ける場合には「又は(⑥×20/100)」を消し、震災特例法第10条の3の2第1項及び第10条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合には「(③×10/100)又は」を消します。</p> <p>(2) 「⑧」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注)1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除(措法41の19の4)、外国税額控除(所得税法95)及び震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除の規定などを適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(3) 「⑩」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑨」欄のBの金額を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地の所轄税務署長</p> <p>3 根拠条文 震災特例法第10条の3、第10条の3の2、第10条の3の3</p>	<p>個⑥077-4 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は 避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の3第1項に規定する復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、震災特例法第10条の3の2第1項に規定する企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は震災特例法第10条の3の3第1項に規定する避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「⑦」欄は、震災特例法第10条の3第1項の規定の適用を受ける場合には「又は(⑥×20/100)」を消し、震災特例法第10条の3の2第1項及び第10条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合には「(③×10/100)又は」を消します。</p> <p>(2) 「⑧」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注)1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除(措法41の19の4)、外国税額控除(所得税法95)及び震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除の規定などを適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(3) 「⑩」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑨」欄のBの金額を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 震災特例法第10条の3、第10条の3の2、第10条の3の3</p>

個⑥077-5 福島再開投資等準備金に関する明細書

(新設)

福島再開投資等準備金に関する明細書

(平成 年分)

氏名

福島県知事の認定を受けた日	①	平 . .	翌 本 年 繰 取 入 額 の 計 算	年初の福島再開投資等準備金の金額	⑮	円	
積立期間	②	平 . .		その他の場合による総収入金額に算入する額の合計額	⑯		
本年積立額	③			累積限度超過額	⑰		
積立限度額	④			特別償却実施額の総収入金額算入額の計算	特別償却実施額	⑱	
	⑤						
前年末までに必要経費に算入された額の合計額 (前年末までの⑳の合計)	⑥			3年間均等取崩額の計算	基準年の12月31日における福島再開投資等準備金の金額 (基準年の12月31日における㉑)	⑳	
	⑦						
累積限度基準額	⑦			の計算	((⑮-⑯-⑰)と(⑳× $\frac{12}{365}$ )のうち少ない金額) - ㉑	㉒	
積立限度額	⑧						
積立限度超過額	⑨			の計算	本年積立額のうち必要経費に算入する額	㉔	
累積限度超過基準額	⑩						
積立限度超過額	⑪			の計算	差引福島再開投資等準備金の金額	㉖	
	⑫						
積立限度超過額の計算	⑬			の計算	本年累積限度超過額	㉗	
	⑭						



改正後

改正前

福島再開投資等準備金に関する明細書

この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 11 条の 3 の 2 の規定による福島再開投資等準備金の積立て又は総収入金額算入を行う場合に使用します。

この明細書は、福島再開投資等準備金の積立て等を行う年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「震災特例法 11 の 3 の 2」と記載してください。

1 記載要領

- (1) 「累積限度超過額の計算」の各欄は、「④」欄の金額が「⑥」欄の金額を超える場合には、記載を要しません。
- (2) 「㊸」欄は、本年における震災特例法第 11 条の 3 の 2 第 3 項各号に定める金額の合計額を記載します。
- (3) 震災特例法第 11 条の 3 の 2 第 9 項前段の規定の適用がある場合、「㊸」欄の欄中「 $\frac{12}{36}$ 」とあるのは、  
「 $\frac{\text{相続人の死亡の日から 12月31日までの期間の月数（1月に満たない場合は、1月とします。）}}{36}$ 」として記載します。
- (4) 申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「震災特例法 11 の 3 の 2」と記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

震災特例法第 11 条の 3 の 2

改正後

個⑥079 申告書A第一表

FA0111

税務署長 平成 年 月 日 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

住所 (又は居所)	フリガナ	氏名	性別 世帯主の氏名	世帯主との続柄
平成 年 1月 1日 の住所	男 女	男 女	男 女	男 女
生年月日	電話番号	電話番号	電話番号	電話番号
番号	番号	番号	番号	番号
送付	送付	送付	送付	送付
送付	送付	送付	送付	送付

<b>収入金額等</b>	給 与 ⑦	課税される所得金額 (⑤ - ⑥)	① 〇 〇 〇
雑	公的年金等 ④	上の②に対する税額 ②	
配 当	その他 ⑤	配当控除 ③	
一 時	⑥	(特定増改案等)区分 住宅借入金等特別控除 ④	
所得金額	給 与 ①	政党等寄附金等特別控除 ⑤	
配 当	雑 ②	住宅新築増改案特別控除区分 住宅特定改修 認定住宅 新築等特別控除控除額 ⑥	
一 時	配 当 ③	差引所得税額 ⑦	
合 計	①+②+③+④	災害減免額 ⑧	
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 ⑥	再差引所得税額 (基準所得税額) ⑨	
小規模企業共済等掛金控除 ⑦	小規模企業共済等掛金控除 ⑦	復興特別所得税額 (⑧ × 2.1%) ⑩	
生命保険料控除 ⑧	生命保険料控除 ⑧	所得税及び復興特別所得税の額 (⑩ + ⑪) ⑫	
地震保険料控除 ⑨	地震保険料控除 ⑨	外国税額控除区分 ⑬	
寡婦、寡夫控除 ⑩	寡婦、寡夫控除 ⑩	所得税及び復興特別所得税の 源泉徴収税額 ⑭	
勤労学生、障害者控除 ⑪	勤労学生、障害者控除 ⑪	所得税及び復興特別所得税の 申告納税額 ⑮	
配偶者(特別)控除区分 ⑫	配偶者(特別)控除区分 ⑫	配偶者の合計所得金額 ⑯	
扶養控除 ⑬	扶養控除 ⑬	所得税、一時所得の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額 ⑰	
基礎控除 ⑭	基礎控除 ⑭	未納付の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 ⑱	
⑮から⑰までの計 ⑲	⑮から⑰までの計 ⑲	申告期限までに 納付する金額 ⑳	
雑損控除 ⑳	雑損控除 ⑳	延納届出額 ㉑	
医療費控除 ㉒	医療費控除 ㉒		
寄附金控除 ㉓	寄附金控除 ㉓		
合 計 (⑲+⑳+㉑+㉒)	合 計 (⑲+⑳+㉑+㉒)		

※ 復興特別所得税額⑩欄の記入をお忘れなく。

選受 付される 税金の 所	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所
郵便局 名等	預金 種類	普通 当座 振替 貯蓄
口座番号 記号番号		

(税理士署名押印) 電話番号

税理士法第30条の書面提出有  税理士法第33条の2の書面提出有

改正前

個⑥079 申告書A第一表

FA0110

税務署長 平成 年 月 日 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

住所 (又は居所)	フリガナ	氏名	性別 世帯主の氏名	世帯主との続柄
平成 年 1月 1日 の住所	男 女	男 女	男 女	男 女
生年月日	電話番号	電話番号	電話番号	電話番号
番号	番号	番号	番号	番号
送付	送付	送付	送付	送付
送付	送付	送付	送付	送付

<b>収入金額等</b>	給 与 ⑦	課税される所得金額 (⑤ - ⑥)	① 〇 〇 〇
雑	公的年金等 ④	上の②に対する税額 ②	
配 当	その他 ⑤	配当控除 ③	
一 時	⑥	(特定増改案等)区分 住宅借入金等特別控除 ④	
所得金額	給 与 ①	政党等寄附金等特別控除 ⑤	
配 当	雑 ②	住宅新築増改案特別控除区分 住宅特定改修 認定住宅 新築等特別控除控除額 ⑥	
一 時	配 当 ③	差引所得税額 ⑦	
合 計	①+②+③+④	災害減免額 ⑧	
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 ⑥	再差引所得税額 (基準所得税額) ⑨	
小規模企業共済等掛金控除 ⑦	小規模企業共済等掛金控除 ⑦	復興特別所得税額 (⑧ × 2.1%) ⑩	
生命保険料控除 ⑧	生命保険料控除 ⑧	所得税及び復興特別所得税の額 (⑩ + ⑪) ⑫	
地震保険料控除 ⑨	地震保険料控除 ⑨	外国税額控除区分 ⑬	
寡婦、寡夫控除 ⑩	寡婦、寡夫控除 ⑩	所得税及び復興特別所得税の 源泉徴収税額 ⑭	
勤労学生、障害者控除 ⑪	勤労学生、障害者控除 ⑪	所得税及び復興特別所得税の 申告納税額 ⑮	
配偶者(特別)控除区分 ⑫	配偶者(特別)控除区分 ⑫	配偶者の合計所得金額 ⑯	
扶養控除 ⑬	扶養控除 ⑬	所得税、一時所得の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額 ⑰	
基礎控除 ⑭	基礎控除 ⑭	未納付の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 ⑱	
⑮から⑰までの計 ⑲	⑮から⑰までの計 ⑲	申告期限までに 納付する金額 ⑳	
雑損控除 ⑳	雑損控除 ⑳	延納届出額 ㉑	
医療費控除 ㉒	医療費控除 ㉒		
寄附金控除 ㉓	寄附金控除 ㉓		
合 計 (⑲+⑳+㉑+㉒)	合 計 (⑲+⑳+㉑+㉒)		

※ 復興特別所得税額⑩欄の記入をお忘れなく。

選受 付される 税金の 所	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所
郵便局 名等	預金 種類	普通 当座 振替 貯蓄
口座番号 記号番号		

(税理士署名押印) 電話番号

税理士法第30条の書面提出有  税理士法第33条の2の書面提出有

個⑥080 申告書A第二表

個⑥080 申告書A第二表

平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

住所 フリガナ 氏名

住所 フリガナ 氏名

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額) Table with columns for income type, amount, and tax.

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額) Table with columns for income type, amount, and tax.

雑所得 (公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項 Table with columns for income type, amount, and expenses.

雑所得 (公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項 Table with columns for income type, amount, and expenses.

住民税に関する事項 Form with sections for family members, disaster damage, and special provisions.

住民税に関する事項 Form with sections for family members, disaster damage, and special provisions.

所得から差し引かれる金額に関する事項 Form with sections for social insurance, life insurance, agricultural insurance, and other deductions.

所得から差し引かれる金額に関する事項 Form with sections for social insurance, life insurance, agricultural insurance, and other deductions.

第二表 (平成二十七年分以下以降用) 第二表 (平成二十八年分以下以降用)

第二表 (平成二十八年分以下以降用) 第二表 (平成二十九年分以下以降用)

改正後

個⑥081 申告書B第一表

税務署長 平成 年 月 日 申告書B FA0121

住所 〒フリガナ 氏名 性別 年齢 氏名 世帯主との続柄  
 〒フリガナ 氏名 性別 年齢 氏名 世帯主との続柄

収入金額等 (単位は円) 税の計算 その他

事営業等	課税される所得金額	26	000
業農業	(26-27)又は第3表上の②に対する税額又は第3表の②	27	
不動産	配当控除	28	
利子	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	29	
配当	政党等寄附金等特別控除	30	
給与	政治資金等特別控除	31	
雑	公的年金等	32	
短期	その他	33	
長期	災害減免額	39	
一時	再索引所得控除(基本所得控除)	40	
事営業等	復興特別所得税額	41	
業農業	所得税及び復興特別所得税の額	42	
不動産	外国控除控除	43	
利子	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	44	
配当	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	45	
給与	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	46	
雑	納める税金	47	00
総合課税・一時	課付される税金	48	A
合計	配偶者の会計所得金額	49	
雑損控除	専従者給与控除の合計額	50	
医療費控除	青色申告特別控除額	51	
社会保険料控除	重病・長期療養の所得控除(復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額)	52	
小規模企業共済等掛金控除	本邦付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	53	
生命保険料控除	本年分で差し引く繰越損失額	54	
地震保険料控除	平均課税対象金額	55	
寄附金控除	変動臨時所得金額	56	
寡婦・寡夫控除	申告期限までに納付する金額	57	00
勤労学生・障害者控除	延納届出額	58	000
配偶者(特別)控除	※ 復興特別所得税額(41)欄の記入をお忘れなく。		
扶養控除	銀行 預金 普通 当座 振替 貯蓄	本店・支店 出簿所 本所・支所	
基礎控除	郵便局 名等	預金 種類	
合計	口座番号 記号番号	口座番号 記号番号	

整理番号 A B C D E F G H I J K L

改正前

個⑥081 申告書B第一表

税務署長 平成 年 月 日 申告書B FA0120

住所 〒フリガナ 氏名 性別 年齢 氏名 世帯主との続柄  
 〒フリガナ 氏名 性別 年齢 氏名 世帯主との続柄

収入金額等 (単位は円) 税の計算 その他

事営業等	課税される所得金額	26	000
業農業	(26-27)又は第3表上の②に対する税額又は第3表の②	27	
不動産	配当控除	28	
利子	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	29	
配当	政党等寄附金等特別控除	30	
給与	政治資金等特別控除	31	
雑	公的年金等	32	
短期	その他	33	
長期	災害減免額	39	
一時	再索引所得控除(基本所得控除)	40	
事営業等	復興特別所得税額	41	
業農業	所得税及び復興特別所得税の額	42	
不動産	外国控除控除	43	
利子	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	44	
配当	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	45	
給与	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	46	
雑	納める税金	47	00
総合課税・一時	課付される税金	48	A
合計	配偶者の会計所得金額	49	
雑損控除	専従者給与控除の合計額	50	
医療費控除	青色申告特別控除額	51	
社会保険料控除	重病・長期療養の所得控除(復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額)	52	
小規模企業共済等掛金控除	本邦付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	53	
生命保険料控除	本年分で差し引く繰越損失額	54	
地震保険料控除	平均課税対象金額	55	
寄附金控除	変動臨時所得金額	56	
寡婦・寡夫控除	申告期限までに納付する金額	57	00
勤労学生・障害者控除	延納届出額	58	000
配偶者(特別)控除	※ 復興特別所得税額(41)欄の記入をお忘れなく。		
扶養控除	銀行 預金 普通 当座 振替 貯蓄	本店・支店 出簿所 本所・支所	
基礎控除	郵便局 名等	預金 種類	
合計	口座番号 記号番号	口座番号 記号番号	

整理番号 A B C D E F G H I J K L



個⑥082 申告書B第二表

個⑥082 申告書B第二表

平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

FA0075

FA0074

住所 所号 氏名

住所 所号 氏名

所得から差し引かれる金額に関する事項 (1) 雑損控除 (2) 医療費控除 (3) 社会保険料控除 (4) 生命保険料控除 (5) 雑損控除 (6) 寄附金控除 (7) 配偶者控除 (8) 扶養控除 (9) 配偶者特別控除 (10) 障害者控除 (11) 寡妻・寡夫控除 (12) 勤労学生控除 (13) 基礎控除

所得から差し引かれる金額に関する事項 (1) 雑損控除 (2) 医療費控除 (3) 社会保険料控除 (4) 生命保険料控除 (5) 雑損控除 (6) 寄附金控除 (7) 配偶者控除 (8) 扶養控除 (9) 配偶者特別控除 (10) 障害者控除 (11) 寡妻・寡夫控除 (12) 勤労学生控除 (13) 基礎控除

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額) 所得の種類 収入金額 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額) 所得の種類 収入金額 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

特例適用条文等

特例適用条文等

雑所得(公的年金等以外)・総合課税の配当所得・譲渡所得・一時所得に関する事項

雑所得(公的年金等以外)・総合課税の配当所得・譲渡所得・一時所得に関する事項

雑所得に関する事項 (所得の種類 収入金額 必要経費等 差引金額)

雑所得に関する事項 (所得の種類 収入金額 必要経費等 差引金額)

事業専従者に関する事項

事業専従者に関する事項

事業専従者に関する事項 (氏名 生年月日 続柄 従事月数・程度 専従者給与(控除)額)

事業専従者に関する事項 (氏名 生年月日 続柄 従事月数・程度 専従者給与(控除)額)

住民税・事業税に関する事項

住民税・事業税に関する事項

住民税 (扶養親族の氏名 続柄 生年月日 別居の場合の住所) 事業税 (非課税所得など 課税所得)

住民税 (扶養親族の氏名 続柄 生年月日 別居の場合の住所) 事業税 (非課税所得など 課税所得)

第二表 (平成二十七年分以降適用) (平成二十六年分以前適用) (平成二十五年分以前適用) (平成二十四年分以前適用) (平成二十三年分以前適用) (平成二十二年分以前適用) (平成二十一年分以前適用) (平成二十年分以前適用) (平成十九年分以前適用) (平成十八年分以前適用) (平成十七年分以前適用) (平成十六年分以前適用) (平成十五年分以前適用) (平成十四年分以前適用) (平成十三年分以前適用) (平成十二年分以前適用) (平成十一年分以前適用) (平成十年分以前適用) (平成九年分以前適用) (平成八年分以前適用) (平成七年分以前適用) (平成六年分以前適用) (平成五年分以前適用) (平成四年分以前適用) (平成三年分以前適用) (平成二年分以前適用) (平成元年分以前適用)

第二表 (平成二十六年分以前適用) (平成二十五年分以前適用) (平成二十四年分以前適用) (平成二十三年分以前適用) (平成二十二年分以前適用) (平成二十一年分以前適用) (平成二十年分以前適用) (平成十九年分以前適用) (平成十八年分以前適用) (平成十七年分以前適用) (平成十六年分以前適用) (平成十五年分以前適用) (平成十四年分以前適用) (平成十三年分以前適用) (平成十二年分以前適用) (平成十一年分以前適用) (平成十年分以前適用) (平成九年分以前適用) (平成八年分以前適用) (平成七年分以前適用) (平成六年分以前適用) (平成五年分以前適用) (平成四年分以前適用) (平成三年分以前適用) (平成二年分以前適用) (平成元年分以前適用)



改正後

個⑥087 申告書第五表（修正申告用・別表）（裏面）

書き方とご注意

- 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第五表（修正申告用・別表）に、修正申告額を申告書B第一表に書いてください。
- 分離課税の所得がある場合は、併せて申告書第三表（分離課税用）も使用します。
- この申告書第五表（修正申告用・別表）の各欄は、次により書いてください。
  - 「平成〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書（別表）」欄の〇〇〇に、修正申告の対象となる年分を書いてください。
  - 「修正前の課税額」の各欄は、修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから該当する欄の金額を転記してください。
 

(注) ⑩、⑪の各欄は、次の所得がある場合に、その所得の種類を略称とその所得金額を書いてください。  
 なお、これらの所得が2つ以上ある場合は、アからキの順に書いてください。  
 また、アからキの所得が数多くあるなど⑩、⑪の欄に書ききれないときは、欄を融通して書いてください。

ア 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得があるときは「分離短期譲渡所得」  
 イ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得があるときは「分離長期譲渡所得」  
 ウ 分離課税の株式等の事業所得、譲渡所得又は雑所得があるときは「株式等の分離事業所得」、「株式等の分離譲渡所得」、「株式等の分離雑所得」  
 エ 分離課税の上場株式等の配当所得があるときは「上場株式等の分離配当所得」  
 オ 分離課税の先物取引の事業所得、譲渡所得又は雑所得があるときは「先物取引の分離事業所得」、「先物取引の分離譲渡所得」又は「先物取引の分離雑所得」  
 カ 山林所得があるときは「山林所得」  
 キ 退職所得があるときは「退職所得」
  - 「修正申告により増加する税額等」の「所得税及び復興特別所得税の申告納税額増加額」欄には、申告書B第一表の「所得税及び復興特別所得税の申告納税額」欄の金額からこの申告書第五表（修正申告用・別表）の「所得税及び復興特別所得税の申告納税額」欄の金額を差し引いた金額を書き、「所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額の増加額」欄には、申告書B第一表の「納める税金」欄又は「還付される税金」欄の金額からこの申告書第五表（修正申告用・別表）の「納める税金」欄又は「還付される税金」欄の金額を差し引いた金額を書いてください。
  - 「修正申告によって異動した事項」の各欄は、修正申告によって異動したもののみを書き、併せてその異動理由を書いてください。
- 申告書B第一表の各欄は、次により書いてください。
  - 「平成〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B」欄の〇〇〇に、修正申告の対象となる年分を書き、空白に「修正」と書いてください。
  - 「種類」の欄の「修正」を○で囲んでください。
  - 「収入金額等」、「所得金額」、「所得から差し引かれる金額」、「税金の計算」及び「その他」の各欄には、修正申告額を書いてください。  
 なお、「その他」の各欄は、修正申告によって各金額が異動した場合にだけ異動後の金額を書いてください。
- 納付すべき税額は、修正申告書（申告書B第一表、申告書第五表（修正申告用・別表））を提出する日までに納付してください。  
 また、納付すべき税額には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。  
 なお、一時に納付が困難なときは、税務署にご相談ください。

◎ 延滞税の計算方法

新たに納付すべき本税の額 10,000円未満の端数切捨て	×	延滞税の割合 (注)	×	期間(日数) 確定申告期限の翌日から完納の日まで	=	延滞税の額 100円未満の端数切捨て
		3 6 5				

- (注) 平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合
- 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで…年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
  - 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後…年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合
- なお、特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。  
 また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署におたずねください。
- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
  - 延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
  - 確定申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは、税務署におたずねください。

改正前

個⑥087 申告書第五表（修正申告用・別表）（裏面）

書き方とご注意

- 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第五表（修正申告用・別表）に、修正申告額を申告書B第一表に書いてください。
- 分離課税の所得がある場合は、併せて申告書第三表（分離課税用）も使用します。
- この申告書第五表（修正申告用・別表）の各欄は、次により書いてください。
  - 「平成〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書（別表）」欄の〇〇〇に、修正申告の対象となる年分を書いてください。
  - 「修正前の課税額」の各欄は、修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから該当する欄の金額を転記してください。
 

(注) ⑩、⑪の各欄は、次の所得がある場合に、その所得の種類を略称とその所得金額を書いてください。  
 なお、これらの所得が2つ以上ある場合は、アからキの順に書いてください。  
 また、アからキの所得が数多くあるなど⑩、⑪の欄に書ききれないときは、欄を融通して書いてください。

ア 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得があるときは「分離短期譲渡所得」  
 イ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得があるときは「分離長期譲渡所得」  
 ウ 分離課税の株式等の事業所得、譲渡所得又は雑所得があるときは「株式等の分離事業所得」、「株式等の分離譲渡所得」、「株式等の分離雑所得」  
 エ 分離課税の上場株式等の配当所得があるときは「上場株式等の分離配当所得」  
 オ 分離課税の先物取引の事業所得、譲渡所得又は雑所得があるときは「先物取引の分離事業所得」、「先物取引の分離譲渡所得」又は「先物取引の分離雑所得」  
 カ 山林所得があるときは「山林所得」  
 キ 退職所得があるときは「退職所得」
  - 「修正申告により増加する税額等」の「所得税及び復興特別所得税の申告納税額増加額」欄には、申告書B第一表の「所得税及び復興特別所得税の申告納税額」欄の金額からこの申告書第五表（修正申告用・別表）の「所得税及び復興特別所得税の申告納税額」欄の金額を差し引いた金額を書き、「所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額の増加額」欄には、申告書B第一表の「納める税金」欄又は「還付される税金」欄の金額からこの申告書第五表（修正申告用・別表）の「納める税金」欄又は「還付される税金」欄の金額を差し引いた金額を書いてください。
  - 「修正申告によって異動した事項」の各欄は、修正申告によって異動したもののみを書き、併せてその異動理由を書いてください。
- 申告書B第一表の各欄は、次により書いてください。
  - 「平成〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B」欄の〇〇〇に、修正申告の対象となる年分を書き、空白に「修正」と書いてください。
  - 「種類」の欄の「修正」を○で囲んでください。
  - 「収入金額等」、「所得金額」、「所得から差し引かれる金額」、「税金の計算」及び「その他」の各欄には、修正申告額を書いてください。  
 なお、「その他」の各欄は、修正申告によって各金額が異動した場合にだけ異動後の金額を書いてください。
- 納付すべき税額は、修正申告書（申告書B第一表、申告書第五表（修正申告用・別表））を提出する日までに納付してください。  
 また、納付すべき税額には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。  
 なお、一時に納付が困難なときは、税務署にご相談ください。

◎ 延滞税の計算方法

新たに納付すべき本税の額 10,000円未満の端数切捨て	×	延滞税の割合 7.3%(注)	×	期間(日数) 確定申告期限の翌日から完納の日まで	=	延滞税の額 100円未満の端数切捨て
		3 6 5				

- (注) 延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）に適用することとなります。  
 具体的には次のとおりです。
- 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで…年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
  - 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後…年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合
- なお、特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。  
 また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署におたずねください。
- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
  - 延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
  - 確定申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは、税務署におたずねください。



改正後

個⑥091 死亡した者の平成\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）【表面】

死亡した者の平成\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表  
(兼相続人の代表者指定届出書)

1 死亡した者の住所・氏名等									
住所	(〒 - )	フリガナ	氏名	死亡年月日	平成 年 月 日				
2 死亡した者の納める税金又は還付される税金 (所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額) (還付される税金のときは頭部に△印を付けてください。) 円…A									
3 相続人等の代表者の指定 (代表者を指定されるときは、右にその代表者の氏名を記してください。相続人等の代表者の氏名)									
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認をしているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限定承認									
5 相続人等に関する事項	(1) 住所	(〒 - )	(〒 - )	(〒 - )	(〒 - )				
	(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ				
	(3) 個人番号								
	(4) 職業及び被相続人との続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄
	(5) 生年月日	明・大・昭・平	明・大・昭・平	明・大・昭・平	明・大・昭・平				
	(6) 電話番号	- -	- -	- -	- -				
	(7) 相続分…B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定				
	(8) 相続財産の価額	円	円	円	円				
6 納める税金等	A 各人の納付税額 A × B (各人の100円未満の端数切捨て)		00円	00円	00円	00円			
	A 各人の還付金額 (各人の1円未満の端数切捨て)		円	円	円	円			
7 還付される税金の受取場所	銀行名等	銀行 金庫・組合 農協・漁協	銀行 金庫・組合 農協・漁協	銀行 金庫・組合 農協・漁協	銀行 金庫・組合 農協・漁協				
	支店名等	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所				
	預金の種類	預金	預金	預金	預金				
	口座番号								
	貯金口座の記号番号	-	-	-	-				
	郵便局名等								

(注) 「5 相続人に関する事項」以降については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

税務整理番号	0								
税務整理番号確認	0								
税務整理番号確認	0								

（平成二十八年分以降用） ○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

一連番号	
------	--

改正前

個⑥091 死亡した者の平成\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）【表面】

一連番号	
------	--

死亡した者の平成\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表  
(兼相続人の代表者指定届出書)

1 死亡した者の住所・氏名等									
住所		フリガナ	氏名	死亡年月日	平成 年 月 日				
2 死亡した者の納める税金又は還付される税金 (所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額) (還付される税金のときは頭部に△印を付けてください。) 円…A									
3 相続人等の代表者の指定 (代表者を指定されるときは、右にその代表者の氏名を記してください。相続人等の代表者の氏名)									
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認をしているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限定承認									
5 相続人等に関する事項	(1) 住所								
	(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ				
	(3) 個人番号								
	(4) 職業及び被相続人との続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄
	(5) 生年月日	明・大・昭・平	明・大・昭・平	明・大・昭・平	明・大・昭・平				
	(6) 電話番号	- -	- -	- -	- -				
	(7) 相続分…B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定				
	(8) 相続財産の価額	円	円	円	円				
6 納める税金等	A 各人の納付税額 A × B (各人の100円未満の端数切捨て)		00円	00円	00円	00円			
	A 各人の還付金額 (各人の1円未満の端数切捨て)		円	円	円	円			
7 還付される税金の受取場所	銀行名等	銀行 金庫・組合 農協・漁協	銀行 金庫・組合 農協・漁協	銀行 金庫・組合 農協・漁協	銀行 金庫・組合 農協・漁協				
	支店名等	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所				
	預金の種類	預金	預金	預金	預金				
	口座番号								
	貯金口座の記号番号	-	-	-	-				
	郵便局名等								

(注) 「5 相続人に関する事項」以降については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

（平成二十五年分以降用） ○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

個⑥091 死亡した者の平成\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）【裏面】

書き方

【死亡した人の確定申告書の書き方】

死亡した人の確定申告書の書き方は、「確定申告の手引き」などになって書きますが、次の点に留意して書いてください。

- 1 『平成〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A』を使用する場合には、申告書の余白部に「準確定」と表示し、『平成〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書B』を使用する場合には、標題の余白部に「準確定」と書いてください。
2 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を書いてください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と書いてください。
3 死亡した人の確定申告書の提出に当たっては、すべての相続人や包括受遺者の個人番号（12桁）の記入及び本人確認書類の提示と添付が必要となります。
4 『申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）の書き方』
5 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄
6 「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄
7 「3 相続人等の代表者の指定」欄
8 「5 相続人等に関する事項」欄
9 「6 納める税金等」欄
10 「7 還付される税金の受取場所」欄

- 4 『死亡した者の平成\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）』の標題の「年分」欄
5 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄
6 「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄
7 「3 相続人等の代表者の指定」欄
8 「5 相続人等に関する事項」欄
9 「6 納める税金等」欄
10 「7 還付される税金の受取場所」欄

○ この申告書付表は、死亡した人の所得税及び復興特別所得税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人を含みます。）が確定申告をするときに使用するものです。
○ この申告書付表を書く前に、確定申告書で死亡した人の納める税金又は還付される税金（所得税及び復興特別所得税の第3期分の税金）を計算してください。
○ 死亡した人の所得税及び復興特別所得税について相続人や包括受遺者が提出する確定申告書とこの付表は、相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して4か月を経過した日の前日（例えば、死亡した日が6月20日であるときは、10月20日）までに提出してください。
○ 相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、一緒に申告してください。この場合、使用する確定申告書と申告書付表は、それぞれ相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
○ この申告書付表の書き方についてお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

改正前

個⑥091 死亡した者の平成\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）【裏面】

書き方

【死亡した人の確定申告書の書き方】

死亡した人の確定申告書の書き方は、「確定申告の手引き」などになって書きますが、次の点に留意して書いてください。

- 1 『平成〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A』を使用する場合には、申告書の余白部に「準確定」と表示し、『平成〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書B』を使用する場合には、標題の余白部に「準確定」と書いてください。
2 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を書いてください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と書いてください。
3 「死亡した者の平成\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」の標題の「年分」欄
4 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄
5 「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄
6 「3 相続人等の代表者の指定」欄
7 「5 相続人等に関する事項」欄

- 4 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄
5 「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄
6 「3 相続人等の代表者の指定」欄
7 「5 相続人等に関する事項」欄

○ この申告書付表は、死亡した人の所得税及び復興特別所得税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人を含みます。）が確定申告をするときに使用するものです。
○ この申告書付表を書く前に、確定申告書で死亡した人の納める税金又は還付される税金（所得税及び復興特別所得税の第3期分の税金）を計算してください。
○ 死亡した人の所得税及び復興特別所得税について相続人や包括受遺者が提出する確定申告書とこの付表は、相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して4か月を経過した日の前日（例えば、死亡した日が6月20日であるときは、10月20日）までに提出してください。
○ 相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、一緒に申告してください。この場合、使用する確定申告書と申告書付表は、それぞれ相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
○ この申告書付表の書き方についてお分かりにならない点がありましたら、税務署におたずねください。

割合の合計が1となるように調整した上、その調整後の各人の割合を書いてください。
(注)1 法定相続分は均等

- イ 相続人が子と配偶者の場合…子は1/2、配偶者は1/2
ロ 相続人が配偶者と直系尊属の場合…配偶者は3/4、直系尊属は1/4
ハ 相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合…配偶者は3/4、兄弟姉妹は1/4
ニ 子や直系尊属、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上いる場合…各人の相続分は均等
なお、イ〜ハの相続人の子や兄弟姉妹が相続開始前に死亡している場合にこれらの人が子があるときは、その子が代襲して相続しますが、この場合のその子の法定相続分は、相続開始前に死亡したその子の親である子や兄弟姉妹の相続分となります。
2 指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
(4) 「相続財産の価額」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を書いてください。
なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（5(6)「相続分…B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ書いてください。

- 8 「6 納める税金等」欄
(1) 「各人の納付税額」欄
「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄が黒字の場合に書く欄です。
この欄には、「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄の納める税金に各人の相続分（5(6)「相続分…B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を書いてください。
(2) 「各の還付金額」欄
「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄が赤字の場合に書く欄です。
この欄には、「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄の還付される税金が相続人や包括受遺者の協議により分割されているときはその分割により請求すべき還付金額を書き、そうでないときはそれぞれ各人が相続や包括遺贈により取得する財産の相続分（民法第900条から第903条）に応じて求めた金額（1円未満の端数切捨て）を書いてください。
なお、相続人や包括受遺者が受領すべき還付金の受領を別のの人に委任する場合には、この申告書付表とは別に、還付金の受領に関する委任状の提出が必要となります。
9 「7 還付される税金の受取場所」欄
「各人の還付金額」欄に記載がある場合に書く欄です。
この欄には、還付される税金の受取りに当たって、
① 銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、
② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、
該当する項目に記入してください。
なお、還付される税金の受取りには預金口座（ご本人名義の口座に限り）と銀行の存続額又は郵便局窓口の受取りを希望（注）ゆいちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口の受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等も記入してください。

改正後

改正前

個⑥092 保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書・保険料を支払った場合の課税の特例の還付請求書【表面】

個⑥092 保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書・保険料を支払った場合の課税の特例の還付請求書【表面】

税務署受付印 保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書 保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求書

税務署受付印 保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書 保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求書

Header information form including tax office name, date, and taxpayer details (address, name, sex, birth date, phone number, nationality).

Header information form including tax office name, date, and taxpayer details (address, name, sex, birth date, phone number, nationality).

1 基本事項 (Basic Information) table with columns for residence status, arrival date, stay period, and tax management details.

1 基本事項 (Basic Information) table with columns for residence status, arrival date, stay period, and tax management details.

2 (特定社会) 保険料に関する事項 (Special Social Insurance Premium Related Items) table regarding employment and tax benefits.

2 (特定社会) 保険料に関する事項 (Special Social Insurance Premium Related Items) table regarding employment and tax benefits.

Table for (特定社会) 保険料 (Special Social Insurance Premium) with columns for type, amount, and calculation basis.

Table for (特定社会) 保険料 (Special Social Insurance Premium) with columns for type, amount, and calculation basis.

3 還付に関する事項 (Refund Related Items) table with columns for rate and amount.

3 還付に関する事項 (Refund Related Items) table with columns for rate and amount.

還付される税金の受取場所 (Tax Refund Receipt Location) table with options for bank transfer or cash collection.

還付される税金の受取場所 (Tax Refund Receipt Location) table with options for bank transfer or cash collection.

関与税理士 (Involved Tax Agent) table with fields for name, address, and contact information.

関与税理士 (Involved Tax Agent) table with fields for name, address, and contact information.

平成二十七年分以降用

平成25年分以降用

改正後

個⑥092 保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書・保険料を支払った場合の課税の特例の還付請求書【裏面】

書き方

- 1 この届出書は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「実税法」といいます。）（（保険料を支払った場合等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、所得税及び復興特別所得税の確定申告書又は所得税法 172 条第 1 項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 17 条第 5 項の規定による申告書（以下「172 条申告書」といいます。））に添付します。確定申告書の提出を要しない場合であっても、この特例の適用を受けようとする場合は、この届出書を提出期限までに添付書類とともに所管税務署長に提出します。また、実税法第 5 条の 2 第 5 項の規定による所得税及び復興特別所得税の還付を受けようとする場合に、還付請求書として使用します。
- 2 使用する内容に応じて、標題の「保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書 保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求書」のいずれかを抹消します。

その他の各欄は次により記入します。

- (1) 「1 基本事項」の各欄  
「居住形態」欄の各欄には居住形態の区分に応じて、「居住者」欄又は「非居住者」欄のいずれかの項目について記入します。

非居住者の方がこの届出書を 172 条申告書と併せて提出する場合は、「当初入国年月日」、「在留期間」及び「在留資格」の各欄の記入を省略して差し支えありません。「相手国の納税地」欄には、特定社会保険料（実税法第 5 条の 2 第 3 項に規定する特定社会保険料をいいます。以下同じです。）の金額の計算の基礎となった給与等に係る契約相手国における納税地を記入し、「相手国の納税者番号」欄には、その契約相手国において納税者番号を有する場合にその番号を記入します。また、納税管理人を定めている場合（この届出書とは別に届出が必要ですが）は、「納税管理人」欄にその納税管理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記入します。

- (2) 「2（特定社会）保険料に関する事項」の各欄  
保険料（実税法第 5 条の 2 第 1 項に規定する保険料をいいます。以下同じです。）又は特定社会保険料（以下「特定社会）保険料」といいます。）について記入します。

契約相手国内に事業所を有する雇用者により派遣される方は、「相手国法人との雇用契約」欄の「有」を、それ以外の方は「無」をそれぞれ〇を囲みます。「日本での就労期間」欄には、その雇用者のために日本で就労する期間を記入します。「課税の特例を受けることができる事情の詳細」欄には、適用される租税条約の条項や（特定社会）保険料に関する参考となるべき事項を記入します。（特定社会）保険料の「種類」及び「支払（控除）年月日」の各欄に書ききれない場合は、下の表に記入するか、適宜の用紙に記載したものを併せて提出しても差し支えありません。

種類									
支払(控除) 年月日									
金額									

※（特定社会）保険料の支払（控除）金額は、外貨により支払を行った場合には、原則として当該支払を行った日の対顧客物電信売相場と対顧客物電信買相場の中値によって換算しますが、本邦通貨により外貨を購入し直ちに支払を行った場合には支出した本邦通貨の額として差し支えありません。

「（特定社会）保険料の支払（控除）金額（①）」欄に、支払（控除）保険料の合計額を、「（特定社会）保険料の上限（②）」欄は次の算式により計算した金額をそれぞれ記入します。

（特定社会）保険料の上限 = (イ+ロ+ハ+ニ) × 保険料の金額の基礎となった期間の月数

イ 62 万円 × (14.996% (平成 19 年) ~ 18.3% (平成 29 年))<sup>①</sup> × 1 / 2

ロ 150 万円 × (14.996% (平成 19 年) ~ 18.3% (平成 29 年))<sup>①</sup> × 1 / 2 × 3 + 12

ハ 121 万円 × 12%<sup>②</sup> × 1 / 2

ニ 540 万円 × 12%<sup>②</sup> × 1 / 2 + 12

(注) 1 厚生年金保険法第 81 条第 4 項の表のうち、その年の 12 月の属する月分に応じて定められた保険料率になります。

2 健康保険法第 160 条第 1 項の規定により一般保険料率として決定される率のうち最も高い率になります。

<居住者の方> 「特例の対象となる（特定社会）保険料の額（③）」欄の額を、確定申告書第二表「社会保険料控除」の「支払保険料」欄に転記し、「社会保険の種類」欄には「届出書のとおり」と記入します。

<総合課税により確定申告する非居住者の方> 特定社会保険料の金額の計算の基礎となる給与等の収入金額から給与所得控除額及び特例の対象となる（特定社会）保険料の額（③）」欄の額を控除した残額を給与所得の金額として確定申告書に記入します。

- <172 条申告書を提出する非居住者の方> 172 条申告書の「収入金額の合計」欄の下段に、収入金額の合計額をかつ書きし、上段に収入金額から「特例の対象となる（特定社会）保険料の額（③）」欄の額を控除した後の額を記入します。
- (3) 「3 還付に関する事項」に各欄  
還付請求書として使用する場合にはのみ使用します。「還付の受取場所」は、納税管理人の届出をしている場合は、納税管理人の名義の口座を記入します。

- 3 この届出書には、次の(1)（還付請求書として提出する場合は(1)及び(2)）の書類を添付する必要があります（添付する書類が外国語で作成されている場合はその翻訳文も併せて添付してください。）。

- (1) 契約相手国の社会保障制度に係る（特定社会）保険料について特例の適用を受ける場合・・・契約相手国の社会保障制度に係る権限ある機関のその社会保障制度に係る法令の適用を受ける旨の証明書（適用証明書）及びその（特定社会）保険料の金額を証する金額

- (2) 給与等につき源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額を明らかにする書類等
- 4 この届出書は確定申告書等に添付して、それぞれの確定申告書の提出期限までに住所地等の所管税務署に提出します（確定申告書の提出を要しない場合でも、この特例の適用を受けようとするときは、適用を受けようとする年分の翌年 3 月 15 日までにこの届出書を提出します。）。

なお、還付請求書として提出する場合には、この特例の適用を受けようとする年分の翌年の 1 月 1 日（同日前に特定社会保険料の総額が確定した場合にはその確定した日）以後、住所地等の所管税務署に提出します。

※ 平成 27 年 12 月 31 日以前に支払う又は控除される保険料について実税法第 5 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けるために確定申告書に添付する届出書として提出する場合を除き、この届出書又は還付請求書提出の際には、①個人番号（12 桁）の記載及び②届出又は請求をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

改正前

個⑥092 保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書・保険料を支払った場合の課税の特例の還付請求書【裏面】

書き方

- 1 この届出書は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「実税法」といいます。）（（保険料を支払った場合等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、所得税及び復興特別所得税の確定申告書又は所得税法 172 条第 1 項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 17 条第 5 項の規定による申告書（以下「172 条申告書」といいます。））に添付します。確定申告書の提出を要しない場合であっても、この特例の適用を受けようとする場合は、この届出書を提出期限までに添付書類とともに所管税務署長に提出します。また、実税法第 5 条の 2 第 5 項の規定による所得税及び復興特別所得税の還付を受けようとする場合に、還付請求書として使用します。
- 2 使用する内容に応じて、標題の「保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書 保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求書」のいずれかを抹消します。

その他の各欄は次により記入します。

- (1) 「1 基本事項」の各欄  
「居住形態」欄の各欄には居住形態の区分に応じて、「居住者」欄又は「非居住者」欄のいずれかの項目について記入します。

非居住者の方がこの届出書を 172 条申告書と併せて提出する場合は、「当初入国年月日」、「在留期間」及び「在留資格」の各欄の記入を省略して差し支えありません。「相手国の納税地」欄には、特定社会保険料（実税法第 5 条の 2 第 3 項に規定する特定社会保険料をいいます。以下同じです。）の金額の計算の基礎となった給与等に係る契約相手国における納税地を記入し、「相手国の納税者番号」欄には、その契約相手国において納税者番号を有する場合にその番号を記入します。また、納税管理人を定めている場合（この届出書とは別に届出が必要ですが）は、「納税管理人」欄にその納税管理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記入します。

- (2) 「2（特定社会）保険料に関する事項」の各欄  
保険料（実税法第 5 条の 2 第 1 項に規定する保険料をいいます。以下同じです。）又は特定社会保険料（以下「特定社会）保険料」といいます。）について記入します。

契約相手国内に事業所を有する雇用者により派遣される方は、「相手国法人との雇用契約」欄の「有」を、それ以外の方は「無」をそれぞれ〇を囲みます。「日本での就労期間」欄には、その雇用者のために日本で就労する期間を記入します。「課税の特例を受けることができる事情の詳細」欄には、適用される租税条約の条項や（特定社会）保険料に関する参考となるべき事項を記入します。（特定社会）保険料の「種類」及び「支払（控除）年月日」の各欄に書ききれない場合は、下の表に記入するか、適宜の用紙に記載したものを併せて提出しても差し支えありません。

種類									
支払(控除) 年月日									
金額									

※（特定社会）保険料の支払（控除）金額は、外貨により支払を行った場合には、原則として当該支払を行った日の対顧客物電信売相場と対顧客物電信買相場の中値によって換算しますが、本邦通貨により外貨を購入し直ちに支払を行った場合には支出した本邦通貨の額として差し支えありません。

「（特定社会）保険料の支払（控除）金額（①）」欄に、支払（控除）保険料の合計額を、「（特定社会）保険料の上限（②）」欄は次の算式により計算した金額をそれぞれ記入します。

（特定社会）保険料の上限 = (イ+ロ+ハ+ニ) × 保険料の金額の基礎となった期間の月数

イ 62 万円 × (14.996% (平成 19 年) ~ 18.3% (平成 29 年))<sup>①</sup> × 1 / 2

ロ 150 万円 × (14.996% (平成 19 年) ~ 18.3% (平成 29 年))<sup>①</sup> × 1 / 2

ハ 121 万円 × 12%<sup>②</sup> × 1 / 2

ニ 540 万円 × 12%<sup>②</sup> × 1 / 2 + 12

(注) 1 厚生年金保険法第 81 条第 4 項の表のうち、その年の 12 月の属する月分に応じて定められた保険料率になります。

2 健康保険法第 160 条第 1 項の規定により一般保険料率として決定される率のうち最も高い率になります。

<居住者の方> 「特例の対象となる（特定社会）保険料の額（③）」欄の額を、確定申告書第二表「社会保険料控除」の「支払保険料」欄に転記し、「社会保険の種類」欄には「届出書のとおり」と記入します。

<総合課税により確定申告する非居住者の方> 特定社会保険料の金額の計算の基礎となる給与等の収入金額から給与所得控除額及び特例の対象となる（特定社会）保険料の額（③）」欄の額を控除した残額を給与所得の金額として確定申告書に記入します。

- <172 条申告書を提出する非居住者の方> 172 条申告書の「収入金額の合計」欄の下段に、収入金額の合計額をかつ書きし、上段に収入金額から「特例の対象となる（特定社会）保険料の額（③）」欄の額を控除した後の額を記入します。
- (3) 「3 還付に関する事項」に各欄  
還付請求書として使用する場合にはのみ使用します。「還付の受取場所」は、納税管理人の届出をしている場合は、納税管理人の名義の口座を記入します。

- 3 この届出書には、次の(1)（還付請求書として提出する場合は(1)及び(2)）の書類を添付する必要があります（添付する書類が外国語で作成されている場合はその翻訳文も併せて添付してください。）。

- (1) 契約相手国の社会保障制度に係る（特定社会）保険料について特例の適用を受ける場合・・・契約相手国の社会保障制度に係る権限ある機関のその社会保障制度に係る法令の適用を受ける旨の証明書（適用証明書）及びその（特定社会）保険料の金額を証する金額

- (2) 給与等につき源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額を明らかにする書類等
- 4 この届出書は確定申告書等に添付して、それぞれの確定申告書の提出期限までに住所地等の所管税務署に提出します（確定申告書の提出を要しない場合でも、この特例の適用を受けようとするときは、適用を受けようとする年分の翌年 3 月 15 日までにこの届出書を提出します。）。

なお、還付請求書として提出する場合には、この特例の適用を受けようとする年分の翌年の 1 月 1 日（同日前に特定社会保険料の総額が確定した場合にはその確定した日）以後、住所地等の所管税務署に提出します。





平成 年分所得税青色申告決算書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》

診療科目	住所	整理番号
		氏名

1. 収入金額の内訳

診療科目	診療件数	診療実日数	決定点数	収入金額 （口、込、額）	金額 （診療報酬額、 収入金額）
① 一般社会保険 ② 国民健康保険 ③ 国民健康保険 ④ その他					
小計					
⑤ 小規模診療 ⑥ その他					
小計					
⑦ ①+②+③+④					
⑧ ⑤+⑥					
⑨ ⑦+⑧					
⑩ ⑨					

2. 自由診療割合の計算

この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入に係る所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれに係る経費であるか明らかでない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。

自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。

(1) 診療実日数による割合

$$\frac{\text{自由診療実日数(⑩)}}{\text{総診療実日数(⑨+⑩)}} \times 100 = \text{⑦} \%$$

(2) 収入による割合

$$\frac{\text{自由診療収入(⑩)}}{\text{総診療収入(⑨+⑩)}} \times 100 \times \text{調整率} = \text{⑧} \%$$

改正前

個⑥101 平成 年分所得税青色申告決算書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》【表面】

(注)1は社会保険診療報酬が5000円未満の合計又は医療費控除対象医療に係る収入金額が7000円未満の場合は、租税特別措置法第26条の規定により計算した額を2倍計算することができます。

平成 年分所得税青色申告決算書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》

診療科目	住所	整理番号
		氏名

1. 収入金額の内訳

診療科目	診療件数	診療実日数	決定点数	収入金額 （口、込、額）	金額 （診療報酬額、 収入金額）
① 一般社会保険 ② 国民健康保険 ③ 国民健康保険 ④ その他					
小計					
⑤ 小規模診療 ⑥ その他					
小計					
⑦ ①+②+③+④					
⑧ ⑤+⑥					
⑨ ⑦+⑧					
⑩ ⑨					

2. 自由診療割合の計算

この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入に係る所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれに係る経費であるか明らかでない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。

自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。

(1) 診療実日数による割合

$$\frac{\text{自由診療実日数(⑩)}}{\text{総診療実日数(⑨+⑩)}} \times 100 = \text{⑦} \%$$

(2) 収入による割合

$$\frac{\text{自由診療収入(⑩)}}{\text{総診療収入(⑨+⑩)}} \times 100 \times \text{調整率} = \text{⑧} \%$$

改正後

個⑥101 平成 年分所得税青色申告決算書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》【表面】

(平成二十六年分以降用)

(注)1は社会保険診療報酬が5000円未満の合計又は医療費控除対象医療に係る収入金額が7000円未満の場合は、租税特別措置法第26条の規定により計算した額を2倍計算することができます。

個⑥107 添付書類台紙【表面】

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税 の確定申告書 **添付書類台紙**

住所 (又は事業所、事務所など)	フリガナ 氏名
---------------------	------------

⑤ のりしろ  
源泉徴収票④ のりしろ  
社会保険料控除関係書類  
小規模企業共済等掛金③ のりしろ  
生命保険料控除関係書類② のりしろ  
地震保険料控除関係書類① のりしろ  
寄附金控除関係書類

⚠ 復興特別所得税額の記入漏れにご注意ください!!

申告書を提出する場合は、上記の書類（該当するものに限ります。）を申告書に添付するか申告書を提出する際に提示する必要があります（源泉徴収票は添付が必要です）。  
書類を添付する場合は、この台紙に源泉徴収票などの書類を①から⑤の順にのりづけし、申告書と一緒に提出してください。

- ※ この台紙からはみ出さないように貼ってください。
- ※ 医療費の領収書等は、この台紙には貼らずに、医療費の明細書（封筒）や適宜の封筒に入れて提出してください。
- ※ ①から⑤以外の書類やのりしろで貼りきれない大きな書類は、この台紙の裏面に貼ってください。

個⑥107 添付書類台紙【表面】

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税 の確定申告書 **添付書類台紙**

住所 (又は事業所、事務所など)	フリガナ 氏名
---------------------	------------

⑤ のりしろ  
源泉徴収票④ のりしろ  
社会保険料控除関係書類  
小規模企業共済等掛金③ のりしろ  
生命保険料控除関係書類② のりしろ  
地震保険料控除関係書類① のりしろ  
寄附金控除関係書類

申告書を提出する場合は、上記の書類（該当するものに限ります。）を申告書に添付するか申告書を提出する際に提示する必要があります（源泉徴収票は添付が必要です）。  
書類を添付する場合は、この台紙に源泉徴収票などの書類を①から⑤の順にのりづけし、申告書と一緒に提出してください。

- ※ この台紙からはみ出さないように貼ってください。
- ※ 医療費の領収書等は、この台紙には貼らずに、医療費の明細書（封筒）や適宜の封筒に入れて提出してください。
- ※ ①から⑤以外の書類やのりしろで貼りきれない大きな書類は、この台紙の裏面に貼ってください。



改正後

改正前

個⑥107 添付書類台紙【裏面】

個⑥107 添付書類台紙【裏面】  
(同左)



⑩ の り し ろ

⑨ の り し ろ

⑧ の り し ろ

⑦ の り し ろ

⑥ の り し ろ

⑪ <のりしろで貼りがれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。>

⑫ <のりしろで貼りがれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。>

個⑥109-5 平成 27 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書（損失申告用）付表（東日本大震災の被災者の方用）

（新設）

■ 平成 27 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書（損失申告用）付表 FA0084 ■

第四表付表(一)

番号  一課番号

住所 (又は事業所など)		フリガナ 氏名	
-----------------	--	------------	--

この付表は、震災特例法第5条（雑損失の繰越控除の特例）、第7条（純損失の繰越控除の特例）の規定の適用を受ける方が、申告書第四表（損失申告用）の「3 翌年以後に繰り越す損失額」、「4 繰越損失を差し引く計算」又は「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」に代えて使用します。

3 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額		被災純損失以外の純損失金額	⑦	円		
		被災純損失金額	⑦*			
居住用財産に係る過算後課税損失の金額			⑧			
変動所得の損失額			⑨			
被災事業用資産の損失額	山林	営業等・農業		⑩	円	
		うち 棚卸資産震災損失額		⑩*		
	以外	不動産	うち 固定資産震災損失額		⑪*	
			うち 固定資産震災損失額		⑪*	
	山林	林	うち 固定資産震災損失額		⑫*	
			うち 固定資産震災損失額		⑫*	
山林所得に係る被災事業用資産の損失額		被災純損失以外の純損失金額	⑬	円		
		被災純損失金額	⑬*			
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額		被災純損失以外の純損失金額	⑭			
		被災純損失金額	⑭*			

資産  整理欄



改正後

(廃止)

改正前

個⑥110 特定相続人の特別還付金請求書付表

		一連番号

平成\_\_年分の特定相続人の特別還付金請求書付表  
(兼特定相続人の代表者指定届出書)

1 特定相続人に係る特定被相続人の住所・氏名等					
住所		フリガナ 氏名		死亡年 月 日	平成 年 月 日
2 特定相続人に係る特定被相続人の特別還付金の額(合計額)			円		
3 特定相続人の代表者の指定		代表者の氏名			
4 特定相続人に関する事項					
(1) 住所					
(2) 氏名	フリガナ ⓐ	フリガナ ⓐ	フリガナ ⓐ	フリガナ ⓐ	フリガナ ⓐ
整理欄 (記入しないでください。)					
(3) 電話番号	- -	- -	- -	- -	- -
(4) 相続分	法定・指定 _____	法定・指定 _____	法定・指定 _____	法定・指定 _____	法定・指定 _____
5 各特定相続人の特別還付金の額		円	円	円	円
6 特別還付金の受取場所					
銀行等の預金口座に振込みを希望する場合	銀行名等	銀行 金庫・組合 農協・漁協	銀行 金庫・組合 農協・漁協	銀行 金庫・組合 農協・漁協	銀行 金庫・組合 農協・漁協
	支店名等	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所
	預金の種類	預金	預金	預金	預金
	口座番号				
ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合	貯金口座の記号番号	-	-	-	-
郵便局等の窓口受取りを希望する場合	郵便局名等				

(注) 「4 特定相続人に関する事項」以下は、相続を放棄した人などで特定相続人でない人は記入の必要はありません。

**特定相続人の特別還付金請求書付表の書き方**

- 1 「平成 年分の特定相続人の特別還付金請求書付表」欄  
 特別還付金請求書(以下「請求書」といいます。)の年分と同じ年分を書いてください。
- 2 「1 特定相続人に係る特定被相続人の住所・氏名等」欄  
 特定相続人に係る特定被相続人の死亡したときの住所地を書いてください。
- 3 「2 特定相続人に係る特定被相続人の特別還付金の額(合計額)」欄  
 請求書の年分に係る「特別還付金の額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)により計算した金額を書いてください。
- 4 「3 特定相続人の代表者の指定」欄  
 特定相続人が2人以上いる場合には、その特定相続人のうちから各特定相続人が受領すべき特別還付金に関する書類を代表して受領する人を指定することができますので、なるべく代表して受領する人を指定してください。
- 5 「4 特定相続人に関する事項」欄  
 特定相続人について書いてください。
  - (1) 「住所」欄  
 特定相続人がこの請求書付表を提出するときの住所地を書いてください。
  - (2) 「氏名」欄  
 この請求書付表で請求する特定相続人は、署名、押印してください。  
 なお、一緒に請求できない特定相続人についてはその人の住所の頭部に「請求せず」と表示するとともに、氏名を○で囲んでください。その人は別に請求書と請求書付表を提出することになりますから、その人に請求内容を連絡してください。
    - 「請求書」の「住所」欄、「氏名」欄及び「電話番号」欄の書き方  
 一の請求書により請求する特定相続人のうちからいずれか一の特定相続人の住所、氏名及び電話番号を書いてください。なお、上記4で代表者を指定したときは：代表者の住所、氏名及び電話番号を書いてください。
  - (3) 「相続分」欄  
 法定相続分(民法第900条、第901条)により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分(民法第902条)により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を書いてください。  
 なお、子や直系尊属、兄弟姉妹が2人以上いる場合や相続人のほかに包括受遺者がいる場合などには、各人の相続分の割合の合計が1となるように調整した上、その調整後の各人の割合を書いてください。
- 6 「5 各特定相続人の特別還付金の額」欄  
 特定被相続人に係る特別還付金の額が特定相続人の協議により分割されているときはその分割により請求できる特別還付金の額を書き、そうでないときはそれぞれ各特定相続人が相続や包括遺贈により取得する財産の相続分(民法第900条から第903条)に応じて求めた金額(1円未満の端数切捨て)を書いてください。  
 なお、相続人や包括受遺者が受領すべき特別還付金の受領を別の人に委任する場合には、この請求書付表とは別に、特別還付金の受領に関する委任状の提出が必要となります。詳しくは、税務署におたずねください。
  - 「請求書」の「特別還付金の額」欄の書き方  
 一の請求書により請求する「各特定相続人の特別還付金の額」の合計額を書いてください。
- 7 「6 特別還付金の受取場所」欄  
 特別還付金の受取りに当たって、①銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、②ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、該当する項目に記入してください。  
 なお、特別還付金の受取りには、預貯金口座(ご本人名義に限ります。)への振込みをご利用ください。  
 (注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。
 

- この請求書付表は、特定相続人が特別還付金の請求をするときに使用するものです。
  - この請求書付表を書く前に、特別還付金の額の計算明細書で特定相続人に係る特定被相続人の特別還付金の額を計算してください。
  - 特定相続人が2人以上いる場合の特別還付金の請求は、各特定相続人を通じて一の請求書により請求することができますので、なるべく一の請求書により請求してください。この場合、使用する請求書と請求書付表は、それぞれ特定相続人を通じて1枚で足ります。
  - 特定相続人が1人の場合には、この請求書付表の提出を省略しても差し支えありません。なお、この場合の「請求書」の「住所」欄及び「氏名」欄は、次により2段書きしてください。
    - ・ 各欄の上段に特定被相続人について書き、その住所及び氏名の各頭部に「(特定被相続人)」と書くとともに、氏名の上段に死亡年月日を書いてください。
    - ・ 各欄の下段に特定相続人について書き、その住所及び氏名の各頭部に「(特定相続人)」と書いてください。

改正後

(廃止)

改正前

個⑥111 特別還付金請求書付表

		一連番号

平成\_\_\_\_年分の特別還付金請求書付表  
(兼相続人の代表者指定届出書)

<b>1 死亡した者の住所・氏名等</b>					
住所		フリガナ 氏名	死亡年 月 日	平成 年 月 日	
<b>2 死亡した者の特別還付金の額</b>		円			
<b>3 相続人等の代表者の指定</b>		代表者の氏名			
<b>4 相続人等に関する事項</b>					
(1) 住 所					
(2) 氏 名	フリガナ ㊟	フリガナ ㊟	フリガナ ㊟	フリガナ ㊟	
整 理 欄 (記入しないでください。)					
(3) 電話番号	— —	— —	— —	— —	
(4) 相 続 分	法定・指定 ——	法定・指定 ——	法定・指定 ——	法定・指定 ——	
<b>5 各人の特別還付金の額</b>		円	円	円	
<b>6 特別還付金の受取場所</b>					
銀行等の預金口座に振込みを希望する場合	銀行名等	銀 行 金庫・組合 農協・漁協	銀 行 金庫・組合 農協・漁協	銀 行 金庫・組合 農協・漁協	銀 行 金庫・組合 農協・漁協
	支店名等	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所
	預金の種類	預金	預金	預金	預金
	口座番号				
ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合	貯金口座の記号番号	—	—	—	—
郵便局等の窓口受取りを希望する場合	郵便局名等				

(注) 「4 相続人等に関する事項」以下は、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

## 特別還付金請求書付表等の書き方

## 【死亡した人の特別還付金請求書の書き方】

- 1 「平成 年分の特別還付金請求書」の標題の上部余白に「相続人の請求」と書いてください。
- 2 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を書いてください。この場合、住所及び氏名の各頭部に「(被相続人)」と書いてください。  
なお、相続人や包括受遺者が1人のためこの特別還付金請求書付表の提出を省略する場合には、これら欄は次により2段書きしてください。  
(1) 各欄の上段に死亡した人について書き、その氏名上部に死亡年月日を書いてください。  
(2) 各欄の下段に相続人や包括受遺者について書き、その住所及び氏名の各頭部に「(相続人)」と書いてください。

## 【特別還付金請求書付表の書き方】

- 1 「平成 年分の特別還付金請求書付表」欄  
特別還付金請求書(以下「請求書」といいます。)の年分と同じ年分を書いてください。
  - 2 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄  
請求書の「住所」欄に書いた対象年金受給者又は特定相続人の住所地を書いてください。
  - 3 「2 死亡した者の特別還付金の額」欄  
請求書の「特別還付金の額」欄の金額を転記してください。
  - 4 「3 相続人等の代表者の指定」欄  
相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、その相続人や包括受遺者のうちから死亡した人の特別還付金に関する書類を代表して受領する人を指定することができますので、なるべく代表して受領する人を指定してください。
  - 5 「4 相続人等に関する事項」欄  
すべての相続人や包括受遺者(相続を放棄した人を除きます。)について書いてください。  
(1) 「住所」欄  
相続人や包括受遺者がこの請求書付表を提出するときの住所を書いてください。  
(2) 「氏名」欄  
この請求書付表で請求する相続人や包括受遺者は、署名、押印してください。  
なお、一緒に請求できない相続人や包括受遺者についてはその人の住所の頭部に「請求せず」と表示するとともに、氏名を○で囲んでください。その人は別に請求書と請求書付表を提出することになりますから、その人に請求内容を連絡してください。  
(3) 「相続分」欄  
法定相続分(民法第900条、第901条)により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分(民法第902条)により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を書いてください。  
なお、子や直系尊属、兄弟姉妹が2人以上いる場合や相続人のほかに包括受遺者がいる場合などには、各人の相続分の割合の合計が1となるように調整した上、その調整後の各人の割合を書いてください。
  - 6 「5 各人の特別還付金の額」欄  
死亡した人の対象保険年金に係る特別還付金の額が相続人や包括受遺者の協議により分割されているときはその分割により請求できる特別還付金の額を書き、そうでないときはそれぞれ各人が相続や包括遺贈により取得する財産の相続分(民法第900条から第903条)に応じて求めた金額(1円未満の端数切捨て)を書いてください。  
なお、相続人や包括受遺者が受領すべき特別還付金の受領を別の人に委任する場合には、この請求書付表とは別に、特別還付金の受領に関する委任状の提出が必要となります。詳しくは、税務署におたずねください。
  - 7 「6 特別還付金の受取場所」欄  
特別還付金の受取りに当たって、①銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、②ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、該当する項目に記入してください。  
なお、特別還付金の受取りには、預貯金口座(ご本人名義に限ります。)への振込みをご利用ください。  
(注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。
- この請求書付表は、死亡した人の特別還付金について相続人や包括受遺者(死亡した人から包括遺贈を受けている人はいません。)が特別還付金の請求をするときに使用するものです。
- この請求書付表を書く前に、請求書で死亡した人の特別還付金の額を計算してください。
- 相続人や包括受遺者が2人以上いる場合の特別還付金の請求は、各相続人や包括受遺者を通じて一の請求書により請求することができますので、なるべく一の請求書により請求してください。この場合、使用する請求書と請求書付表は、それぞれ相続人や包括受遺者を通じて1枚で足りず、相続人や包括受遺者が1人の場合には、請求書付表の提出を省略しても差し支えありません。



(廃止)

個⑥112 特別還付金の額の計算明細書(対象保険年金の最終支払年分が平成15年分以後の年分用)

(対象保険年金の最終支払年分が平成15年分以後の年分用)

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

平成 \_\_\_\_ 年分の特別還付金の額の計算明細書

1 特別還付金の額の計算の基礎(請求する年分が平成15年分以後の年分の場合に使用します。)

請求する年分の申告等: 有(当初申告(又は決定):平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日)・無

申告等がある場合: 申告等に係る所得税額等の計算 (申告等がない場合: 適用前雑所得金額に基づく所得税額等の計算)			適用後雑所得金額に基づく所得税額等の計算		
保険年金所得に係る適用前雑所得の金額	①	円	保険年金所得に係る適用後雑所得の金額	⑬	円
課税される総所得金額	②		課税される総所得金額	⑭	
所得金額	③		所得金額	⑮	
②に対する税額	④		⑭に対する税額	⑯	
③に対する税額	⑤		⑮に対する税額	⑰	
計(④+⑤)	⑥		計(⑯+⑰)	⑱	
税額控除計	⑦		税額控除計	⑲	
定率減税相当額	⑧		定率減税相当額	⑳	
源泉徴収税額	⑨		源泉徴収税額	㉑	
申告納税額(⑥-⑦-⑧-⑨)	⑩		申告納税額(⑱-⑲-⑳-㉑)	㉒	
予定納税額	⑪		予定納税額	㉓	
第3期分の税額(⑩-⑪)	⑫		第3期分の税額(㉒-㉓)	㉔	

2 特別還付金の額の計算

請求する年分に応じ、(1)又は(2)により計算してください。

(1) 請求する年分が平成15年分以後の場合

請求する年分についての申告等の有無に応じ、イ又はロにより計算してください。

イ その年分について申告等があるとき

特別還付金の額(⑫-㉔) ⑮ 円 ←「㉔-㉒」が0以下の場合、0と書いてください。

ロ その年分について申告等がないとき

(⑫-㉔)	⑯	
((①-⑬)×10%)	⑰	
⑯と⑰のいずれが多い方の金額	⑱	
限度額	⑲	
特別還付金の額(⑱と⑲のいずれが少ない方の金額)	⑳	円

←⑲が赤字のときは「0-⑲」の金額を、また、0又は黒字のときは0を書いてください。

(2) 請求する年分が平成14年分以前の場合

その年分の保険年金所得に係る適用前雑所得金額	①	
その年分の保険年金所得に係る適用後雑所得金額	②	
保険年金所得減少額(①-②)	③	
みなし特別還付金基準額	④	
平成15年分の計算明細書の(①-⑬)	⑤	
みなし特別還付金割合(④÷⑤)	⑥	%
特別還付金の額(③×⑥)	⑦	円

←「平成15年分の特別還付金の額の計算明細書」の⑤の金額を書いてください(⑤の金額の記載がない場合には、⑥の金額を計算して書いてください)。小数点の端数があるときは、これを切り上げてください。

( )枚のうち( )枚目

改正後

(廃止)

改正前

個⑥113 特別還付金の額の計算明細書（対象保険年金の最終支払年分が平成14年分以前の年分用）

（対象保険年金の最終支払年分が平成14年分以前の年分用）

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

平成 \_\_\_\_\_ 年分の特別還付金の額の計算明細書

1 特別還付金の額の計算の基礎（請求する年分が最終支払年分の場合に使用します。）

平成15年分の申告等：有・無

申告等がある場合：申告等に係る所得税額等の計算 (申告等がない場合：適用前雑所得金額に基づく所得税額等の計算)				適用後雑所得金額に基づく所得税額等の計算			
保険年金所得に係る適用前雑所得の金額	①	円	保険年金所得に係る適用後雑所得の金額	⑬	円		
課税される所得金額	②		課税される所得金額	⑭			
	③			⑮			
上に対する税額	④		上に対する税額	⑯			
	⑤			⑰			
	⑥			⑱			
税額控除計	⑦		税額控除計	⑲			
定率減税相当額	⑧		定率減税相当額	⑳			
源泉徴収税額	⑨		源泉徴収税額	㉑			
申告納税額(⑥-⑦-⑧-⑨)	⑩		申告納税額(⑱-⑲-⑳-㉑)	㉒			
予定納税額	⑪		予定納税額	㉓			
第3期分の税額(⑩-⑪)	⑫		第3期分の税額(㉒-㉓)	㉔			

2 特別還付金の額の計算

還付金の額である場合は、「△」を付して書いてください。

請求する年分に、(1)又は(2)により計算してください。

(1) 請求する年分が最終支払年分の場合

(⑫-㉔)	㉕	
((①-⑬) × 10%)	㉖	
特別還付金の額 (㉕と㉖のいずれが多い方の金額)	㉗	円

②～⑬及び⑭～㉑は、最終支払年分の保険年金所得と平成15年分の保険年金所得以外の各種所得の金額及び各種所得控除の額等を用いて計算してください。

(2) 請求する年分が最終支払年分以外の年分の場合

その年分の保険年金所得に係る適用前雑所得金額	㉘	
その年分の保険年金所得に係る適用後雑所得金額	㉙	
保険年金所得減少額 (㉘-㉙)	㉚	
みなし特別還付金基準額	㉛	
最終支払年分の計算明細書の(①-⑬)	㉜	
みなし特別還付金割合 (㉚ ÷ ㉜)	㉝	%
特別還付金の額 (㉛ × ㉝)	㉞	円

「最終支払年分の特別還付金の額の計算明細書」の㉛の金額を書いてください。  
小数点の端数があるときは、これを切り上げてください。

( )枚のうち( )枚目

改正後

改正前

個⑦005 居住形態等に関する確認書【一面】

個⑦005 居住形態等に関する確認書【一面】

居住形態等に関する確認書

居住形態等に関する確認書

Confirmation of the Type of Resident Status, Etc.

Confirmation of the Type of Resident Status, Etc.

(平成 27 年分)

(平成 26 年分)

氏名 Name (Last, First, Middle)	
住所又は居所 Domicile or residence	
電話番号 Telephone number	
国籍 Nationality	
在留カード番号等 Residence Card number or Alien Registration number	
居住形態等 (Type of Resident Status)	
1 下記事項を記入してください。(Please fill out the following items.)	
(1) 当初の入国年月日 (Date of original entry into Japan)	(Year) (Month) (Day) 年 月 日
(2) 在留資格 (Visa status in Japan)	
(3) 在留期間 (Permitted period of stay in Japan)	
2 平成27年中に出国しましたか。(Did you leave Japan anytime during 2015?) <input type="checkbox"/> (Yes) はい <input type="checkbox"/> (No) いいえ	
3 2の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to 2 is "Yes", please fill out the following items.)	
(1) 出国の期間 (Period of absence from Japan)	月 日～ 月 日 月 日～ 月 日 月 日～ 月 日
(2) 出国の目的 (Purpose of absence from Japan)	
4 平成27年中の居住形態による期間区分 (Period of each type of resident status during 2015)	
(1) 非居住者期間 (Period of Non-resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
(2) 非永住者期間 (Period of Non-permanent Resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
(3) 永住者期間 (Period of Permanent Resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
5 (1) 4 (2)の非永住者期間があるときは、その期間中に国外に源泉のある所得はありますか。 (If you were a Non-permanent Resident Taxpayer during any period of 2015, did you receive any income from sources abroad during that period?) <input type="checkbox"/> (Yes) はい <input type="checkbox"/> (No) いいえ	
(2) (1)の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to (1) is "Yes", please fill out the following items.)	
① 国外に源泉のある所得の金額 (Amount of income from sources abroad)	円
② ①のうち国内で支払われた金額 (Amount of ① paid in Japan)	円
③ ①のうち国外から送金された金額 (Portion of ① remitted to Japan)	円

一面

氏名 Name (Last, First, Middle)	
住所又は居所 Domicile or residence	
電話番号 Telephone number	
国籍 Nationality	
在留カード番号等 Residence Card number or Alien Registration number	
居住形態等 (Type of Resident Status)	
1 下記事項を記入してください。(Please fill out the following items.)	
(1) 当初の入国年月日 (Date of original entry into Japan)	(Year) (Month) (Day) 年 月 日
(2) 在留資格 (Visa status in Japan)	
(3) 在留期間 (Permitted period of stay in Japan)	
2 平成26年中に出国しましたか。(Did you leave Japan anytime during 2014?) <input type="checkbox"/> (Yes) はい <input type="checkbox"/> (No) いいえ	
3 2の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to 2 is "Yes", please fill out the following items.)	
(1) 出国の期間 (Period of absence from Japan)	月 日～ 月 日 月 日～ 月 日 月 日～ 月 日
(2) 出国の目的 (Purpose of absence from Japan)	
4 平成26年中の居住形態による期間区分 (Period of each type of resident status during 2014)	
(1) 非居住者期間 (Period of Non-resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
(2) 非永住者期間 (Period of Non-permanent Resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
(3) 永住者期間 (Period of Permanent Resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
5 (1) 4 (2)の非永住者期間があるときは、その期間中に国外に源泉のある所得はありますか。 (If you were a Non-permanent Resident Taxpayer during any period of 2014, did you receive any income from sources abroad during that period?) <input type="checkbox"/> (Yes) はい <input type="checkbox"/> (No) いいえ	
(2) (1)の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to (1) is "Yes", please fill out the following items.)	
① 国外に源泉のある所得の金額 (Amount of income from sources abroad)	円
② ①のうち国内で支払われた金額 (Amount of ① paid in Japan)	円
③ ①のうち国外から送金された金額 (Portion of ① remitted to Japan)	円

一面

改正後

改正前

個⑦005 居住形態等に関する確認書【二面】

個⑦005 居住形態等に関する確認書【二面】

住所又は居所を有していた期間の確認表

住所又は居所を有していた期間の確認表

Confirmation Table of the Period of Resident Status

Confirmation Table of the Period of Resident Status

二面

二面

○ 平成17年1月1日から平成26年12月31日までにおいて国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。

○ 平成16年1月1日から平成25年12月31日までにおいて国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。

Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding 10 years (2005~2014).

Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding 10 years (2004~2013).

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)						年数・月数・日数 (The number of years, months and days)			
(Year)	(Month)	(Day)	(Year)	(Month)	(Day)				
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
			～						
			～						
			～						
			～						
			～						
			～						
			～						
			～						
			～						
			～						
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total)									
(注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.						年 月 日			

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)						年数・月数・日数 (The number of years, months and days)			
(Year)	(Month)	(Day)	(Year)	(Month)	(Day)				
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
			～						
			～						
			～						
			～						
			～						
			～						
			～						
			～						
			～						
			～						
			～						
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total)									
(注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.						年 月 日			

○ 平成27年において国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。  
Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan during 2015.

○ 平成26年において国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。  
Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan during 2014.

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)				年数・月数・日数 (The number of years, months and days)			
(Month)	(Day)	(Month)	(Day)				
月	日	～	月	日	年	月	日
		～					
		～					
		～					
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total)							
(注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.				年 月 日			

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)				年数・月数・日数 (The number of years, months and days)			
(Month)	(Day)	(Month)	(Day)				
月	日	～	月	日	年	月	日
		～					
		～					
		～					
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total)							
(注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.				年 月 日			

(平成27年分)

(平成26年分)





改正後

改正前

個⑦006 所得税及び復興特別所得税の準確定申告書（所得税法第172条第1項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第17条第5項に規定する申告書）【裏面】

個⑦006 所得税及び復興特別所得税の準確定申告書（所得税法第172条第1項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第17条第5項に規定する申告書）【裏面】

所得税及び復興特別所得税の準確定申告書の説明

所得税及び復興特別所得税の準確定申告書の説明

- この申告書は非居住者（日本に住所がなく、かつ、1年以上居所を有しない個人をいいます。）が日本国内に源泉のある給与所得、退職所得又は人的役務の提供による所得を有しているが所得税法第212条及び第213条の規定による所得税並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第28条の規定による復興特別所得税の源泉徴収（税率20.42%）を受けていない場合（例えば支払地が国外の場合）に、源泉徴収に代えて申告納税するために使用します。  
(注) 復興特別所得税は、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。  
また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。
- この申告書を提出する際には、個人番号（12桁）の記入及び本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。
- この申告書により申告すべき所得は次のとおりです。
  - 給与所得……給料、賃金、賞与又はこれらの性質を有する給与で、国内で行う勤務に基因するもの
  - 退職所得……退職手当その他退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与で受給者が居住者であった期間に行った勤務に基因するもの
  - 人的役務の提供による所得……例えば弁護士、公認会計士等の自由職業者、科学技術、経営管理等のコンサルタント、あるいは俳優、音楽家等の芸能人又は職業運動家が国内において自己の役務を主たる内容とする役務の提供に基因して受ける報酬等
- 上記2の場合のほか、次の所得もこの申告の対象となります。
  - 内国法人の役員の内国勤務等に対する給与所得、退職所得
  - 居住者又は内国法人の運航する船舶又は航空機での勤務あるいは人的役務の提供を行い、あるいは行ったことに基因する給与所得、退職所得又は人的役務の提供による所得
- 非居住者が、例えば日本国内に事務所等事業を行う一定の場所を有して事業を行う場合などには、この申告書によらないで一般用申告書によって申告することとなりますのでご注意ください。
- この申告書の申告期限は所得が生じた年の翌年の3月15日であり、その申告期限が納期限です（3月15日が日曜日の場合には3月16日、土曜日の場合には3月17日が期限となります。）。ただし、その日までに日本に居所を有しなくなる場合には、その有しなくなる日までに申告・納付してください。

- この申告書は非居住者（日本に住所がなく、かつ、1年以上居所を有しない個人をいいます。）が日本国内に源泉のある給与所得、退職所得又は人的役務の提供による所得を有しているが所得税法第212条及び第213条の規定による所得税並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第28条の規定による復興特別所得税の源泉徴収（税率20.42%）を受けていない場合（例えば支払地が国外の場合）に、源泉徴収に代えて申告納税するために使用します。  
(注) 復興特別所得税は、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。  
また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。
- この申告書により申告すべき所得は次のとおりです。
  - 給与所得……給料、賃金、賞与又はこれらの性質を有する給与で、国内で行う勤務に基因するもの
  - 退職所得……退職手当その他退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与で受給者が居住者であった期間に行った勤務に基因するもの
  - 人的役務の提供による所得……例えば弁護士、公認会計士等の自由職業者、科学技術、経営管理等のコンサルタント、あるいは俳優、音楽家等の芸能人又は職業運動家が国内において自己の役務を主たる内容とする役務の提供に基因して受ける報酬等
- 上記2の場合のほか、次の所得もこの申告の対象となります。
  - 内国法人の役員の内国勤務等に対する給与所得、退職所得
  - 居住者又は内国法人の運航する船舶又は航空機での勤務あるいは人的役務の提供を行い、あるいは行ったことに基因する給与所得、退職所得又は人的役務の提供による所得
- 非居住者が、例えば日本国内に事務所等事業を行う一定の場所を有して事業を行う場合などには、この申告書によらないで一般用申告書によって申告することとなりますのでご注意ください。
- この申告書の申告期限は所得が生じた年の翌年の3月15日であり、その申告期限が納期限です（3月15日が日曜日の場合には3月16日、土曜日の場合には3月17日が期限となります。）。ただし、その日までに日本に居所を有しなくなる場合には、その有しなくなる日までに申告・納付してください。

Explanation of the "Income Tax and Special Income Tax For Reconstruction Quasi-Final Return"

Explanation of the "Income Tax and Special Income Tax For Reconstruction Quasi-Final Return"

- This form is to be used by a non-resident (an individual who is not domiciled in Japan nor has resided in Japan for one year or more) in declaring such income from Japanese source as employment income, retirement income or income from personal services, but which is not subject to withholding at the source at the rate of 20.42% by the application of the provisions of articles 212 and 213 of the Income Tax Law and article 28 of the Special Measures Act for the Reconstruction Funding After the Great East Japan Earthquake.  
NOTE: Special Income Tax For Reconstruction is calculated by multiplying the base income tax of respective years by 2.1% from 2013 through 2037.  
Also, when withholding tax is collected on the income arising during the period from January 1, 2013 through December 31, 2037 special income tax for reconstruction shall be collected together.
- When submitting this form, it is required to state the individual number in this form and to present your identification document or attach a copy of such document to this form.
- Includes the following : Income which should be declared on this form
  - Employment income—Salary, wages, bonuses or other earnings of the same nature which are based on the rendering of personal services performed in Japan.
  - Retirement income—A lump sum payment such as a severance allowance and the like received by a retiring employee and based on the rendering of personal services as employment duties performed in a period when the person receiving then was a resident of Japan.
  - Income from the provision of personal services—Remuneration, or other payments (a) received by attorneys' certified public accountants; scientific, technical or managerial consultants; public entertainers; athletes or other professionals and (b) based on personal services performed in Japan.
- Besides the income mentioned in section 2 above, the following are the types of income which should be declared on this form.
  - Employment income or retirement income based on personal services, such as employment duty performed outside Japan by an officer \* of a domestic corporation  
\* "Officer" means a director, auditor, supervisor or liquidator of a corporation as well as other persons specified by Cabinet Order among those engaged in managing the corporation.
  - Employment income, retirement income or income from personal services which are based on personal services performed on a ship or aircraft operated by a Japanese resident or a domestic corporation.
- The Final Return (for General Use) form should be used by a non-resident who conducts a business utilizing an office or any other fixed place of business within Japan.
- Please file this Return with the Tax Office by March 15 of the year following the year in which you earned the income mentioned above, and pay the tax by the same date. (When March 15 falls on Sunday, you must file the return and pay the tax by March 16. When March 15 falls on Saturday, you must file the return and pay the tax by March 17.) However, if by the said March 16, etc., you depart from Japan, you must file the return and pay the tax before you depart from Japan.

- This form is to be used by a non-resident (an individual who is not domiciled in Japan nor has resided in Japan for one year or more) in declaring such income from Japanese source as employment income, retirement income or income from personal services, but which is not subject to withholding at the source at the rate of 20.42% by the application of the provisions of articles 212 and 213 of the Income Tax Law and article 28 of the Special Measures Act for the Reconstruction Funding After the Great East Japan Earthquake.  
NOTE: Special Income Tax For Reconstruction is calculated by multiplying the base income tax of respective years by 2.1% from 2013 through 2037.  
Also, when withholding tax is collected on the income arising during the period from January 1, 2013 through December 31, 2037, special income tax for reconstruction shall be collected together.
- Includes the following : Income which should be declared on this form
  - Employment income—Salary, wages, bonuses or other earnings of the same nature which are based on the rendering of personal services performed in Japan.
  - Retirement income—A lump sum payment such as a severance allowance and the like received by a retiring employee and based on the rendering of personal services as employment duties performed in a period when the person receiving then was a resident of Japan.
  - Income from the provision of personal services—Remuneration, or other payments (a) received by attorneys' certified public accountants; scientific, technical or managerial consultants; public entertainers; athletes or other professionals and (b) based on personal services performed in Japan.
- Besides the income mentioned in section 2 above, the following are the types of income which should be declared on this form.
  - Employment income or retirement income based on personal services, such as employment duty performed outside Japan by an officer \* of a domestic corporation  
\* "Officer" means a director, auditor, supervisor or liquidator of a corporation as well as other persons specified by Cabinet Order among those engaged in managing the corporation.
  - Employment income, retirement income or income from personal services which are based on personal services performed on a ship or aircraft operated by a Japanese resident or a domestic corporation.
- The Final Return (for General Use) form should be used by a non-resident who conducts a business utilizing an office or any other fixed place of business within Japan.
- Please file this Return with the Tax Office by March 15 of the year following the year in which you earned the income mentioned above, and pay the tax by the same date. (When March 15 falls on Sunday, you must file the return and pay the tax by March 16. When March 15 falls on Saturday, you must file the return and pay the tax by March 17.) However, if by the said March 15, etc., you depart from Japan, you must file the return and pay the tax before you depart from Japan.

改正後

個⑧502 年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除関係書類の交付申請書【表面】

税務署受付印



年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除関係書類の交付申請書

\_\_\_\_\_ 税務署長

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日提出

住 所	(〒 - )
フリガナ	
氏 名	Ⓜ
電話番号	- -
個人番号	: : : :   : : : :   : : : :

居住開始年月日	平成 年 月 日	確定申告により（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けた年分	平成 年分
請求事由	1 給与の支払者が前年と異なることとなったため 2 紛失のため 3 その他 ( )		

上記の理由により、次の対象年分の年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書兼給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書が必要となったので、交付の申請をします。

交付申請書類の対象年分	平成_____年分 から 平成_____年分
-------------	------------------------

税務署整理欄	整理番号	番号確認	身元確認	確認書類
	0		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ( )

改正前

個⑧502 年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除関係書類の交付申請書【表面】

税務署  
整理欄

		整理番号

年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除関係書類の交付申請書

\_\_\_\_\_ 税務署長

平成 年 月 日

住 所

フリガナ  
氏 名

Ⓜ

電話番号

居住開始年月日	平成 年 月 日	確定申告により（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けた年分	平成 年分
請求事由	1 給与の支払者が前年と異なることとなったため 2 紛失のため 3 その他 ( )		

上記の理由により、次の対象年分の年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書兼給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書が必要となったので、交付の申請をします。

交付申請書類の対象年分	平成_____年分 から 平成_____年分
-------------	------------------------



改正後

個⑧502 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除関係書類の交付申請書【裏面】

書き方

- この申請書は、年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除関係書類の交付を受けようとする場合に提出するものです。
- 「居住開始年月日」欄及び「確定申告により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けた年分」欄には、新築や購入した家屋又は増改築等をした部分を居住の用に供した年月日及び確定申告により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けた年分を記載してください。
- 「請求事由」欄は、該当の数字を○で囲んでください。  
なお、「その他」の場合には、( )内にその理由を記載してください。
- 「交付申請書類の対象年分」欄は、必要とする書類の「平成 年分から平成 年分」欄に年分を記載してください。

※ 税務署の窓口で代理人の方がこの請求をする場合には委任状が必要です。

詳しくは、最寄りの税務署におたずねください。

※ 申請書を提出する際には、①個人番号(12桁)の記載及び②申請をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

平成22年分以前の証明書又は申告書の再交付を申請される方へ

平成24年6月以後、この申請に基づき発行されるものは、年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書(以下「証明書」といいます。)と給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書(以下「申告書」といいます。)が兼用となっています。

給与等の支払者が変わった場合にも、今回交付をしたお手許にある残りの証明書兼申告書を新たな給与等の支払者に提出することにより、引き続き(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

改正前

個⑧502 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除関係書類の交付申請書【裏面】

書き方

- この申請書は、年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除関係書類の交付を受けようとする場合に提出するものです。
- 「居住開始年月日」欄及び「確定申告により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けた年分」欄には、新築や購入した家屋又は増改築等をした部分を居住の用に供した年月日及び確定申告により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けた年分を記載してください。
- 「請求事由」欄は、該当の数字を○で囲んでください。  
なお、「その他」の場合には、( )内にその理由を記載してください。
- 「交付申請書類の対象年分」欄は、必要とする書類の「平成 年分から平成 年分」欄に年分を記載してください。

※ 税務署の窓口で代理人の方がこの請求をする場合には委任状が必要です。

詳しくは、最寄りの税務署におたずねください。

平成22年分以前の証明書又は申告書の再交付を申請される方へ

平成24年6月以後、この申請に基づき発行されるものは、年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書(以下「証明書」といいます。)と給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書(以下「申告書」といいます。)が兼用となっています。

給与等の支払者が変わった場合にも、今回交付をしたお手許にある残りの証明書兼申告書を新たな給与等の支払者に提出することにより、引き続き(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>平成 25 年分以前に係る個④001、個④003 及び個④003-1 の様式については、「個人番号」欄を除き、なお従前の例による。</p> <p>平成 27 年分以前に係る個⑥091 の様式については、相続人等の代表者の指定をする場合を除き、なお従前の例による。</p> <p>個⑥092 の様式について、平成 27 年 12 月 31 日以前に支払う又は控除される保険料について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第 5 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けるために届出書として提出する場合は、なお従前の例による。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>